

ジェンダー研究

No. **24**
2021

Special Section

パンデミックとジェンダー ——社会・政治経済の再構築に向けて

研究論文

コロナ禍の生命保険営業における「対面」営業の変化
金井 郁

危機としてのコロナ・パンデミックとフェミニスト知
本山 央子

研究ノート

カラ・ウォーカーによる《フォンス・アメリカヌス》(2019) —— パンデミック下のイギリスにおけるBLM運動の視点から
内山 尚子

COVID-19がジェンダー施策に与える影響 —— ドイツの男女平等戦略を巡る現状報告
佐野 敦子

COVID-19と「ホーム」 —— フェミニスト地理学の視点から
倉光 ミナ子

巻頭言

2020年初頭から世界はCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）のパンデミックに襲われた。1年半が過ぎ、ワクチン接種が各国で進む2021年夏の今もなお、人類はパンデミックと闘っている。世界保健機構（WHO）によると、感染者数は6月8日現在1億7,300万人を超え、そのうち死者は370万人を超過するという。この1年半は未知のウィルスを恐れながらも危機を生き延びるための様々な試行錯誤を繰り返した時期でもあった。

しかし、振り返ってみると、こと日本においては、あまり誇れるような出来事は思い浮かばない。クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗客と乗員への悲惨な対応、いわゆる“アベノマスク”問題、突然の学校休校、検査と病床の不足、経済最優先の未熟な政策など、次々失敗する政策に翻弄され、この後の方向性が見えずに不安な日々が続いた。私たちの日常は大きく変化し様々な矛盾や構造的不平等が露わになった。ケアや社会的必須労働（essential worker）の役割に注目が集まったのは幸いだったが、不安定で低賃金の労働条件や、人との接触による高い感染リスクに晒されている実態には十分な関心が払われてこなかった。経済活動の再開に重きが置かれた回復はそれらの問題をさらに深化させることになりかねない。経済力を持つ裕福な国々が先にワクチンを確保し、いち早く経済復帰しつつある現状は、そのような懸念が現実化しているといえよう。

パンデミックによって突きつけられた未曾有の課題を、我々はどのように受け止めてどのように向き合っていくべきか。『ジェンダー研究』24号ではその議論の場を提供すべく特集「パンデミックとジェンダー」を企画した。現在進行中の緊急性のあるテーマを取り上げるため、前号に続いて24号でも特集テーマで投稿論文を募った。その結果、経済・政治分野で2本の研究論文を掲載することができた。金井論文は生命保険業界のミクロな労働現場の変化を緻密に追って、地域限定で対面を重視する女性労働者の営業方法が対面を禁止する方策によって打撃を受けているのに対して、営業地域を限定せずにIT技術を駆使してきた男性中心の営業にはむしろ発展の機会を与えていることを明らかにした。また、本山論文はケアエコノミーを理論化したフェミニスト政治経済学の知見を評価したうえで、パンデミックに対するフェミニスト知がどのように生産されているのかを検討した。「フェミニスト的な」知も一枚岩ではなく「ケアエコノミー」に対する認識の違いによって未来への処方箋も異なることを、言説分析を用いて解明した。

今号は、パンデミックが及ぼした影響を多角的に検討するために、特集の研究論文以外にも、研究ノート、現場報告、資料紹介の枠をもうけた。現場の調査報告や海外事情の紹介もあり、パンデミックの世界的規模や地域によって異なる状況が窺える。また、ジェンダー研究の観点から選定した幅広い分野の書評も充実している。

『ジェンダー研究』の編集事務局は今年も素晴らしいチームワークを発揮してくれた。暗い時代と一緒に働き抜く勇氣は、信頼と使命感に基づくチームワークから生まれてくる。表紙から編集後記まで共同作業の実りが感じられる24号になったと誇りたい。

1 巻頭言 申 琪榮

特集

パンデミックとジェンダー

▶ 研究論文

- 5 コロナ禍の生命保険営業における「対面」営業の変化
金井 郁
- 25 危機としてのコロナ・パンデミックとフェミニスト知
本山 央子

▶ 研究ノート

- 47 カラ・ウォーカーによる《フォンス・アメリカヌス》(2019)
——パンデミック下のイギリスにおけるBLM運動の視点から
内山 尚子
- 57 COVID-19がジェンダー施策に与える影響——ドイツの男女平等戦略を巡る現状報告
佐野 敦子
- 67 COVID-19と「ホーム」——フェミニスト地理学の視点から
倉光 ミナ子

▶ 現場報告／事例報告

- 75 パンデミックを生き延びる——マニラ首都圏都市底辺層女性のロックダウン下の日常生活経験から
小ヶ谷 千穂／ロレイン・モラレス
- 83 コロナ禍のシングルマザー調査プロジェクト——1800人の実態調査から見てきたこと
五十嵐 光／石本 めぐみ
- 89 パンデミック期の北京で生きる医師たちの日常
大友 聡

投稿論文

- 95 「Xジェンダーであること」の自己呈示——親とパートナーへのカミングアウトをめぐる語りから
武内 今日子
- 113 腐女子の「ファンタジー・トラブル」——身体・欲望・妄想をめぐるBLファンタジーの存在論
張 瑋容
- 131 女性発達障害児者を支援者はどのような対象として考えているのか
——支援者に残るジェンダーバイアスとその再生産
向井 理菜
- 153 若者の性の問題化の構造——保健体育科教科書における性感染症の記述を例に
反橋 一憲
- 171 ポストフェミニズムとしてのトランス?——千田有紀「女」の境界線を引きなおす」を読み解く
藤高 和輝

書評

- 189 ケイト・マン著／小川芳範訳, 2019, 『ひれふせ、女たち ミソジニーの理論』慶應義塾大学出版会.
林美子
- 192 Koikari Mire 著, 2020, *Gender, Culture, and Disaster in Post-3.11 Japan*, Bloomsbury Academic.
高橋麻美
- 195 ジョアン・C・トロント著／岡野八代訳・著, 2020,
『ケアするのは誰か？新しい民主主義のかたちへ』白澤社発行／現代書館発売.
山根純佳
- 198 戒能民江／堀千鶴子著, 2020, 『婦人保護事業から女性支援法へ― 困難に直面する女性を支える』信山社.
小川真理子
- 201 小浜正子著, 2020, 『一人っ子政策と中国社会』京都大学学術出版会.
田間泰子
- 204 シンシア・エンロー著／佐藤文香監訳, 2020,
『〈家父長制〉は無敵じゃない 日常からさぐるフェミニストの国際政治』岩波書店.
児玉谷レミ
- 207 中嶋泉著, 2019, 『アンチ・アクション 日本戦後絵画と女性画家』ブリュッケ.
小勝禮子
- 210 跡部千慧著, 2020, 『戦後女性教員史 日教組婦人部の労働権確立運動と産休・育休の制度化過程』六花出版.
佐藤智美
- 213 Cynthia J. Cranford 著, 2020,
Home Care Fault Lines: Understanding Tensions and Creating Alliances, Cornell University Press.
大野恵理
- 216 鈴木彩加著, 2019, 『女性たちの保守運動 右傾化する日本社会のジェンダー』人文書院.
具裕珍
- 219 熊本理抄著, 2020, 『被差別部落女性の主体性形成に関する研究』解放出版社.
徐阿貴
- 224 編集後記
- 226 編集方針・投稿規定

コロナ禍の生命保険営業における「対面」営業の変化

金井郁
(埼玉大学)

生命保険の営業は未来に還元される商品を取引するため、見込み客を発見し、顧客に変え、顧客を長期的に維持することが重要とされる。本研究では、日本の生命保険産業の営業職を事例に、対面活動が制限されるコロナ禍が営業職員の営業活動にいかなる影響を及ぼしているのか—特に見込み客発見のプロセスの変化に着目し、ジェンダーによるインパクトの差に注目して検討した。

その結果、伝統的生保の中高年女性による営業モデルの脆弱性が明らかとなった。対面が制限される中で、従来のコツコツと地域や職域を訪問して新規の見込み客を発見し人間関係構築することが非常に困難となり、会社側は明確な対処法を打ち出せていない。このことは、営業職員個々人の顧客との人間関係を築く努力と運に頼ってきた営業手法であったためといえる。「専門性」を前提に見込み客を発見し、顧客との関係性を維持しようとする後発型生保の高学歴男性による営業モデルは、対面だけでなくオンラインツールを使って従来の営業職員のネットワークを活用した営業方法を補強しており、コロナ禍による影響度合いは相対的に低い。

キーワード

生命保険、対面営業、見込み客発見、コロナ、ジェンダー

I. はじめに

長期にわたって保険契約を管理して、顧客への保険金支払いを約束する生命保険会社は、経営に影響を与えるあらゆるリスクを洗い出し、事業運営に支障が出ないように対策をとることが求められてきた。そこで、スペイン風邪のように死亡率が平均を大きく上回り、保険金・給付金の支払いが

膨大になるシナリオのパンデミックのリスクは想定して対策をとってきた。しかし、新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)の流行のように対面での活動が制限されるようなリスクを生保各社では想定していなかった(週刊東洋経済2020)。

生命保険の営業は未来に還元される商品

を販売するため、見込み客を発見し、顧客に変え、顧客を長期的に維持することが重要で、その全過程を担うのが営業職である。生命保険営業職の労働には、生命保険商品を販売するだけでなく、顧客との相互行為を通じて顧客に奉仕する接客サービス労働の側面がある (Leidner 1993)。労働者と顧客の相互行為は、電話やインターネットを通じての接触など必ずしも顧客との対面を意味しなくてもいいと考えられている (鈴木 2012)。コロナ禍は、対面での接客サービス労働を困難にし、デジタルツールの利用が進むと考えられるが、生命保険営業のどの過程が対面から非対面に置き換え可能で、接客サービス労働の内実にいかなる影響を与えるだろうか。

本研究では、日本の生命保険産業を事例に、コロナ禍が営業職員の営業活動にいかなる影響を及ぼしているのか——特に見込み客発見のプロセスの変化、接客サービス労働の内実の変化について、ジェンダーによるインパクトの差に注目して検討する。ジェス・ガスパーとエドワード・グレイザー (Gaspar Jess and Glaeser Edward 1998) は、デジタルコミュニケーションと対面コミュニケーションは代替されるものではなく、互いに補完しあうものと当時の Email や電話、Fax の発達のもとで指摘しているが、どの過程がデジタルになり、なぜ対面が残り補完的となるのかについての詳細な検討はされていない。生命保険営業には上述したように様々なプロセスがあり、対面と非対面の代替性をプロセスごとに検討することが可能な事例である。さらに、日本の生命保険営業職は、戦前から続く伝統的

生命保険会社 (以下、伝統的生保) では9割以上を女性が占め、1980年代以降に設立した後発型生命保険会社 (以下、後発型生保) では9割以上を男性が占める。女性営業職の多い伝統的生保では、職域や地域を営業職員がコツコツとまわり見込み客を発見し、見込み客との日頃の「対面」の量が営業に直結すると思われてきた。それに比べて、男性営業職の多い後発型生保では、自分の持っているネットワークを活用して見込み客発見を行っている (金井・申 2021)。また、日本の生命保険営業職は歩合給中心の賃金体系である。雇用関係を結んでいるため、2020年4月から始まった緊急事態宣言下、各社で給与保証する施策を打ち出したが、長期的に見れば歩合給は、営業活動することによって感染リスクを高め、営業活動しないことは収入の減少を意味する。対面が制限されるパンデミックが、上述のジェンダー化された営業職員による営業方法や見込み客発見にどのような影響を与え、営業職のマネジメント、賃金や生活にどのような影響を与えるのか、感染リスクや収入減少リスクの面からもジェンダーによるインパクトの違いを捉えることができると考える。

研究方法は、対面での活動が大きく制限された2020年4月の緊急事態宣言以降の約1年間で、生命保険営業がいかに変化したのかを検討するため、2020年7月から2021年2月に生命保険の営業職および機関長、後発型生保で採用と育成を主に担当する所長、伝統的生保で育成を主に担当するトレーナーへのインタビュー調査を実施した。インタビュー対象者は、伝統的生保5

社の女性営業職員9名、女性トレーナー2名、男性機関長1名、後発型生保2社の男性営業職員4名、男性所長1名、男性支社長1名、代理店3社の営業職女性1名、男性2名の合計21人である。インタビューは対象者の希望で対面かオンラインを選択してもらい5名がオンライン、16名が対面で感染対策をとりながら行った。そのほか、ディスクロージャー資料やHP公表情報から生命保険各社のコロナ感染者数を毎日筆者がカウントしたものを集計して資料として利用する。

本研究は、コロナによる生命保険営業の変化の過程を捉えるものであるが、結論を先取りすれば、①新人とベテラン層、②デジタルデバインド、③伝統的生保と後発型生保の一人当たり生産性といった3つの点で格差が拡大する方向にあることが明らかとなった。このような格差が拡大していく背景には、平時でのジェンダー化されたマネジメントや労働実態の差が、コロナによる影響のあらわれ方に違いをもたらしていると考えられる。コロナをめぐるジェンダー分析では、ケアが女性に偏って増加したことや、産業や雇用形態のジェンダーによる偏りで女性は在宅ワークができる仕事には就いておらず、男性よりも大幅に就業時間を減らしたり休業していることが明らかにされた(本山2020; 周2020など)。また、看護や介護など接触の多いケア労働や販売職に占める女性の割合が高く、エッセンシャルワーカーとして感染リスクにさらされているにもかかわらず低賃金・低労働条件であることも指摘されている(Kabeer et al. 2021など)。一方で、コロナ禍でも、エッセン

シャルワークだけでなく継続的に遂行される対面での接客サービス労働はあり、感染リスクが高いと考えられるものの、エッセンシャルワーカー以外の仕事へのコロナの影響はほとんど研究されていない。本研究は、エッセンシャルワーカーではない接客サービス労働のコロナのインパクトについてもジェンダー分析を試みるものである。

II. 伝統的生保と後発型生保の営業・採用の典型的なモデルと「対面」活動

本節では、金井・申(2021)に基づいて、コロナ禍以前の生命保険会社の典型的な営業・採用について簡単に説明する。日本の生命保険業界は、中高年女性を主体に構成された伝統的生保と高学歴男性を主体に構成された後発型生保に大きく分かれており、異なる営業・採用戦略をとってきた。

伝統的生保の営業方法は、地域および会社、事業所単位で専任の営業職員を配置し、決まった営業職員が担当地区や会社を訪問して見込み客を発見することが特徴である。営業職員は、自己紹介等の手作りのチラシを作成して担当の地区や会社に毎日訪問する。昼休みの職場やエレベーターの前、食堂など担当企業に許可された場でひとりひとりにそれらを配布したり、ポストに投函したりしながら、見込み客と個別に話ができる機会を作るよう工夫する。見込み客や顧客との接触時間が少ない中で、営業担当の自分を覚えてもらうのが第一課題である。生命保険の話聞いてもらうためには、その前に相手の家族構成や顧客ニーズといった情報を収集しながら、人間関係をいかに築けるかが重要とされる。そのた

め、毎日コツコツと担当する地域や職域を回ることが求められる。こうした営業方法のもとでは、常に全国津々浦々で営業職員を採用しなければならない。そのため、職歴や学歴を問わず、地域の中高年女性を主な対象として中途採用してきた。

一方、後発型生保の営業モデルでは、営業職員自身の持っている人的ネットワーク（Xマーケット）と「紹介」によってそのネットワークを拡大していくことで見込み客や顧客を増やしていく方法をとっている。Xから紹介された複数のY、Yから紹介された複数のZといったように営業職員のネットワークを広げていく。見込み客を顧客に変えると同時に、ネットワークを広げるために次の見込み客を紹介してもらえなが、営業を続けるカギで、ネットワークを拡大するためにテレアポや顧客を訪問することが重要である。そこで、優良なネットワークを多く保有し、自律的に活動量を多くして営業拡大ができる高学歴で職歴のある専業主婦や子どものいる男性が好まれて採用されてきた。

どちらのモデルにおいても、対面による営業職員の活動が重要であった。

Ⅲ. 2020年4月からの緊急事態宣言下の在宅ワークと活動

2020年4月7日から埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、及び福岡県の7都府県で、4月16日からは全国で緊

急事態宣言が発令された。同宣言に合わせて、金融庁は「緊急事態宣言の対象地域における金融機関の対顧客業務の継続に係る基本的な考え方」を出した¹。保険会社については、保険金支払い（契約者貸付を含む）に係る取引等の必要な業務を継続することとしたが、その際、可能な限り、ネット、コールセンター、営業店の電話等のリモート機能を活用し、職員の出勤は必要最小限にとどめるとされた。留意事項として、窓口業務を継続する場合でも、投信販売、保険の引受などの金融商品の取扱いについては、基本的に既存契約の解約や換金に対応するために必要な人員を配置するとし、新規契約については、リモート機能の活用を基本とする²とされた。

こうした金融庁の考え方を受けて、伝統的生保／後発型生保ともに、異例の営業職員を原則全員在宅ワークとし、保険金支払い業務、新規契約は顧客側からの求めがあった場合のみを認め、新規募集を原則禁止する方針をとった²。そこで、新規契約の目標や査定をなくし、歩合給の営業職員の収入は、多くの会社で9月まで過去の平均給与から減収分を補てんしたり、過去の実績から補償額を算定して支払うなど給与保証の措置がとられた。しかし、生命保険営業職の歩合給は、契約後数年間にわたって手数料収入が入る仕組みのため、緊急事態宣言下やそれに続く数か月間の給与保証があったとしても、新規契約が取れなければ、

1 金融庁、2020年4月7日「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について（麻生金融担当大臣談話）」。

2 2021年1月7日からの2回目の緊急事態宣言時は、各社とも新規募集を原則禁止したり対面営業を禁止する方針は取っていない。

その後、数年にわたって収入が減少する。そこで、緊急事態宣言下の在宅ワークでは、その後の営業につながる活動が行われた。

在宅ワーク中の指示は各社様々であったが、伝統的生保では既契約の顧客へ電話をして「ご挨拶」と「お困りごとを聞く」ことを基本としていたところが多い。この連絡は、顧客との信頼関係を維持し、緊急事態宣言明けの営業につながることを企図したものである。会社や営業所によって手法はまちまちであったが、電話、手紙の郵送、ポストにマスクを配布する³などしていた。こうした活動は、生命保険営業において顧客との関係性を維持する通常の方法である。

お客さんにどんどんお電話をして、マスクを配れとか、会社で言われていたので、対面は出来ないけど、ポストにマスクを10枚配ったり、5枚配ったりやっていたんですね。(伝統的生保 J-9 女性営業職員 (マネージャー) i1 さん)

私は、色々な保全の仕事がたくさんあったので。入院したとか、あったので、すぐ動かないといけないので、事務員さんは通常通り出ているので、1日に2-3件くらいしか仕事はしなかったですね。そのほかは電話かけ。電話でやるとか、お手紙を書いて。保険のご案内も郵送でやりました。(伝統的生保 J-7 女性営業職員 (マネージャー) b1 さん)

こうした連絡に、顧客情報収集過程のデジタル化を進め、その後の非対面営業への布石をうつ会社側の狙いもあった。会社の戦略の違いで顧客のデジタル情報の収集に差が出ており、郵送や電話で挨拶するだけの会社と顧客のデジタル情報を一緒に収集した会社に分かれる。積極的にデジタル情報を収集した会社では、顧客に電話をかけながら、顧客の携帯番号やメールアドレスの登録、LINE IDの交換、顧客の方で住所変更や名義変更等が出来るように顧客側で操作できるデジタル設定を促す、顧客の家族情報の収集、各社の健康アプリのダウンロードなどを行っていた。そこで、在宅ワーク中に、何件電話をしたか、LINE 交換をしたのか、顧客のデジタル設定を促したのかなどが仕事管理の指標となる会社もあった。

募集していなくて、在宅勤務なのですが、宿題があって、お客様にお電話をするっていうお仕事。あとは、LINE 登録のお願い。……私はマネージャーなので、所属の人からLINE 何件してとか電話を何件したとかをトレースして……今度自分が集計して、LINE で (機関長に) 報告するっていう。(伝統的生保 J-9 女性営業職員 (マネージャー) z さん)

そのほか、営業職員の金融リテラシーやデジタルリテラシーを高めることを目的に、金融知識や商品知識、デジタル知識を体系的に学ぶ期間であると明確に位置づける会社もあった。そうした会社では、本社

3 会社が備蓄していたマスクを顧客への配布用に営業職員に無料支給した会社や支社があった。

や支社から一斉に送られてくる教材（テキスト、動画資料など）をもとに在宅ワーク中、毎日、勉強してその理解度をチェックするテストを受けていた。

やはり保険業界って日々勉強することがありますので。金利から法人さんから色々な分野がありましたね。……ビデオが流れるのを見て、その後テストをしてとか、テキストを読むだけとか。あと、だんだん非対面になるので、メールやLINEでお客様にご案内をする勉強も入っていました。（伝統的生保J-3女性営業職員（ベテラン層）d1さん）

このように伝統的生保各社では、在宅ワーク中、顧客への電話かけを中心として営業職員の仕事を会社側が管理していた。一方で、高学歴男性を主体とする後発型生保では、在宅ワーク中の仕事管理の指標はなく、どのように行動するかは営業職員に任されていた。それは後発型生保の営業職員の自律性を最大限引き出す営業・採用・育成戦略とも重なる。そこで、各営業職員が何をすべきか考え、自分に出来る活動をしていた。

既契約者に手紙を送ったり電話をするなどの手段は伝統的生保の営業職員と共通して見られたが、後発型生保では、デジタルツールを使って顧客との接触を試みる者も多かった。4月の段階ではデジタルツールを使った商談はツールの安全性が確立していないとして会社から禁止されていたため、「商談」ではなく、「オンライン飲み会」などを通して、ツールを使いこなすための

練習をしながら、見込み客発見につながる活動をしていた。

今までお会いできなかった方にお会いできるチャンスではあったので、保険の話は抜きにして、何らかりモート飲み会とか、……誰かとLINE電話とかZoomを使って会う。仕事はおいておいて、最近どうなのとか、コロナになってから、そっち大丈夫？とか。（後発型生保F-4男性営業職員Qさん）

緊急事態宣言下の在宅ワークで、各社が何を指示していたのかが、その後の長期的な会社のデジタル・非対面ツールの戦略となる一方、各営業職員がどのように活動していたのかが、その後の長期的なコロナの影響への対応力を決定していることが示唆される。次節で、緊急事態宣言後の営業方法の変化について、検討する。

IV. 生命保険営業に与えたコロナ禍のインパクト

本節では、人との接触を減らすことが求められるコロナ禍で、生命保険営業がどのように行われ、どのような変化が起きているのかを検討する。4・5月の緊急事態宣言が解除された後、多くの企業では6月から新規契約のための対面を含めた営業を可能とし積極的に営業展開したが、8月後半まで、新規契約の営業や顧客との対面を原則認めない会社もあった。

1. 従業員管理の変化

伝統的生保の営業所では、毎朝、必要事

項を伝え、営業モチベーションを高めるような朝礼を実施してきた。後発型生保でも、週2日、営業所の営業職員全員が集まり、必要事項の伝達およびモチベーションを高めるためのミーティングを行ってきた。しかし、コロナ禍では、営業所の感染対策のため、一度に営業所に入れる人数を制限し、朝礼をグループに分けて複数回行ったり、リモートで行ったりしている。

伝統的生保では朝礼を複数回に分けて毎日対面で行う営業所もあるが、この場合、後の時間に朝礼するグループがその前の時間帯に何もせず、活動時間が縮小することになると機関長は認識していた。一方で、リモートで自宅からつないで朝礼を行うことは、営業職員にとって自宅であるためモチベーションを高めることが難しいとされる。

webが始まる時間だなんて思うと、顔だけ出すけど、家の中だから緊張感もないよね。……一つのところに集まって、さあ出発というのがないと、気持ちいだらけちゃって。(伝統的生保J-7女性営業職員(マネージャー)blさん)

ミーティングの方法として、こうしたモチベーション喚起の問題は、後発型生保では問題にはなっていない。そもそも後発型生保では、自律的に活動できる者を採用・育成するという方針がとられているため、リモートでつなぐミーティングとなっても、モチベーション喚起に大きく影響を受けていないと考えられる。しかし、オンオフを切り替えたり、周囲に相談するために、入社して仕事することを自分に課して

いる者もいる。

営業職員のモチベーション喚起にかかわらないことについては、特に伝統的生保の内勤職員が担っていた業務でデジタルツールを用いた合理化がすすめられている。例えば、新人教育の研修に関しては、リモートでつないで、同時に何拠点かの新人を教育するように変更された会社もある。そのほか、緊急事態宣言中の金融リテラシーの教育は、本社から個々の営業職員の機器に直結して、学習ツールを流した。その結果、営業所の内勤職員の間接業務を支社や本社に統合して、内勤職員も対顧客業務に振り分けられるようになってきている。

研修もリモートでやりなさいってなって、場合によっては、2拠点をつないで……講師1人でやることもありますし、講師をゆくゆくは集約して、支社で1人講師みたいにしていきたいようです。……今いるトレーナーは、前までは研修講師をやっていたらよかったんですけど、講師を1人置いておけば出来るでしょって感じで、新人同行にいっぱい出なさいとか、企業開拓に出なさいって感じになってきて。(伝統的生保J-2女性トレーナーxさん)

ここ(営業所)にいる内勤スタッフも事務集約型のものではなくなってきて営業支援型で、事務はどんどん本社直結になってきて、対面業務を中心に振り分けられている。間接業務はどんどん本社で吸い上げて、一部は自動化して、(内勤職員も)極力対面業務の方に。(伝

統的生保J-3男性機関長g1さん)

また、伝統的生保の採用イベントも従来は営業所ごとに行われていたが、拠点をリモートでつないで、1人の講師費用で複数の営業所でイベントを開くよう変化してきている。

採用セミナーをリモートで各ブロックをつないで……社会保障の専門の講師を呼んで、〇〇(デジタルツール)でつないでやっているんですよ。(伝統的生保J-3女性トレーナーflさん)

伝統的生保では、営業所の内勤職員の間接業務を減らして、内勤職員も対顧客業務に振り分けられるような方向性での改革が従来行われていたが、コロナを機にデジタルツールによる合理化・効率化によって、より一層、営業所の内勤職員による間接業務の仕事が支社や本社に集約される方向に促されたといえる。

2. 伝統的生保の営業方法の変化

伝統的生保では、主な営業方法であった、事前に顧客に了解をとらない住宅や企業への飛び込み営業が感染対策によって禁止された。また、企業の昼休みなどにエレベーター前や食堂などで見込み客発見をする職域営業は、感染対策から外部の立ち入りを禁止する企業が増え、出入り禁止となった営業職員が多く出た。このように、伝統的生保の営業職員の見込み客発見活動は、大きく制限を受けた。

断り文句にもされてて、普通なら大丈夫ですよって感じだけど、コロナなんのでーって。今まで行けてたところでも、落ち着いてきたんで、行ってもいいですかーっていっても、コロナなんので無理ですね、とか。(伝統的生保J-2女性営業職員(新人層)a1さん)

(住宅への)飛び込みはやっていません。禁止です。……突撃がダメだから。今までならピンポンしていたんだけど、今は出来ない。(伝統的生保J-3女性営業職員(新人層)e1さん)

そこで、各社が力を入れているのが、既契約者の契約見直しや既契約者の家族や知り合いへの営業である。既契約者に、顧客側の携帯やパソコンでのデジタル設定やアプリのダウンロードなどのため事前にアポイントをとり対面で会い、ニーズを喚起し、コロナ禍にあった保険商品の紹介などの営業を行っている。特にベテランの営業職員は、自分の顧客に連絡をすると8-9割は、対面で会うことを了承されるという。

電話して、お客さんの方は、知り合いだから対面で大丈夫ですね。ダメって言った人、1人もいない。かえって大変だねって言われたりして。(伝統的生保J-9女性営業職員(マネージャー)zさん)

お客様によっては、すごく感じ方が違って、全然平気よー、家に来て大丈夫よっていうお客様と、手紙も

出さないでねっていうお客様もいらっ
しゃった。でもそういう方は私のお客様
では（約300名中：筆者追記）2人
くらい。（伝統的生保J-3女性営業職員
（ベテラン層）e1さん）

このように、対面で営業することは、顧
客・労働者双方に感染リスクがあると考え
られるが、営業職員はどのように感染リス
クを考え、対策をとっているのだろうか。
会社側も、感染対策としてマスク、アル
コール消毒、換気などを徹底するよう指示
しているほか、職員同士や顧客との飲食な
どを禁止する会社もある。

営業職員自身も感染対策をしており、休
日でも旅行に行かない等、感染リスクを高
めると思われるような行動を自制してい
る。また、顧客側が対面で会うことを了
承しても、高齢者や基礎疾患があると考え
られる顧客かどうか電話でのやり取りから感
じ取るように努力していた。

自分で自分を守らないといけない。だ
から、GoToとかそういうところには
私は行かないですよ。家族に、手術し
たよとか、そういう人がいたら、自分
の責任になっちゃうから絶対にそれは
行けない。（伝統的生保J-7女性営業職
員（マネージャー）b1さん）

お客様がどう思っていらっしゃるか
を、会話の中で感じなければいけな
いから、とても気を遣いましたけれど、今
も高齢者の方とか持病を持っていらっ
しゃる方には注意をして、会話で確認

するようにしています。（伝統的生保
J-3女性営業職員（ベテラン層）d1さん）

また、顧客との間での感染リスクにも配
慮している。例えば、お茶を出されても、
マスクを外すことになるので自分は口をつ
けない、顧客がお昼を食べてマスクを外し
ている時間には話しかけないようにするな
どである。特に、顧客の自宅で対面する場
合は、顧客は自宅であるためマスクをして
いないこともあり、営業職員側も感染リス
クを感じている。一方で、信頼関係を築い
てきた顧客から、自宅を訪問してお茶やお
菓子などを出されることもあり、出された
ものに口をつけないのは失礼にあたる、と
感染リスクと信頼関係の間の板挟みになっ
ている者もいる。

お昼に会社に回っていて、今まではご
飯食べている隣で話をすることが多
かったけれど、ご飯食べる時はマス
クを外しているの、お昼を食べ終
わったところを見計らって話をするよう
にしている。（伝統的生保J-9女性営業
職員（マネージャー）rさん）

お宅に行くとマスクしていない人もい
るから、お茶が出て私も絶対にマス
クは外さない。そういう意味では、こわ
いなって思いますね。（伝統的生保J-9
女性営業職員（マネージャー）i1さん）

しかし、今回のインタビュー対象者全員
が「成績をあげないと収入につながらない
仕事」であるため、対策をした上で対面営

業することは当然であると共通に考え、対面営業することで自分が感染するリスクを気にしている者はいなかった。実際には営業職員の感染は各社とも発生している。営業職員と内勤職員別に感染者数を公表している会社の感染者数から感染率を算出すると、感染経路はわからないものの、内勤職員の感染率と比較して営業職員の感染率の方が高く、営業職員が感染リスクによりさらされていることが示唆される⁴。

コロナ禍に促進された伝統的生保の新しい営業方法に①非デジタル系と②デジタル系の展開がある。非デジタル系の展開に、後発型生保と同じように、自分の身近な家族や親せき、知人など「自己基盤」に営業することの強化がある。出入り企業が減ったり、地区への飛び込み営業が出来なくなり、特に既契約者が少ない新人層は営業する先がないためである。

難しいのは、今は新人ですね。……新しく入ると基盤がないので、狭まっているので、新しい顧客を探すのは、今のコロナ禍で生き残るには、縁故関係、自分の身内、親戚が出来ないと、生き残れないと思います。(伝統的生保J-7女性営業職員(マネージャー) b1さん)

新人たちも入社してきたものの、働く場所がなくて、本当に困っているところですよ。……だから、知り合いの伝手をたどって3人紹介してくださいって、保険の話す練習に付き合ってくださいって言って、行った時にアンケートをとる傍ら、3人紹介してくださいって、また同じように3人紹介してくださいって、紹介マーケットを頑張って新人さんたちはやっています。(伝統的生保J-2女性トレーナー xさん)

後発型生保は、自分の身近な人を顧客にして、そこから紹介をつなぐネットワーク営業をしているが、そのために学歴や職歴などから優良なネットワークを豊富に持っている者を採用している。また、身近な人への営業は押し売りと捉えられて人間関係そのものを絶たれる可能性もあり、ショックを受けて活動できなくなる営業職員も多いことから、生命保険の必要性を信念として捉えられるよう教育される。そのほか、後発型生保ではどうしたら紹介してもらえんかの教育も徹底して行われる(金井・申2021)。こうした準備なしに「話す練習に付き合ってください」といった「素人性」を前面にした身近な人への営業や紹介を依頼することは、その先の広がりを持つことに

4 2020年3月末在籍者数を分母として、2021年1月末判明分までの感染率を算出すると、ある伝統的生保では内勤職員0.2%、営業職員0.58%、ほかの伝統的生保でも内勤職員0.21%、営業職員0.54%となっている。一方、後発型生保では営業職員か内勤職員かを判別できる会社が少ないものの、ある会社では内勤職員0人、営業職員0.88%となっている。また、2020年末までは判別していたある会社で見ると、1月末までの会社全体の従業員の感染率は1.3%、12月末までの感染者の93.1%が営業職員であった。

ならず、営業手法として定着させるには限界を抱える。

そのほか、非デジタル系とデジタル系をまたがるものとして、地域を超えた電話や手紙、LINEなどの営業が挙げられる。従来の生命保険販売は、必ず対面で会うことを義務付けていたため営業地域が決まっており、遠距離の顧客は例外的にいたが、会いに行く時間や交通費などもかかるために、顧客が転勤したなどの理由によるものが多かった。一方、コロナ禍では、商品によって、郵送や電話などの手段で連絡を取り、上司が顧客に確認するなどすれば、実際に対面で会わなくても販売できるようになった。そこで、営業職員の中では、積極的に全国の知人や親せきを中心に電話やLINEと郵送によって営業を展開している者もいる。

今度は北海道の方も面談しなくてもできるのかと思って、何回も電話したけどつながらなくて、郵送で送って、まずはLINE登録をお願いしますっていうと、連絡が電話じゃないから簡単なんですよね。……LINEでやり取りして、書類を送って「書類送りました」「見ておきますね」「どうでしたか」すぐに長く説明しないように3パターンくらい、1. 2. 3みたいな。じゃ、2でお願いします、とかって、結構、早いですね。(伝統的生保J-9女性営業職員(マネージャー) zさん)

営業所の地域に縛られずに営業できるようになったが、自分の地域の顧客に対しても他の地域の営業職員が営業する機会が増

えたともいえる。しかし、電話やLINEと郵送を組み合わせた営業を積極的に行った者がいる一方で、対面で会うことを重視して、遠距離の顧客を積極的に増やそうとしない者も多い。

対面で会うことが重要ですよ。だって、電話だけで話して、これどうなの？って言われても、返すのが大変。そういう時は対面でこうでこうでって説明して……詳しく説明してからじゃないと、お客さんも納得できないし、解約ってなっても困るから。(伝統的生保J-9女性営業職員(マネージャー) i1さん)

デジタルツールを使った新しい営業展開もある。デジタルツールの使用は、会社の商品戦略とも重なっている。例えば、伝統的生保各社で主力商品となっている健康増進型の商品は万歩計などのアプリ等との連携が重要で、顧客の側でもデジタルツールを使えなければならない。そこで、デジタルツールが苦手な顧客に対しては営業職員が「対面」で会って、顧客の携帯に設定し、その後使いこなせているかも確認している。

契約するとあとは全部メールでお客さんのところに連絡がいくんですよ。初回登録してください、とかいくんですけど、出来ないお客さんがいるわけなんですよ。……わからない人って、電話で聞くこともわからないのよ。……そうすると、会社は営業員が行ってやってあげなさいって。……やってないお

客さんのリストがきて、行けって言われるのよ。(伝統的生保J-2女性営業職員 (ベテラン層) h1さん)

顧客側にもデジタル設定を必要とする商品は、顧客側のデジタルデバイスによって、営業職員の頻繁な訪問や連絡をより必要とするようになり、営業職員の手間暇がかかるようになってきている。そしてそのことが、より顧客とのコミュニケーションを促すことにもつながっている。

お客さんと仲良しになりますね。給付金の請求の時しか会ってなかったけど、なんだかんだ会わなくちゃいけなくなつたし、健康増進型だから、健康になるようにお話するようになって。……休肝日作らないといけないんだよねえとかいうから、休肝日いつにします?っていうと、月曜日かなって、じゃ、月曜日に休肝日ですよって、LINE送るよって。それでLINEするとありがたいって。(伝統的生保J-9女性営業職員 (マネージャー) zさん)

生命保険営業は顧客に対して一つの保険を販売して終了する仕事ではない。商品の性格が長期に及び実際に保険が支払われる時は契約してから長い年月を経た後や急を要する場合が多いため、営業職員は身近で頼りになる存在であることが重要だと考えられている。こうした親近感や信頼感は、定期的な顧客訪問によって顧客にいつ何を聞いてもいいという安心感を与えることから生まれると考えられている。このよう

に、伝統的生保では、見込み客発見の時点から顧客となった後も、コツコツと顧客のところに出向いたり連絡をとったりして、様々なケアをすることで人間関係を基盤にした信頼構築が営業職員の仕事と考えられてきた。デジタルツールを使うことで、より気軽に連絡が取れるようになるがゆえに、営業職員が顧客をケアする頻度は増えているようにも見える。

一方で、会社の戦略でデジタルツールの利用を積極的に行うことが、デジタルツールが苦手な高齢のベテラン層にとって、退職を促す側面もある。

若い子は、スマホの苦手な人はこれからの時代はこういうの必要だから、お手伝いしますからって、売ってるみたいですよ。でも私は苦手でお手伝い出来ないから、しょうがない。……私70歳だから、来年くらいには引き継いで辞めようと思ってますから。……皆、首にしなくても、オンラインについていけないと辞めるんじゃないですか。(伝統的生保J-2女性営業職員 (ベテラン層) h1さん)

従来、職域や地域にコツコツと通って、対面でアンケートの協力を依頼して、アンケート収集しながら顧客情報を集めていたものを、各営業職員のQRコード配布によって、顧客情報を集めるなど、見込み客発見にデジタルツールを使うことも考えられている。

コロナの関係で(企業に)出入り禁止に

なったので、その時に非対面用のキャンペーンのご案内が出来たので、そちらを設置させていただきご案内をもって行って、パネルを設置させていただきました。パネルって自分たちで作ったんですけれど……A3サイズの大きさに印刷して、自分たちの個人番号のQRコードを貼り付けて、期間限定で設置させていただきって感じで置かせていただいたりしました。(伝統的生保 J-3女性営業職員(新人層) e1さん)

ただし、このような方法で顧客の属性等の情報が集められたとしても、その先の営業展開が難しい。伝統的生保の営業では、コツコツと職場や自宅に通い、人間関係を築いた上で、保険の営業に結びつけていたが、QRコードでメールやメッセージなどのオンライン上で顧客と営業職員がつながることが出来ても人間関係が出来ているわけではないため、ニーズ喚起のための営業を展開するプロセスに困難を抱えている。

このほか、デジタル系の営業には「デジタル基盤」と呼ばれるような、デジタル上でつながっている人への営業がある。例えば、facebookなどのオンライン上での知り合いに営業するというものである。オンライン上とはいえ、自己基盤への営業の変種とい

えるが、オンライン上だけのつながりだった人が、オフラインでも営業を受けるかどうかは、その後の営業展開や関係性による。

既契約者に対しては、AIによるデータベースマーケティングも行われ、AIが顧客ひとりひとりのニーズを見極め最適な商品を選ぶといった営業精度を高めることが行われている。しかし、これらデジタルツールの利用でも、結局は営業職員がいかに顧客と接触して、ニーズを喚起して、個人に合わせた商品を紹介し納得してもらうかという営業職員の顧客への「接続」の役割が重要であることに変化がないことを示している⁵。

3. 後発型生保の営業方法の変化

後発型生保では、基本的には営業職員自身の持っている人的ネットワーク(Xマーケット)と「紹介」によってそのネットワークを拡大して見込み客や顧客を増やしていく方法をとっている。こうした方法は、伝統的生保のようにコロナによって職域への立ち入りや地区住民への飛び込み営業が禁止されるなどの制限は受けていない。感染リスクを感じる顧客や見込み客が、対面を避けるという個人的な問題としてあらわれ、対面か非対面かや、マスか個人相手とするか⁶などの「やり方」を見直すという影

5 金井・申(2016)では、生命保険営業職を「金融媒介者」として営業過程を考察した。その際、潜在的な顧客を発見し、見込み客に対して、生命保険が必要となるシーンを具体的に顧客に考えさせ、ニーズ自体を喚起させる過程を金融媒介者の「接続」の役割として分析している。

6 例えば「かしこいお金のため方」セミナーなどを開催して、見込み客発見につなげる者もいる。その場合、感染対策上、一堂に集めることは難しいため、事前予約制にしてひとりひとりのセミナー開催となり、時間効率は悪くなっている。

響は受けるものの、ネットワーク営業そのものに変化はない。営業職員の「専門性」⁷や「役に立つ話」をほかの人にも聞かせたい、という立場から顧客の身近な人の紹介という形で行われるため、自分の知り合いから紹介された人にとって、知らない人であっても対面でも会える可能性を高めている。そのためデジタルツールは、従来の紹介によるネットワーク営業を補足するものとなっている。

今日お話しする内容が役に立つと思ったら、次回にまた話を聞いてねって言う約束と、もう一個ずうずうしいお願いするね、っていって。この話をあの人にもしたいなっていう人がいたら、その人にも話させてねって。……(第2波が過ぎて) リモートもできるよって言っても、ああいよいよ、行くよとか、来てってなるので、そういう形でリモートが減って、対面を希望される方が圧倒的に多いかなと。(後発型生保F-4男性営業職員Qさん)

ネットワーク営業のカギは紹介をどれだけ獲得できるかにあるが、リモート面談は顧客側の紹介のハードルを下げるため、「もしためにならないと思えば、リモートだから途中で切っても構わない」(後発型生保F-3男性営業職員(新人層)Rさん)など気軽さを強調するために利用される場合もある。しかし、そうした気軽さを強調し

た「紹介」は成約率に影響を与え、「気軽さ」を強調して会うことを優先させるリモート面談となると、成約率は対面よりも2-3割低くなるという。

成約率が低くなったとしてもオンライン営業に慣れると、効率的に行うことが出来ると考えられ、移動時間や交通費などの費用削減にはつながり、地域の制限がなくなり全国の見込み客に対して面談の数をこなせるようになる。

対面の連続って夜は難しいんですけど、リモートの場合は、夜2人入れるのは余裕なんですよ。お客さんが5時半で終わったら、帰ってすぐ6時半から7時半の人と、夜ご飯終わった後の9時から1人。それはできる。(後発型生保F-3男性営業職員(新人層)Rさん)

とはいえ、デジタルツールを使っている営業職員でも、最初から最後までリモート面談だけで終わらせる顧客は少なく、顧客ニーズの聞き取りまではリモートで行い、設計書の提示と契約締結の段階では対面で会うようにしていた。それは、次の紹介のつながりやすさや、「何かあったらいつでも駆け付けます」と話す営業内容との整合性、顧客との信頼関係構築のためである。契約だけならリモートでもできると考えられているが、紹介を含めてその後の関係性作りのためには「対面」が選好されている。

7 ここでいう「専門性」とは、アメリカで発達しているような専門職業団体自らが専門知識や技術があることを証明する手法ではなく、採用や育成、営業の過程で「専門性」を持っているという営業職員のアイデンティティ化や顧客へのアピール方法を指している。

保険の契約をお預かりするのだけが仕事ではないので、やはり関係の強化とか信頼してもらうってことは、対面ならでは、ご自宅にお伺いしてお家の中身を見せてもらったり、話題というか、ネタがいっぱい詰まっているので……基本は預かってからがスタートなので、長くご契約をしていただくことを考えると、納得して満足した関係にならないと意味がないので、契約だけならリモートでいいと思うんですよ。(後発型生保F-4男性営業職員Qさん)

デジタルツールを積極的に活用している層は、後発型生保でもそれほど多くはない。ある後発型生保のある支社では全商談のうち9%のみがリモートで、リモートを活用しているのはほぼ若年の新人層である⁸。

後発型生保でも前年比からの新契約高は落ちているがその落ち方は伝統的生保と比べると少ない。後発型生保の一社であるソニー生命は、2020年度第一四半期(2020年4月1日～2020年6月30日)の新契約高が、日本生命を抜いて初めてトップとなった。営業職員数は、2020年3月末で日本生命が55132人、ソニー生命が5792人と10倍近く異なっている。

4. 考察——コロナ禍が生み出した3つの格差

本節では、コロナによって生命保険営業がいかに影響を受けているのかを検討してきた。その結果、①新人とベテラン層、②

デジタルデバインド、③伝統的生保と後発型生保の間の生産性格差が拡大していることが明らかとなった。

まず、①新人とベテラン層の格差についてみると、伝統的生保で、職域や地域への飛び込み営業が禁止され、見知らぬ人と「対面」で会うことが困難な中、新規の見込み客発見が非常に難しくなっている。そこで、ベテラン層は既契約者やその家族などへの営業を重点化している。ベテランであるほど、顧客との関係性も強く、「対面」で会うことへの顧客側の忌避感は低い。一方、新人層は、職域や地域が制限される中で、従来からの方法であるが、会社が所有している既契約者の中で営業職員がいない者のリストが渡され、そのリストを足掛かりに見込み客発見をしている。しかし、ベテラン層のように顧客との関係性が築かれていない中で、「対面」でのアポを取るのには難しい。そこで、後発型生保と同様に、自分のネットワークを活用した見込み客発見を会社側は促しているが、「素人性」を打ち出す方法や採用・育成方法との一貫性のなさから限界を抱える。後発型生保でも既契約者を多く抱えるベテランが有利ではあるが、新人が新規顧客を増やす活動はネットワーク営業のためデジタルツールによって補われている。

②デジタルデバインドについては、若い新人層に有利にはたらき、高齢のベテラン層に不利にはたらく。ベテランの特に高齢層は、今までの「対面」や紙をベースにしたや

8 支社の営業職員60人のうちリモート営業をメインにしているのは入職1年以内の3人のみで、この3人は商談の8割でリモートを活用していた。

り方で出来ることをやりたいと考えている者も多い。しかし、伝統的生保では会社の方針として、デジタル化による情報収集や情報提供に舵を切っており、デジタルツールが苦手な者が脱落していく。特に、ベテランの高齢層の顧客側も高齢化しており、デジタル化にキャッチアップできていない顧客も多い。そういう中で、デジタル情報の収集やアプリのダウンロードなどを促されると、顧客に対しても説明をしなければならず「ついていけない」と思い込んで辞めていく者もある。後発型生保では、大卒以上の高学歴層をターゲットに採用し、顧客も類似の属性の者が多く、また高齢の営業職員がほとんどいないためデジタルデバイドは現時点では問題となっていない。しかし、上述したようにデジタルツールを積極的に利用しているのは30代以下の若年層であった。

③伝統的生保と後発型生保の間の生産性格差はさらに拡大する可能性がある。従来、営業・採用・育成の方法の違いや目標の立て方、報酬水準、活動量の違いなどから、一人当たりの生産性格差は大きかったが、上述の①と②の影響も伝統的生保の方が大きく受けている。さらに、後発型生保は、コロナによって従来のネットワーク営業に大きな影響を受けておらず、むしろデジタルツールの選択肢が付加され、顧客にとっても選択肢が増えたといえる。一方、伝統的生保は見込み客発見の場が大きく制限され、その代わりに的手法を生み出すのに

苦戦している。見込み客発見時に、人間関係構築を前面に打ち出すことが伝統的生保の方法であるが、見知らぬ人との対面が制限されるコロナ禍では、人間関係を構築する機会そのものが制限される。後発型生保と同様に自分のネットワークを利用する際も「専門性」ではなく「素人性」を前面に打ち出しているのが対照的である。後発型生保では、見込み客に対して「役に立つ話をする」といった「専門性」を前面に出した「紹介」で、コロナ禍であっても見知らぬ人への接続に成功する確率を高めている。

各社とも濃淡はあっても、デジタルツールを駆使する方向に変化している。しかし、オンラインと対面が選択できるのであれば対面を選択するという営業職員は、伝統的生保／後発型生保ともインタビュー対象者全員であった。それは生命保険営業において、契約から顧客との長期に続く関係性のスタートであると考えられているからである。その後の関係性を築く上では、対面のコミュニケーションや自宅に訪問して、親密性を高め、信頼関係を築こうとしている。生命保険の契約をとるだけであれば、デジタルツールでも可能だが、その後の信頼関係構築のためには、「対面」営業が必要だという。

保険を売ることでついてくるものは顧客の人生そのものとなる一方、この人だから生命保険を購入するといったように営業職員個人の対応が強調されるため、営業職員と顧客の関係は個人と個人の間関係⁹と

9 後発型生保の営業職から出向して銀行窓販で銀行員として保険営業を担うように立場が変わった者は、「生命保険営業は自分自身の個人との関係性。でも銀行窓販ではあくまでも銀行の中のワンノブゼムの保険担当で、かつ、お客様が自分のお客さんではなくて銀行のお客さんだと考えている」と述べ

なる。こうした状況において、生命保険営業は単に生命保険の販売をするのではなく、営業職員による総合的な「顧客ケア」をすることが、仕事の核心となっている。長期にわたって顧客に対して総合的なケアをして、顧客との信頼関係を構築することは伝統的生保も後発型生保も同じで、そのスタートの営業時は「対面」が選好されている。

しかし、その信頼関係の築き方も、「金融に関する相談は何でも」といったように後発型生保が「専門性」を前提としているのに対して、伝統的生保では人間関係を前提にしている。したがって、後発型生保では、顧客の様々な悩み事に対応できるよう営業職員個人として弁護士、税理士、医者などのネットワークを広げ、金融情報のアップデートをするなど「専門性」に結びつくものとして行われ、それはコロナ禍においても変わらない。伝統的生保でも、給付金や口座変更など顧客からの依頼に素早く対応することは当然行われるが、その他、特に地域の顧客は定期的に自宅を訪問して「お茶飲み友達」のような関係性を築いている。そうした人間関係は、コロナ禍、ベテラン層の営業の強みにもなっていた。デジタルツールの利用は、顧客とのより頻繁なやり取りを発生させ、「(疑似)友達化」を促進している側面もある。

V. 終わりに

コロナ禍、対面での接客サービス労働を困難にし、非対面のデジタルツールの利用が進むと考えられたが、デジタルツールに置き換え可能なことと難しいことがあるのが浮き彫りになった。顧客との長期的な信頼関係構築のために、営業プロセスの一部であっても対面が選好されている。さらに、従来どのような営業モデルを企業戦略として展開してきたのかもデジタルツールへの代替の困難度合いやどのプロセスを代替できるかに影響している。

本研究から明らかになったのは、伝統的生保の中高年女性による営業モデルの脆弱性である。対面が制限される中で新規の見込み客を発見し人間関係を築く場が大きく制限されているが、会社側は明確な対処方法を打ち出せていない。職歴などを重視せず営業職員個人が顧客と人間関係を築く努力と運に頼ってきた営業手法で、「対面」であることに大きな意味があったためといえる¹⁰。見知らぬ人との人間関係構築という不確定な要素を基盤に大量の中高年女性を採用して生命保険を営業し、その後の長期的な顧客との関係性も疑似的な友達ともいえる人間関係を営業職員に築かせてきた。そして、成績の上げられない女性が大量に離職していくことも織り込まれていた。つまり、伝統的生保の人間関係構築モデルは、女性営業職の生活できる収入の維

ている（2014年11月23日、後発型生保F-3男性営業職員Eさんインタビュー）。

- 10 伝統的生保は職歴や学歴を問わない採用であるため、コロナの影響で派遣切りや店舗閉鎖、夫の収入が減少した女性などの雇用の受け皿機能を果たしている側面もある。2020年9月15日付の日本経済新聞によると、2020年3月末と6月末・7月初めの営業職員数は、もっとも多い住友生命で1130名増加しており、採用数を伸ばしている。

持に企業側が責任をもつことに主眼は置かれず、男性稼ぎ主型世帯の主婦を想定するジェンダー化されたビジネスモデルであった。従来、女性営業職が個人でリスクを負ってきた「専門性」を基盤にしない人間関係構築モデルが、コロナ禍、会社にとっての脆弱性として顕在化したといえる。一方で、後発型生保のように「専門性」を前提に高学歴で職歴を重視した男性を採用・育成し、営業職員自身のネットワークを活用することは、見込み客発見において見知らぬ人との対面を制限するコロナのインパクトを相対的に緩和するものとして機能していた。このように平時の企業のジェンダー化されたマネジメントが①新人とベテラン層、②デジタルデバイド、③伝統的生保と

後発型生保の生産性にそれぞれ異なったコロナによる影響を与えて、ひいては男女の労働者の営業成績や歩合給収入に異なる影響をもたらしている。

最後に、コロナをきっかけに、デジタルツールの活用は伝統的生保／後発型生保どちらでもますます進むとみられるが、顧客へのケアの側面からみると、デジタルツールの利用で物理的にも心理的にも距離のあった顧客ともより頻繁なやり取りが可能となり、労働と非労働の曖昧化と無報酬化がますます進むことが示唆される。しかし、歩合給であるため、そうした側面は個人の努力と能力の証として会社や営業職員にとって見えないままである。

参考文献

- Gaspar, Jess and Glaeser, Edward L,1998, "Information Technology and the Future of Cities" *Journal of Urban Economics*, 43: pp.136-156.
- 金井郁・申琪榮, 2016, 「生命保険業における金融媒介者の検討——再生産領域の金融化論にむけて」『ジェンダー研究』第19号, pp.27-45.
- 金井郁・申琪榮, 2021, 「生命保険営業職の採用と育成——伝統的生保と後発型生保の比較ジェンダー分析」『大原社会問題研究所雑誌』748号, pp.76-95.
- 金融庁, 2020, 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について (麻生金融担当大臣談話)」(2021年2月5日取得, <https://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20200407.html>)
- Leidner, Robin ,1993, *Fast Food, Fast Talk; Service Work and the Routinization of Everyday life*, Berkeley: University of California Press.
- 本山央子, 2020, 「パンデミックをめぐるフェミニストの分析とビジョン」『f visions』No1: pp.6-9.
- Naila, Kabeer, Shahra, Razavi and Yana van der Meulen Rodgers, 2021, "Feminist Economic Perspectives on the COVID-19 Pandemic", *Feminist Economics*, volume 27: pp.1-29.
- 周燕飛, 2020, 「JILPT リサーチアイ 第38回 コロナショックの被害は女性に集中——働き方改革でピンチをチャンスに」(2020年2月5日取得, https://www.jil.go.jp/researcheye/bn/038_200626.html)
- 週刊東洋経済, 2020, 『臨時増刊 2020年度 生保・損保特集 特集パンデミックと生命保険』6953号, 東洋経済新報社.
- 鈴木和雄, 2012, 『接客サービスの労働過程論』, 御茶の水書房.

(掲載決定日: 2021年5月14日)

Abstract

Impact of the COVID-19 pandemic on face-to-face sales of Japanese life insurance companies

Kaoru KANAI

The life insurance business requires salespersons to find potential clients, turn them into customers, and retain them in the long term. Thus, contacting and meeting people represents the most critical aspect of sales. This study focuses on the gendered differences of discrete sales models to examine how the current coronavirus pandemic has restricted person-to-person contact to an unprecedented degree, influencing the sales strategies adopted by the life insurance industry.

The study results elucidate the vulnerability of the old Japanese sales model dependent on middle-aged and elderly women. This sales method made insurance companies exclusively reliant on the efforts and of individual staff members and their opportunities to build lasting relationships with customers. Thus, their sales were geographically limited and cannot be replaced by online. However, the impact of COVID-19 was relatively low for the sales model of late-coming life insurance companies that targets highly educated men. These companies try to attain prospective buyers with not only online but also face-to-face meeting and maintain relationships with their customers on the premise of expertise.

Keywords

life insurance, face-to-face sales, potential customers, COVID-19, gender

危機としてのコロナ・パンデミックとフェミニスト知

本山央子

(立命館大学アジア日本研究機構)

新型コロナウイルス感染症が女性・少女に重大な影響をもたらしているなか、グローバル・ガバナンスが直面する危機の性質について、フェミニストの知は何を明らかにしているだろうか。本稿は、フェミニスト国際政治経済学（FIPE）の視点から、グローバル政治経済の不平等なジェンダー関係を組織し正当化する支配的知の枠組みが動揺する「危機」に介入するフェミニスト知の実践として、パンデミックからの「フェミニスト的」回復について異なる主体が生産する言説の分析を行う。パンデミックにおける最も重要な側面として「ケアの危機」が焦点化されていることは、ケアの価値を過小評価してきた新自由主義グローバル・ガバナンスの変化の可能性を示唆している。同時にこれらフェミニスト言説の間に見られるケアの危機の理解および知の生産実践をめぐる大きな違いは、社会的再生産とグローバル政治経済の変容の方向に関する重要な政治的緊張の可能性を示している。

キーワード

新型コロナウイルス感染症、フェミニスト知、グローバル・ガバナンス、フェミニスト国際政治経済、社会的再生産

I. はじめに

2021年3月末までに世界中で300万人の命を奪い、第2次世界大戦後最大規模の景気後退を引き起こしている新型コロナウイルス感染症の世界的流行（パンデミック）が、グローバル政治経済体制に重大な挑戦

を提示しているという認識は、多くの人々に共有されていることだろう¹。しかしこの危機の性質をいかに理解し対応すべきかについて、国際社会は共有された認識に達しておらず、一致協力した対応をとることが

1 WHOはパンデミックを「新しい病気の世界的な流行」と定義しており、2020年3月11日に新型コロナウイルス感染症のパンデミックを宣言した。以下本稿では、感染症による健康影響だけでなく経済社会的影響も含意するものとして「コロナ・パンデミック」という語を用いる。

できていない。そのことは、国連が「パンデミックは健康の危機以上のもの、経済、人道、安全保障そして人権の危機です」と述べて国際協力をよびかける一方²、米国のトランプ前大統領が戦争の比喩を動員し WHO からの脱退を通告したことも示されている。パンデミックがもたらしている挑戦をどのように理解するかは、政府や国際機関等による対応だけでなく、危機後の世界秩序の構想にも関わってくる問題である。

こうした中でフェミニズムが果たす役割とは何だろうか。女性・少女たちが特に深刻な影響を受けていることは、国連や NGO によって早くから指摘されてきている。しかしそのことは、ただ脆弱な立場にある女性・少女への特別な配慮の必要を示しているだけなのだろうか。パンデミックの影響の全容がまだ把握されていない中において、国際社会の議論はすでに危機からの「より良い回復」へとシフトしつつある。「より良い」という言葉は、この危機が既存のシステムに変容の機会をもたらしていることを示唆する。この決定的に重要な時において、フェミニスト分析が、危機の本質や政治経済体制の変革とは本質的に関係のない、付加的配慮の問題としてパターンリスティックな権力に回収されることを許さないためにも、フェミニストの知がもつ政治的意味を深く認識することが必要だろう。

こうした問題関心から本稿は、さまざまな主体によるコロナ・パンデミックとジェンダーに関する膨大な言説のうち、「フェミニスト的な」回復に関する言説に注目す

る。国連機関や NGO はこの間、パンデミックのジェンダー化された影響について分析を行うだけでなく、ジェンダー公正な、あるいは「フェミニスト的な」危機への対応、さらに危機からの中長期的な回復に向けた提言や計画を産出している。「フェミニスト的な」回復とは何を指しているのだろうか。本稿における調査は限られており大まかな動向をつかむスケッチの試みにとどまるが、これらの言説をグローバル・ガバナンスに介入する複数のフェミニスト知の生産の実践として理解することによって、いまだ先が見通せないこのプロセスの中からのどのような闘争と変革の可能性が生まれつつあるかを理解するための一助としたい。

本稿は、グローバル国際政治経済体制をジェンダー化された社会的関係にとらえ、その統治においてジェンダーに関する知識が果たす役割を重視するフェミニスト国際政治経済学 (FIPE) の理論的立場から、支配的知の枠組みが動揺し変容の可能性が生じる機会として危機にアプローチする。パンデミックにおける最も重要な側面として「ケアの危機」が焦点化されてきていることは、ケアの価値を過小評価してきたこれまでの新自由主義経済の変化の可能性を示唆する。しかしこれらアクター間には、ケアの政治的位置づけや知の生産実践において違いがみられる。このことは今後のグローバル政治経済の変容の方向についても重要な違いをもたらすことになるだろう。

以下は大きく2つのパートに分かれる。第2節では、グローバル政治経済のガバナ

2 <https://www.un.org/en/coronavirus/UN-response>

ンスとフェミニストの知および危機の政治に関する理論的議論のレビューを行う。第3節では、グローバルなジェンダー政治に関わる3つの主要なアクターである国連、NGO および民間セクターによる「フェミニスト的な」回復に関する言説の分析を行い、それらのもつ政治的示唆について考察を行う。

II. グローバル・ガバナンスと危機、フェミニストの知

1. グローバル・ガバナンスとフェミニストの知

冷戦終結後に明確な形を取り始めた「グローバル・ガバナンス」——グローバルレベルにおける合意形成や協力の基盤となる制度やルール、規範の集合——の発展は、フェミニズムの政治にとって重要な意味をもってきた。

それは一面においては、普遍的人権や民主主義などのリベラルな価値にもとづき、主権国家だけでなく NGO や企業など多様なアクターが関わる意思決定のプロセスを創り出すことを通して、国境を越えてつながるフェミニズム運動が国際政策の形成およびナショナルな政策決定に影響をあたえる政治的機会を作り出してきた (Keck and Sikkink 1998)。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントはグローバル・ガバナンスの基本原則のひとつに確固として位置付けられ、今や女性たちは、政治、経済、安全保障などあらゆる政策領域において重要な役割を果たしうる主体として認識され参加を促進されている。

しかし実際にはこの過程は、多くの女性たちにとってより複雑な影響をもたらして

きた。それは、国家主権の相対化とリベラルな規範に基づくグローバル・ガバナンスの構築が、経済グローバリゼーションとよりよく適合するような統治の変容の一部であったことと関わっている。1970年代以降のグローバル資本蓄積体制の変容は、北と南の双方において財・サービスの配分における政府に対する市場の優位性というドグマにもとづく国家統治の再構築をもたらしてきたが、とりわけ南の諸国に対しては、国際金融機関による「構造調整」政策が強制的に導入されてきた。

この新自由主義イデオロギーにもとづくガバナンスが女性の権利にとってもつ意味は複雑で矛盾をはらんでいる。それは一方においては、女性の経済的主体性と生産性を強調し、労働市場への参入を促進する。他方で、ケアや教育などの社会的再生産が公的責任から個人の私的責任へと移されることによって、再生産労働の担い手、とりわけ世帯内無償ケア労働の主たる担い手とされる女性たちの負担はいっそう強化されることになるのである。

FIPE は、資本主義経済における社会的再生産の圧迫とジェンダーの関係に焦点を当ててきた。主流派経済学との重要な違いは、経済を市場経済と同一視することなく非市場的な経済領域を認識し、世帯内無償ケア労働を含む社会的再生産を経済総体の不可欠な一部として把握する点にある。生殖、育児、教育、家事、性、病気や加齢、死に至るまで、生物また社会的存在としての人の生存を可能にする膨大なケア労働とそれをとりまく社会的自然的環境なしには、人間と社会システムそして資本主義経済も

また自らを再生産することはできない。この意味で社会的再生産とは日常そのものである (Elias and Rai 2019)。

にもかかわらず、主流派経済学のヘゲモニックな知においてこの領域を不可視にしてきたものこそ、ケアを「女の自然な役割」とするジェンダーのバイアスである (Elson 1991)。貨幣評価を受けないがゆえに、世帯という「私的領域」で行われる無償ケア労働の価値が不可視化されていることを明らかにしたのはフェミニズム運動による異議申し立てであった。しかしジェンダーの抑圧を利用した世帯内ケア労働の不可視化が中心的役割を果たしてきたとしても、社会的再生産が世帯内ケア以上の膨大な領域を含んでおり、その収奪においてジェンダー以外の多様な抑圧のシステムがはたらいていることには留意が必要である。有償家事労働を含む再生産労働のグローバルな再編成には、ジェンダー、人種、セクシュアリティ、法的地位等の多様な抑圧が交差しながらはたらいている (Bhattacharya 2017; 伊藤 2020)。

このように FIPE の分析は、国際政治経済をジェンダー化された社会関係としてアプローチすることにより、ヘゲモニックな知のジェンダー・バイアスに挑戦してきた (Rai and Waylen 2008; Rai 2013)。しかしジェンダー関係に関わる知識は、グローバル・ガバナンスの中でだいに中心的かつ矛盾した役割をも果たすようになっていく。1995年の第4回世界女性会議において採択されたジェンダー主流化は、あらゆる政策形成評価にジェンダー分析を制度的に組み込むことによって、制度の内部から

ジェンダー平等に向けた変革を推進しようとする戦略である。その基盤には、一見ジェンダー中立的な制度においてはたらくジェンダー化されたバイアスや規範に対するフェミニスト批判があった。しかしグローバル・ガバナンスの制度に組み込まれることによって、フェミニストの批判的知は正統性と権威をまとう専門知の地位に押し上げられるだけでなく、技術的管理的な行政の一部となって脱政治化され、ジェンダー化されたグローバル権力の解体よりも維持に奉仕する「ガバナンス・フェミニズム」を生み出してきたとも論じられる (True 2011; Halley et al. 2018)。さらにジェンダーに関する知は新自由主義的な合理性と結びついて、グローバルなジェンダーの統治における民間セクターの役割を高めつつある (Rottenberg 2018; True 2015)。

2. 「危機」とフェミニストの知

今日、あらゆる領域においてさまざまな「危機」が論じられているが、この語が意味する内容について単一の合意された定義はない。しかし危機およびこれに類する「災害」や「非常事態」等の概念については、何らかの重大な衝撃により、既存のシステムに重大な困難や危険が生じ、決定的な変化が生じる機会という理解が広く存在している。また多くの政治研究者は、危機とは現実であると同時に社会的言説的に構築されるという理解において一致している (De Rycker and Mohd 2013; Walby 2015)。

危機と観念される事態に対しフェミニストはどのようにアプローチしてきたのだろうか。災害とジェンダーは多くの研究蓄積が

ある領域である。女性と男性の異なる経験に注目することを通して、フェミニストたちは、災害前の社会におけるジェンダーの規範やアイデンティティが、いかに階級、人種、文化、国籍、年齢などの要素と交差しながら、災害下における脆弱性を作り出しているのかを明らかにしてきた。フェミニスト分析の重要な特色は、災害を「通常」からの切断と見るのではなく、その前後と連続する社会プロセスとしてアプローチする点にある (Ahmad 2018)。主流の災害研究が衝撃による通常の社会システムの中断や混乱を問題視するのに対し、フェミニスト研究は「誰の社会システムなのか」 (Enarson et al. 2007) と既存の枠組みを問いなおしてきた。

しかしグローバル政治経済体制のガバナンスに関するここでの議論にとってより関連が深いのは、経済危機に関するフェミニスト分析であろう。フェミニストたちは、危機前の経済における女性の位置づけが、どのように危機下において女性の脆弱性を創り出すのかに注目してきた。1980年代のラテンアメリカ債務危機、1990年代のアジア経済危機、2008年の金融危機など、くりかえし発生してきた経済危機の影響は文脈によって異なっており一概には言えないが、多くの場合、女性の雇用は危機後も長期的にわたって回復しにくく、雇用の質も劣化する。ダイアン・エルソン (Diane Elson) の研究が示すように、生産部門だけでなく再生産部門を視野に入れて経済を見るフェミニスト視点は、世帯内の女性の無償ケア労働は危機時において著しく増大することによって、世帯への経済的衝撃を受

け止める「緩衝材」の役割を果たすことを明らかにしてきた (Elson 1991; 2002)。

ヘゲモニックな経済知が不可視化している再生産領域を焦点に据える FIPE 研究はまた、金融危機が生じるダイナミクスについても独自の分析を提示してきた。1970年代以降、世界経済は、国内の労働力でモノを生産し販売して利潤を得る形態から、国境をまたぐ生産ネットワークの再編成へ、さらに短期の金融取引増大による利潤追求へと向かってきた。この金融化された経済グローバル化の過程は、国家間および国内の格差をもたらしながら、人びとの日常生活をも金融取引に組み込みつつある。2008年グローバル金融危機の背景に、アメリカで経済的に周辺化される人種マイノリティ女性を標的とする投機的住宅ローンがあったことは、金融による再生産領域の略奪的な包摂を示すものと指摘されている (Fukuda-Parr et al. 2013; 足立 2016)。くり返される経済危機の背景には、人びとの生存に関わるニーズと実体経済を犠牲にし、格差を拡大するようなグローバル経済の金融化の過程がある。社会的再生産の不可視化は日常においても抑圧を生み出すが、ひとたび金融危機が発生すれば、そのコストは構造調整や緊縮財政による公的社会サービスの削減を通じて無償ケア負担の担い手として女性化される人々へと転移され、その影響は、ケア負担の増大とプレカリアスな労働として長期的に継続することになるのである。

このようにフェミニスト研究は、危機を日常からの切断ではなく連続するジェンダー化された社会的プロセスとしてアプ

ローチすることにより、ジェンダー非対称な影響を引き起こすような、既存の政治経済システムに埋め込まれていた不平等なジェンダーの権力関係について重要な洞察を提示しうる。同時に、危機とは、このジェンダー不平等な政治経済システムの「自然な」再生産を可能にしてきた支配的な知が衝撃を受けて動揺し、崩壊する可能性をはらむ時でもある。この政治的機会において、フェミニストの知は、統治権力にどのように関与しうるだろうか。

グラムシ派は、被支配者に対する抑圧を正当化してきた知のヘゲモニーの動揺が強権的権力を前面化させうることに注目している。ナオミ・クライン (Naomi Klein) が指摘したように、人びとに衝撃とトラウマをあたえる危機は、しばしば新自由主義資本主義体制がその強権的側面をむき出しにする機会となる (Klein 2007)。重要なことに、危機時に現出する強権的支配を正当化する言説はジェンダー化されており、迅速で決定的な危機対応をとることのできる男性的権威的なリーダーシップが称賛されるのに対し、慎重さや時間をかけた合意を求める異論は、しばしば女性化されて封じられるのである。

しかし危機に際して統治権力が常に強権的男性性をまとうとは限らない。金融化された国際政治経済において危機が日常化する中、危機を封じ込め管理可能なものとするような統治の技術はフェミニストの知を選択的に取り込んできてもいる (Griffin 2015)。2008年のグローバル金融危機で特に重大な影響を受けた多くのヨーロッパ諸国では厳しい緊縮財政が導入され、深く長

引く経済的社会的政治的影響をおよぼすことになった。フェミニストたちは過去の経済危機に関する分析をもとに、社会的再生産のための公的支出を切り下げる緊縮は女性のケア負担を増大させジェンダー不平等を悪化させると反対したが、このフェミニストの知識は多くの場合受け入れられなかった。

その一方、「もしもリーマンブラザーズがシスターズであったなら」というIMF理事ラガルドの言葉は、「女性活躍」を掲げた日本の前首相さえ口にするほど人気のキャッチフレーズとなった。自己利益を追求する慎重さと責任感に欠ける若い男性たちに、より慎重で他者に責任ある判断をなしうる女性たちを対比させる本質化された言説は、金融ガバナンスにおけるジェンダー・パリティという「解決策」を提示することで、金融資本主義のジェンダー化された不平等な構造の根本的改革という要求からうまく目を背けさせてきた (Elson 2014)。この「危機管理のガバナンス・フェミニズム」 (Griffin 2015) は、危機を切り抜ければ用済みになるわけではないかもしれない。利他的で責任ある経済的主体として女性を位置づける言説は、危機後のグローバル資本主義を救済する資源として女性たちを動員する役割をも果たした (Calkin 2015; Hajek and Opratko 2016)。そして、ジェンダー平等を市場の合理性に完全に適うものと位置付けて推進する民間セクターが果たす役割は、ジェンダー関係に関わるグローバルな知識の生産と統治において、グローバル金融危機以降さらに増大してきたと指摘されている (True 2015)。

3. 小括

FIPE 研究は、国際政治経済をジェンダー化された社会関係としてアプローチすることにより、社会的再生産を不可視化するようなグローバル・ガバナンスの支配的な知に挑戦してきた。ジェンダーその他の抑圧をはらむシステムの再生産が自然に行われなくなる危機は、変容の機会をもたらすが、それは必ずしも根本的権力関係の転換を意味しない。フェミニスト分析が示唆するのは、危機とは日常からの切断ではなく連続するジェンダー化された社会関係の中で展開し、その中から新たなジェンダー化された社会関係を生み出すプロセスであるということである。不平等なジェンダー関係を組織し正当化してきた支配的知の枠組みの危機による動揺は、フェミニスト知識の介入を通じてより公正な社会関係への移行を促す機会を生じるかもしれないが、危機管理のガバナンスにおける資源として取り込まれ、不平等なジェンダー化された権力関係を強化する機会ともなり得る。

しかしシルビア・ウォルビー (Sylvia Walby) が強調するように、危機とは経路依存的であると同時に非直線的に発展するプロセスであり、その帰結の可能性は開かれている。今まさに展開しているコロナ・パンデミックをめぐるダイナミクスの中で、グローバル政治経済体制のジェンダー化された社会関係についていかなる知が生産されており、その統治の変容にどのように関与しようとしているのかを理解しようとするうえで、言説分析は重要な戦略である。とりわけ危機のナラティブに注目することは、その語り手が、出来事をどのように始

まりと終わりをもつ系統立てられたプロセスとして解釈し、その根底にあるどのような価値や政治的目標を提示しているのかを分析する手掛かりとなる (Walby 2015)。

以上の理論的検討を経て次節では、「フェミニスト的」あるいはジェンダー公正な回復に関する国連、NGO、民間セクターの言説分析を行う。ジェンダーで異なるパンデミックの影響とジェンダー不平等の是正という関心はこれらアクターのすべてに共有されているが、どのようなジェンダー知をどのように用いながら、パンデミックの男女で異なる影響を既存の政治経済システムの性質と関連付けて解釈し、より望ましいと考えられる統治を合理づけるような一貫性のある系統立てられたナラティブを構築しているのかが分析の焦点となる。

Ⅲ. 「フェミニスト的」回復に関する言説の検討

1. 国連機関

国連機関はUN Womenを中心として、女性・少女の権利の後退を警告する緊急声明の発出や、緊急ジェンダーアセスメントを行ってきたほか、ジェンダーに対応した政策対応と回復を導くための政策ブリーフやデータベースなどの政策ツールなどを生産している (表1)。国連が指摘する女性・少女への影響の主な要点は、以下のように整理できよう。

- ① 女性・少女に対するDVや性暴力被害の増大・激化。
- ② 女性が集中する産業部門への衝撃

表1 国連機関によるコロナとジェンダーに関する主な政策文書・ツール

タイプ	機関	タイトル
声明	UN Women	COVID-19: Women front and centre(2020/3/20)
声明	UN Women	Women and COVID-19: Five things governments can do now (2020/3/26)
政策ブリーフ	UN Women、 UNDP	Gender-Responsive Prevention and Management of the COVID-19 Pandemic: From Emergency Response to Recovery & Resilience (2020/3/27)
声明	UN Women	Violence against women and girls: the shadow pandemic(2020/4/6)
政策ブリーフ	事務総長	The impact of COVID-19 on women(2020/4/9)
調査	UN Women	Rapid Assessment Surveys
レポート	UNDP	Gender Inequality and the COVID-19 Crisis: A Human Development Perspective
テーマ別政策ブリーフ	UN Women	Addressing the economic fallout of covid-19 (No.15) /Covid-19 and the care economy (No.16) /Violence against women and girls(No.17) /COVID-19 and women's leadership(No.18) /COVID-19 and conflict (No.19) /COVID-19 and women's rights organizations (No.20) /COVID-19 and fiscal policy (No.21)
モニタリングツール	UNDP + UN Women	COVID-19 Global Gender Response Tracker (September 2020)
政策ブリーフ	ILO	Getting gender equality right for a better future for women at work (2020/5) / A gender-responsive employment recovery: Building Back Fairer (2020/7)
グッドガバナンス集	UN Women + IFC	Bridging the Gap: Emerging Private Sector Response & Recovery Measures for Gender Equality Amid COVID-19

およびそれ以前からの経済的脆弱性による雇用・生計への重大な影響。

- ③ 増大した無償ケア・世帯内労働の負担の増大と女性・少女への過重な負担。
- ④ 医療・保健部門の労働者の7割を占める女性リスクと負担。
- ⑤ パンデミック対応にかかわる意思決定における女性の平等な代表・参加の欠如。

国連のいう「ジェンダーに対応した」とは、これら女性・少女への悪影響を緩和することを意味している。すなわちジェンダーは、女性・少女と同一の意で使われている。彼女たちは「その性別ゆえに」(UN 2020a: 2) 暴力被害や経済的打撃にさらされやすく、また無償・有償のケア労働の担

い手として大きな犠牲を払っているにもかかわらず、意思決定において十分に代表されていない。政府の対応・回復策にジェンダー分析を反映させて女性・少女への重大な影響を緩和することは、より平等で持続可能な世界へ向けた回復という国連の目標の不可欠な一部である。

このようにグローバル・ガバナンスの目標と関連付けて各国政府の政策形成にジェンダー分析を反映させるために種々のツールを開発し技術的支援を提供する国連の実践は、基本的にはジェンダー主流化戦略の延長線上にあり、危機管理のための専門的技術的なジェンダーの知識を生産し制度化するものと見ることができる。たとえばUN WomenがUNDPと開発した「Global Gender Response Tracker」は200か国以上の政府の対応策が女性・少女への影響にどの程度直接的に対応するものかを統一の指標

によりモニタリング・評価した結果が概観できるようにになっている³。

他方で、事務総長が「平等に向けた革新的な変化」(UN 2020a: 3)への鍵として有償・無償のケアエコノミーを挙げているように、これまでジェンダー主流化戦略において必ずしも中核的位置づけをあたえられていなかったケアが、ジェンダーに対応した回復の中核に据えられていることは注目される。前節でも触れたように、金銭的評価を受けない無償のケア・世帯内労働が経済・社会システムの再生産に果たす不可欠な役割は、1970年代におけるフェミニスト運動の提起を受けてフェミニスト経済学研究により理論的に明らかにされ、1995年に採択された北京行動綱領にはケアの評価とジェンダー平等な分担が書き込まれた。これにより無償ケア労働の時間計測と価値評価の実践は大きく進展してきたものの、リベラル・フェミニズムと新自由主義イデオロギーの強い影響の下で、ケアの問題は、女性に対する暴力や経済的政治的エンパワーメントと比べると、ジェンダー平等のアジェンダの中では必ずしも高い優先順位があたえられてきたとはいえない。2015年の持続可能な開発目標(SDGs)にはNGOのロビーイングにより無償ケアの認識・評価が盛り込まれた。

コロナ・パンデミックが「ケアの危機」をこれまでにないほど深刻化させ緊急の課題に押し上げたことは、ケア労働の価値を再認識させるだけでなく、自らが依存するケアエコノミーへの投資を不足させ、その

持続性を脅かしてきた既存の政治経済体制の根本的問題を、少なくとも国連の人権機構の中では、よりはっきりと認識させる機会となっているといえよう。UN Womenは、過去の経済危機に関するフェミニスト研究も引用しながら「ケアエコノミーによる経済的貢献および他のセクターとのダイナミックな関連を認識するマクロ経済政策が、回復策の持続性を維持するためには重要である」(UN Women 2020b: 7)と述べる。無償ケア労働と有償労働とのバランスにとどまらず、市場経済とケアエコノミーとの有機的関連というフェミニストの知に基づいて、ケアエコノミーへの投資が、ジェンダーに対応したマクロ経済・財政の不可欠の構成要素として強調されている。

ここには、既存の国際政治経済体制に対する批判的なフェミニストの知が取り入れられることで、ケアエコノミーを軽視してきた既存の知にもとづく統治からの転換が生じる可能性を見て取ることができる。他方で「無償ケアと世帯内労働は……健康で生産的で、学習と創造の能力をもつ人びとを育成し、経済開発に重要な貢献をなす」、それ自体が「多大な経済価値」をもつ活動であるとも述べられているように、ケアエコノミーはそれ自体というよりあくまで生産領域との関係においてのみ価値が認められているかのようにも読める(UN Women 2020b: 2)。

また国連による新しいジェンダー知の生産様式は、従来のジェンダー主流化戦略と同様に技術的官僚的なものである。UN

3 <https://data.undp.org/gendertracker/>

Women がケアへの投資を含むジェンダーに対応したマクロ経済・財政を促進する手段として推奨するジェンダー予算は、イギリスなどではフェミニスト団体が政策形成に関与する重要なツールとなってきたが、こうした団体が実質的に関与できる文脈を欠く場合には、ジェンダー知を用いた統治の技術となってしまう危険もある（UN Women 2020e）。くわえて、国際債務を理由とする開発金融機関による緊縮政策の押しつけが見直されなければ、ジェンダー予算という政策ツールがあっても、政府とローカルな運動体との対話と自律的政策決定は阻害されかねない。実際、次項で見ると、フェミニスト運動団体は国際金融機関による新自由主義的な財政政策への介入を根本的問題と見ているが、国連はこの問題に踏み込んでいない。

2. NGO

パンデミックとジェンダーに関する NGO の声明や分析、提言は無数にあるが、ここではグローバル政治経済体制のガバナンスへの関与という観点から、「フェミニスト的な」回復について包括的に述べた声明や提言に絞ってとりあげる（したがって、女性に対する暴力などシングルイシューについての提言は取り上げない）。また NGO の中には政府や企業が関与する

ものもあるが、ここではフェミニスト運動体や人道支援 NGO に限った⁴。選択にあたっては、コロナ・パンデミックとジェンダーのトピックに関するいくつかのポータルサイト⁵に集積された情報の中から、英語で読めるもののみを拾った（表2）。

これらの NGO も、女性労働への重大な打撃、ケア労働の増大による女性の負担、女性に対する暴力の増大、意思決定における不平等など、パンデミックのジェンダー化された影響について国連機関と問題関心を共有しているが、いくつかの点で重要な違いがある。第1に、女性・少女を含む多様な集団の社会的脆弱性を是正し、すべての人々の権利やニーズに平等に対応するような政治経済システムを求めていること、第2に、きわめて幅広い要素を含む要求を掲げていること、第3に、新自由主義政治経済体制からの根本的転換を求めていることである。このようなフェミニスト知の生産において、インターセクショナルリティと歴史的な文脈の参照は重要な戦略となっている。

インターセクショナルリティ

分析対象のほぼすべての団体は、女性・少女だけに関心を絞るのでなく、女性・少女を含む、パンデミック下において最も打撃を受けている多様な集団のニーズに対応すること、それらの人びとの脆弱性を是正

4 アメリカ・ハワイ州の提言は NGO ではなく公的な女性の権利擁護機関が作成したもののだが、州の経済回復プランに関する公的意志決定にフェミニスト視点から介入する意図で作成されており、多くの点で他の NGO によるものと共通していることから、ここで一緒にとりあげる。

5 Feminist Response to Covid-19 (<https://www.feministcovidresponse.com/>); Gender and COVID-19 Resources (https://docs.google.com/document/d/1_QfLS6Z90w_1rPM-jdeKC_IQXTcwA8Z4kF8Z5CerZrk/edit); WUNRN (<http://www.wunrn.com>)

表2 フェミニスト的回復に関する主なNGOの文書

タイトル	団体	レベル
A Feminist Monitoring & Advocacy Toolkit - Feminist Response to COVID-19	Feminist Response to Covid-19 (FRC) ¹	グローバル
From the Pandemic to 2030: Feminists Want System Change	Women's Major Group(WMG)	グローバル
From a feminist bailout to a global feminist economic recovery	Association for Women in Development (AWID)	グローバル
Feminist Futures	Oxfam ²	グローバル
Invest in the Care Economy for a Just, Green, Feminist Covid-19 Response and Recovery	Women's Global Strike 2020(WGS)	グローバル
COVID-19 Highlights the Failure of Neoliberal Capitalism: We Need Feminist Global Solidarity	APWLD	リージョナル (アジア)
African Feminist Post-COVID-19 Economic Recovery Statement	African Feminism (AF)	リージョナル (アフリカ)
A Feminist Economic Recovery Plan for Canada: Making the Economy Work for Everyone	YWCA Canada, Institute for Gender and Economy	ローカル (カナダ)
Building Bridges Not Walking on Backs: A Feminist Economic Recovery Plan for COVID-19	Hawaii State Commission on the Status of Women	ローカル (アメリカ・ハワイ州)
COVID-19 Feminist Recovery Plan	Women's Policy Group NI	ローカル (北アイルランド)
A Gender-responsive policy and fiscal response to the pandemic	Feminist Policy Collective (FPC)	ローカル (インド)

- 1 20年3月に立ち上げられたコロナ・パンデミックに関する国際的なフェミニストコレクティブ。20年末までに74か国400団体が参加。
- 2 団体の公的政策文書ではなく内部のジェンダー・グループによるディスカッションペーパー。

し、彼らの権利をよりよく保障しようとするような政治経済システムへの転換を求めている。すなわちジェンダーは、階級、人種、障害、セクシュアリティその他の要因とともに、一部の人びとの構造的な周辺化と権利侵害をもたらすような抑圧要因として理解されている。

いくつかの団体が明示的に述べているように、インターセクショナルリティと呼ばれるこの概念的レンズは、危機におけるフェミニストの政治が構築される基盤となっている。

フェミニストの活動家とアドボケートたちは、複数の形態をとる危機の交差

において活動することによく慣れている。私たちのフェミニスト・アジェンダを中核的に枠づけてきたものとは常に、ジェンダー、年齢、階級、カースト、人種、エスニシティ、ナショナルリティ、性的指向、ジェンダーのアイデンティティと表現、性徴、障害その他の地位にもとづく交差する不平等および多様な形態の差別に取り組むという目的であった (FRC 2020: 8)。

インターセクショナルリティのレンズは、これらNGOがそれぞれのコミュニティの歴史的な文脈におけるパンデミックの影響

の現れ方とその背後にある権力関係を理解し分析するための重要な概念的ツールでもある⁶。アフリカやインドであればインフォーマル経済に依存する多数の人びとの苦境、カナダやハワイであれば先住民やブラック・コミュニティの経験するレイシズムが、女性たちの経験している苦境とともに、既存の政治経済システムのどこに問題が存在するのかを分析するうえで不可欠な要素となっている。ここから導かれる「フェミニスト的な」回復に向けた提言・計画には、ジェンダー不平等の是正とケアへの投資だけにとどまらない、きわめて幅広い要求が含まれることになる。多くに共通する要素には以下が含まれる：

- ・ 普遍的な保健および社会的保護のシステム
- ・ 無償・有償ケアの認識と投資、平等な分担
- ・ 移民、インフォーマル労働者の権利保障
- ・ 食糧安全保障、グリーンエコノミーへの転換
- ・ 対外債務の帳消し、緊縮財政の拒否
- ・ 公正な貿易・税システム
- ・ 国家およびローカルなコミュニティの自律性
- ・ 周辺化された人々を包摂する民主的意思決定
- ・ デジタル情報・技術への平等なアクセ

セスと公正な利用

危機のナラティブと歴史的文脈

このような広い要求を導く NGO の危機のナラティブは、多くの場合、パンデミックの最も重大な経済社会的影響が誰によってどのように経験されているのかを明らかに述べることから始まる。これらの団体が言及する集団の中には、収入減やケア負担の増大、暴力に苦しむ女性たちのほかに、LGBTIの人びと、インフォーマルセクター労働者、難民、移民、人種マイノリティ、先住民、農民、セックスワーカー、市民登録のない人々などが含まれる。それぞれ深い歴史的文化的根をもつ抑圧によって周辺化されてきたこれらの集団は、パンデミック下において、人びとのニーズに応えようとしない政府のためだけでなく、公平なサービスの保障よりも私企業の利益を優先するような新自由主義経済のために、いっそうの苦境に追いやられていると分析されている。

Oxfam のように、ギリガンの「ケアの倫理」に依拠しながらこのようなフェミニスト知を構成している NGO もあるが (Oxfam 2020)、多くの団体は固有の歴史的な文脈に基盤を置きながらフェミニスト分析を構成している。アフリカのフェミニストたちは過去数十年にわたる構造調整、北アイルランドの NGO は近年の緊縮政策の下で苦しんだ経験を想起しながら分析を行って

6 ここでコミュニティとは必ずしも地域性に基づくものでなく、個々の運動体が基礎を置く人々の繋がりを意味している。たとえば女性の労働問題に関する運動体は、ノンバイナリー、トランス女性、移住女性、障害女性を含む多様な人びとから成る集団を、自らが基盤をおくコミュニティとして見出すことが可能である。

る (AF 2000; NI 2020)。IMF や世界銀行が「南」の国々に強制してきた構造調整の下で、医療や水道などの基礎的社会サービスさえもが民営化あるいは官民連携 (PPP) 事業化され、貧困層は質の高い医療保健や社会的保護へのアクセスから排除されてきた。パンデミック下における人びとの生存の危機は、こうした政策がもたらした結果なのである (AF 2000; WGS 2020; FRC 2020; APWLD 2020)。そしてこの経済政策によって制度的に引き起こされてきた社会サービスの不足を補ってきたのが、主に女性によって担われる無償または低価のケア労働であった⁷。グローバル・サウスに基盤を置くいくつかの NGO は、UN Women がケアへの「歴史的な投資不足」(UN Women 2020: 7) と控えめに表現しているものの背後に、自国政府のマクロ経済政策におけるジェンダー視点の欠如以上に、男性バイアスをはらむドグマ的な経済知が不平等なグローバル関係の下で強制されてきた歴史を見ているのである (AF 2000; WGS 2000; FRC 2000)。

歴史的に構築されてきたグローバルな不平等構造の中でケアエコノミーへの圧迫と女性への負担の転嫁を見るフェミニスト視点からの回復のアジェンダは、したがって必然的に、一国レベルでの緊縮財政の拒否だけでなく、国際開発金融やグローバルな税・貿易システムの改革をも視野に含むものとなる (AWID 2020; FRC 2020; Oxfam 2020; AF 2020; WGS 2020; APWLD 2020)。

債権国や多国籍企業の権益保護を優先してきた国際的なシステムを見直し、人びとの健康とケアを支える公的サービスのために必要な資金を政府が調達することができるような自律性を確保することは、民主的経済運営のためにも必要なのである。

政治的挑戦と機会の認識

多くの NGO も意思決定への平等な参加を要求に掲げているが、そこには、社会的に周辺化された集団の声が排除されていることだけでなく、デジタル監視や大企業を優先する公的支出、債務と緊縮など、社会正義と民主主義をいっそう歪めかねない動きへの懸念がある。同時にこの危機は、唯一の経済モデルであることを主張する新自由主義経済に代わる、より包摂的なエコノミーのあり方を「再想像する」政治的機会としても認識されている (YWCA Canada 2020; AF 2020)。

女性たちの過重な負担を是正するためのケアへの投資や、すべての人びとがアクセスしうる質の高い基礎的社会サービスと保健医療はその中心であるが、ローカルな歴史的な文脈に位置付けられたフェミニスト知の生産実践は、ここでも重要な戦略となっている。たとえばハワイ州は、連邦軍事費や観光に依存した経済から、健康や住宅などの社会的インフラ、女性や周辺化された住民の持続的生計の維持、不平等の是正に重点を置くような経済への転換を提言している (Hawaii CSW 2020)。さらにいくつか

7 Women's Global Strike は、2世代にわたって「南」の国々に強制されてきた新自由主義経済政策の主たる犠牲者は、無償ケアの負担を負わされている女性たちだけでなく、人口の多数を占める子どもや若者たちでもあると指摘している (WGS 2020)。

のNGOは、「南」の多くの人々、とりわけ女性たちにとって主要な生計の源となっているインフォーマルエコノミーのほか、連帯経済や、ローカルな自然資源に依拠したコミュニティ経済など、市場経済以外のオルタナティブなエコノミーの価値を認めている (AWID 2020; AF 2020; WGS 2020)。国連によるケアエコノミーの評価が市場経済にとって不可欠なものという認識にとどまっているのに対して、これらNGOによるオルタナティブエコノミーの評価がずっと積極的であることは注目される。「多数の人びとはオルタナティブなエコノミーのおかげで支配的経済モデルの暴力を生き延びている」のである (AWID 2020)。

3. 民間セクター

グローバル経済のみならずグローバルなジェンダー政治においても主要なアクターとなりつつある民間セクターに関しては、どのような言説が現れつつあるだろうか。

国際金融機関やG7は女性労働者への影響を緩和するために民間セクターが取るべき行動について声明やグッドプラクティスを示しているが、「南」の女性労働者をプレカリアスな状況に置いてきたグローバル・バリュー・チェーンの不平等な構造の是正を促すものではない (UN Women and IFC 2020; Empower Women 2020)。

一方、NGOの多くは、民営化やPPPによって基礎的社会サービスの供給者に企業を据えてきた新自由主義的開発からの明確な転換を求めている。「民間セクター——特に中小企業……が、雇用を生み出し、基本的財とサービスを提供し、税収源として

開発に重要であることは疑いを入れないが、今日の開発金融モデルは明らかに開発、特に持続可能な開発と人権にとって疑わしい影響をあたえている大規模多国間企業を優先するよう意図されている」(FRC 2020: 38)。「北」のNGOも大企業よりも女性起業家を含む地域の小規模ビジネスを優先することを提言している (Canada YMCA 2020; Hawaii CSW 2020)。

こうした中で民間セクターの中からの回復とジェンダーに関するまとまった分析や提言はまだ少ないが、マッキンゼーのシンクタンクによるレポート (Madgavkar et al. 2020) および世界経済フォーラムのグローバルジェンダー格差レポート2021年版 (WEF 2021) を見ておきたい。両者はいずれも、労働市場における女性の脆弱性の主要な原因として、打撃を受けた産業における女性の集中と、それ以上に世帯内ケア労働の増大による賃労働の制約を指摘している。ここから世界経済フォーラムは、「ジェンダー・ポジティブな回復」に向けた処方箋の筆頭に、男女平等な育児休業へのアクセスおよびケアセクターへの投資を通じた賃労働とケア労働の「ダブルシフト」解消を挙げる。ケアセクターへの投資は人的資源の開発と雇用の創出を通じて回復を促進する大きな可能性をも持つため、国家だけでなく「インパクトの大きい社会経済的挑戦に向かおうとするイノベーター」にとってもこのセクターへの投資は優先事項となるべきという (WEF 2021: 68)。

マッキンゼーも、市場におけるジェンダー・パリティという目標に向けた進歩を止めないよう、無償の育児ケア労働の削減

と男女平等な負担、金融・デジタル包摂などの施策を急いで推進するよう訴える。これらの対策の遅滞は、女性だけでなくグローバル経済にとって大きな損失となる一方、今すぐに対策をとれば、コロナからの回復後にはより大きいGDPの伸びが期待できるという。「ジェンダー平等にとって良いことは、経済と社会にとって良い」のである (Madgavkar et al. 2020: 1)。

フォーマルな市場におけるジェンダー・パリティを目標とする両者の分析は、国連やNGOに比べてはるかに狭い。さらに、同じように雇用のジェンダー平等に焦点を置くILOの政策ブリーフと比較することで、そのジェンダー知の質の違いはよりはっきりする。ILOは過去の経済危機に関するFIPEの知見を引きながら、労働市場の規制緩和や緊縮が女性の雇用にもたらす悪影響について警告し、女性を労働市場に留めるとともにディーセントな雇用の質を確保する必要を強調する。また、ケアへの投資は、普遍的な公的医療保健および社会保護の強化、ケア労働者のディーセントな雇用と切り離せないと強調している (ILO 2020:12-13)。2つの民間セクターのレポートは、ディーセントな雇用の質や、労働者を支えるより広い基礎的社会サービスを視野に入れておらず、世帯内ケア労働は、主に市場への女性の参加とリーダーシップにとっての阻害要因として位置づけられている。ケアへの投資はたしかに生産的であり得る。しかしその主たる担い手である人種化され女性化されたケアワーカーの雇用の質は関心の外にある。

4. 小括

上に見た国連、NGO、民間セクターの言説は、いずれもパンデミックが女性・少女に特に重大な影響をもたらしていることへの懸念と、よりジェンダー平等なコロナ後の政治経済システムへの変革を志向するものである。特に、無償ケア・世帯内労働の増大と女性への過重な負担の偏りは、すべての主体によって、パンデミックによって明らかになった最も重要なジェンダー平等における課題として認識されている。しかし「ケアの危機」を既存のグローバル政治経済システムとの関係においてどのように理解するかには、それぞれが依拠するジェンダー知のありかたによって異なっており、「フェミニスト的な」回復における主要な戦略とされる「ケアへの投資」が何を意味するかにも重要な違いをもたらさう。

最も狭いアプローチをとっているのは民間セクターであり、ケアとは基本的に個人の女性にとって市場参加を制約する世帯内無償ケア労働の意味で理解されている。ケアへの投資によりいっそうの女性参加を推進する「フェミニスト的回復」を導いているのは、経済成長と市場におけるジェンダー・パリティの間に正の相関を作り出すようなフェミニスト知である。この知の枠組において、ケアはできるだけ削減されるべきコスト、あるいは、女性を十全に生産的な経済主体とし、それを通して経済成長を促進するための投資である。この市場と女性にとってのコスト／投資としてのケアは、雇用の質やグローバルな平等といった他の価値を視野に入れていない。

一方、UN Women を中心とする国連機関

は、「ダブルシフト」問題の背後に、市場経済によるケアエコノミーへの圧迫というより大きな問題を認識しており、2つのエコノミー間の有機的関連という認識のもとに、ケアエコノミーへの持続的投資を行うようなマクロ経済と財政政策をジェンダー平等な回復の柱に据えようとしている。ここには明らかに非主流派フェミニスト経済学の知が反映されている。しかし今のところケアエコノミーの位置づけはあくまで生産的領域に不可欠な価値をもつものという消極的な評価にとどまっているように見える。女性への暴力を経済的損失として表象する言説もなお見られる (UN Women 2020c)。また各国の危機対応にジェンダー分析を反映させるため種々の技術的ジェンダー知を生産する実践は、基本的にはジェンダー主流化の延長線上で危機管理のガバナンスにジェンダー知を組み込むものと見ることができる。

最後に、NGOにとって、有償・無償のケア労働の認識と評価、ジェンダー平等な分担とケアへの投資は、普遍的な保健および社会的保護のシステムや食糧安全保障、グリーンエコノミーへの転換、債務の帳消しといった幅広い要求と不可分のものとして考えられており、最も広い意味での社会的再生産領域の認識と持続を志向するようなフェミニスト知を生産しているといえる。フェミニストの学術知はNGOにとっても重要な資源であるが、それ以上にフェミニスト知の政治性を研ぎ澄ますための中核的戦略として、インターセクショナリティと

固有の歴史的文脈における複雑な権力構造に基盤づけられた知の生産を行っている。「ローカルなフェミニストの専門知こそが、伝統的な経済学の限界を超えた政策、戦略、対応を導くことができる」(AWID 2020: 2)「フェミニストとしての私たち自身を、コミュニティが経験している異なる現実および個人が経験している個人的関心の中に基礎づける」(FRC 2020: 9)という言葉は、この知的実践の政治的戦略性を示している。

IV. 結論

本稿は、コロナ・パンデミックとジェンダーに関して生産されている多数の言説の政治的意味を理解するために、「フェミニスト的な」回復に関する異なる言説を、グローバル・ガバナンスの危機におけるフェミニスト知の生産の実践として分析を行った。これら異なるフェミニスト知が、ある部分では前提を共有しながらも、互いの中にどのような差異と緊張をはらみつつ生産されているのかを明らかにし、フェミニスト国際政治経済のレンズから解釈する本稿の試みもまた、展開しつつある政治的プロセスに関与しようとするフェミニスト政治の一部である。

本稿の検討が明らかにした第1のことは、社会的再生産をめぐる闘争の新しい局面である。国連、NGO、民間セクターのすべてが認識しているように、パンデミックはグローバル資本主義体制において持続してきた「ケアの危機」を緊急の政治課題に

押し上げつつある⁸。この変化において、主流派経済学が不可視化してきた社会的再生産、とりわけジェンダー化された世帯内無償ケア労働がもつ不可欠の重要性を明らかにしてきた既存のフェミニスト知が大きな役割を果たしていることは間違いない。しかしながらその知を基盤として、危機に介入する新たなジェンダー関係の知が生産される異なるあり方には重要な差異がある。「ケア」をどこまでの射程においてとらえ、市場経済との関係をどのように概念化するのかによって、これらがヘゲモニックな新自由主義の知との間にもつ関係にも大きな差異が現れている。

ケアの概念をめぐるこうした解釈の違いは、ジェンダー平等とは何かという理解をめぐる差異でもある (Rao 2018: 737)。しかし資本主義体制における社会的再生産への圧迫は、ケア労働やジェンダー関係を包むがそれをはるかに超えた多様な関係性を含む問題であり、ケアのジェンダー平等のみが前面に政治課題化されれば、他の抑圧や矛盾を覆い隠すことになりかねない。「ケアの危機」が市場経済の成長を維持するためのコスト／投資として新自由主義のヘゲモニックな知的枠組みの中に言説的に回収されることになるのか、それとも社会的再生産をめぐる多様な社会運動が関わるより大きな闘争としてそのヘゲモニーを解体していく基盤となるのかは、言説の領域だけでなく、予想される緊縮と債務の波や、権威主義的な政治の台頭、グローバル政治におけ

る民間セクターの力の変化といった要素も関わる今後の政治的闘争にかかっている。

本稿の分析が明らかにした第2の点は、フェミニスト知の生産の実践における政治的戦略である。ジェンダー主流化というガバナンスの変容をめざすフェミニスト戦略のもたらしてきた予期せぬ効果をめぐって、また危機管理のガバナンスによるフェミニズムの取り込みについて、フェミニストたちは議論をしてきた。パンデミックのジェンダー化された影響へのよりよい対応について国連が生産している知識は、批判的フェミニストの知を取り入れながらも、すでに危機管理の技術としての側面を明らかにしはじめている。しかしフォーコーの議論が示唆するように、ジェンダーをめぐる知の生産が統治権力の純粋な外側にとどまることはありえない (Plugl 2011)。パンデミックとジェンダーに関するすべての言説は、グローバル政治経済体制を変容させながら維持し再生産させるジェンダー化された統治権力の網の目と関わっているのである。

このことを考える時に、本稿で検討したいくつかのNGOによるフェミニスト知の生産の実践は重要な政治的戦略を示していると見ることができる。固有の歴史的な文脈において、インターセクショナリティのレンズを意識的に用いながらコミュニティにおける影響を観察し分析する実践は、ジェンダー関係を他の社会的諸関係と関連付けて把握することによって、ケアの

8 国連はケアに関わって議論されてきた原則として認識 (recognize)、削減 (reduce)、再分配 (redistribute) という「3つのR」ないし、正当な報酬 (reward) および意思決定における代表 (representation) をくわえた「5つのR」を再確認している (UN 2020; UN Women 2020b)。

ジェンダー平等を超えた、より広い意味での社会的再生産を問題化することを可能にしているとともに、異なる政治経済体制のありようを再想像するための基盤となっている。コロナ・パンデミックというグローバルな危機は、フェミニスト運動にとって重大な挑戦を提示するとともに、ローカルな歴史的文脈そしてグローバルな関係性に埋め込まれているようなフェミニスト知の生産が行われる重要な機会ともなるのではないだろうか。

ここで扱うことはできなかったが、本稿

における検討は、日本という固有の文脈においてより公正な回復に向けた議論のプロセスにフェミニストはいかに介入していくのかという問題意識とつながっている。そのためには、過去の危機、とりわけ東日本大震災後にフェミニスト知は何をどのように達成してきたのかを問い直す作業も必要とされるだろう。その検討は別の機会に譲り、フェミニストの知を研ぎ澄ましながらか共同的反省的に介入の実践にかかわっていく重要性を訴えて本稿を閉じる。

参考文献

- 足立真理子, 2016, 「金融排除／包摂とジェンダー 金融化された経済へのフェミニスト政治経済分析」『ジェンダー研究』第19号: 11-26.
- African Feminism (AF), 2020, "African Feminist Post-COVID-19 Economic Recovery Statement" <https://africanfeminism.com/african-feminist-post-covid-19-economic-recovery-statement/> (2021/4/18 アクセス).
- Ahamad, Ayesha, 2018, "Conceptualizing disasters from gender perspective" in D. P. O'Mathúna et al. (eds.), *Disasters: Core Concepts and Ethical Theories*. Springer Nature: 105-118.
- Asia Pacific Forum on Women, Law and Development (APWLD) . 2000. "COVID-19 Highlights the Failure of Neoliberal Capitalism: We Need Feminist Global Solidarity." <https://apwld.org/covid-19-highlights-the-failure-of-neoliberal-capitalism-we-need-feminist-global-solidarity/?fbclid=IwAR1FhRz65Yp2LzsfKHHYow2bJEoxzmpz1hR7OQSS0mcs9hu8zayWdJK-Q-g> (2021/4/18 アクセス).
- Association for Women in Development (AWID), 2020, "From a feminist bailout to a global feminist economic recovery" <https://www.awid.org/publications/bailout-manifesto-feminist-bailout-global-feminist-economic-recovery> (2021/4/18 アクセス)
- Bhattacharya, Tithi (ed), 2017, *Social Reproduction Theory: Remapping Class, Recentering Oppression*, Pluto Press.
- Biesecker, Adelheid and Uta won Winterfeld, 2018, "Notion of multiple crisis and feminist perspectives on social contract," *Gender, Work and Organization*, 25 (3):279-293.
- De Rycker, Antoon and Zuraidah Mohd Don (eds), 2013, *Discourse and Crisis Critical perspectives*, John Benjamins.
- Elias, Juanita and Rai, Shirin M, 2019, "Feminist everyday political economy: Space, time, and violence", *Review of International Studies*, 45(2), 201-220.
- Elson, Diane, 1991, *Male Bias in the Development Process*. Manchester University Press.
- , 2012, "Finance, Production and Reproduction in the Context of Globalization and Economic Crisis" 『ジェンダー研究』(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター) 第15号, pp: 3-12.

- , 2014, “Economic Crisis from the 1980s to the 2010s: A gender analysis” in Shirin M. Rai and Georgina Waylen eds., *New Frontiers in Feminist Political Economy*. Abingdon: Routledge, pp. 189-212.
- Empower Women. 2020, “COVID-19 and gender equality: A call to action for private sector” (April 2020) <https://www.weeps.org/resource/covid-19-and-gender-equality-call-action-private-sector> (2021/4/18 アクセス).
- Enarson, Elaine, Alice Fothergill, and Lori Peek. 2007. “Gender and Disaster: Foundations and Directions” in Rodriguez, Havidan, Enrico Quarantelli, and Russell Dynes (eds.) *Handbook of Disaster Research*, Springer: pp.130-146.
- Feminist Response to Covid-19 (FRC), 2020, “A Feminist Monitoring & Advocacy Toolkit - Feminist Response to COVID19” <https://www.feministcovidresponse.com/toolkit/> (2021/4/18 アクセス).
- Fukuda-Parr, Sakiko, James Heintz & Stephanie Seguino, 2013, “Critical Perspectives on Financial and Economic Crises: Heterodox Macroeconomics Meets Feminist Economics”, *Feminist Economics*, 19(3), pp. 4-31.
- Griffin, Penny, 2015, “Crisis, austerity and gendered governance: A feminist perspective.” *Feminist Review*, 109: pp. 49-72.
- Hajek, Katharina and Benjamin Opratko, 2016, “Crisis Management by Subjectivation: Toward a Feminist Neo-Gramscian Framework for the Analysis of Europe’s Multiple Crisis,” *Globalizations*, 13 (2): pp. 217-231.
- Halley, Janet, Prabha Kotiswaran, Rachel Rebourche and Hila Shamir, 2018, *Governance Feminism: An Introduction*. Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Hawaii State Commission on the Status of Women (CSW), 2020, Building Bridges Not Walking on Backs: A Feminist Economic Recovery Plan for COVID-19, <https://humanservices.hawaii.gov/wp-content/uploads/2020/04/4.13.20-Final-Cover-D2-Feminist-Economic-Recovery-D1.pdf> (2021/4/18 アクセス).
- ILO, 2020, *A gender-responsive employment recovery: Building Back Fairer..* https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/documents/publication/wcms_751785.pdf (2021/4/18 アクセス).
- 伊藤るり編, 2020, 『家事労働の国際社会学——ディーセント・ワークを求めて』 人文書院.
- Keck and Sikkink, 1998, *Activists beyond Borders*. Ithaca: Cornell University Press.
- Klein, Naomi, 2007, *The Shock Doctrine: The Rise of Disaster Capitalism*: Knopf Canada. (村上由見子訳, 2011, 『ショック・ドクトリン——惨事便乗型資本主義の正体を暴く』 岩波書店.)
- Madgavkar, Anu, Olivia White, Mekala Krishnan, Deepa Mahajan, and Xavier Azcue, 2020, “COVID-19 and gender equality: Countering the regressive effects.” McKinsey Global Institute.
- Oxfam, 2020, “Feminist Futures: Caring for people, caring for justice and rights” (Oxfam discussion paper: September 2020).
- Prugl, Elisabeth, 2011, “Diversity Management and Gender Mainstreaming as Technologies of Government,” *Politics & Gender*, 7: pp. 71-89.
- Rai, Shirin M. and Georgia Waylen, 2008, *Global Governance: Feminist Perspectives*. Basingstoke; New York : Palgrave MacMillan.
- Rai, Shirin M., 2013, “Gender and (International) Political Economy,” in Georgina Waylen, Karen Celis, Johanna Kantola, and S. Laurel Weldon, eds., *The Oxford Handbook of Gender and Politics*, Oxford: Oxford University Press.
- Rao, Nitya, 2018, “Global Agendas, Local Norms: Mobilizing around Unpaid Care and Domestic Work in Asia”, *Development and Change*, 49 (3): pp.735-758.
- Rottenberg, Catherine, 2018, *The rise of neoliberal feminism*, New York : Oxford University Press.

- True, Jacqui, 2011, “Feminist Problems with International Norms: Gender Mainstreaming in Global Governance” in J. Ann Tickner and Laura Sjoberg, eds., *Feminism and International Relations: Conversations about the Past, Present and Future*, London: Routledge, pp.73-88.
- ., 2014, “The Global Governance of Gender”, in Anthony Payne and Nicola Phillips (eds), *Handbook of the International Political Economy of Governance*, Cheltenham, UK and Northampton, MA, USA: Edward Elgar Publishing, pp: 329-343.
- UN, 2020, *Policy Brief: The impact of COVID-19 on women* (9 April 2020)
- UN Women, 2020a, “Addressing the economic fallout of covid-19: Pathways and policy options for a gender-responsive recovery” (Policy brief No.15)
- . 2020b, “Covid-19 and the care economy: Immediate action and structural transformation for a gender-responsive recovery” (Policy brief No.16).
- . 2020c, “Violence against women and girls” (Policy brief No.17).
- . 2020d, “Covid-19 and women’s leadership” (Policy brief No.18).
- . 2020e, “COVID-19 and fiscal policy” (Policy brief No.19).
- UN Women and IFC, 2020, “Bridging the Gap: Emerging Private Sector Response & Recovery Measures for Gender Equality Amid COVID-19”.
- Walby, Sylvia, 2015, *Crisis*, Cambridge: Polity.
- Women’s Global Strike 2020 (WGS), 2020, “Invest in the Care Economy for a Just, Green, Feminist Covid-19 Response and Recovery.” <https://womenslabour.org/article/8> (2021/2/7 アクセス).
- Women’s Major Group (WMG), 2000, “From The Pandemic to 2030: Feminists Want System Change” <https://www.womensmajorgroup.org/from-the-pandemic-to-2030-feminists-want-system-change/> (2021/2/7 アクセス).
- Women’s Policy Group NI(NI), 2020, “COVID-19 Feminist Recovery Plan.” <https://wrda.net/wp-content/uploads/2020/07/WPG-NI-Feminist-Recovery-Plan-2020.pdf> (2021/4/18 アクセス).
- World Economic Forum, 2021, *Global Gender Gap Report 2021*.
- YWCA Canada, 2020, “A Feminist Economic Recovery Plan for Canada: Making the Economy Work for Everyone” <https://www.feministrecovery.ca/> (2021/4/18 アクセス).

(掲載決定日：2021年5月14日)

Abstract

COVID-19 pandemic as a crisis of global governance and feminist knowledge

Hisako MOTOYAMA

What could feminist knowledge reveal about the nature of the crisis that global governance faces, as the COVID-19 pandemic disproportionately affects women and girls? This article analyzes the discourse produced by discrete actors on “feminist” recovery from the pandemic using the lens of feminist international political economy (FIPE). In so doing, it contemplates the opportunities for feminist interventions in times of crises when dominant knowledge framework that has organized and legitimated unequal gender relations of global political economy is destabilized. The primary feature of the pandemic concerns the “crisis of care”, indicating that an important role can be discharged by feminist knowledge to transform the neoliberal global political economy. The differences among discrete feminist discourse over conceptions of crisis of care and the practices of knowledge production suggest significant political tensions over social reproduction and gender-just transformation of global political economy.

Keywords

COVID-19, feminist knowledge, global governance, crisis, feminist international political economy, social reproduction

カラ・ウォーカーによる《フォンス・アメリカヌス》(2019) —— パンデミック下のイギリスにおけるBLM運動の視点から

内山尚子
(お茶の水女子大学)

新型コロナウイルス感染症の拡大とともに制度的人種差別の根深さが注目を集めBLM運動が展開する中、奴隷制や人種差別を容認する社会構造の一例として、一部の公共彫刻の見直しを求める声が欧米各地で上げられている。こうした中黒人女性芸術家カラ・ウォーカーがロンドンの《ヴィクトリア・メモリアル》へのクリティカルなトリビュートとして制作した《フォンス・アメリカヌス》(2019)は、時宜にかなった作例である。人種・奴隷制をめぐる美術史上の様々なイメージにリファレンスを付けることで、ウォーカーの作品は、ヒエラルキカルな人種表象とジェンダーのステレオタイプの形成が不可分に展開してきたこと、また、その錯綜した文化イメージが「帝国」の評価を形作ってきたことを示している。《フォンス・アメリカヌス》は、公共彫刻が伝え得ない帝国主義の暴力と恐怖、そして悲しみを観賞者に喚起し、歴史の語りを問い直すための視点を提供するのである。

キーワード

BLM運動、公共彫刻、カラ・ウォーカー、《フォンス・アメリカヌス》、《ヴィクトリア・メモリアル》

I. はじめに

新型コロナウイルス感染症が世界的な公衆衛生の危機を招く中、マイノリティの人々が置かれた立場の脆弱性が改めて注目を集めている。例えば、英米の感染状況のデータを分析したある研究は、黒人およびアジア系の人々は白人に比べ新型コロナウイルス感染症を罹患するリスクが高いと発表した(Sze et. al. 2020)。要因は複合的だが、エッセンシャル・ワーカーに

占める割合の高いBAME (Black, Asian and Minority Ethnic)の人々は、罹患の恐れとも隣り合わせである(Sze et. al. 2020)。こうした中、2020年5月25日にアメリカ合衆国(以下、アメリカ)のミネソタ州ミネアポリスで黒人男性ジョージ・フロイドが警察による尋問中に殺害された事件は、人種差別がウイルス同様マイノリティの人々の生命を脅かしてきた事実を再認識させ、

2013年に始まったブラック・ライヴズ・マター (BLM) 運動が活発化するきっかけとなった。特に注目されたのは制度的人種差別で、個々人の善悪の判断を超えて差別や不利益を再生産する社会構造が浮き彫りになった。公衆衛生も無関係でなく (Sze et. al. 2020)、イギリスでは、新型コロナウイルスのワクチンに不信感を抱く人の割合が、歴史的に治験の実施状況に偏りのある BAME コミュニティ、特に黒人の人々の間で著しく高いことが、健康格差を広げる要因として懸念されている (Geddes 2020; Parveen et. al. 2021)。

美術の領域においても、「人種」が作品の制作や内容・受容に与える影響を検討するクリティカル・レース・アート・ヒストリー研究 (Holloway 2016) が、「人種」概念の形成における美術の責任、また、既存の価値観を問い直す美術実践の展開について検証を進めている。本稿もこの立場から、アメリカの黒人芸術家カラ・ウォーカー (b. 1969) による《フォンス・アメリカヌス》(2019) を紹介する。特に、イギリスにおいて本作が展示されていた 2020 年に BLM 運動が展開したことを踏まえ¹、公共彫刻をめぐる今日の議論における作品の意味を考察していきたい。

II. BLM 運動下のイギリスにおける彫像撤去の動き

2020年、人種差別に反対する連帯意識から BLM 運動が世界へ拡大する中、差別を再生産する社会構造の一例として公共彫刻には厳しい目が向けられた。アメリカではコロンブスや南軍軍人の像、欧州では奴隷制や帝国主義と関わりの深い人物像の撤去を求める声若者を中心に高まり、イギリスのブリストルでは6月7日に《エドワード・コルストン像》(1895) が引き倒され湾に沈められた。貿易商であったコルストン (1636-1721) は保守党国会議員や慈善家としても知られ、名を冠した劇場や通りも多いが、奴隷貿易で有名なロイヤル・アフリカン・カンパニーの重鎮として財を成したことや議員時代に奴隷売買を容認したことが問題視される²。ロンドンのパーリアメント・スクエアでも、《ウィンストン・チャーチル像》(1973) の台座に刻まれたチャーチルの名前の下に、「はレイシストだった」というグラフィティが書き込まれた。さらに、「タップル・ザ・レイシスト」というクラウドソース・マップでは、「コロニアルな暴力に責任を負う」人物の像や建物の名称等のリストアップが進められていった。

こうした声に応答し、オックスフォード

-
- 1 2019年10月2日に始まった《フォンス・アメリカヌス》の展示は、新型コロナウイルス感染症の拡大により会場であるテート・モダンが一時休館したことに伴い、2021年2月7日まで会期を延長した。しかし同館は2020年12月より再度休館に入り、ウォーカーの作品の展示も終了することとなった。
 - 2 像は数日後に引き上げられ博物館での展示が検討されている。なお、価値観の転換に伴う公共彫刻の撤去は歴史的に珍しいものではなく、*Art under Attack* 展 (Tate Britain, 2013-2014) 等受容史研究において広義のイコノクラスムの一例として注目されている。

大学オリエル・カレッジは《セシル・ローズ像》(1911)の撤去を決め³、ロンドンのタワー・ハムレット自治区も《ロバート・ミリガン像》(1813)を撤去した。さらにロンドン市長サディク・カーンは、市内の公共彫刻や建築等が「多様性」という同市の価値観を反映しているか見直す⁴と発表し、スコットランド議会やマンチェスター、カーディフ市も同様の検証を進めている。

一方、一部の政治家はこれに慎重な姿勢を示している。英首相ボリス・ジョンソンはSNSで、「我々は今過去の編集や検閲を試みることはできない」と述べ、像の撤去は「歴史に嘘をつくことであり、次世代の教育の質を低下させる」と続けた(Johnson 2020)。デジタル・文化・メディア・スポーツ庁大臣オリバー・ダウデンも、都市景観の変更には「民主主義のプロセス」が必要であると述べ(Parveen 2020)、美術館等公的文化機関にも「偏ることなく」行動すべきであると記した書簡を送付した(Hicks 2020)。

書簡は年度予算見直しの際に各施設の対応を考慮すると示唆するもので、アームズ・レングスの原則を脅かす発言として問題視された(Hicks 2020)。例えば現代考古学者ダン・ヒックス(Dan Hicks)は、キュレーションは民主主義的活動であり、出資者だけでなくコミュニティや来館者に基づいてその正当性は判断されると述べる(Hicks 2020)。加えて、歴史は常に歴史の

書き直しであり、「中立」を求めることは、彫像撤去に反対する意見を、差別を助長する制度的構造の見直しと対立させることに他ならないと述べ、こうした「偽の文化戦争」は退ける必要があると指摘する(Hicks 2020)。さらに、彫像をめぐる拡大する分断は、「帝国」の過去との対峙から目を逸させ、ブレグジットを支えたレトリックでもあるイギリスの「偉大さ」の盲目的称賛を容認しかねないとも指摘される(Kettle 2020)。例えばブリストルの像の場合、建設時に奴隷制は既に廃止されていたが、帝国主義を推し進めるヴィクトリア朝の当時評価されたのは慈善家としてのコルストンの業績であり、奴隷制で利益を得た事実は問題視されなかった(Kettle 2020)。今日公共彫刻は、その人物の行いや属性だけでなく、それを制作し設置した時代の文脈に照らして再検討することが求められている。

Ⅲ. カラ・ウォーカー《フォンス・アメリカヌス》

こうした2020年の出来事に先駆けて、カラ・ウォーカーは2019年、テートのヒュンダイ・コミッションのために《フォンス・アメリカヌス》(図)を制作した⁴。これは、ヴィクトリア女王の死後その功績を称えるため彫刻家トマス・ブロックがバッキンガム宮殿前に制作した《ヴィクトリア・メモリアル》(1911年除幕)に着想を得た作品だが、過去を讃える公共彫刻のあり方を

3 2021年2月初稿完成時。同カレッジは2021年5月、制度的経済的状況に鑑み現時点では撤去に向けた法的プロセスは開始しないと発表した。

4 ヒュンダイは韓国の大手自動車メーカー。テートとのパートナーシップに基づき、国際的に活躍する芸術家に、毎年、テート・モダン・タービン・ホールに設置する作品の制作を依頼している。

問い直すインスタレーションであり、英米で彫像撤去運動が活発化する現状に照らすととりわけ意義深いものである(Anon. Not dated)。

テート・モダンのタービン・ホールに設置された《フォンス・アメリカヌス》は、《ヴィクトリア・メモリアル》同様、頂上の人物像を中心に同心円状に広がる構造を持つ。しかし、後者が頂上の「勝利」とその下に控える「忠誠」と「勇敢さ」、中段のヴィクトリア女王像から時計回りに配された「真実」「母性」「正義」の寓意像で構成される一方、《フォンス・アメリカヌス》には奴隷制や人種差別に関連するイメージが散りばめられている。例えば、女王の位置にある船長服の男性座像は、ハイチにおける奴隷制廃止と独立運動の立役者トゥーサン・ルーヴェルチュール、汎アフリカニズム運動の指導者マークス・ガーベイ、アメリカの奴隷制度廃止論者でシエラレオネの自由黒人コロニーの建設に尽力したポール・カフ、ユージーン・オニールの戯曲に登場するアフリカ系アメリカ人のジョーンズ皇帝等、白人の支配に抵抗する複数のモデルを融合した存在である(Kim 2019: 113)。この男性像の右手にはリンチを象徴する木の枝から下がる首吊りのロープが表され、「ジム・クロー法」下のアメリカ南部で「白人女性を守ることを口実に多くの黒人の人々の命が失われてきたことを想起させる。時計回りにさらに進むと、ポール・ゴーギャンの《果物を持つ女性》(1893)のようにむき出しの胸にココナツの実を抱き、足元にメランコリーの寓意像を抱える黒人女性(「ヴィッキー女王」)、そして、跪

き許しを乞う奴隷商人が、いずれもカリカチュア化された姿で表されている。

二重になった下層の水盤には、ハバナ湾におけるサメの襲撃を描いたジョン・シングルトン・コプリーの《ワトソンとサメ》(1778)、イギリスの奴隷船が奴隷を海に落として殺害し補償金を得ようとした事件に基づくJ. M. W. ターナーの《奴隷船》(1840)、壊れた船でサメに囲まれながらカリブ海を彷徨う黒人男性を描いたウィンズロー・ホーマーの《メキシコ湾流》(1899)等、人種と海難事故を題材とした作品に基づくモチーフが配される(Kim 2019: 114)。また、全身に穴を穿たれた人を抱きかかえる人物像は、1955年に「白人女性に不快感を与えた」ためリンチを受け、殴られ銃弾で撃たれ川に沈められたアメリカの黒人少年エメット・ティルの遺体が引き上げられる場面を表している(Kim 2019: 115)。

作品頂上の「勝利」の位置で両手を広げ半裸で身を大きく逸らすのは、乳母でアフロ・ブラジリアン／カリビアン人の巫女「海洋の娘(the daughter of waters)」で、彼女は、帝国主義のイデオロギーに基づく黒人女性像を刷新する存在である(Anon. Not dated)。置き換えられたもののひとつに、『西インド諸島におけるイギリス植民地の歴史、人々と通商』(ブライアン・エドワーズ著、1801年版)の扉絵にトーマス・スタードが描いた「黒いヴィーナス」がある(Anon. Not dated)。エドワーズの著作は経済的恩恵を根拠にイギリスの奴隷制を正当化する内容で、スタードの版画は(白人男性による黒人女性の)「性的な支配を通してアフリカの美しさを賞賛す

る（とともに貶す）」アイザック・テイラーの「黒いヴィーナス：頌歌」（1793）に基づくものであったため、「黒いヴィーナス」は「黒人身体の侵略の正当化を通して帝国の支配を神話化」するイメージであった（Kim 2019: 118-109）⁵。一方、ウォーカー自身が「ブラック・アトランティックの寓意」と呼ぶ本作では（Anon. Not dated）、上記の通り奴隷制や人種差別による様々な苦しみを関連づける要素として「水」が用いられている。「ブラック・アトランティック」は奴隷貿易以来の大西洋を介したトランスナショナルな往来に一国史では捉えきれない「黒人文化」の背景と展開を求める概念であり（Gilroy 1993=2006）、噴水である本作（「フォンス」はラテン語で「泉」の意）では、「海洋の娘」の母乳と首筋の傷から迸る血が、その「水」の正体として表現されているのである。

展示を企画したクララ・キム（Clara Kim）は、「海洋の娘」の母乳と血液とを「ブラック・アトランティックに生を与える『羊水』」（Kim 2019: 113）と呼ぶ。しかし、「羊水」という言葉は、女性表象を考える上で避けて通れない「母性」を想起させるものでもある。《ヴィクトリア・メモリアル》にも「母性」の寓意像があるが、これは「妻／母親」としての女王のイメージがヴィクトリア朝の男性を中心としたミドルクラスの家族観を支えたこと（井野瀬 2017: 228）、そしてインドの君主を兼ねて以来彼女が「帝国の母」と呼ばれたこと（井野瀬 2017: 219）

を思い起こさせる。家庭的なイメージを戦略的に用いることで、ヴィクトリア女王は君主制への批判から逃れて「慈悲深い救済者」としてのイギリスの「偉大さ」を強調した（井野瀬 2017）。ウォーカーは人種やジェンダーのステレオタイプなイメージを用いることで差別を助長すると批判されることもあるが、戸惑いを与えるほどに強調されたイメージは、良し悪しの安易な判断を退けるが故に鑑賞者をより深く問題に向き合わせるという評価もある（Wickham 2015）。本質主義的な性別役割の議論に還元されかねない「母性」というテーマが、高さ13メートルの作品の頂上で表情さえ確認できないほど身を振った「海洋の娘」によって肯定されているのか批判されているのか、そもそも示唆されているのかさえ鑑賞者の位置からは判断し難い。ヘゲモニックな表象において否応なく女性に結び付けられてきた属性を喚起しているようでありながら、ここでもウォーカーの作品は、掴み難さによって我々にその認識を問い直し続けさせているのではないだろうか。

IV. おわりに

博物館倫理学では、「ラディカル・トランスパレンシー」という概念の下、現在の基準では「問題のある」資料を、隠蔽するのでも展示を正当化するのでもなく、何が問題か議論するための情報と共に提示する必要性が説かれている（Marstine 2011）。ブリティッシュ・ミュージアムは2020年8月に創設者

5 「黒いヴィーナス」が立つ貝殻のモチーフは、噴水から離れてホール内に置かれたインスタレーションの一部（グロット部分）に引用されている。しかしその中から覗くのは、涙を流す黒人少年の顔部である。

ハンス・スローン卿の胸像を「帝国と奴隷制の遺産」という展示ケースに納めた。帝国主義の遺産を色濃く伝えるコレクションを核とした施設ではあるが、これはBLM運動が提起した問題への応答である。一方、台座に奴隷貿易との関係性を記すことが2018年に決定したものの、内容を巡ってカウンシル内で議論がまとまらなかったプリストルの《コルストン像》は、公共彫刻における同種の実践の難しさを示している。

ウォーカーの作品は、こうした公共彫刻へのひとつのアプローチと見ることができるだろう。イギリスの奴隷制とその遺産に対する理解不足（テートの創設者が砂糖貿易で財を成したことへの無批判な姿勢）への批判もあったが(Parker 2020)、2019年10月の公開以降《フォンス・アメリカス》は概ね高く評価され、美術批評家スー・ハバード(Sue Hubbard)の以下の言葉が示すように、2020年にはBLM運動の拡大により一層注目を集めた。

それ（訳注：《フォンス・アメリカス》）は、学術的分析に値する「過去」としての「歴史」に関する「単なる」

所見ではなく、人種差別が、崩壊した帝国の忌まわしい犯罪であるのみならず風土病であり続けていることを我々に受け止めさせる美術作品となるのである (Hubbard 2020)。

帝国の繁栄を回顧する《ヴィクトリア・メモリアル》に関連づけることで、ウォーカーの作品は、その歴史解釈を成立させる価値観の陰で今日まで続いている人種差別の問題に我々の注意を喚起した。さらに作品のモチーフは、ヒエラルキカルな「人種」の表象にしばしば「女性」に対する眼差しが介在することで差別と支配が正当化されてきたことをも顕にした。BLMはインターセクショナリティへの意識に根ざした運動だが、その議論や報道からはジェンダーやセクシュアリティの視点が抜け落ちることが問題視される(川坂 2020: 58)。ウォーカーの作品は数世紀にわたるイメージの蓄積にリファレンスをつけることで、人種的「他者」への眼差しがジェンダーのそれと絡まり合いながら特定のイデオロギーを支えてきた歴史を浮き彫りにしているのである。

参考文献

- Anon., Not dated, “Look Closer: Kara Walker’s Fons Americanus”, Tate, (2021年1月15日取得, <https://www.tate.org.uk/art/artists/kara-walker-2674/kara-walkers-fons-americanus>).
- Geddes, Linda, 2021, “Covid Vaccine: 72% of Black People Unlikely to Have Jab, UK Survey Finds”, *The Guardian*, January 16, (2021年1月16日取得, <https://www.theguardian.com/world/2021/jan/16/covid-vaccine-black-people-unlikely-covid-jab-uk>).
- Gilroy, Paul, 1993. *The Black Atlantic: Modernity and Double-Consciousness*, Harvard University Press. (上野俊哉他訳, 2006, 『ブラック・アトランティック：近代性と二重意識』, 月曜社).
- Hicks, Dan, 2020, “The UK Government is Trying to Draw Museums into a Fake Culture War”, *The Guardian*, October 15, (2021年1月12日取得, <https://www.theguardian.com/commentisfree/2020/oct/15/the>

- uk-government-is-trying-to-draw-museums-into-a-fake-culture-war).
- Holloway, Camara Dia, 2016, "Critical Race Art History", *Art Journal*, 75 (1): pp. 89-92.
- Hubbard, Sue, 2020, "Kara Walker: Fons Americanus-Significant Works", *Artlyst*, July 5, (2020年12月21日取得, <https://www.artlyst.com/features/kara-walker-fons-americanus-significant-works-sue-hubbard/>).
- 井野瀬久美恵, 2017, 『興亡の世界史 大英帝国という経験』, 講談社 (学術文庫).
- Johnson, Boris, 2020, Tweets on the statue of Winston Churchill, *Twitter*, June 12, (2021年1月12日取得, <https://twitter.com/BorisJohnson/status/1271388180193914880>).
- 川坂和義, 2020, 「全ての人々が自由になるまで誰も自由にはなれない: クィアムーブメントと人種とジェンダー・セクシュアリティの交差」『現代思想』(青土社), 48巻13号: pp. 58-81.
- Kettle, Martin, 2020, "Fighting over Statues Obscures the Real Problem: Britain's Delusion about its Past", *The Guardian*, June 11, (2021年1月12日取得, <https://www.theguardian.com/commentisfree/2020/jun/11/obsessing-over-statues-obscures-the-real-problem-britains-delusion-about-its-past>).
- Kim, Clara, 2019, "An Allegory of the Black Atlantic", In Clara Kim ed., *Kara Walker: Fons Americanus*, exh. cat., London, Tate Publishing: pp. 104-120.
- Marstine, Janet, 2011, "The Contingent Nature of the New Museum Ethics", In Janet Marstine ed., *The Routledge Companion to Museum Ethics: Redefining Ethics for the Twenty-First Century Museum*, London, Routledge: pp. 3-25.
- Parker, Rianna Jade, 2020, "With Her Monumental Fountain in London, Kara Walker Offers a Gift We Shouldn't Accept", *ARTnews*, February 26, (2020年12月17日取得, <https://www.artnews.com/art-news/reviews/kara-walker-tate-modern-fons-americanus-1202678828/>).
- Parveen, Nazia, 2020, "UK Government Seems to Rule Out Removal of Controversial Statues", *The Guardian*, June 13, (2021年1月12日取得, <https://www.theguardian.com/politics/2020/jun/13/removal-of-controversial-statues-winston-churchill-protest>).
- Parveen, Nazia, et al., 2021, "Call to Prioritise Minority Ethnic Groups for Covid Vaccines", *The Guardian*, January 18, (2021年2月2日取得, <https://www.theguardian.com/world/2021/jan/18/call-to-prioritise-minority-ethnic-groups-for-covid-vaccines>).
- Sze, Shirley, et al., 2020, "Ethnicity and Clinical Outcomes in Covid-19: A Systematic



図 カラ・ウォーカー (Kara Walker) 《フォンス・アメリカヌス (*Fons Americanus*)》(部分), 2019, 素材: 非毒性アクリルとセメントの合成物, 再生可能なコルク, 木材, 金属, サイズ: 主要部分: 22.4 × 15.2 × 13.2メートル, グロット部分: 3.1 × 3.2 × 3.3メートル © Kara Walker, courtesy of Sikkema Jenkins & Co., New York. Photograph © Tate

カラ・ウォーカーによる《フォンス・アメリカス》(2019)

Review and Meta-Analysis”, *EClinicalMedicine*, (2020年12月17日 取得, <https://doi.org/10.1016/j.eclinm.2020.100630>).

Wickham, Kim, 2015, “I Undo You, Master’: Uncomfortable Encounters in the Work of Kara Walker”, *The Comparatist*, vol. 39: pp. 335-354.

(掲載決定日：2021年5月14日)

Abstract

A Review of Kara Walker's *Fons Americanus* from the Standpoint of the UK's Black Lives Matter Movement during the COVID-19 Pandemic

Naoko UCHIYAMA

The awareness of institutional racism witnessed an increase in 2020 during the ongoing COVID-19 pandemic. As the Black Lives Matter movement developed, public monuments connected to a past of slavery and racism attracted particular criticism in the UK, as in other Euro-American countries. Kara Walker's *Fons Americanus* (2019) represents a critical tribute to *Victoria Memorial* in The Mall in London and is perfectly apt for the current debate about the ways in which controversial statues can be re-evaluated in contemporary societies. Walker's installation references numerous images of race and slavery across centuries of art history to reveal that gender stereotypes were often perpetuated according to racial hierarchies and that such complex cultural images contributed to the evaluation of the empire. *Fons Americanus* offers a perspective through which readers can question received narratives of history by acknowledging the violence, terrors, and sorrows of imperialism that are not necessarily addressed by public monuments.

Keywords

BLM movement, public monument, Kara Walker, *Fons Americanus*, *Victoria Memorial*

COVID-19がジェンダー施策に与える影響

—— ドイツの男女平等戦略を巡る現状報告

佐野敦子
(東京大学)

本稿では第4次メルケル政権の連立公約にあるジェンダー関連の項目、とくに男女平等戦略を取り上げ、COVID-19がジェンダー関連施策に与える影響について考察する。

ドイツでは連立公約に沿って、2020年7月に男女平等戦略が公表になった。同戦略ではCOVID-19について3か所で触れられている。1か所目はSDGs達成との関連、2か所目は、ケアワーカーの待遇改善を目指した「ケアの専門職を魅力的なキャリアパスに」とある目標、そして3か所目はデジタル化で男女平等を目指す目標の箇所である。本稿では、各箇所について関連する過去の方針や現在の動向を市民側の反応も含めて可能な限り記述する。それ以外にも、ドイツでは既に公表された連邦政府の戦略や方針を見直しながら対応を進める動きが見える。このような現状から、方向性が定まっているとは言い難いジェンダー施策にもたらずCOVID-19の影響を概観し、今後の研究に繋げる布石とする。

本研究はJSPS科研費JP18K18301、JP20H04449の助成を受けた研究成果の一部である。

キーワード

ケアワーク、COVID-19、SAHGE、男女平等戦略、ドイツ

I. はじめに

本稿では、第4次メルケル政権の連立協定にあるジェンダーに関する公約、とくに2020年7月に公表された男女平等戦略(Gleichstellungsstrategie der Bundesregierung)を取り上げ、COVID-19がジェンダー関連の施策にいかなる影響を与えているかを考察するとともに、関連する現段階の市民側の動向を可能な限り記述

し、今後の研究につなげる。

ドイツに注目する理由は、結論から言えば、現政権の公約である連立協定やすでに提示された連邦政府の戦略や方針を見直し、対応を進める動きが見られるからである。加えてドイツは2021年9月に4年に一度の連邦議会選挙がある。引退を明言するメルケル後の政権を見据え、政局に要望を

訴える市民側の動きも活発化している。そのような重要な転換期にコロナ禍に見舞われたドイツで、ジェンダーへの取組にいかなる変化が見られるかを考察する。

II. 男女平等戦略で言及された COVID-19の影響

ドイツでは連立協定に基づき、2020年7月に男女平等戦略（以下、戦略と称す）が公表された。戦略は2005年のメルケル政権開始時から取り組まれてきた専門委員会による男女平等報告書の提言に沿って策定されており、3か所でCOVID-19について触れている。以下にそれぞれの言及の内容と関連する現段階の動向を概観する。

1. SDGsの達成を目指した家族政策

1か所目はSDGs（国連持続可能な開発目標）と関連した記載である。冒頭でCOVID-19について以下のように記されている。

コロナ禍は、人々の生活に深く影響を与えている。（中略）この危機の中で、ジェンダー施策の不平等は特に顕著になった。女性と男性の稼得労働への参加状況の違いや、無償の介護労働の不平等な分配が悪化したように見える。健康と教育に関する専門職の重要

性は、（社会）構造と関連しており、それを伴いながら、それらの職業の労働条件や所得条件を改善する必要がある。特に女性や子どもに対するドメスティックバイオレンスからの保護の必要性が高まっている¹。コロナ危機は、平等政策が一危機的状況におかれたときでも一ドイツを強化することを示している。

（連邦家族・高齢者・女性・青少年省、以下BMFSFJと称す2020b:8、本文カッコ内は筆者追記）

これは『アジェンダ2030—持続可能な家族政策』の背景に関連付けられている。つまり、SDGsとジェンダー平等の重視、連立協定に基づき策定された連邦政府（Bundesregierung）のSDGs達成戦略（Deutsche Nachhaltigkeitsstrategie、以下DNSと称す）にジェンダー平等の指標が考慮され、家族政策でも2030年までの目標²が示されたというこれまでの経緯である（同上2020b:8）。

しかしながら、現在、COVID-19の影響も考慮したDNSの見直しが協議中である³。パブリックコメント用の草案Dialogfassungによれば、連邦政府は危機に対応するだけでなく、ドイツが危機から脱却してより強くなるように、イノベーションを通じた近

1 女性シェルターや専門家によるカウンセリングセンターの拡張と新設に2023年までに最大1億2000万ユーロが投入される。（Bundesregierung 2020b）

2 2030年までの家族政策の政府独自目標として、父母の雇用状況差の更なる縮小、ワーキングマザーの約8割が生活に足る賃金を獲得、約半数の父親の育児休暇と育児手当取得、未成年の育児に父親・母親が費やす時間差の30ポイント縮小が挙げられている。（BMFSFJ 2020a: p.8）

3 本稿校正中の2021年3月10日に公表された。

代化を推進するきっかけとなる持続可能な成長路線にドイツを迅速に乗せる、という目標を掲げている (Bundesregierung 2020a: 21)。

BMFSFJ は、DNS の最新化に伴い、家族政策の見直しを進めるはずであろう。草案では児童手当の増額や請求の簡易化を含めた見直し、2020年と2021年のひとり親家庭の税額控除額の2倍以上の拡大⁴、および同2年間のユース・ホステル、ファミリー・ホリデー・センター (Familienferienstätten⁵) 等への特別融資プログラムの設定がすでに挙げられている (同上 2020a: 22)。

2. ケアワーカーの待遇改善

続いて COVID-19 の影響が記載されているのは、目標2「ケアの専門職を魅力的なキャリアパスに」である。この目標の対象はケアというよりも女性の割合が多い職域、つまり後述の SAHGE 専門職と解釈できる。COVID-19 でケアワークの重要性が認識されたことで、関心が高まった目標ともいえる。市民団体からもケアワーカーの待遇改善等が盛り込まれた『平等なケアに関するマニフェスト』 (Das Equal Care Manifest) が提示され、市民側の動きも活

発化している。

1) 男女平等報告書で提示された SAHGE の概念との関わり

本題に入る前に、目標2の背景にある第2次男女平等報告書 (以下、2次報告と称す) で提示された SAHGE について説明したい。先述のように、戦略はメルケル政権樹立時から取り組んだ男女平等報告書に沿った策定であるが、先の第3次メルケル政権下の2次報告の提言が特に反映されている。その2次報告の特徴のひとつに SAHGE の概念の提示がある。SAHGE は女性が多い職業分野を指し、社会活動 (Soziale Arbeit)、家事に類するサービス (Haushaltsnahe Dienstleistungen)、健康と介護 (Gesundheit und Pflege)、教育 (Erziehung) の頭文字をとっている (BMFSFJ 2017: 65)。男性の多い理系領域の頭文字を略した STEM⁶ (ドイツ語では MINT⁷) に対して提示された。

2次報告でこの概念が提示されたこと、そして保育園、小学校教員、介護従事者といった SAHGE の属する分野の男性割合の低さと他職種と比較した待遇格差⁸を現状数値として挙げていることから、目標2の対象のケアの専門職とは SAHGE の職域の

4 1908 ユーロから4008 ユーロへの拡大。(魚住 2020: p.44)

5 大家族、ひとり親家庭、障がい者・慢性疾患を持つ親族など特別な生活状況にある家族を対象とした休暇用の滞在施設。全土に約90施設ある。(BMFSFJ 2019)

6 Science, Technology, Engineering, Mathematicsの頭文字をとる。

7 Mathematik (数学)、Informatik (情報工学)、Naturwissenschaft (自然科学) 及び Technik (技術) の頭文字をとる。

8 製造業・サービス業全般との月収差 (3,702 Euro に対して 3,302 Euro)、保育・教育に関連する職業の男性割合 (保育園等スタッフ 6.7%、小学校の教員 10.5%、高齢者介護施設 15.5%) を挙げている。(BMFSFJ 2020b: p. 16, 佐野 2021: p. 22)

従事者と解釈してよいだろう。そして、目標では、コロナで顕在化した SAHGE の専門職の重要性について、以下のように言及している。

多くの職業がドイツの繁栄と共同生活を支えている。社会的、特に教育・介護の専門職の労働者は、社会のために2つのことをしている：ひとつは、幼少期の子どもたちへの教育の機会均等と高齢者や病を得た人への専門的なケアを確保すること、もうひとつは何百万人も親や家族が働けるようにすることである。このような（社会）システムとの二重の関連性は、現在の COVID-19 のパンデミック下では社会全体で感じられるとともに、それにより付加価値と雇用が生まれる、特に現在は保健・社会サービスと教育・訓練サービスの分野で活発である。これは、経済全体を安定させ、国家とコミュニティを持続可能に機能させる。（BMFSFJ 2020b:15、本文カッコ内は筆者追記）

SAHGE の職業が、国家とコミュニティの経済システムと持続可能性を実現するのに不可欠である、いうなれば、なぜそのような職業が「エッセンシャルワーカー」と呼ばれるのかという根拠が、国家戦略のなかで明確に示されているともいえよう。パンデミック後のジェンダーによる職域分離

（ジェンダー・セグリゲーション）の解消を視野に入れているといってもよいかもしれない。

2) 市民側からの動き——ケアワーカーの待遇改善要求

このような連邦政府の報告書や戦略策定と並行して、介護・看護の賃金平等に関して市民側からマニフェストが提示された。非営利団体 klische*esc e.V のイニシアティブによって開始された Equal Care Day と銘打った活動をベースにしたものである（klische*esc e.V., Equal Care Day web ページ）。

Equal Care Day の活動では、2次報告でも言及されているジェンダーケアギャップ⁹を「ジェンダーバイギャップの祖母」と称し、収入格差の根源と捉えている。そして、健康・保健、及び介護分野の仕事の80%は女性が行い、女性は男性が4年で行うケアの仕事を行うという主張のもと、4年に1回のうるう年の2月29日（または3月1日）をアクションデーとしている（klische*esc e.V., Equal Care Day web ページ）。

マニフェストは、COVID-19 拡大直前の2020年2月の Equal Care Day に伴って開催された会議の内容をもとに5月に提示された（klische*esc e.V., Equal care manifest web ページ）。ケアワークは社会システムの基盤であり、パンデミック後に適正に評価しない制度を復活させてはならないとし、ケア専門職の賃金待遇向上と男女間

9 毎日のケアにかかる男女間の時間差を測定したもので、報告書には2012/2013年の52.4%の数字が提示されている。算出根拠は連邦統計局による時間利用調査で、平日2日、週末1日の3日間で合計5,000世帯以上の18歳以上、11,000人以上を対象にインタビューを行った。（BMFSFJ 2007:pp. 93-95）

のケアワークの公正な分配等を求めている。〈評価と尊重〉、〈公平な分配〉そして〈構造的支援と枠組み条件〉の3項目でまとめられているが、以下に冒頭の〈評価と尊重〉の内容を記す。

- a) 社会の繁栄にとって極めて重要であることから、国民経済計算（国内総生産など）に無給のケアワークによる価値創出を反映。
- b) 無給のケアワークを高く尊重し、ケア専門職（SAHGE）を再評価し、その経済的価値を高める一貫した戦略を策定。
- c) 育児、介護、看護における個人的なケアワークの社会保障を一元化し、老齢保障でも同様に評価すること。そのためにドイツ政府は、貧しい国で（も）年金、児童手当、失業手当を改善できるよう、社会保障の世界的基金の設立など、開発協力においても尽力する必要がある。
- d) 子どもや、病気で介助が必要な親族のために行われるケアワークに、実際の賃金支払いを伴った、経済的に保障された家族労働時間と柔軟性のある時間〔に対応した一筆者〕予算を導入。
- e) 世界中の政府は、一般的な育児、高齢者の世話、障害者の介助に投資するほか、誰もが無償の公教育、保健医療を利用でき、水、衛生施設、家庭用エネルギーシステムを手に入れられるようにしなければならない。

（太字の強調箇所・括弧は原文のまま、筆者翻訳）

続く2項目ではもう少し具体的な要求内

容が記載されている。

〈公平な分配〉では、上述の2次報告の提言等も含めた既存の法やガイドラインの徹底した実施、性別・ケア・多様性に配慮した教育、家族や関与する共同体における平等な分業の支援と要求、賃金格差とケア格差の因果関係を考慮した男女同一価値労働同一賃金、ILO第189号・家事労働者の適切な仕事に関する条約の施行等が挙げられている。〈構造的支援と枠組み条件〉では、複合的なケアの手配を可能にするために専門的な支援サービスを拡大して誰もが職業経歴を継続する機会が得られること、あらゆるケア職の労働条件・人事評価・研修手当の改善、家族介護者の意思決定プロセスへの介入、家族介護者、国外からの家事労働者やヤングケアラーを対象とした自らの権利を認識する包括的な教育、社会的影響（Social Impact）を考慮した企業への助成金の在り方等について言及されている。

3. デジタル化とケアワークとの両立と境界線

COVID-19が言及されている戦略の3か所目は「目標3 デジタル世界でも男女同権を標準化する」である。

コロナ禍は、モバイルワークやホームオフィスが原則的にもたやすチャンスを示した。例えば、社員の多くは全日もしくは一部在宅勤務をしている。しかしこの間、在宅勤務と親としてのケア活動を両立させる難しさも、学校の在宅学習や保育園の閉鎖などで顕在化した。パンデミックの経験を踏まえて、より大規模にリモートワークを実

践する場合は、両立性の観点から、また有償労働とケアワークの境界を定める観点から、ニーズや前提条件を考慮しなければならない。

(BMFSFJ 2020b: 17)

この目標は、第3次男女平等報告書（以下、3次報告と称す）「デジタル経済における男女のチャンス」の提言を待つことになっている。2次報告の提言に沿って検討が進められたが、COVID-19で保育施設の閉鎖や休校等が起き、リモートで働く女性の負担が増大した結果、家庭の家事・育児の偏りも強く意識して盛り込む必要がでてきたと推測する。参考までに2次報告の提言は以下である。

- 1) 男女平等につながるリモートワークの規則
- 2) とくにソーシャルサービスや家事に隣接するサービス分野で、より強いプラットフォームの規制
- 3) 責任感や精神的な重圧、サイバーハラスメントの効果的な防止メカニズム
- 4) デジタル化による労働市場の変容を考慮した、ジェンダーに対応する労働市場モニタリング (Genderkompetentes Arbeitsmarktmonitoring)]

(同上 2017: 242)

3次報告は2021年1月26日に101の提言

を盛り込んで女性大臣に手交された。核心的なメッセージの一つとして、プラットフォームを介した労働へのジェンダーの影響に焦点を当て、特に女性のライフコースが行き詰まらないよう、プラットフォームワーカーの法的地位の明確化を求めている。連邦政府のコメント付きで5月に正式公表予定¹⁰である (Geschäftsstelle Dritter Gleichstellungsbericht : 第3次男女平等報告書事務局 2021)。

III. まとめ

以上、2020年7月に提示された男女平等戦略に記されたCOVID-19の影響を中心に考察した。戦略が提示される根拠となった現政権の連立協定には、その他にもジェンダーに関する内容が記されている¹¹が、本稿ではそこまで触れる紙幅はない。だが、いずれの施策でも、COVID-19の経験をふまえた微調整をしながら、既存の法律や協定、報告書に沿って今後の対応を検討する過程が見受けられる。同様の姿勢は市民側にもみられる。ケアワークのマニフェストでは「ドイツ政府には、既存の法律や協定を実行に移し、全世界にケアワークの観念的・経済的な評価と公平な分担に強く働きかけるよう」(Equal care manifest web サイト) 政局に強く訴えている。さらに連邦政府が力をいれるSDGsにかけて「ケアの危機と気候の危機、そして目下の新型コロナウイルスパンデミックの経験は、現在の

10 本稿校正中の2021年6月9日に公表された。

11 具体的には、経済・政治・行政分野の女性リーダー割合向上、メディア上の性差別への対抗プロジェクト遂行、女性デジタルアーカイブ構築、女性に対する暴力への対策、移民の背景をもつ女性(母親)に対する社会参加等。

経済モデルを徹底的に再考し、持続可能な変化をもたらす機会でなければならない」(Equal care manifest web サイト)とコロナで露呈したケアの危機に言及している。

ジェンダー施策に COVID-19 がいかなる影響を与えるか、現時点で予測するのは難しい。だが、ドイツはこれまで積み重ねた法律や方針を見直して新たな方向性を模索している印象を受ける。つまり、コロナ禍で顕わになったジェンダーの不平等に対峙して、市民も巻き込んだ議論をさらに深め、SDGsの達成¹²及びケアの不平等な分配

の背景にある社会構造・経済モデルの再考にも切り込んだジェンダー平等施策へと変容する萌芽が見える。

戦略には「コロナ危機は、平等政策が一時的状況におかれたときでもドイツを強化することを示している」とある。だが、危機に強い社会になるためには、ドイツのジェンダー平等施策の裏で積み重ねられてきたような、日頃からの活発な議論が一番重要なかもしれない。

参考文献

- BMFSFJ, 2017, *Zweiter Gleichstellungsbericht der Bundesregierung*, (2021年1月29日取得, <https://www.gleichstellungsbericht.de/zweiter-gleichstellungsbericht.pdf>).
- . 2019, “Familienferienstätten: Urlaub für alle Familien,” (2021年1月29日取得, <https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/familienurlaub-in-familienferienstaetten>).
- . 2020a, *Agenda 2030 - Nachhaltige Familienpolitik*, (2021年1月29日取得, <https://www.bmfsfj.de/resource/blob/142626/e593258f01dcb25041e3645db9ceaa5b/agenda-2030-langfassung-data.pdf>).
- . 2020b, *Gleichstellungsstrategie der Bundesregierung*, (2021年1月29日取得, <https://www.bmfsfj.de/resource/blob/158356/b500f2b30b7bac2fc1446d223d0a3e19/gleichstellungsstrategie-der-bundesregierung-data.pdf>).
- Bundesregierung, 2018, *Ein neuer Aufbruch für Europa, Eine neue Dynamik für Deutschland, Ein neuer Zusammenhalt für unser Land, Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD*, (2021年1月29日取得, <https://www.bundesregierung.de/resource/blob/975226/847984/5b8bc23590d4cb2892b31c987ad672b7/2018-03-14-koalitionsvertrag-data.pdf?download=1>).
- . 2020a, *Deutsche Nachhaltigkeitsstrategie Weiterentwicklung 2021-Dialogfassung-*, (2021年6月1日取得, https://www.regionalbewegung.de/fileadmin/user_upload/pdf/2020/dns2021-dialogfassung-data_1_.pdf).
- . 2020b, “Hilfe bei häuslicher Gewalt Ausnahmesituation für Familien,” (2021年1月29日取得, <https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/coronavirus/ausnahmesituation-fuer-familien-1734472>).
- klische*esc e.V., “Equal care day” web ページ, (2021年1月29日取得, <https://klischeesc.de/equal-care-day/>).
- . “Equal care manifest” web ページ, (2021年1月29日取得, <https://equalcareday.de/manifest/>).
- Geschäftsstelle Dritter Gleichstellungsbericht, 2021, “Übergabe des Gutachtens für den Dritten

12 戦略は移民の背景をもつ女性にも触れている (BMFSFJ 2020b: p. 12)。ドイツが注力する移民の社会統合にこの戦略が与える影響も今後追究したい。

Gleichstellungsbericht der Bundesregierung: „Digitalisierung geschlechtergerecht gestalten“, (2021年1月29日取得, <https://www.dritter-gleichstellungsbericht.de/de/article/266.%C3%BCbergabe-des-gutachtens-%C3%BCr-den-dritten-gleichstellungsbericht-der-bundesregierung-digitalisierung-geschlechtergerecht-gestalten.html>).

佐野敦子, 2021, 「メルケル政権下の男女平等報告書とドイツ初の男女平等戦略——時代の転機を次の社会のデザインにつなげるには」『21世紀社会デザイン研究』立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 2020 No.19 : pp. 11-29.

魚住明代, 2020, 「ドイツのひとり親家族支援政策」『大原社会問題研究所雑誌』法政大学大原社会問題研究所 No.746 / 2020.12 : pp. 38-54 (2021年1月29日取得, http://oisr-org.ws.hosei.ac.jp/images/oz/contents/746_03.pdf).

(掲載決定日 : 2021年5月14日)

Abstract

Impact of COVID-19 on gender-related measures:
Reporting the current state of Germany's Gender Equality Strategy

Atsuko SANO

This essay examines the impact of COVID-19 on gender-related measures—particularly, Germany's Gender Equality Strategy incorporated in the coalition pledges of Merkel's fourth government.

The Gender Equality Strategy included in those pledges was announced in July 2020. The Strategy refers to the COVID-19 pandemic in three areas: the first is an area related to the achievement of Sustainable Development Goals (SDGs); the second one is related to the aim of establishing care professions as attractive career paths to improve the working conditions of care workers; and the third one is mentioned as part of the achievement of gender equality with regard to digitalization.

This essay describes the policies of the past and current circumstances related to the three areas outlined above, including responses from citizens, to the greatest possible extent. In addition, in Germany, the strategies and policies already announced by the federal government have been reconsidered due to the pandemic. Based on the above, the essay outlines the impact of COVID-19 on gender equality measures whose directions are difficult to classify, suggesting further investigations.

*This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Numbers JP18K18301, JP20H04449.

Keywords

care work, COVID-19, Gender Equality Strategy, Germany, SAHGE

COVID-19と「ホーム」

—— フェミニスト地理学の視点から

倉光ミナ子

(お茶の水女子大学)

COVID-19のパンデミック下において、感染拡大を防ぐために、人びとが突然「ステイホーム」を求められたことにより、期せずして「ホーム」という空間／場所に関心が集まった。本稿はパンデミック下における「ホーム」をめぐる現象を概観することで、「ホーム」という空間／場所について再考することを目的とした。日本では春以降の緊急事態宣言下において、テレワークの導入、日本政府の緊急対応策、「ステイホーム」の呼びかけを通じ、「ホーム」が暗黙のうちに異性愛規範に基づいた安全な場所として強くイメージされていることが明らかになった。同時に、「ステイホーム」は「ホーム」が誰にとっても等しく安全な場所でないことも暴き出した。このように、パンデミック下での「ホーム」をめぐる現象はすでにフェミニスト地理学が論じてきた点を深刻化する形で「ホーム」に伴う課題を突きつけるとともに、「ホーム」そのものの意義や意味について再考を促している。

キーワード

ホーム、フェミニスト地理学、ジェンダー、公私二元論

I. はじめに

中国・武漢においてCOVID-19が出現・感染拡大し、都市が封鎖されてから、2021年1月23日ではほぼ1年が過ぎた。すでに予想されていたように、北半球の多くの国では冬を迎え、気温が下がり乾燥が進むにつれて、COVID-19の感染が再拡大し、さらなる外出の自粛が求められたり禁止されたりしている。このように新型コロナウイルスのパンデミック下において、多くの国では

「Stay at home」(日本では「#Stayhome」や「#うちで過ごそう」という呼びかけが行われており、人文地理学、とりわけフェミニスト地理学が研究対象としてきた「ホーム(home)」という空間／場所に改めて関心が集まっている。以上の点を背景に、本稿では主にフェミニスト地理学の視点に基づきながら、COVID-19下における「ホーム」をめぐる様相を概観することで「ホー

ム」という空間／場所について再考することを目的とする。

II. フェミニスト地理学と「ホーム」

アリソン・ブラントとロビン・ダウリング (Alison Blunt and Robin Dowling) によれば、人文地理学において、人間の行為主体性と創造性に焦点をあてるなかで、「ホーム」という空間／場所を分析の中心にすえたのは人文主義地理学者たちであった。彼らはホームの意味とどのようにしてホームが意味ある場所になるのかについて考察を行った。人文主義地理学者たちにとって、とくに人間がいかに世界を経験するののかについて探求する上で、アイデンティティの基盤や必要不可欠な場所としての「ホーム」という概念は特別なものであった (Blunt and Dowling 2006:11)。

このようなホームの捉え方に対し、ホームをジェンダー化された空間／場所として分析してきたのがフェミニスト地理学である。例えば、ジリアン・ローズ (Gillian Rose) は、人文主義地理学者たちが人間というときに暗黙のうちに男性を基準としており、ホームが男性主義的な概念でもって議論されてきたと指摘している (Rose 1993=2001:75-79)。フェミニスト地理学者たちは女性の経験からみるとホームという空間／場所が抑圧や暴力の場所となりえること、単なる家庭内や私的な領域だけではなく、女性にとっては再

生産労働も含めた働く空間／場所でもあることを指摘してきた¹。

以上のような経緯を背景にして、ブラントとダウリングは次の3つの主要な要素からえがく「ホームの批判地理」(a critical geographies of home)を提唱している (Blunt and Dowling 2016:21-22)。第1の要素は、ホームは物質的であると同時に想像的であるという点である。ホームは物理的な居住地であるとともに意味や感情に彩られた空間でもあり、双方は関連しあっている (Blunt and Dowling 2006:22)。第2の要素は、ホームはアイデンティティを構成する場所として、権力の関係性を通して生産されたり統合されたりする。ここにおいて、生きられたホームや想像されたホームをめぐる「権力の幾何学」(power geometry)はホームの支配的なイデオロギーがある社会関係を安定させる一方で他の関係を周辺化させるものと捉えられている。そして、そのような規範的なホームの概念がいかに受容されるのかだけではなく、社会的なプロセスにおいてそれがいかに動員されるのかを明らかにすることが求められている (Blunt and Dowling 2006: 24-26)。第3の要素はホームの空間性と関連している。フェミニスト地理学者たちは、まず、ホームが公的でも私的でもなく両方の側面を持つことを指摘している。したがって、ホームは決して政治的な場所から離れているのではな

1 ただし、最近のフェミニスト地理学ではより複雑なホームの概念が指摘されている。とくにアフリカ系アメリカ人フェミニストたちは性別によってジェンダー化された役割に特徴づけられる核家族があまりアフリカ系アメリカ人のコミュニティではみられないこと、家の外で抑圧的な経験をするアフリカ系アメリカ人女性にとってはホームという場所が精神を養い成長させる場所となっていることを指摘している (Blunt and Dowling 2006: 19-21)。

く、それらを通して構成されるのである。また、ホームという世帯レベルのスケールに焦点があたりがちとなるが、ホームに対する所属と疎外の感覚は身体、世帯、都市、国、そして地球といった様々なスケールにわたるので、実はホームはマルチスケールなものとして捉えるべきなのである (Blunt and Dowling 2006:26-27)。

Ⅲ. COVID-19 下の「ステイホーム」からみた「ホーム」

このように「ホームの批判地理」であげられた課題は、日本においては2020年3月2日に突然始まった全国の小中高学校に対する一斉休校の要請、そしてそれに続く4月7日以降の緊急事態宣言（以下、第1回の宣言と記す）を通して、次第に顕になってきた。まず、「ステイホーム」とともに開始されたテレワークの導入はとりわけ都市部において「ホーム」がいやというほど物質的な空間であることを知らしめた。例えば、COVID-19と「ホーム」について考えるために、同年9月に日本地理学会のジェンダーと空間／場所研究グループでオンラインミーティングを行ったが、その際、まず話題にのぼったのはオンライン授業が始まったときにその背景をどうしたのかということであった²。また、同じ「ステイホーム」下の経験を論じたイタリアの論文では親業 (parenting) をこなしつつリモートワークをするために「体操のためにリビングルームを使う」や「ガレージを父

親の書斎に変容する」という事例 (Manzo and Minello 2020:121) が挙げられていたが、ウェブ上のニュースサイトでは限られた空間しかない狭い家の多い日本でいかに家族全員がテレワークなどに従事したのかという工夫・苦労話にあふれていた。とりわけ第1回の宣言下では、教育機関が休校となったため、筆者の近辺においても、Facebook上で幼い子どもをもつ母親教員たちがオンライン授業中に子どもを映らせない工夫をいかにするべきなのかという点で意見を交換していた。

次に、日本政府の政策やメディアに登場した「ステイホーム」を呼びかけたサイン／ロゴは、「ホーム」が異性愛規範に基づいた近代家族を前提とし、愛情にあふれる家庭として強く想像されていることを示した。日本政府がCOVID-19に関する緊急対応策（新型コロナウイルス感染症対策本部2020）として実施した布マスクの配布や世帯主を対象にした特別定額給付金の支給（総務省2020）は世帯を中心とした「ホーム」が日本の標準となっていることを示唆しているだろう。また、図1に示したように、ウェブ上に登場した「ステイホーム」のサイン／ロゴからは、「ホーム」には「両親と子どものそろっている温かい家庭」や「愛にあふれた居心地のよい空間」というイメージが付与されていることが読み取れる。しかし、その後のニュース報道では次々と24時間営業のネットカフェが閉じられたことにより行き場を失った人びと

2 背景を作り出す最初のプロセスとして、「白い壁を探す」というのがあがったが、日本の家ではそのような大きな壁がないということで、都市部の日本の家には物理的に限界があるという話がでた。



図1 第1回緊急事態宣言下で出現したサイン／ロゴ

出典 *1: Stay home-Honda公式サイト, (2020年10月28日取得, <https://www.honda.co.jp/stayhome/>).

*2: Yahoo- Stay home, (2020年10月28日取得, <https://ouchi.yahoo.co.jp/>).

*3: 東京都「旧ステイホーム週間」ポータルサイト (アーカイブ), (2020年10月28日取得, https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/diary/news/stay_home.html).

(清川 2020)、自宅に帰ることができない10代の女の子たち (藤原 2020)、増加し続けるドメスティックバイオレンスの問題³などが報じられた。これらの報道は、日本においてそもそもすべての人が等しく「ホーム」と呼ばれる場所を有していないこと、「ホーム」が特に女子や女性たちにとって抑圧的で暴力的な空間となりえることを明示している。

さらに、パンデミック下の移動の制限はホームの問題が決していわゆる世帯レベル

や一国内の問題にとどまらないことも明らかにした。COVID-19の感染拡大により、日本政府の水際対策の一環として、2020年の春頃は永住者・定住者の資格を有する人に対しても日本国籍を有しない限り、入国を拒否する政策がしかれた。その後、徐々にこれらの対応は見直されたが、入国できる在留資格を持ちながらいったん日本を離れていた外国人に対する日本政府の対応は先進国の中でも類をみないものであったと批判され、日本を「ホーム」として暮らして

3 内閣府の調査により、2020年度のドメスティックバイオレンス (DV) の相談件数が2020年11月までの総数で13万2355件に上り、過去最多になったことが報じられた。DVの相談件数はとくに第1回の宣言下および直後の5月と6月に多かったという。日本経済新聞の記事では内閣府の担当者が「自宅で過ごす時間が長くなり、ストレスや生活不安を抱えて暴力に至る事例が増えている」と分析していると述べている。(「20年度のDV相談、最多の13万件超 コロナ外出自粛で」日本経済新聞デジタル版、2021年1月12日、(2021年1月31日取得, <https://r.nikkei.com/article/DGXZQODG125JZ0S1A110C2000000?s=5>) .

きた外国人の失望が訴えられている⁴。また、第1回の宣言下では、いわゆる県境界を越えて移動することに対しても自粛が求められたため、他県ナンバーの車に対する嫌がらせが報告された⁵。これらの動きはある意味自らの「ホーム」から他者を排除しようとする動きとしても読み取ることができる。このようにCOVID-19下で表出された「ホーム」は、様々な「権力の幾何学」の中で、様々なスケールにまたがり、改めて構成され続けてきたのである。

IV. 新しい「ホーム」はつくられるのか

さて、COVID-19下で次から次へと出現してきたさまざまな「ホーム」をめぐる現象の中で、とくに筆者の関心を引いたのは自らの個人的な経験に基づいた「家」という「ホーム」についてであった。第1回の宣言下、子どもたちの休校およびテレワーク化を通して、筆者の家はプライベートかつケアの場所から公的でさまざまな労働を伴う新たな意味を持つ場所へ変容した。「ステイホーム」になるまでは大学の個人研究室を「働く場所」、家を「家族の場所」と位置づけ、できるだけ大学で仕事を終えて帰宅することで公私のバランスを取っているつもりでいた。しかし、「ステイホーム」以降は家で仕事をするために仕事道具を持ち帰り、物理的にも精神的にも安定して仕事に取り組む空間が必要となった。自宅で仕事に従事する人が増えるということで、第

1回の宣言が終わった頃、筆者はこのパンデミック下での「ホーム」をめぐる日常実践がこれまでの公私二元論や異性愛規範に基づいた「ホーム」とは別の次元の「ホーム」を想像／創造するのではないかと期待していた。しかし、現在では、もしかしたら少なくとも筆者の家では「わたし」という個の場所と家族の場所を共存させるような「ホーム」にはなかなかつくり変えられないかもしれないと考え始めている。

同様のことは、ほかの家にもある程度当てはまるらしい。2021年1月8日から第2回緊急事態宣言が発令されたが、「家以外に働く環境を求める人が増えている」と新たにテレワークのプランを設定したホテルを取り上げた報道（ITmedia NEWS 2021）や「新型コロナの影響で、家族が家にいる時間が増えた。たまに一人になりたいこともあり、そういう時に最適」と自宅の敷地内に小屋を建てる人が増加しているという新聞記事（下林 2021）はこれまでの「ホーム」が物理的な意味でも想像的な意味でも維持されていることを示唆しているだろう。西川祐子によれば、明治時代以降、日本の家はジェンダー化された空間として日本の家族の変容を映し出してきた。そして、20世紀末時点での分析では、日本の家は母親と子どもを中心とした「女の家」か、一人暮らしの「性別のない家」で止まっている（西川 1996; 2004）。このパンデミックにあわせて変容をせまられた日本の家はこの原

4 例えば、NHK（2020）、井田（2020）、笠原（2020）などを参照。なお、入国に対する水際政策はつねに変化するために2021年1月現在では変更がなされている可能性もある。

5 徳島県の事例を皮切りにいくつかの県で引越しのために他県ナンバーを付けている場合の対応が示された（徳島新聞 2020, 乗りものニュース 2020）。

稿を執筆している2021年1月現在、残念ながら生産労働と再生産労働、そして「個」と「家族」がうまく共存できるような新たな「ホーム」としてはまだ十分に再構築されているとはいえない。

V. おわりに

概して、2011年の東日本大震災以降、災害や危機は当該地域の抱えている問題をより鮮明に深刻化させる傾向があると指摘されてきた。同様に、COVID-19が表出させた「ホーム」をめぐる現象のほとんどはこれまでフェミニスト地理学が主に指摘してきた点をより深刻化させたものといえる。そして、家というスケールに限っていえば、この状況下においても、ドロレス・ハイデン(Dolores Hayden)が目指したようなジェンダー平等の前提となるような家(Blunt and Dowling 2006:7-9)は簡単には実現しないのかもしれない。

付記

本稿の骨子は日本地理学会のジェンダーと空間／場所研究グループでの意見交換をへて、2020年日本地理学会秋季学術大会で発表しました。

参考文献

- Blunt, Alison and Robin Dowling, 2006, *Home*. Oxon, New York: Routledge.
- 藤原伸雄, 2020, 「ステイホームできない少女たち 給付金も受け取れず」朝日新聞デジタル版2020年5月20日、(2021年1月31日取得, https://digital.asahi.com/articles/ASN5N33XYN5MUQIP015.html?iref=pc_rellink_02).
- 福田珠己, 2008, 「「ホーム」の地理学をめぐる最近の展開とその可能性—文化地理学の視点から—」『人文地理』60号5巻: pp. 403-422.
- 井田香奈子, 2020, 「(社説余滴) 再入国の壁がうんだ不信」, 朝日新聞東京版2020年10月19日.
- ITmedia NEWS, 2021, 「ホテルニューオータニ、テレワーク向けに客室のサブスク 30日単位・30万円から」2021年1月29日、(2021年1月31日取得, <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2101/29/news148.html>).

さて、本稿の執筆を終えようとしている2021年2月1日現在、筆者の日常生活が営まれている首都圏はまだ第2回の緊急事態宣言下にある。1月のニュース報道ではこの宣言下で人の動きが変わらない(減らない)背景に人びとの「自粛慣れ／疲れ」があるのではないかと指摘されている(山田・采沢2021)。しかし、福田珠己(2008)や小ヶ谷千穂(2020)が論じているように、「ホーム」は実は移動性(mobility)と相反するものではなく、表裏一体の関係にある。要するに、人びとは移動をしないと「ホーム」という空間／場所の存在に気づくことすらできないのかもしれない。このように考えると、COVID-19は「ホーム」という空間の変容をせまるのではなく、私たちにさらなる「ホーム」という空間／場所の意義や意味の再考を促しているともいえるだろう。

- 笠原真, 2020, 「(取材考記) 永住・定住者でも入国拒否のコロナ対応 外国人の権利、安心できる保障を」, 朝日新聞東京版2020年11月25日.
- 清川卓史, 2020, 「(現場へ!) コロナ禍の貧困危機: 1 住居がない若者、「自助」の姿」朝日新聞東京版2020年10月12日.
- Manzo, Lidia, Katia C and Alessandra Minello, 2020, "Mothers, childcare duties, and remote working under COVID-19 lockdown in Italy: Cultivating communities of care", *Dialogues in Human Geography* 10(2): 120-123. (2020年10月13日取得, <https://journals.sagepub.com/doi/full/10.1177/2043820620934268>).
- NHK, 2020, 「再入国拒否 日本に戻れない外国人」, 国際報道特集ダイジェスト 2020年7月10日掲載, (2021年1月31日取得, <https://www.nhk.or.jp/kokusaihoudou/archive/2020/07/0710.html>).
- 西川祐子, 1995, 「男の家、女の家、性別のない部屋: 続住まいの変遷と「家庭」の成立」脇田晴子他編『ジェンダーの日本史(下) —主体と表現 仕事と生活』東京大学出版会.
- . 2004, 『住まいと家族をめぐる物語—男の家、女の家、性別のない家』集英社.
- 乗りものニュース, 2020, 「悪質「県外ナンバー狩り」いつまで続く? 自治体で「在住確認書」配布の動き広がる」, 2020年5月24日, (2021年1月31日取得, <https://trafficnews.jp/post/96566>).
- 小ヶ谷千穂, 2020, 「移動から考える「ホーム」—画一的な「ステイ・ホーム」言説を乗り越えるために」『現代思想』48号10巻: pp.89-95.
- Rose, Gillian, 1993, *Feminism and Geography: The Limits of Geographical Knowledge*, University of Minnesota Press. (吉田容子ほか訳, 2001, 『フェミニズムと地理学—地理学的知の限界—』地人書房.)
- 下林瑛典, 2021, 「自宅内、一人になれる「小屋」人気…隈研吾さん設計でも300万円程度で販売」読売新聞オンライン 2021年1月16日, (2021年1月31日取得, <https://www.yomiuri.co.jp/economy/20210120-OYT1T50120/>).
- 新型コロナウイルス感染症対策本部, 2020, 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」令和2年3月発表, 厚生労働省ホームページ, (2021年1月31日取得, <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000612096.pdf>).
- 総務省, 2020, 「特別定額給付金事業の概要 令和2年11月現在」, 総務省ホームページ, (2021年1月31日取得, https://www.soumu.go.jp/main_content/000715375.pdf).
- 徳島新聞, 2020, 「徳島以外ナンバーにあおり 知事、差別的行為と指摘」徳島新聞デジタル版2020年4月24日, (2021年1月31日取得, <https://www.topics.or.jp/articles/-/355270>).
- 山田暢史・采沢嘉高, 2021, 「緊急事態宣言、薄い効果 減らぬ人出に知事「自粛慣れ」」, 朝日新聞デジタル版2021年1月16日, (2021年1月31日取得, <https://digital.asahi.com/articles/ASP1H752TP1HUTNB00T.html>).

(掲載決定日: 2021年5月14日)

Abstract

COVID-19 and “Home” : From a Feminist Geographical Perspective

Minako KURAMITSU

Stay-at-home orders issued to limit the spread of infection during the ongoing COVID-19 pandemic have unexpectedly directed attention to the meanings of the term “home,” a concept deliberated by human geographers since the 1970s. This paper reconsiders the space/place called home from a feminist geographical perspective based on the author’s observation of phenomena relating to the home during COVID-19. Since Japan first declared a state of emergency, it has become apparent that home is overwhelmingly imagined as a place founded on heteronormativity, love, and safety. This significance is endorsed by the promotion of remote work from home, the substance of national emergency response measures, and appeals directing the public to stay at home, among other phenomena. At the same time, stay-at-home orders issued since the declaration have unveiled the grave truth that home is not an equally safe place for everyone. The COVID-19 pandemic has triggered varied experiences that have compelled people to face discrete problems posed by the place they call home. Many of the encountered difficulties are more serious than ones already mooted by feminist geographers and impel a reconsideration of the significance and meanings of the term “home.”

Keywords

home, feminist geography, gender, public/private dichotomy

パンデミックを生き延びる

—— マニラ首都圏都市底辺層女性の

ロックダウン下の日常生活経験から

小ヶ谷千穂

(フェリス女学院大学)

ロレイン・モラレス

(マリキナ市在住)

I. はじめに

COVID-19は社会経済的不平等をあらわにし、さらなる分断を生んできていることがすでに指摘されている。日本を含むいわゆる「グローバル・ノース」におけるエッセンシャル・ワークのジェンダー化・人種化された性質や、非正規女性労働者の雇用への打撃、DVの増加などが指摘される中、「グローバル・サウス」におけるCOVID-19の社会経済的影響、とりわけジェンダー視点からの報告・考察はいまだ多くはない。本事例報告は、ある既婚女性の生活記録を通して、いわゆる「グローバル・サウス」の一角を占めるフィリピン・マニラ首都圏の都市底辺層コミュニティにおける、ロックダウン下での日常生活を報告する。

II. 2020年3月の調査時の状況

マニラ首都圏においては、2020年3月15日からロックダウン(Enhanced

Community Quarantine = 強化されたコミュニティ隔離措置)が実施され、厳しい移動制限が2カ月間続いた。その後、MECQ(Modified ECQ = 修正を加えたECQ)に移行し、6月1日にはGCQ(General Community Quarantine = 一般的なCQ)までレベルが引き下げられた¹。

本報告の舞台となるMエリアのあるマリキナ市は、マニラ首都圏の北東部に位置している。マリキナ市は、マニラ首都圏に1996年に編入された市で、農業から工業(特に靴産業)に転換が進められた街であり、近年は「成功した都市政策」の実験の場でもある。(関2017)Mエリアのあるマランダイ地区は、マリキナ市の16バラングイのうち最大人口を持っており、2015年現在で人口は55,442人(2015 Census of Population and Housing, NSO)、総世帯数は11,167(2007年現在)で、そのうち約6,000

1 ECQ、MECQ、GCQの詳細についてはジェトロマニラ事務所を参照。<https://www.jetro.go.jp/newsletter/orf/2020/news/ECQ.pdf> (2020年5月18日取得)。

世帯が土地の所有権がないインフォーマル居住者とされている（関 2017）。M エリアにおいても、土地の所有権がある世帯、ない世帯、そしてそれらの中での借家住まいなどが混在しており、ここではM エリアを広義のスクワッター地区として位置づけておきたい。またマランダイ地区は、マリキナ川という主要河川に近接しており、台風オンドイ（2009年）をはじめとする大型台風や大雨のたびに床上浸水する代表的な被災地の一つであり、最近でも、頻繁に水害に見舞われている。

M エリアの就業構造は、典型的なマニラの都市底辺（urban bottom）の特徴を有している。中程度の学歴（フィリピンのハイスクール卒あるいは中退）の男性はフィリピンの庶民の足であるジープニー（乗り合いジープ）やトライシクル（バイクタクシー）の運転手として、そしてその配偶者である既婚女性たちはフィリピンでの雇用における年齢差別や学歴不足などを理由に、日常的には再生産労働に従事し、ジープニーやトライシクル運転手の夫の出来高ベースの収入で子どもたちとの生活を維持してきた。他方で、M エリアで育ち、大卒の学歴を身につけた若年女性の中には、コールセンターなどBPO（Business Process Outsourcing = ビジネス業務のアウトソーシング）産業で働く者も出てきている²。

今回の報告の中心となる、最も移動制限が厳しかったECQの時期には、庶民の足であるジープニーやトライシクルが営業禁止となったため、M エリアではきわめて多く

の男性が職を失った。COVID-19 の感染が拡大する中で医療へのアクセスも容易でない都市底辺層の女性たちは、経済的不安、子どもたちの将来への不安、そして何よりも感染への不安に怯えながら3カ月を過ごした。そうした不安が重なる中で政治家や富裕層への不満が醸成され、同時にコミュニティ内での女性たち同士での連帯がより強く意識されていく様子を報告したい。

なお、本報告は、執筆者の一人でM エリアの住人であるロレイン・モラレスの2020年3月12日～2020年5月29日までの生活記録をもとにしている。モラレスは筆者（小ヶ谷）の長年にわたるリサーチ・アシスタントであり、今回ECQに入る直前から終了までの期間、ほぼ毎日日記の形で日々の生活や心情の変化、M エリアの近隣住民や親せきたちの様子などをつづつてもらった。原文はタガログ語で、A4で35ページの分量である。全文の発表・分析は別稿に譲り、本報告では記録から読みとれるいくつかのポイントに絞って報告する。

モラレスは現在39歳で、夫と5人の子ども（18歳から11歳）、夫の両親（父は元海外出稼ぎ労働者、母は洋裁店を経営）、姪（コールセンター勤務）と暮らしている。同い年の夫は大卒で、電気工事関係の会社にエンジニアとして勤めている。モラレスも夫もM エリアで生まれ育っており、モラレスの母親も、同じM エリアにモラレスの妹一家と一緒に暮らしている（父親は2019年に死去）。

2 M エリアの女性の世代別就業経験については、小ヶ谷（2021）を参照されたい。

Ⅲ. ロックダウン下での雇用

3月13日に、2日後のECQが大統領から発表された時に、真っ先にモラレスの不安材料となったのは、移動制限がかかった場合に夫が出勤できるのか、そして仕事を続けられるのか、ということであった。

ニーニョ (=夫) がもし出勤停止になって、“No Work No Pay” (働かなければ支払われない) になってしまったら、私たちはどうやって食べていけばいいのだろう……。明日は本来なら給料日だ。給料が出たらアルコールとマスクを買おう。でも、もし買うお金がなかったら……。水道光熱費を払ったら、どうやって夫の収入だけでやっていけるのだろうか。キエル (長男) の学費も卒業式の費用³もまだ支払っていないし、給料がきちんと支払われなければ、食べものをどうしたらいいのか……。

(2020年3月13日)

Mエリアの中でも比較的安定した収入を得ているモラレスの世帯にあっても、月に2回支払われる夫の給料でぎりぎりの生活をしていたことがわかる。しかし、夫の収入が途切れることへの恐怖と同時に、夫の出勤がかなっても、それによって感染リスクが高まり、そのことでコミュニティにCOVID-19が広まってしまうことへの恐怖もあった。結局、夫の会社からは3000ペソ (日本円で約6000円) の一時金が支払われ

たが、夫は感染を恐れてECQの期間出勤を2カ月止めた。

ECQの期間、Mエリアの人々の雇用状況は、厳しさを増していった。特にトライシクルの運転や、路上での食品販売をしていた男性、路上清掃員の女性はECQで瞬時に影響を受けた。

ノエル (従妹の夫) やアドール叔父さんは気の毒だ。乗客がないので、トライシクルからの収入がない。近所の人で、タホ⁴を売っている人も、買う人がいないので売れ残っているという。たぶん、タホやフィッシュ・ボールのようなストリート・フードを買って食べることを、子どもたちも怖がっているのだろう。COVIDのせいだ。グレン (妹の夫) も、病院での仕事 (= 院内清掃) と掛け持ちしているバイクの修理も、客が来ないので仕事がないとのこと。たしかに今、食べ物よりもバイクにお金を使う人はいないだろう。

(2020年3月15日)

近所のジェマさんも気の毒だ。夫が亡くなって、道路清掃 (street sweeper) の仕事をしながら子どもと孫を支えてきたが、もう何週間も仕事がない。昨日、バランガイ・キャプテンが米を配ってくれたが、ジェマさんのところでは2日ももたないだろう。

(2020年3月28日)

3 長男はこの3月にハイスクールを卒業した。

4 豆腐ベースのデザート。ストリート・フードの一つである。

人が集まることが禁じられたため、モラレスの夫の母の洋裁店は閉店となった。また、モラレスと同世代の従妹で、近隣のショッピング・モールで勤務していた女性達は、モールの閉鎖に伴い仕事を失った。(中には4カ月の乳幼児を抱えた女性もあり、ミルク代もままならない状況に陥ってしまった。) 他方で、モラレスの夫の妹は、外資系のコールセンターで勤務しており、ECQに入るとすぐに、会社からPCが貸与され、在宅勤務に切り替わった。コミュニティ内においても、さらには同居家族内でも、雇用の持続にはばらつきが見られ、外資とつながりのある職業にあるものが最も安定した収入を維持できたのだ。

IV. 感染への恐怖

感染の恐怖から夫が出勤を止めたように、モラレスにとっては、COVID-19への感染そのものの恐怖が一貫してあった。その理由は、広義のスクウォッター地区における居住環境と、子どもや親類たちの脆弱な健康状態や教育環境にあった。

こんなに壁が板一枚のような家ばかりのところで、social distancing などどうやってできるのか。特に実家の母のところなどはとても無理だ。建物の二階で暮らしている人は、屋根も近くて暑いので、日ごろから外に出て座ることが多い。外に座っていて、ウィルスに感染したらどうするのか。一度感染者が出たら、こういう狭いところに人が集まって住んでいる場所では、すぐに拡がってしまうだろう。

(2020年3月13日)



写真1 食糧支援を待つMエリアの人々
(2020年4月24日、モラレス撮影)

2019年に父親を亡くして、また病院勤務をしている妹の夫もいるモラレスたち家族は、貧しい人々が行ける公立病院が常に人であふれ、救急対応もしてもらえないことが多いことを知っていた。なので、COVID-19にかかった場合に、医療に頼ることが不可能であることを体験的にわかってきたため、薬局で買えるビタミン剤や薬で子どもたちの健康を守ろうとした。

妹の夫のグレンは病院の清掃の仕事をしている。入院患者のシーツを洗う仕事なので、ウィルスへのリスクが高い。病院からマスクは配布されているが、13カ月目の給料(=ボーナス)を食料やアルコールのために求めたとこ

ろ、拒否された。姪のモナイの薬を買うために、妹たちは“five-six⁵”で借金をしたという。状況が悪化して、病弱なモナイの薬を買いに行けなくなると困るからだ。食料よりも、薬代のために妹たちは借金をした。

(2020年3月14日)

モラレスは、4月、5月となって近隣の人々や親類たちが少しずつ家の外に出て活動をし始める中でも、stay homeにこだわっていた一人だった。そこには、ひとたび感染した時の想像を絶する不安があった。夫とともに、もしも家族で感染したら、健康状態からいってどの子どもから先に亡くなってしまおうか話し、涙したこともあったという。ゆえに、何度もECQが延長される中、休校されていた学校の再開が話題に上る5月になると、子どもたちの感染に対する、モラレスの恐怖は再燃する。

教育省は、8月24日に学校を再開するという⁶。どうやってこの状況で子どもたちを通わせるというんだろう！1クラスに50人で勉強させるのは怖すぎる。オンライン授業にするというけれど、すべての子どもがラップトップ（ノートパソコン）や携帯電話、Wi-Fiを持っているわけではないのに。持っていない子はどうするの？だから私は、学校の再開には賛成しない。うちの子どもたちは1年遅らせてもかまわな

い。私の精神状態にもいい。今は子どもたちが咳をひとつするだけで、感染したか？と不安になってしまう。

(2020年5月24日)

V. 消費生活と社会生活の制限

ECQの予告直後から、panic buyingと呼ばれる買占めがマリキナ市でも始まった。

お金のある人は、スーパーマーケットに並んで、生活必需品を買っている。食料、アルコール、マスク、薬、ビタミン剤……。マーケットにもクリスマス並みにたくさんの人がいる。そのこと自体が怖い。お金のない私たちは、感染を恐れて家でじっと祈っているしかない……。

(2020年3月13日)

その後もECQ予告から3日で薬局からマスクがなくなるなど、panic buyingの影響は続いた。また、1家族1人だけが買い物に出ていい、というルールによって乗客が少なくなったトライシクルの乗車料金も、1回10ペソから1回30ペソへと3倍に値上がりした。人数制限されたスーパーでは買い物のために長蛇の列ができた。それでも感染を避けるためには耐えるしかない、と人々は並んだ。電気料金は1カ月（のちに2カ月）支払いが免除されたが、将来の支払いのことを考えると、不安が減ることはな

5 「5借りて6返済する」という仕組みの高利貸しのこと。

6 その後、学校再開は10月となり、すべてオンライン授業となった。

かったという。

ECQ下では、コミュニティでのささやかな祝い事もできなくなってしまった。

今日はニーニョと私の記念日だ。18年の結婚生活とその前の5年間の恋人関係。神様に感謝。毎年ミリエンダ(=おやつ)を作って、近所の人に配っていた。そうやってみんなで楽しいことも悲しいことも分かち合ってきたけれど、今年はそれができない。今年は作らないの?と聞かれるけれど、ごめんね、また来年ね、と答える。Social distancingが求められているから。

(2020年3月23日)

生活が制限され、収入も激減する中で政府からの援助物資は当初なかなか届かなかった。結局、3月15日からの2カ月間で市からも含めて5回、米やわずかな食糧が届けられたが、むしろ早かったのは、concerned citizen と呼ばれる一般市民や民間団体からの援助だった。また、芸能人などから医療従事者への寄付行為も報道され、そうした行動に感謝すると同時に、政府や政治家への不信は募っていった。

VI. 政治への不満と政治意識の高まり

ECQ開始から約10日後に、ある政治家が「フィリピン人は2週間くらい食べなくても死なない」と発言し、大きな問題となった。モラレスの日記にも、政治への不信感が強くにじむようになる。



写真2 感染者が出たために封鎖された通路
(2020年7月4日、モラレス撮影)

(件の発言をした政治家は) ひもじい人間の気持ちがわからないのだろう。子どもがお腹を空かせているのを見る父親のつらさ(=その発言をした政治家は男性だった)がわからないんだ! 政治家は2カ月家にこもっていても食べものに困らないからだろう。政治家の中には、症状がないのに検査キットを自分たちのために使って、必要な人から奪っている者もいるらしい。なんて面の皮の厚い政治家たちなんだ。こういう自分のことを優先した政治家のことはよく覚えておいて、次の選挙で投票しないようにしないとイケない。

(2020年3月24日)

ECQを緩和して、経済活動を再開するという政府の決断が、よいのかどうか

わからない。政府は、フィリピン経済が潰れてしまうのが怖いのだろう。健康でお金があって、感染しても病院で診てもらえれば、もちろん大丈夫でしょうよ。でも貧しくて、薬を買うお金もなかったら、もう死ぬしかない……。

(2020年5月16日)

また、社会福祉開発省を通じた現金給付(Social Amelioration Program)をめぐっても、政府の方針が二転三転し、最も困っている人たちに現金給付が届かない、といった現状が見られた。

VII. 相互扶助と、ポジティブな発想

ECQ下での生活不安とパンデミックの恐怖に怯えながらも、他方でコミュニティ内や親族内での相互扶助は続いていた。たとえばMエリアの中でも比較的人通りの多いところに住まいがあるモラレスの従妹たちは、ゴトという粥を作って道行く人に振る舞うことを続けた。また、夫が失業してしまった、別の地区に住む従妹が援助を求めてモラレスを訪ねてきて、現金や米を援助したこともあった。援助とは言っても、わずかな金額しか援助できないことへの葛藤も、記録からは感じられた。また、モラレスたちに対して、経済的に余裕のあ

る親族が米を援助してくれたこともあった。フィリピンでbayanihanと呼ばれる相互扶助の思想はパンデミック下の制限された生活の中でも、少しずつではあるが続けられていた。

また、ECQになったことによって、交通渋滞が減り排気ガスがなくなって環境による影響があったり、出勤を停止した夫が常に家にいることでquality timeを家族で持つことができるようになった、といったポジティブな発想も、モラレスの記録には時折現れていた。

VIII. まとめにかえて

以上、モラレスの記録の一部から、ロックダウン下でのMエリアの状況やモラレスの心情を報告した。ここには、居住環境、医療体制と健康不安、雇用と収入の不安定さ、といった複数の生活不安が、感染症拡大の中で特に既婚女性にのしかかっていることが見て取れる。また、経済活動の再開と、感染不安との間で揺れ動く複雑な心情も読み取れた。相互扶助の担い手として言及されるのが常に女性であることや、都市底辺層の既婚女性が夫の不安定な収入源に頼らざるを得ない中でさまざまなケア活動をしなければならない現状などについては、今後分析を続けていきたい。

参考文献

- 青木秀男, 2013, 『マニラの都市底辺層～変容する労働と貧困』 大学教育出版。
 小ヶ谷千穂, 2021, 「マニラ首都圏都市底辺層コミュニティから見る新国際分業と『移動の女性化』～女性の世代別就労歴に着目して～」『フェリス女学院大学文学部紀要』第56号: pp. 1-16。
 関恒樹, 2017, 『「社会的なもの」の人類学—フィリピンのグローバル化と開発にみるつながりの諸

パンデミックを生き延びる

相』明石書店.

(掲載決定日：2021年5月14日)

コロナ禍のシングルマザー調査プロジェクト —— 1800人の実態調査から見えてきたこと

五十嵐光

(特定非営利活動法人ウィメンズアイ)

石本めぐみ

(特定非営利活動法人ウィメンズアイ 特定非営利活動法人「人間の安全保障」フォーラム)

I. シングルマザー調査プロジェクトについて

新型コロナウイルス感染症によって、世界全体が未曾有の事態を経験する中、ひとり親世帯、特に非正規雇用比率が高いシングルマザー世帯はより深刻な影響を受けた。シングルマザー世帯の就業率は2018年時点で81.8%と高いものの非正規雇用率は46.5%と高く、世帯年収はふたり親世帯の4割にとどまり（JILPT 2019）、養育費受給率も24%にとどまる（厚生労働省 2016）。ひとり親世帯の貧困率は48.2%と高く（厚生労働省 2020）平時から脆弱性が高いため、コロナ禍では急激に困窮化した。

まず初めに、本稿筆者が参加する「シングルマザー調査プロジェクト（以下、調査プロジェクトと呼ぶ）」の成り立ちについて述べたい。2020年4月の7都府県緊急事態宣言発令後、急激に困窮化する相当数のシングルマザー世帯の状況が多くメディアに取り上げられ、迅速な給付金の支給や支援が求められていた。なんとしてもこの状況を数字として示し、記録していく必要があった。現状を数字とともに伝えることで、一刻も早く必要な支援を実現していきたく

た。コロナ禍以前から母子家庭や貧困問題、そして日本のジェンダー課題に長年取り組んできたメンバーを中心に、2020年5月には本調査プロジェクトが始動した。これまでシングルマザーの支援や法改正に取り組んできた認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむを筆頭に、学術分野で女性の労働やシングルマザー、子どもの貧困を専門としてきた研究者、国際的なジェンダー視点での働きかけや分析を行うことができる専門家、ひとり親の住宅問題に詳しい専門家、地方の女性課題に取り組んできた実務家、広報専門家など、2020年5月から人員を集め、各方面から異なる専門領域を持ったメンバーが集まった。今回のプロジェクトを進める上で、それぞれの分野を専門とする研究者、当事者支援を行ってきた団体、国際的な視点や分析は不可欠であった。これらの人材が集結し、自分たちの手でゼロからプロジェクトを進めてきた。

新型コロナウイルスによる就労や生活、子どもへの影響に関する質問を中心に、2020年7月初旬に初回調査（回答数2,119、

有効回答数 1,816¹。以下、1800 人調査と呼ぶ)、2020 年 8 月からパネル調査 (1 年間の実施を予定) を行っている。本プロジェクトは、平常時から脆弱な状況にあるひとり親が、子どもを育てながら十分な給与を得られる安定した仕事に就き、子どもの学びや教育へのアクセスを保障できるよう、緊急支援に加えた恒常的な支援の拡充および政策の実現を目指すこととした。そのために、コロナ危機がひとり親に及ぼす影響を示すデータ収集を目的としている。調査を開始してから半年間の間、調査チームは、国や自治体への政策提言や専門分野における研究発表、そしてひとり親世帯の状況に関する認知向上を各所で行ってきた。

II. 1800 人調査の概要

ここでは、1800 人調査について何をどのように行ってきたのかを時系列で記す。

1. 調査開始まで

2020 年 5 月 28 日に行われた調査チームの初回ミーティングでは、ひとり親世帯が新型コロナウイルスによってどのような影響を受けているのかを示すデータはなく、社会の理解が進まないということが共有された。根拠となる数字がなければ、打開策を示すことも難しい。コロナ禍によって収入が減少したり、職を失ったりしたひとり親が、いつどのように再就職できるのか、子どもにはどのような影響が及んでいるの

かなど、一刻も早い現状把握と継続的な調査の重要性が話し合われた。

2. 調査の準備

その後、調査チームで 1800 人調査の質問案を作成した。本調査では、救済策にとどまらず、構造的な問題への取り組みにも役立つようなデータ収集を行うことを重視している。平時から、シングルマザーが貧困に陥らないよう、現状を変えていくために、何を明らかにする必要があるのか、それを明らかにするために、何を聞く必要があるのか議論が重ねられてきた。その結果、収入の増減や就労状況、生活状況、子どもの状況、メンタルの変化を中心に、アンケート調査を進めることになった。質問を考える段階で、プロジェクトメンバーそれぞれが、各自の専門性に基づいた提案を行い、各所で調査結果を活用してきている。

3. 結果の公表

この調査結果を、少しでも多くの人に知って欲しいという想いから、8 月 28 日、記者会見 (於：厚生労働省記者会見室) を行った。調査の即時性とコロナとひとり親の貧困という社会的な話題であるということから、調査結果は多くのメディアに取り上げられた。また、記者会見の様子や集計結果は、誰もがアクセスできる形でオンライン上に公開している²。

1 その後、2 件の重複が確認されたため、確報値では有効回答数 1814 件となった。

2 記者会見：シングルマザー調査プロジェクト, 2020, 「新型コロナウイルス 深刻化する母子世帯の暮らしー 1800 人の実態調査・速報」を公表しました」『note』, (2020 年 12 月 1 日取得, https://note.com/single_mama_pj/n/n83bb1e08b706). 集計結果 (速報)：シングルマザー調査プロジェクト, 2020, 「新型

4. 調査結果の概要

1800人調査では、しんぐるまざあず・ふぉーらむやシングルマザーサポート団体全国協議会の会員団体を通じて送付され、集まった回答総数は2,119、そのうち有効回答数は1,816であった。本調査は、主にコロナ禍の影響がではじめた2020年2月から6月の変化を聞いた。そこには悲痛な声が多く寄せられ、1日3回の食事がままならないなど、日々の生活がいかに厳しいかが痛いほど伝わる記述が数多く含まれていた。

新型コロナウイルス感染症に関連して、シングルマザーの7割が自身の雇用や収入にかかわる影響があったと回答した。「収入の減少」「勤務日数・勤務時間の減少」が多く、特に非正規雇用者で影響が大きかった。2020年2月時点で就労していたにもかかわらず、2月から5月にかけて月を追うごとに「就労収入なし」と回答したシングルマザーの割合が上昇した。「収入なし」の人を除いても、平均就労収入は、正規、非正規ともに、2月から5月にかけて減少した。そのような状況で、家賃や水道光熱費といったライフラインの支払いを滞納している世帯が約1割いることも明らかになった。

また、仕事に加えて、ケアワークを一人で担っている状況で、臨時休校や登園自粛は自身の仕事や収入、そして子供の栄養や学習面へも非常に大きな影響を及ぼしたこともうかがえた。自分が感染することで家族のケアができなくなる懸念から「自発的」に休職・退職したケースが約3割あっ

た。小学生・中学生・高校生の子どもがいるシングルマザーのうち、半数以上が、臨時一斉休校によって、仕事を休む、仕事日数や時間を減らす、仕事をやめる等、自身の仕事に影響があったと回答した。臨時一斉休校で仕事量を制限したことに対して、給与がすべて支払われたのは2割強と限定的だった。臨時一斉休校で給食がなくなったことでほとんどの世帯で家計の食費負担が増加し、子ども数が多いほど支出増が顕著であった。子供の食生活への影響として野菜を食べる量が減るなど栄養面での偏りも生じ、食事の回数を減らした世帯は約2割に上った。そして、中学生以上で学校に通っている子どもがいる世帯の約4割は、自宅で使えるパソコンもタブレットも無い。自宅でインターネットに接続できない世帯、通信量を制限しなければならない世帯は、約3割に上った。この他、心理的ストレスの程度や、新型コロナウイルス対策や子育てにかかわる制度の認知とアクセスに関しても回答を得た。

Ⅲ. 3割を超えた「自発的」な休職・退職

1800人調査の中で、調査チームがもっとも驚いた結果の一つは、コロナ禍で「自発的」に休職あるいは退職したシングルマザーの多さだった。当初は、「自発的」に休職あるいは退職したかどうかを尋ねる質問項目は入れていなかった。調査前に想定していたのは、コロナ禍の影響により会社からの解雇や雇い止め、勤め先の休業業・

新型コロナウイルス 深刻化する母子世帯の暮らし～1800人の実態調査・集計表（確報）『note』2020年10月20日公開（2021年1月17日取得、https://note.com/single_mama_pj/n/n213a01adecde）。

倒産にともなう失業の増加や、会社都合による労働時間の減少などであったためである。しかし、2020年6月に質問項目作成のための議論を重ねていた時、シングルマザー支援の現場ではすでに感染不安による自主休業や、子どもの預け先がないあるいは感染不安で自発的に辞めざるをえない場合でも現制度上は自己都合となることなどが聞かれていた。それを受けて調査チームでは、この「自発的」に休職あるいは退職したかどうかを尋ねる質問項目を追加した。

仕事をしていなかった人を除く1,603人のうち、「自発的に仕事を休んだ」449人(28.0%)、「自発的に仕事をやめた」66人(4.1%)を合わせると、「自発的」な休職・退職は515人(32.1%)に上った(図1)。さらに、不特定多数の人との接触リスクが高いサービス職では、「自発的」な休職・退職の割合は37.3%と他の業種に比べて最も高かった(表1)。

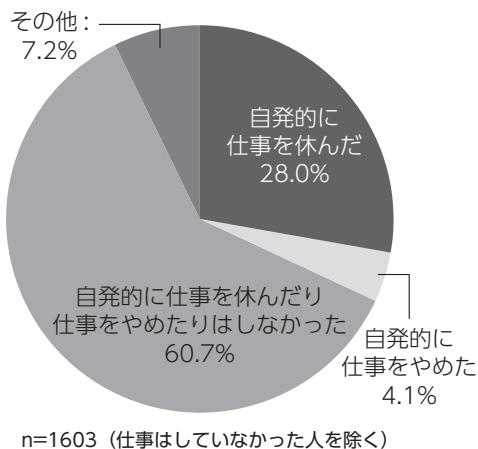


図1 自発的な休職・退職の割合

出典：認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ & シングルマザー調査プロジェクト「新型コロナウイルス 深刻化する母子世帯の暮らし～1800人の実態調査・速報～」

表1 自発的な休職・退職の割合(職種別)

	自発的に仕事を休んだ人の割合	自発的に仕事をやめた人の割合	計
事務職	27.1%	2.9%	30.1%
サービス職	31.8%	5.5%	37.3%
専門職・技術職	27.3%	3.6%	30.9%
販売職	28.1%	1.5%	29.6%
生産工程職	19.1%	3.4%	22.5%
運搬・清掃・包装等従事者	29.4%	—	29.4%

出典：認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ & シングルマザー調査プロジェクト「新型コロナウイルス 深刻化する母子世帯の暮らし～1800人の実態調査・速報～」

1800人調査で、「自発的」な休職・退職のシングルマザーが3割以上もいたことは、シングルマザーの日常からの課題を表している。「自発的」に休職・退職せざるを得なかった理由をより具体的に明らかにするため、1800人調査から当事者による自由記述をみていきたい。

「学校や保育園に子供を預けられないため、仕事を休まざるを得ない状況だったのに、出勤率が悪いと6月いっぱい解雇になりました。」

「自分がコロナにかかってしまったら、こどもを世話できる大人が家に誰もいないのでとても不安でした。でも仕事を休んで家でずっと自粛していると、収入がなくなるので、それもとても不安でした。」

「高齢の母と同居の為、無給覚悟で仕事を休業させて貰いました。」

上記3つの記述例のように、子どもを預けられないという理由や、自身に何かがあった時自分以外に頼れる人がいないなどの理由、高齢の家族などへ自分が感染源となることへの不安の声が多く寄せられた。特に多かった最初の2つの記述例に共通するのは、頼れる人がいない、頼れるシステムがない、あるいは頼れる人やシステムにつながっていないことであった。1800人調査では、有効回答数1,816のうち、8割以上の1,514人(83.4%)が、自分と子ども以外に同居している人は「いない」と回答しており、身近に助けてくれる家族はいない。「自発的」に休職・退職をしたシングルマザーが多かったのは、平時から頼れる人やシステムにつながっておらず、コロナ禍では他に選択肢がなかったからだ。これは、消極的な選択としての家族を守るための自己防衛であったと考えられるのではない。

参考文献

- 厚生労働省, 2016, 『平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告』厚生労働省ホームページ, (2020年12月1日取得, <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000190327.pdf>).
- 厚生労働省, 2020, 『2019年 国民生活基礎調査』厚生労働省ホームページ, (2020年12月1日取得, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/14.pdf>).
- 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (JILPT), 2019, 『子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査2018 (第5回子育て世帯全国調査)』, 独立行政法人 労働政策研究・研修機構ホームページ, (2021年2月6日取得, <https://www.jil.go.jp/institute/research/2019/documents/192.pdf>).

IV. 今後の展望

コロナ禍で困窮化し、ひとり親ならではの不安や心配を抱えるシングルマザーたちの自助に頼るのではなく、自己防衛の選択をしないで済む方法がないだろうか。調査プロジェクトでは、これまで、2020年7月に1800人調査を行った後、2020年8月から本稿執筆時まで6回のパネル調査を実施してきた。その時々に必要なデータと当事者の声を集めてきた。例えば、コロナ禍の支援制度の認知度、支援から漏れてしまう原因、児童扶養手当の現況届提出における課題、相談窓口の対応、コロナ禍の子どもの進路への影響、児童扶養手当の支給月、住宅環境、転居、固定費の支払いなどである。2021年7月までの今後6ヶ月間もコロナ禍の影響を継続的に記録し、コロナ禍のみならず平時からの課題解決につながるよう調査チームの活動を続けていく。

(掲載決定日: 2021年5月14日)

パンデミック期の北京で生きる医師たちの日常

大友聡
(翻訳業)

I. はじめに

新型コロナウイルス感染症は、中国・武漢における流行を契機に世界中で「危機」として認識されるようになった。このことは差別や偏見も生んだが、パンデミックの最前線における人びとの手記やインタビューから、中国社会のさまざまな側面について理解を深めることもできるようになってきた。本稿は、北京市内で働く医師たちの語りから、パンデミック期の医師たちの経済状況の変化やワークライフバランスの現実をとらえたものである¹。紙幅の制約上、3つのケースに分けて語りを紹介し、簡潔な解説を加える。学術的論稿ではないが、本稿が中国の医療従事者のあいだのジェンダーの問題がパンデミックにおいてどのように変化しているのかを表す資料として参照されれば幸いである。

II. 医師たちの語り

1. 高瑤香さん（女性、48歳、呼吸器内科
指導医、副主任）

高さんは北京市内の病院で指導医を務めているが、武漢でも72日間最前線で治療にあたっていた。アメリカの高校に留学中の娘がいるが、猫との2人暮らしである。

——パンデミック直前の北京はどんな様子でしたか？

高「普段夕飯は、レジデントのドクターと病院で食べていた。病院で夕飯を食べて家に帰ってからは基本的に毎日勉強、たまに医師の同僚と食事。年末だったので、いろんな学会や忘年会もあった。みんなで新年を迎える楽しい雰囲気があった。」

——なるほど。武漢から北京に戻ってからはどんな感じですか？

高「6月に少し感染者が増えたけど、今回（2020年12月）はそれよりも深刻な感じがする。ここ数日で北京の状況も変わり、新たな患者がみつかった

1 筆者は2006年から2013年にかけて北京の首都医科大学医学部に留学し、その後1年間、市内の病院でインターンを経験した。この頃からのネットワークを活かし、2020年11月から2021年2月にかけて、20代後半から40代の医師に聞き取りをした。聞き取りはアプリ「WeChat」のチャット機能を利用した。なお本稿に登場する医師の氏名はすべて仮名である。

ことでみんなとても緊張し始めている。実は私の住んでいるところの隣のビルも封鎖されてしまったの。中国は『足りないよりは、やりすぎの方がマン』と考えている。この数日は外来もとても少なく、通りの車や人も少なかった。収入も少なくなった。一番少ないとき、2月から8月くらいまでは去年の半分くらい。9月以降は少し良くなってきた。武漢に行った手当もあった。でも手当を足しても、北京に残った人たちよりは多いかもしれないけど、普段の収入よりは少ない。」

——収入の影響は大きいですか？

高「病院の収入は患者からでしょう。受け入れ患者を減らしているから私たちの給料も減る。一番収入が減った科では、給料は3分の1になった。これでは若い医師は住宅ローンが支払えなくなる。プレッシャーは大きい。」

2. 李英さん(女性、32歳、循環器内科医)

李さんは授乳中の若い医師であり、当直室での休憩中に聞き取りに答えてくれた。

彼女は武漢が封鎖された2020年1月23日の翌日、夫(42歳、循環器内科医)、娘(1歳)を連れ実家の遼寧省に自家用車で帰省した。だが、その日のうちに北京の勤務先の病院から連絡があり、1月28日には全員北京に戻り、自宅隔離14日間を経てから

出勤するようにと指示があった。

——どんな影響がありましたか？

李「一番大きな影響は経済。自主隔離が終わった後に病院に行っても、病人もいない。毎日出勤して座っていても意味がないので、10人体制を2名のドクターだけが出勤するようにして、8名は自宅待機ということになった。2、3月はそんな感じで、ほとんど家にいた。労働と報酬は比例するでしょう。頭金580万元(約9400万円)で分譲マンションを買ったのだけれど、最初の3年は毎月2万元(約32万円)のローン。いまは5千元(約8.1万円)のローンをあと30年。もし2万元のままでパンデミックになっていたら危なかった。」

李英さんのマンションは、東四環路、地下鉄6号線駅近くにある3LDKである。李英さんの住んでいる朝陽区²の直近3年間では、平均価格は約7.3万元/m²で推移している(安居客, 2020)。日本のこぢんまりした2LDKを約60m²として計算しても、438万元(約7100万円)である。毎月2万元のローンは、かなり高額だ。

このように経済的な状況は不安定になったが、夫婦関係はむしろ改善しているという。

李「以前は朝早く家を出て夜遅く帰ってくるから、家では基本的に寝るだけ

2 北京市内東部に位置し、人口が最も多く、経済規模が最も大きい地区。北京首都国際空港もこの区内にある。

だった。家族みんな一緒の時間はほとんどなくて。でもパンデミック後は、子どもがだんだんパパの存在を知って、パパをとっても好きになったみたい。

出産してから自分の時間はなくなった。この点はもうどうしようもない。子どもが生まれてからは私の母も一緒に3人（と子ども）で暮らしている。私と同じ遼寧省の出身の「保姆」^{バオム}（家事労働者）を雇っているけど、住み込みではない。保姆には月5500元払っていて、9時から夕方6時くらいまで家事をお願いしている。都市封鎖のときは交通機関も使えなくなったので、3～4月、それから6月はうちに住んでもらった。子どもの遊び部屋にソファベッドがあるので、そこに寝てもらっていた。あとは夫婦で一つの寝室、娘と私の母で一つの寝室、そんなふうに暮らしていた。

以前は夫婦で一緒にご飯を食べる時間もなかったけど、今は一緒に食べられる。話せる時間も増えたと思う。でも、パンデミックによるストレスは大きい。経済的な問題、それからこれからの職位の変化など。

子どもの面倒をみているのはうちの母なんだけど、夫は少し神経質で、子どもが心配でいろいろ口出ししてくる。うちの母もあまりそういうのを聞く方ではないけど、お小言を言われると、母はムツとしている。夫のお小言がかなり深刻。母からした

ら、あなたの娘の面倒をみてあげているのに、私のこと信頼していないのか？ってそう思っているんじゃないかな。」

3. 王敬さん（男性、31歳、泌尿器科医）・唐美玲さん（女性、28歳、総合診療内科医）

2人は夫婦であり、2020年9月に子どもが生まれた。2人とも北京の生まれで、夫婦は約50km離れた別々の市中病院に勤めている。現在、唐さんは128日間の産休を終え、ちょうど職場に戻ったばかりである。

中国社会における産休は「女職工労働保護特別規定」第7条に基づいて98日と規定されているが、北京では市の「人口計画出産条例」によって30日が追加され、合計128日の産休を取得できる。同条例では配偶者にも15日間の産休が認められているが、2人ともその間は基本給しか支給されないため、収入は半減した（基本給は4000～5000元。約65000～81000円）。

パンデミック下では日本と同様、産科医院への出入りが制限され、王敬さんが初めて息子に会えたのは出産3日後だった。その後も一家の暮らしは複雑な状況にある。それはパンデミックのためでもあるが、そもその北京の住宅事情も関係している。

王「美玲はいま北京郊外の彼女の両親と実家に住んでいて、主に彼女の母が生まれた孫の面倒をみている。そこから美玲が勤めている病院までは15km。私はその地域から50km離れた病院で働いていて、病院近くに私の母と二人で住んでいる。今は救急

科に配属されている（毎年4ヶ月救急科の勤務がある）。月曜は日勤、火曜17時から翌日まで夜勤、木曜は休み、金曜は日勤のようなローテーション勤務で、息子に会えるのは4日に一度。家事を負担したくてもできない状況にあるので、今は家族の足を引っ張らないようにすることで精一杯。北京での子育ては、両親のヘルプなしにはあり得ないと思う。本来は、美玲の病院の近くに部屋を借りる予定だったが、ちょうど彼女の父親の鉄道関係の会社が「福利房」³を分譲販売することになり、そのためにみんなで節約してお金をためているところ。でも福利房に住む予定はない。同じ場所で同じ面積なら少なくとも460万元（約7400万円）以上するところ、社員への福利として270万元（約4400万円）で買うことができる。場所がいいので、そこは賃貸として出せば月6000～7000元（約97000～114000円）の家賃収入が得られる。そのためにいろんなところからお金を借りている。若いうちに組めるだけローンを組んで、今後少しでも良い暮らしになるよう頑張るつもり。

いま母と2人暮らしなのは、住んでいたマンションが2017年から建て替えのため立ち退きになったため。来年新しいマンションに引っ越すま

では賃貸に住んでいる。その間は、国から家族1人に付き毎月2000元（約32000円）の家賃補助金がもらえる。うちは4000元の補助金をもらっている。

本当は2020年末には引っ越すはずだったけど、マンション建設予定地で「釘子戸」⁴の問題があり国家の対応も遅かったため、計画が遅れた。さらに各部門の手続きもとても遅く、そこでパンデミックになってしまった。大変だけど引越するまで、夫婦はそれぞれの親と一緒に、別々の暮らしになる。」

III. 解説

それぞれの医師たちの語りをよりよく理解するために、中国と日本の女性医師を取り巻く環境の違いについて解説を加えたい。

1. 医師のジェンダー状況

厚生労働省の2018年の統計によると、日本で医療施設に従事する女性医師は医師全体の21.9%でOECD諸国では最低レベルである。男女の構成比を年齢階級別にみると、女性の割合は、年齢階級が低くなるほど高く、29歳以下では35.9%である。また診療科によって男女比の差が顕著であり、女性の多い科は順に皮膚科54.8%、産婦人科44.5%、乳腺外科44.1%、眼科42.4%、麻酔科40.9%、糖尿病内科37.3%、そして小児科34.8%と続く（厚生労働省2018）。

これに比べて中国の医師ではジェンダー

3 国家や国営企業が建設し、企業の従業員に福利厚生の一環として低額で貸与される公共住宅のこと。

4 強制立ち退きさせられるまで立ち退かない住民のこと。

比の偏りが少ない。『2019年中国衛生統計年鑑』によると、同年（2018年）の中国の医師の男女比は、男性 54.2%、女性 45.8% である（国家衛生健康委員会 2019）。日本では医学部入試におけるジェンダー差別が話題になったが、中国・北京大学医学部基礎医学院（医学科に相当）の2020年9月入学の新入生の男女比を調べると、男女比は 1:1 であった（北京高中直通車 2020）。診療科別の状況についても、筆者の知る限り、外科以外のほとんどの診療科で女性医師と男性医師の比率はほぼ同等である。例えば「婦幼保健院」（産婦人科、小児科を中心とする専門病院）の医師の男女比では女性医師は 73.7% にも達する（国家衛生健康委員会 2019:63-66）。こうした状況をとらえると、中国において女性医師が働きながら子育てをすることはきわめて一般的であり、日本に比べ、職場での共感やサポートを得やすいと思われる。

ただし女性医師たち自身が、ワークライフバランスに満足しているとは限らない。医師たちの幸福感についての報告書『2019 中国医師幸福感指数研究報告』によれば、男性医師の幸福指数が10段階で7.30であったのに対して、女性医師の幸福感は 6.90 と低かった。また同報告書によれば、一般的に男性医師の方が休暇を取得する時間が長く、残業時間も長く、平均収入が高い。仕事と収入に対する満足度も男性の方が高かった（健康界研究院 2019）。こうした点において、中国の医療現場にもジェンダーの問題は確実に存在する。

ただし、収入差には労働時間の違いが反映されている可能性がある。同一労働単位

あたりの収入に性差があるかどうかは、詳細に検討する必要があるだろう。そして次節でふれるように、基本給が男女で同じだとしても、さまざまな追加業務を担うことができるかどうかについて、出産・育児期の女性医師とそうでない医師とのあいだに差異がある可能性がある。

2. 医師の経済状況について

筆者が行った聞き取りにおいて、医師たちは総じて「患者が少なくなったため、収入も減少した」と考えていた。医療は本来であれば「商品・サービス」ではなく、社会資本として位置づけられるはずだが、医師たちのあいだではそのような感覚が共有されていないように思われる。

筆者が留学していた 2006 年～2013 年頃、医学生の間でも医師の給料が低すぎるという問題は日常的な話題だった。先述の『2019 中国医師幸福感指数研究報告』でも、基本給で 1 万円を超えると回答した医師は、回答者全体の 14.2% しかいなかった。実際、中国が急速な経済成長をしていくなか、中国の病院は基本給ではなく、それ以外の手当で医師たちの給料を増やしてきた。

インタビューにおいて王敬さんは、「毎年 4 ヶ月救急科に入らなければいけないのは、病院の経営方針で、救急科の医師を新たに一人雇うよりコストパフォーマンスが良いから」だと語った。彼の上司である医師の基本給は 2001 年には 800 元（約 13000 円）だったのが、2012 年には 5000 元（約 81000 円）になったという。現在医学部卒業後 10 年を迎えた筆者の友人医師の多くは、平均して 1 万円以上の月収があったが、パ

ンデミックにより半減、または3分の1になった。その基本給が2012年の頃とさほど差がないとすれば、医師の基本給のこの10年とそれ以前の10年との比較では、上昇幅は限定的であろう。

医療従事者の収入の減少は世界的に起きているが、その地域や国の医療政策等によって状況は異なる。中国の場合、多くの医師たちは基本給の低さを補うためにワークライフバランスを欠く働き方をせざるを得ないようだ。パンデミック前に李英さんの夫が子どもに存在を認識されないほど忙しく働いていたという事実は、そのことを表している。同じ子育て中であっても、李

さん自身が同様の働き方をしていないことから、男性に比べ、女性医師たちの収入が不安定になりやすい可能性がある。

医師たちの語りからは、2000年代から長期的に続く不動産バブルの影響もあいまって、とりわけ若い世代において、生活の基盤としての住居の確保が困難になっている状況も垣間見える。パンデミック期には多くの人びとが生活の質の低下を経験したが、それは往々にしてパンデミック前からの構造的問題と接続している。北京の医師たちの日常の変化もまた、中国社会におけるジェンダーの問題を反映していると考えられるべきだろう。

参考文献

- 安居客, 2020, 『朝陽房価』(朝陽区の住宅価格動向), (2021年2月6日取得, <https://beijing.anjuke.com/market/chaoyang/>).
- 健康界研究院, 2019, 『2019中国医師幸福感指数研究報告』, 健康界智库, (2021年2月7日取得, <https://zk.cn-healthcare.com/doc-show-35087.html.pdf>).
- 厚生労働省, 2018, 『平成30年(2018年)医師・歯科医師・薬剤師統計の概況』(2021年2月6日取得, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/ishi/18/index.html>).
- 国家衛生健康委員会編, 2019, 『2019年中国衛生統計年鑑』中国協和医科大学出版社: 39頁.
- 北京高中直通車, 2020, 「关注 北大医学部2020級新生大数据公布, 男女比例1:1!」『搜狐』10月15日, (2021年2月6日取得, https://www.sohu.com/a/424898287_372471).

(掲載決定日: 2021年5月14日)

「Xジェンダーであること」の自己呈示

—— 親とパートナーへのカミングアウトをめぐる語りから

武内今日子

(東京大学大学院／日本学術振興会特別研究員 (DC))

本稿は、4名のXジェンダーを自認する者の語りを事例として、親とパートナーに対して、男女に当てはまらない性自認がカミングアウトされる過程を考察した。分析の結果、まず親子関係においてXジェンダーは、性別適合手術をしない点で性別違和の“軽度”な状態として理解されやすい一方、男女の二値的な性別観念が社会的に強固であるために、男女に当てはまらない性自認自体を伝えて配慮を求めることには困難が伴っていた。加えてパートナー関係において、性的指向を優先して性自認を伝えないことが関係性の摩擦につながっており、あらかじめXジェンダーであることを開示して摩擦を避けようとする試みもなされていた。これらの結果は、Xジェンダーを自認する者が、場面に応じてカテゴリーを使い分けながら他者からの自己への意味づけを変えていこうとする実践を明らかにし、男女に当てはまらない性自認の表現が社会的に可視化される必要性を示唆している。

キーワード

トランスジェンダー、Xジェンダー、カミングアウト、性自認、カテゴリー

I. 問題の所在

近年メディアにおいて性的マイノリティが盛んに取り上げられ、多くの性的マイノリティが自らの性的指向や性自認をカミングアウトするようになってきている。カミングアウトされるトランスジェンダー¹の自

己表象にも、「男」、「女」、「トランスジェンダー」、医学的疾患名である「性同一性障害」(GID: Gender Identity Disorder)のみならず、男女に当てはまらない「Xジェンダー²」や「ノンバイナリー」、あるいは社

1 本稿ではトランスジェンダーを、当事者による様々な自己表象のあり方にかかわらず、「出生時に割り当てられたジェンダーから離れてゆく人々や、ジェンダーを定義し包含するために文化的に構築されている境界を越えてゆく人々」(Stryker 2017: 5)を総称する語として用いる。

2 「Xジェンダー」は男女に当てはまらない性自認を指して日本で1990年代後半から用いられているカ

会的カテゴリーに同一化しない自己像など多様な形が存在している（石井 2012; Dale 2013）。

とはいえ、いかに多様化したとしても性のカテゴリーは、常にその指示対象を他者の呼称という点から構築するために人を傷つけうる一方で、指示対象を完全に余すことなく表現することには失敗するとされる（Butler 1997=2004: 167-9）。そこでトランスジェンダーであることのカミングアウトも、他者からの意味づけにひらかれている性のカテゴリーを用いつつ、カテゴリーによっては表せない個別性をも伝えようとする他者との交渉の過程として描かれうる。

とくに親やパートナーへのカミングアウトの実践からは、性自認を他者に伝える際に生じる複雑な交渉の過程を読み取りうる。というのも親やパートナーは、当事者にとって身近な相談相手となりやすく、またかれらによる性自認の受容が当事者の自己認識形成に影響する点で（莊島 2009）、重要な他者として位置づけられる。だが性的マジョリティの理解において、男女のいずれかに性別移行するトランスジェンダーが想定されがちであり（Garrison 2018）、親しい人に対してであっても男女に当てはまらない性自認を伝えることには困難が伴うと指摘されている（Dale 2013; Sumerau 2019）。そこで本稿は、男女に当てはまらない性自認をもつ者が、親とパートナーに対してどのようにカミングアウトし、その帰結としての親とパートナーからの反応をどのように解釈しているのかを明らかにしたい。

本稿ではまずカミングアウトに関する先行研究を検討し（Ⅱ節）、インタビュー調査の概要と分析の方針を述べる（Ⅲ節）。次に分析結果として親とパートナーへのカミングアウトの過程についてそれぞれ論じ（Ⅳ節）、最後に本稿の内容と意義をまとめる（Ⅴ節）。

Ⅱ. 先行研究の検討

本節では、トランスジェンダーを対象とする調査研究を中心にカミングアウトについて論じた先行研究を整理し、本稿の問いのもつ意義を位置づけていく。

カミングアウトは、性的マイノリティによる運動の過程で、ミシェル・フーコー（Michel Foucault）の『性の歴史Ⅰ』（1976=1986）の議論をもとに知／権力による囲い込みとして解釈された一方で、権力関係の内部において公私の二分的な境界に揺らぎをもたらし異性愛社会に対して抵抗を表明する実践として捉えられてきた（風間 2002）。ただレクローゼット／カミングアウトの区分は、日常的な他者との相互行為において明確な形で現れるとは限らない。たとえば金田智之（2003）はゲイ男性によるカミングアウトの実践から、周囲にセクシュアリティが「バレバレ」である状態が周囲の環境への受容につながることもあるとし、すでに親密な関係性が築かれている場合、カミングアウトしない状態は必ずしもレクローゼットの中にいる状態と同じではないと述べる。これらをふまえて、親子関係における同性愛をめぐる理解の仕方（三部 2014）など、他者との関係性のなか

テゴリーである（Dale 2013）。

で性的マイノリティがカミングアウトする過程が論じられてきた。

ではトランスジェンダーのカミングアウトは、他者との関係においてどのように論じられてきたのだろうか。周囲の人々からの偏見や暴力にさらされやすいトランスジェンダーは、環境に応じてそれらのリスクを予測し、カミングアウトするかどうかを慎重に決めている (Mizock and Mueser 2014)。またトランスジェンダーが「女／男らしさ」を追求する様子を描いた鶴田幸恵 (2009: 73-92) のエスノグラフィからは、男女いずれかの性別で生活しようとする者が、出生時に割り当てられた性別を外見から他者に知られないようにふるまおうとすることが示唆される。それでもトランスジェンダーの語りからは、職場で望む性別としての処遇を求めたり、家族やパートナーに対して理解を求めたりするために当事者がカミングアウトしてきたことがわかる (相馬・針間 2004; 土肥 2014)。

また他者からカミングアウトを受けられることは、自らの性のあり方を受容することにもつながる。たとえば中村美亜 (2005: 86-7) は、深刻な性別違和感の苦しみが薄れていったトランスジェンダーへのインタビューから、親しい人へのカミングアウトの受容が、ジェンダー・アイデンティティを再構築し、自己肯定感を高めて安心して生活していくうえで重要な要素だと指摘している。同様に、あるトランスジェンダーが「性同一性障害当事者である」と語

らなくなる過程を探った荘島幸子 (2008) は、当事者が友人や家族へのカミングアウトを経て、他者から「性同一性障害」である自分を受け容れられることで、性別適合手術による身体違和感の解消を目指すのではなく、他者との関係を維持して「性同一性障害」と共存しようとする旨を指摘する。

なかでも親へのカミングアウトは、子の健康や性別違和感に対処する仕方に深く関わるために重要性をもつ (Biblarz and Savci 2010; 杉浦 2013)。というも親による子の理解は、「性同一性障害」のカテゴリーの最終的な判断の拠り所にもなっており、理解を得る努力を継続できないことが子に性別違和感の再評価を促す道徳的要請があるとされている (杉浦 2013)。他方で、FtX³やMtXを含むトランスジェンダーの子をもつ親の語りを分析した石井由香理 (2018) は、近年において多様性言説を受容した親が、トランスジェンダーである子を理解しがたい存在ではなく価値ある存在として解釈し、二元的なジェンダー規範や性自認の一貫性を信じていない様子を描き出している。

このようにトランスジェンダーを理解しようとする親が描かれている一方で、先行研究からは、男女の二値に当てはまらない性自認をもつ者におけるカミングアウトの困難も見出せる。たとえば米国での調査研究において、男女に当てはまらない性自認をもつ者が、他者からの理解をはじめから期待しておらず、カミングアウトをしないことがあると指摘されている (Sumerau

3 本稿では調査協力者が用いていた表現にならない、出生時女性として割り当てられたが男女に当てはまらない性自認をもつ者を FtX (Female to X)、出生時男性として割り当てられたが男女に当てはまらない性自認をもつ者を MtX (Male to X) と表記する。

2019: Chap. 2)。また「Xジェンダー」を自認する者へのインタビューを実施した S. P. F. デール (S. P. F. Dale) によれば、異性愛を自明のものとする親に対して「Xジェンダー」であることそれ自体を説明することは避けられ、自分とパートナーの身体的性別が同じであるときに「同性愛者」であることだけを説明する傾向があるという (Dale 2013: 322-62)。同様に三部 (2019: 161-4) も、性自認に揺らぎがあるがそれを伝えることの難しさから「レズビアン」を名乗る者がいることを指摘している。そこでさらに、男女に当てはまらない性自認そのものを伝えようとする実践がいかなるものかを探ることは重要な課題だと言える。

加えて、パートナーへのカミングアウトについても、トランスジェンダーが性別移行する過程にパートナーが適応することが困難になったり、出生時の性別と性自認が一致するシスジェンダーとしてパートナーと出会っていたために出生時の性別を知られることへのストレスを感じたりすることが指摘されている (Califia 1997=2005: 357-8; Platt and Bolland 2017)。また中性を自認するトランスジェンダーがパートナーから理解を得られなかったことが、米国の調査研究においてカミングアウトの困難として指摘されている (Sumerau 2019: Chap. 2)。ただしこれらの研究においては、男女の二値に当てはまらない性自認自体をパートナーにどのように自己呈示するのか、その過程を詳しく論じているわけではなく、とくに日本においてそれらのカミングアウトがどのようになされているかは自明ではない。

このように先行研究からは、とくに親やパートナーへのカミングアウトが、リスクを伴いながらも関係性を別様のものにひらき、また自己を解釈するうえで重要性をもつことがわかる。ただし、男女に当てはまらない性自認がどのようにカミングアウトされているのかをさらに検討することが必要だと考えられる。このときカミングアウトの実践は、「バレバレ」として論じられたような他者からの外見に基づく判断や、性のカテゴリーにもとづく判断、それらを予期するトランスジェンダーの主体性をふまえたうえで描かれるべきだろう。そこで本稿では、男女の二値に当てはまらない性自認をもつトランスジェンダーが、どのように性のカテゴリーを用いながら親やパートナーという重要な他者に自らの性のあり方を呈示し、それに対する相手からの反応を解釈しているのかを検討していく。

Ⅲ. 調査の概要と分析の方針

本節では、インタビュー調査の概要と分析方針を説明する。本稿は、「Xジェンダー」を自認する4名のインタビュー・データを事例として取り上げて分析する。この4名は、筆者が「Xジェンダー」を自認する者の性自認のあり方と「Xジェンダー」が用いられた歴史的経緯を探るために2016年4月から2020年9月にかけてトランスジェンダー24名にインタビューを実施したなかで、男女に当てはまらない性自認をもち、カミングアウトの経験について親やパートナーとの関係から詳しく語っていた人たちである。男女に当てはまらない性自認をもつトランスジェンダーが重要な

表1 調査協力者プロフィール

仮名	出生時性別付与	性自認	年齢	親／パートナーの年齢
A	女性	男性寄りXジェンダー	20代	母親：50代 男性パートナー：20代
B	男性	両性、Xジェンダー	20代	母親：40代
C	女性	Xジェンダー	30代	母親：50代、父親：60代
D	女性	Xジェンダー	20代	母親：50代、父親：60代 女性パートナー：20代

他者にカミングアウトする過程を探ろうとする本稿において、かれらの語りは適切な事例だと考えられる⁴。

筆者はXジェンダー当事者団体で知り合った人たちにまずインタビューを実施し、スノーボール・サンプリングで協力者を募った。ただし今回事例として取り上げる4名のうち1名に関しては、例外的に性的マイノリティに関する講演会に参加した折に知り合ったことから協力を得た。調査協力者のプロフィールを、許可が得られた範囲で以下に記した(表1)。調査年については個々の語りを引用するときに補足する。調査協力者はいずれも何らかのグループに所属した経験があったが、かれらの親やパートナーが性的マイノリティのサポートグループなどに所属したことがある者はいなかった。

筆者は1～2回、直接会って1～3時間ほどかけてインタビューをおこない、必要な場合はインタビュー後にインタビュー内容について補足的にメール上で質問し、回答を得た。調査協力者には、まず論文作成の目的と筆者の身分を説明し、いつでも止められることを説明したうえで録音の協力を得た。また筆者は、アルファベットの仮名を振って匿名すること、事前に引用や要約に用いる箇所を送付して承諾を得たうえで論文にデータを用いること、データの保存の仕方などの倫理的配慮について調査協力者に説明し、同意を得たうえでインタビューをおこなった⁵。

調査協力者に対する質問内容は多岐にわたるが、性自認のあり方や、いつ・どのように・誰に対してカミングアウトをおこない、どのような反応が得られたのかをとく

- 4 カミングアウトしない／できないトランスジェンダーの語りは、別途詳細に検討される必要があるだろう。たとえば調査協力者のうち、時折自宅以外の場所で異性装すればよいと考える者や、親との関係がそもそも悪い者などはカミングアウトをしない／できないと語っていた。とくに現在40～50代の調査協力者には、親とほとんど絶縁状態にある状況や、外出を控えるよう言われた経験を語る者もいた。
- 5 本調査は組織的倫理審査を事前に経たものではないが、2019年11月に東京大学文学部社会学研究室社会調査倫理委員会から、これまでに収集したデータを調査協力者への確認のもとで用いることを記した調査研究の承認を得て、調査協力者の希望に応じて書面もしくはメール上で再度やり取りし、データを引用することについて許諾を得た。

に詳しく聞き取った。本研究で分析の対象としたのは、インタビュー・データおよび事後的におこなったメール上でのやり取りを文字化したものと、インタビュー調査後に作成したフィールドノートである。とくに着目するのは、知人や友人に対するカミングアウトよりも詳細に語られ、調査対象者にとって重要な意味をもつことが読み取れた親とパートナーに対するカミングアウトの過程である。

このようなカミングアウトの過程を分析するうえで、本稿では少数の事例から「個人が語る物語を徹底して詳細に分析していく」（伊藤 2020: 19）方針を採るナラティヴ・アプローチを参照した。このとき、カミングアウトする相手やコンテキストによって個人が異なる性のカテゴリーを用いることに注目したい。たとえば性的指向のカテゴリーが名乗られる仕方を分析した P. C. R. ラスト (P. C. R. Rust) は、当事者がステレオタイプと結びつくことを予期して「バイセクシュアル」を名乗ることを避けたり、「クィア」を政治的コミュニティでは名乗るが母親の前では用いなかったりすることを指摘している (Rust 2009)。これらをふまえて本稿では、個々のカミングアウトの場面において、調査協力者がどのように性のカテゴリーを用いた自己呈示をおこない、それが相手にどのように受け止められたと解釈しているのかを詳しく読み取った。

IV. 分析結果

本節では、分析の結果を説明していく。まず親に対するカミングアウト、次にパートナーに対するカミングアウトに焦点を当

てる。はじめに、男女に当てはまらない性自認であってもそれを親に伝えようとする試みはなされていたが、親子ともに、よく知られた社会的カテゴリーを手がかりとして性のあり方を呈示し、また理解しようとしていたことを論じる (1項)。だが男女に当てはまらない性自認それ自体の意味や、男女いずれかに扱わないでほしいという頼みを親が理解し、配慮することには困難も伴うことが示される (2項)。最後にパートナー関係において、関係性の摩擦を避けるために、性役割や性表現のあり方を予期させるものとして性自認の開示が必要とされやすいことが論じられる (3項)。

1. 性自認と異なる性のカテゴリーを用いた自己呈示——親へのカミングアウト①

本項では A さんと B さんの事例を通じて、カミングアウトにおいて親がよく知られている社会的カテゴリーを用いて子を理解しようとし、子の側も親の反応を予期した説明によって自らの性のあり方を伝えようとしていることを論じる。デール (Dale) による調査では、「Xジェンダー」であることを伝えようとせずに、有名人の名前を出したり同性愛者であることを伝えたりすることがあるとされていた (Dale 2013: 322-62)。本稿では協力者は「Xジェンダー」であることも親に説明しようとしていたが、まずは性自認とは異なる性のカテゴリーを用いて親に自己呈示する試みも見出された。たとえば MtX の B さんは、「究極の個人情報」である性自認のカミングアウトは「1回では済まない」うえに「リスク」を伴うものの、「隠さなくて済むのは、プラス」

であるとして、母親や妹、古くからの知り合いにはカミングアウトしている。特に母親へのカミングアウトについてBさんは以下のように語る。

B：当時「ハートをつなごう」⁶を見ていて、わたしこれっぽいんじゃねみたいな話。ただそれも一回じゃなくて10…5、6回はかかりましたね。最初は無反応でしたね。だんだんそういうの見るようになって知っていくみたいな。最初は、レズビアン。ゲイ・レズビアン特集。2回か3回かけて。で、LGBTをやりはじめて、ちょうど、それこそ遠藤まめたさんとか、石川大我さんとかがまだ、全然お兄ちゃんのころです⁷。筆者：そうすると、その時のカミングアウトは、Xジェンダーだとかそういうのではなくて、

B：なくて、まあセクシュアルマイノリティなんだ広い意味で。ぐらいだな、言葉はまあ知らなかったし。(中略)

筆者：パンセクシュアルであるってことも言ってるんですか。

B：一応ね。ただあんまり、言葉多すぎてわけわかんないんで。4つ⁸だって大変なのに。

筆者：じゃああんまりXジェンダーと

かそういう言葉は使ってないんですか。

B：ま、Xも言ってますけど。この前のNHK見た時に、Xの中にも4つあるって言ったら、「なんで4つもあんの!？」って言われて。

筆者：ははは(笑)、それ混乱しますよね、いきなり。

B：でも、別になんか自分で勉強しようと、してるみたい。(2016年)

母親へのカミングアウトは、LGBTを扱う番組などを通して15、16回ほど繰り返しなされ、最初は無反応だった母親が少しずつBさんのことを知ろうとする過程として語られる。Bさんは、「Xジェンダー」を知らなかったこともあって「広い意味で」「セクシュアルマイノリティ」であることを伝え、Bさんの母親は自ら本を読むなどして勉強し、時間をかけてBさんのことを徐々に理解していく。ここからは石井(2018)が論じたような、多様性言説の影響のもとで子を理解しようとする親の姿が読み取れる。

ただしBさんは、自分の性自認や女性的な服装を身に着けることについて母親に具体的に説明しているわけではない。筆者は「Xジェンダー」であることを積極的に伝

6 「ハートをつなごう」は、NHKで2006年から放送された福祉情報番組であり、「性同一性障害」「ゲイ／レズビアン」「LGBT」など性に関するシリーズを放送していた。

7 遠藤まめたはLGBTの子ども・若者支援に取り組んできたトランスジェンダーとして、石川大我はゲイであることをオープンにして選出された議員として著名な人物である。当時15～6歳だったBさんにとって、まだ活動を始めたばかりのかれらは「大人の」、「よく分からないお兄さん」に見えていたという。

8 ここでBさんは、「Xジェンダー」の下位カテゴリーとして用いられている「中性」「両性」「無性」「不定性」に言及している。

えているのではないかと想定して、その言葉を使っているのかどうか何度か尋ねている。だがBさんは、自分の性を「セクシュアルマイノリティ」という包括的な性のカテゴリーによってまず説明している。次に「Xジェンダー」であることも伝えているものの、「言葉多すぎてわけわかんない」としており、それぞれの性自認の概念を明確に理解することまでは親に求めていると考えられる。また筆者が4種類の下位カテゴリーがあることについて「混乱しますよね」と言ったことに対し、それでも母親が「勉強しようと、してる」とBさんが返す箇所からは、「Xジェンダー」を含む「セクシュアルマイノリティ」について理解しようとする母親の姿勢に納得している様子も読み取れる。

このようなBさんの語りからは、母親の受容的な様子が読み取れるが、2回目のインタビューでは、母親がカミングアウトを受けて葛藤を経験していたことも窺える。1回目のインタビューから2回目のインタビューの間に、Bさんは母親が実は葛藤していたことを後から打ち明けられて知ることになる。

B：母が、カミングアウトしたとき、泣いたくらい悩んだのね、やっぱり。どうしたらいいんだろうって。うち福祉で看護師やってたから、「ハートをつなごう」も家族で見てたの、だから理解は、見てはいたけど、まさか現実になるとは思わなかった。お願いだから、メスはいれなくてくれよって。手術して、術後の経過とか、プロだから、

それを見てると、例えばがん、前立腺にがんが見つかったとかで、摘出するのはわかるけど、それもないのにメスを入れるのはしないでほしい、自分の身体だから。であれば、応援はする、勉強もするからって。(2018年)

ここでBさんが「うち福祉で看護師やってた」と述べているのは、当時Bさんの母親が訪問看護の仕事をしていたことを意味する。Bさんの母親は、看護師という専門家としての立場から性的マイノリティへの一般的な理解はしていたが、典型的なトランスジェンダーの像として手術することをイメージし、がんのような病気がないにもかかわらず自分の子が手術をおこなうことに抵抗感を示している。ここからは、母親によるBさんへの理解がBさんとの大きな摩擦を経ずになされた背景には、Bさんが手術を望んでいなかったことがあると考えられる。

同様に子の側も、トランスジェンダーが手術による身体加工と結びつけられて理解されることをふまえて、「性転換」しない者として自己呈示することがある。以下は、FtXのAさんが母親にカミングアウトしたときの経験を振り返る語りである。

A：まあQ（国名）行ってたときに、初めてほんとに自由になれて、っていうのはまあ男扱いも女扱いもされないわけですよ、あんまり。個人として扱われるっていうのがけっこうあるんで。で、そしたらある種フラットになれて、なんか母親とスカイプしてい

るときにポロって、なんか出たんですよね。「前性転換手術したかったんだよ」って。で、でもやめたんだ、みたいな。この身体で、こういろんな困難を越えてきて、愛着があるから、まあ、この身体を、なんか捨てる気にはあんまりならないんだよね、みたいなことを言って。だから、でなんかQでなんか、自分のインフォメーションを入力するときに、こう、性別選ぶところがあって、クリックしたら「男」「女」「その他」が出てきたんですよ。「その他」じゃねってなって「その他」を押したっていうふうな、話をしたんですよ。で、だから自分は「others」、まあその、なんだろう、まあ向こうだから「others」って書いてあったんですよ。で「others」なんだみたいなことを言って、ちなみに母親は、「いつか男だって言われるかと思ってた」みたいなこと言われて、まあ、ですよ、ね、みたいな。男にしか見えないもんね、って話してて。(中略)

筆者：言った後はどんな感じだったんですか、なんか関係性とかは変わらなかったんですか。

A：変わらなかったです。まあ、ある種なんだろう、「その程度か」っていうか、男って言われるかと思ってたんですよ、だからXって言われて、「あれ、それでいいの？」みたいな感じになった感じ。(2016年)

Aさんは、Q国という異なる環境に置かれることで、性別カテゴリーではなく「個

人として扱われる」と感じ、母親にカミングアウトできるようになったという。Aさんはまず、「性転換手術したかった」として強い性別違和があったことを伝え、それでも完全に身体まで男性になりたいわけではなく、Q国でいう「others」であると説明している。このように社会的に知られている表現や、制度的に「others」が認められている国を挙げることは、自らの性のあり方の説明に説得力を付与することに寄与していると考えられる。

対して母親は、「いつか男だって言われるかと思って」おり、「それでいいの?」という反応だったとAさんは振り返る。というのもAさんは、小さい頃から女性的とされる服装への嫌悪感を示しており、母親にとって男性的であることは「バレバレ」(金田 2003)であったと言える。だが「others」と言われたことで、母親にとって「男」までは至らない深刻さの度合いの低い状態として、Aさんの性自認が理解されやすくなっていると考えられる。

筆者：もうXジェンダーっていうことで受け入れてくれている。

A：そう、そう。でも、「注射打ちてえ」とかって言ったりするから、まあ、“そっち”寄りだってことはわかってるし、でまあ、それ言ったときに、あの一、「Aらしさがなくなっちゃうんじゃない」っていう風に。ある種ちぐはぐというか、普段あまりありえないようなマッチングの人間がいるわけじゃないですか。「それ失っちゃうのはけっこうもったいないんじゃない

い？」みたいなことを言ってくれたのもまあ、母親で。(2016年)

実際、このようにAさんがホルモン注射を打ちたいと母親に表明すると、ホルモン注射は出生時割り当てられた「女性」としては「ありえないような」「ちぐはぐ」な性表現や性役割をおこなっている「Aらしさ」を失うことであると、Aさんを身近で見してきた者として母親が判断し、助言している。このような“自分らしさ”の尊重は、Aさんの男女の規範に沿わない性表現を肯定するものである一方で、親が子の身体のあり方を管理しようとする実践でもあるだろう。

このように、とくに医療を用いた身体加工をおこなわないトランスジェンダーにおいて、親に対して自らの性自認を呈示するよりも、「性的マイノリティ」として、あるいは「性転換」しない者として自己呈示しようとするのがあり、これに対して親は身体加工への警戒を示しつつ、子を理解しようとする様子が読み取れた。

2. 男女に当てはまらない性自認の理解をめぐる摩擦——親へのカミングアウト②

しかし以下のCさんとAさんの事例からは、自明視される男女の理解に当てはまらない概念やその内実としての男女に当てはまらない社会的処遇の必要性に向き合い、対処することが親に求められるとき、親子間での摩擦が生じることもあることがわかる。

FtXのCさんは、XジェンダーについてスピーチしたコンテストのURLを送ることで両親にカミングアウトしたが、それ以来、

両親とは疎遠になってしまったという。

C：伝えて、父と母で「Xジェンダーって何だ」みたいな話になっただけですけど(笑)。で、母親は、「Xって何？」とか。わりと、母親には、話してる。やっぱり、なかなか理解はされない。「バイセクシュアルってこと？」って言われて、で、今思えば、あ、バイセクシュアルだなんて思うんですけど(笑)。そのときは、性的指向の話は全く別問題だからみたいな感じで、ほんとに、頭で勉強した知識を、あの、伝えてたみたいな感じで。Xってことは、確定してるけど、性的指向には向き合ってたところがあった。で、母が言ったことは当たりだったんですけど、いや、そうじゃないみたいな感じで。で、「性別は、2つじゃないし」みたいな感じで話してたら、なんか、「精神科に行け」って言われた(笑)。(2016年)

ここでまだまだ多くの人が知っている概念とは言えない「Xジェンダー」のことをCさんの親は知らず、「バイセクシュアル」と混同している。「バイセクシュアル」ではないかという母親による指摘は事実としては正しかったが、Cさんが伝えたかった「Xジェンダー」であるということは理解されていない。また、「性別は、2つじゃない」というCさんの説明は親からの理解を得られず、Cさんは「精神科に行け」と言われてしまう。

この語りからは、「性同一性障害」のよう

な制度と結びついているカテゴリーや近年取り上げられている LGBT の各々のカテゴリーとは異なり、男女に当てはまらないことの定義が個々人にひらかれているような (Dale 2013)、「Xジェンダー」というカテゴリーを言葉で説明し、理解してもらおうとすること自体の困難も読み取れる。性別が2つではないという主張は、性別が男女の二値であることが自明視されるなかで理解されにくく、Cさん自身にとっても「頭で勉強した知識」から「性的指向」「性自認」の区分や、男女の2つでない性別区分について、概念上の説明をすることになりやすいと考えられる。親はCさんに「Xジェンダー」のことを尋ねるなどCさんの性自認のことを知ろうとしているが、カミングアウトしたCさんの意図とは異なり、男女の二値性を越える性自認を個人の病理に属する事柄として理解していると言える。

他方で、男女に当てはまらないことの内実は、それが具体的な処遇の要求と結びつく場合には理解されやすくなることもあるが、同時に子への配慮をめぐる困難も生じうる。Aさんは母親にカミングアウトしたとき、前項でみたように「その他」であることを伝えるのみならず、ジェンダー化されていない言葉で自分を呼ぶように母親に求めている。

A：(カミングアウトしたときに) 母親に、「自分のこと娘って代名詞で呼ぶな」って言ったんですよ。それけっこうヒートアップしてて、それ以外、「だから子どもって呼べばいいじゃん」って言ったんですよ、かたくなに。そ

したら、母親が自分の話をその、まあお母さん同士というか、大人同士で自分の娘、息子の話をすると思うんですけど。そのときに、自分の話をできなくなっちゃったんですよ。自分の子どもだって言うことがすごく不自然で、「え何、お子さん息子さん？娘さん？」って言われたときに、もう終わりで目の前が真っ暗になるというか、そうなるのが怖いしほんとに話せなくなっちゃったんですよ。(中略)「娘って呼ぶな」って言われて一週間たって。母親が「もう無理」って言って、「娘って呼ぶな」っていうのはもう明らかにもう無理だ」って言って。その時、なんか気付いたというか、マジョリティにはマジョリティのなんか、なんだろうなあ、強制しちゃいけないんだなあって思って、その、中性的な言葉が、ちゃんとしたいい言葉がない今、「娘って言うな」って言ったら、ほんとに、そういう精神状態になっちゃって、泣かれちゃって。ああ、自分は間違ったことしたんだなってすごく反省して。(2016年)

Aさんは母親にカミングアウトした際に、Aさんを「娘」ではなく、ジェンダー化されていない「子ども」という言葉で呼ぶように母親に要求する。母親はAさんを「娘」と呼ぶことをやめようとするが、Aさんの主張を一貫して尊重するためには、Aさんとの関係だけでなく周囲の人との相互行為においても「娘」という言葉を使わない必要があると気づき、それに対し

て限界を覚えている。

ここからは、少なくとも周囲の母親同士の会話において、自分の子を指して「子ども」という性別に言及しないカテゴリーが用いられることが不自然とされ、ジェンダー化された「息子」「娘」が用いられることが自然であると、母親によって理解されていることがわかる。Aさんは人びとが自然なものとして用いるような「中性的な言葉」がないなかで、自分の要求が「マジョリティ」としての母親に困難を抱かせたことを「反省」し、自己否定に陥ってしまう。

このように、男女に当てはまらない性自認への理解を求める主張は病理として扱われることがあるほか、親による子の性自認への配慮が「マジョリティ」である人々との間に摩擦を呼び込む場合、親子の私的な関係でのみ子の性自認を尊重することになりやすいと言える。

3. 性自認の相互理解——パートナーへのカミングアウト

パートナー関係でのカミングアウトにおいても、親との関係性と同様に男女に当てはまらない性自認を理解するときに困難が生じうる。とくにパートナー関係では恋愛・性愛の指向性に基づいて親密な関係を築くことが多いために、性別移行が性的指向における理解の齟齬を生み、パートナー関係を変質させることが指摘されてきた(Norwood 2012; Platt and Bolland 2017)。本項で見ていくAさんとDさんの事例からは、すでにパートナー関係にある者が出生時割り当てられた性別とは異なる性別に移行していく過程とは異なる事態が見出された。

まず、男性に友愛・性愛感情を抱く FtX のAさんの事例を検討する。Aさんにはシスジェンダー男性のパートナーがおり、Aさんは彼に「男性社会で生活」していることのみ伝えていた。「男寄り」の性自認をもつAさんにとって、これは自らの男性性を婉曲的に伝えようとする試みでもあった。だがパートナーは「じゃあ俺が、女の子と手つないでもいいの？キスまでしていいの？」として、男女の二値を前提とする異性愛感情に基づき、Aさんが異性愛者として他の男性を気にかけていると解釈する。そこでAさんは、自分の「生きる場所」である男性社会での生活が脅かされたように感じたとして、以下のように語る。

A：別れる時がちょっとおかしくなっちゃって、もう、疲れてたんですよ。なんか「化粧しろ」とか、「なんかしてくれ」とかって言われたり。それが非常にきつくて。なんなんだ、普通わかれよみたいな感じに思っちゃったんですけど、それを求めるタイプで。で、いや、まあノーチャンというか、いや意味わかんないでしょ、みたいな感じでつっぱねたっていうのがあって、それもすごく根に持たれてたりとかして。で、結局なんだ、その求めることと自分がやってあげられる範囲がマッチしなかったというか、全然満足させてあげられなかったんですよ。で、別れ際にそういうことを色々言われて、かなり女を押し付けられちゃったんですよ。もう無理ってなっちゃってもう、涙がばーって出てきて、その

時にカミングアウトっぽいことを言ったんですよね。「女ができることは自分ではできない」って言ったんですよね。相手からしたら謎なんですよ。全然わかんないんですよきつと。で、一応頑張っって男性性も隠すようにはしてたし、ただ女性性出せるわけでもないから、まあ、フラットな人間というかな、感じをやってたんですけど……。(2016年)

Aさんは「男性寄りXジェンダー」という性自認を明確にカミングアウトせずに、「男性性」を隠しながらも「女性性」を出さないことで「フラット」な「人間」というあり方を呈示しようとしている。このあり方についてAさんは、「普通わかれよ」として、パートナーに対しては何も伝えなくてもある程度通じるというような「バレバレ」(金田 2003)である状態を期待していると言える。それでもパートナーが「化粧」などをAさんに求めることから、Aさんが呈示しようとした「フラット」な「人間」は、Aさんの意図から離れ、パートナーにとっては「女性」に付随する役割を十分におこなうことができていない状態として解釈されていることが読み取れる。

これに対してAさんは、「女ができることは自分ではできない」という「カミングアウトっぽいこと」をするが、「相手からしたら謎」として、性自認が「女」ではないということは伝わらないだろうと考えている。というのもAさんは、パートナーに対して「頑張っって」「男性性」を隠すことを試みてもおり、性自認を明確に呈示してい

るわけではない。これはパートナーの性指向に配慮して、続いてきた関係を維持しようとする志向性によるものでもあると思われるが、その配慮は非対称にしかなされていない。パートナーを「満足させてあげられなかった」とするところからは、異性愛規範のもとで、化粧などの性表現の「女性性」を求めるパートナーの性指向が、Aさんが望む「男性性」の表現よりも優先して尊重されるべきものとして位置づけられていることがわかる。結果的には、自らの性のあり方と異なる自己呈示を他者に対しておこなうことは、関係性に摩擦を生じさせている。

他方でこのような困難を避けるために、出会いの場であらかじめ性自認が呈示されることもある。以下に引用しているのは、どちらかと言えば女性を好きになるというFtXのDさんの語りである。Dさんは、「本当の自分を認めて欲しいとかそういうんじゃないくて、親に孫の期待をさせ続けているのが悪いことをしている気になる」ために親へのカミングアウトを検討しており、またとくに女性の友人やパートナーには気軽に性自認のことを話している。

筆者：パートナーにはXジェンダーとかいう話もしてる。

D：してる、まあ最初はFtXだよみたいな感じで出会って。パートナーとの出会いは難しいよね、性自認オープンにしていかないとパートナー出会えないよね。みんなどうしているんだろう。(2018年)

Dさんは「本当の自分」というような自己の正確な理解を他者に求めるつもりはないが、そうしなければパートナーに出会えないとして、Twitterのプロフィールに「FtX」と記載してオフ会に参加するなど、とくにSNS上で事前に性自認を開示するようにしている。Dさんはメール上で補足として、性自認を開示しない場合、①自分の性とは異なる性に性的指向が向く人にアプローチしても友人以上のパートナー関係にまで発展させることが難しいという問題、②自分の性自認と相手が自分に求める性がずれていると結局のところ苦勞するという問題が生じうると指摘する。そこで「性自認をオープンにしておくことこの辺の問題を回避でき」、また「出会い目的の人が勝手に寄ってきてくれるので、パートナー探しにはちょうどいい環境になる」とDさんは言う。ここからは、「Xジェンダー」がその意味内容の不明瞭さにもかかわらず、あらかじめ男女の二値を自明視する者をパートナーから除外し、性役割や性表現において特定のあり方を予期させる言説的資源として必要とされていることが読み取れる。

このように、出生時に割り当てられた性別、性自認、性役割はそれぞれ別の水準に属しているものの、パートナー関係において男女の二値的なジェンダーに規範的な性役割行動をとる異性愛者という組み合わせが自明視されやすく、「Xジェンダー」であることを伝えることが困難になっていた。他方で、出会いの場において「Xジェンダー」であることの表明は、この組み合わせを自明視しない者を選ぶうえでの利点をもっていると言える。

V. 考察

本稿では、4名の「Xジェンダー」を自認する者の事例から、男女に当てはまらない性自認をもつトランスジェンダーが、親とパートナーに対して性のカテゴリーを用いながらどのように自己呈示し、それに対する反応を解釈しているのかを探った。以下では先行研究との関係で本稿の内容をまとめつつ、どのような意義が見出されたのかを説明する。

近年では多様性を唱える言説のもと、親がトランスジェンダーに関する情報を集めて子を理解しようとし、二元的なジェンダー規範を自明視しなくなる過程が論じられている（石井 2018）。本稿では親が情報を集めて子を理解しようとすることもあったが、子の性に対する親の理解が、具体的な性自認のあり方というよりも、GIDなどの社会的カテゴリーを参照し、性的マイノリティであることや身体加工することとの関係においてなされていたことが示された。とくに親は手術による身体加工を否定的にとらえ、身体加工がおこなわれないように働きかけることもあった。また、男女に当てはまらないという性自認それ自体は理解されにくく（Dale 2013; Sumerau 2019）、「Xジェンダー」であることは病理的な事柄として理解されることがあったほか、「娘」を「子ども」と言及するような性自認への配慮は、親子間のやり取りという私的な場面でのみ達成されており、母親とその友人間で一貫して子の性自認に配慮することには困難が生じていた。

また、パートナーへのカミングアウトにおいて、男女いずれかへの性別移行が関

係性にもたらず摩擦 (Califa 1997=2005; Norwood 2012; Platt and Bolland 2017) とは異なる困難が見出された。すなわち、男女の二値に当てはまらない性自認は外見からは理解されにくく、パートナーの二値的なジェンダーに基づく異性愛指向を尊重しようとするのが自分の性自認を呈示することを躊躇わせていた。だがこのような困難を予期して、SNSを通じた出会いの場であらかじめ「Xジェンダー」であることを開示することで、男女の二値や異性愛を自明視しないことを相互に期待する実践もなされることが示された。

これらの結果は、以下の点で意義をもちうる。第一に、デール (2013) の調査においてもまだほとんど見られなかった事態として、Xジェンダー当事者が「Xジェンダー」であることを親とパートナーに伝えようとする過程を描き出した点である。当事者は親が身体加工に関して抱く懸念やパートナーの性的指向を意識して「男」「女」「GID」などのよく知られた社会的カテゴリーに言及しながら、かれらに「Xジェンダー」であることを伝えていた。また当事者は親との関係と比べて流動的なパートナーとの関係において、あらかじめ「Xジェンダー」であることを開示し、後から性自認を説明せずすむ新たな関係を築こうとしていることも示唆された。

付記

本稿にご協力いただいた方々に感謝致します。なお、本稿は科学研究費補助金(特別研究員奨励費)の成果の一部です。

第二に、このような重要な他者へのカミングアウトの過程を描くことを通じて、「Xジェンダー」という男女の二値に当てはまらない性自認を他者に呈示するときに生じる困難を明らかにした点である。男女の二値に当てはまらない性自認は、一方では身体加工をおこなわない“軽度”な性別違和として他者から受容されうるが、他方で男女に当てはまらない性自認自体の理解を求めることや社会的に表現することには困難が生じていた。とくに男女に当てはまらない性自認の社会的表現をめぐる困難は、他者からのカミングアウトの受容が性別違和感の軽減などのケアに結びつくという相互作用(中村 2005; 荘島 2008)のみによっては解消されにくい側面をもつと考えられる。というのも重要な他者へのカミングアウトが肯定的に受容されても、二値的なジェンダーと結びつかない代名詞などの語彙が社会的に受容されていないという問題が残る限り、他者からの理解は私的な関係に限定されたものになりやすいだろう。

本稿の知見は、少数の事例に基づく点で限界をもつうえ、出生時割り当てられた性別の違いがカミングアウトの過程にもたらず影響や、カミングアウトされる側が相互理解をめぐる摩擦に対処する仕方をさらに探る必要があると思われる。これらは今後の課題としたい。

参考文献

- Biblarz, J. T. and Savci, E., 2010, "Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender Families," *Journal of Marriage and Family*, 72: pp. 480-97.
- Butler, J., 1997, *Excitable Speech: A Politics of the Performative*, New York, London, Routledge. (竹村和子訳, 2004, 『触発する言葉——言語・権力・行為体』 岩波書店).
- Califia, P., 1997, *Sex Changes: Transgender Politics*, San Francisco, Cleis Press. (石倉由・吉池祥子ほか訳, 2005, 『セックス・チェンジズ——トランスジェンダーの政治学』 作品社).
- Dale, S. P. F., 2013, "Mapping 'X': The Micropolitics of Gender and Identity in a Japanese Context," PhD thesis, Sophia University Department of Global Studies.
- 土肥いつき, 2014, 『「ありのままのわたしを生きる」のために (性教育ハンドブック vol.6)』 日本性教育協会.
- Foucault, M., 1976, *Histoire de la sexualité I: La volonté de savoir*, Paris, Gallimard. (渡辺守章訳, 1986, 『性の歴史I 知への意志』 新潮社).
- Garrison, S., 2018, "On the Limits of "Trans Enough": Authenticating Trans Identity Narratives," *Gender & Society*, 32 (5): 613-37.
- 石井由香理, 2012, 「カテゴリーとのずれを含む自己像——性別に違和感を覚える人々の語りを事例として」『社会学評論』(日本社会学会) 63巻第1号: pp. 106-23.
- . 2018, "Rebuilding Relationships in a Transgender Family: The Stories of Parents of Japanese Transgender Children," *Journal of GLBT Family Studies*, 14(3): pp. 213-37.
- 伊藤智樹, 2020, 「支援の社会的文脈とナラティブ・アプローチ」水津嘉克ほか編『支援と物語の社会学』生活書院.
- 金田智之, 2003, 「「カミングアウト」の選択性をめぐる問題について」『社会学論考』(首都大学東京・都立大学社会学研究会) 第24号: pp. 61-81.
- 風間孝, 2002, 「カミングアウトのポリティクス」『社会学評論』(日本社会学会) 53巻第3号: pp. 348-64.
- Mizock, L., and Mueser, K. T., 2014, "Employment, Mental Health, Internalized Stigma, and Coping with Transphobia among Transgender Individuals," *Psychology of Sexual Orientation and Gender Diversity*, 1(2): pp. 146-58.
- 中村美亜, 2005, 『心に性別はあるのか? ——性同一性障害のよりよい理解とケアのために』 医療文化社.
- Norwood, K., 2012, "Transitioning Meanings? Family Members' Communicative Struggles Surrounding Transgender Identity," *Journal of Family Communication*, 12: pp. 75-92.
- Platt, L. F. and Bolland, K. S., 2017, "Trans* Partner Relationships: A Qualitative Exploration," *Journal of GLBT Family Studies*, 13(2): pp. 163-85.
- Rust, P. C. R., 2009, "Bisexuality in a House of Mirrors," In P. L. Hammack and B. J. Cohler eds., *The Story of Sexual Identity: Narrative Perspectives on the Gay and Lesbian Life Course*, New York, Oxford University Press.
- 三部倫子, 2014, 『カムアウトする親子——同性愛と家族の社会学』 御茶の水書房.
- . 2019, 「カミングアウトしやすいのは「誰」なのか——「LGB」へのインタビューをジェンダーから読み解く」綾部六郎・池田弘乃編『クィアと法——性規範の解放／開放のために』日本評論社.
- 荘島幸子, 2008, 「私は性同一性障害者である」という自己物語の再組織化過程 ——自

- らを「性同一性障害者」と語らなくなったAの事例の質的検討」『パーソナリティ研究』（日本パーソナリティ心理学会）16巻第3号：pp. 265-78.
- 相馬佐江子・針間克己, 2004, 『性同一性障害30人のカミングアウト』 双葉社.
- Stryker, S., 2017, *Transgender History: The Roots of Today's Revolution*, New York, Seal Press.
- 杉浦郁子, 2013, 「「性同一性障害」概念は親子関係にどんな経験をもたらすか——性別違和感をめぐる経験の多様化と概念の変容に注目して」『家族社会学研究』（日本家族社会学会）25巻第2号：pp. 148-60.
- Sumerau, J. E. and Lain A. B., 2019, *America through Transgender Eyes*, Lanham, Boulder, New York, and London, Rowman & Littlefield Publishers.
- 鶴田幸恵, 2009, 『性同一性障害のエスノグラフィ——性現象の社会学』 ハーベスト社.

(掲載決定日：2021年5月14日)

Abstract

Self-Representation as “Being *X-jendā*”: Narratives Focusing on Coming Out to Parents and Partners

Kyoko TAKEUCHI

This paper uses the narratives of four self-identified *X-jendā* individuals as case studies to examine the individual processes adopted by those who do not identify as gender binary to come out to parents and partners. The analysis results reveal that individuals who identify as *X-jendā* are viewed in parent-child relationships as experiencing a “mild” state of gender dysphoria because they do not need to undergo gender reassignment surgery. However, the socially strong binary view of gender renders it difficult for people to understand and consider non-binary gender identities. The results also evinced that prioritizing personal sexual orientations and not communicating one’s gender identity causes friction in romantic relationships. Therefore, gender non-conformists attempt from the outset to disclose their *X-jendā* identity. These results illuminate the practices of those who self-identify as *X-jendā*: they use different gender categories depending on situations to change the gender-related significations assigned to them by others. This study outcomes indicate the need for the social visibility of gender identity expressions beyond the gender binary.

Keywords

transgender, *X-jendā*, coming out, gender identity, category

腐女子の「ファンタジー・トラブル」

—— 身体・欲望・妄想をめぐるBLファンタジーの存在論

張瑋容

(同志社女子大学)

従来のBL(ボーイズラブ)研究において、男同士の親密関係をめぐる腐女子の欲望や、ジェンダー規範の解放などが議論されてきた。BLの実写映画やドラマの増加により、腐女子の限界を超えてより多くの人々に触れられるようになりつつある今日、BLが異性愛中心主義のジェンダー構造にもたらず攪乱をより包括的に分析する論点が必要になる。本稿はラカン批評を中心とするフェミニズムの議論を基に、「男」「同士」の「関係性」をめぐるファンタジーを構造化する理論構築を目的とする。まずは、象徴界、想像界、現実界といったラカンの概念を用いて、BLファンタジーの構造化を試みた。次に、BLファンタジーを表す「攻め×受け」の造形に着目し、BLと異性愛中心主義とのパロディ的な対峙関係を論じた。最後に、本稿の議論を「BLファンタジーの存在論」で締め括り、そこから異性愛中心主義の強固さと滑稽さを追究する姿勢を示すことで、BL研究を新たな次元に導くルートの開拓を試みた。

キーワード

フェミニズム、セクシュアリティ、精神分析、象徴界／想像界、異性愛中心主義

I. はじめに

男同士の同性愛的な親密関係をモチーフとした少女マンガのサブジャンルは、70年代の「少年愛」の誕生から、80年代の「やおい」ブームを経て、90年代以降にBL(ボーイズ・ラブ)というジャンルに定着してきた。従来スティグマ化され、抑圧されてきたこのジャンルは、ファンダムの分野においても主流のメディアにおいても可視化されつつある。たとえば、少年マンガの

女性ファン層の拡大が見られ、それらの男性キャラクターの親密関係を描写する二次創作もファンダムの中で人気のジャンルとなっている。また、人気俳優を起用するBLマンガの実写ドラマや映画の増加は、BLが「2次元」の世界を超えて、「3次元」の世界にも影響を及ぼしていることを示している。

学術の世界においても、BLに関する豊かな研究成果が蓄積されており、とりわけBL

に描かれる男同士の親密関係の解釈と分析は共通の関心とされてきた。たとえば、男同士の親密関係をめぐる腐女子¹の「妄想」の構築（東 2009, 2010; 張 2013）、異性愛中心主義のジェンダー構造にBLがもたらす攪乱（溝口 2015, 2017）、女性の欲望の主体性（藤本 2007; 上野 2007; 金田 2007; 相田 2008; 守 2010）など活発な議論が挙げられる。こうした研究は、ジェンダー構造の批判と脱構築を試みるにあたってBLという媒体に着目する、というアプローチを示唆しているとも言える。これまでの研究成果をさらに展開させるためには、BLの捉え方を改める必要があるように考える。なぜならば、BLの内容とコンテンツ形式が多様化しつつある中で、BLを異性愛中心主義と対抗的な位置に置いて議論するような捉え方では、BLと異性愛中心主義の複雑な関係性を簡略化してしまうからである。

従来のBL研究の捉え方には、もう一つの問題点がある。BLの最も重要な要素は男同士の親密関係の描写なので、ほとんどの分析は男性キャラクターの「関係性」に焦点を当てている。中では、BLにおける男性同性愛というモチーフの役割の分析はあるものの、そもそも男性キャラクターという存在に対して腐女子が熱い眼差し、欲望や妄想ファンタジーを持つことは当然視されており、十分に学術研究に取り上げられているとは言い難い。すなわち、腐女子のファンタジーは「男同士」の「関係性」で構成されるとしか考えておらず、「関係性」にのみ着目するこれまでの研究の視点に偏

りがあると言わざるを得ない。そこで、腐女子のファンタジーを「男」「同士」の「関係性」という重層的な構造と捉え、この構造をより包括的に分析するための理論構築が必要になる。

BLの多様化と受容者層の拡大に鑑みて、本稿は「男性の同性愛的関係をモチーフとする作品」（オリジナル作品と二次創作を含む）における女性ファン（＝腐女子）の「男」「同士」の「関係性」をめぐるファンタジーを「BLファンタジー」とし、この重層的なファンタジー構造を包括的に分析するための理論構築を目的とする。以下、まずはこれまでのBL研究を概観し、問題点を整理する。次に、ラカンの精神分析論とフェミニズムの批判を検討することで、BLファンタジーの構造化を試みる。その上で、BLと異性愛中心主義の構造との複雑な関係性を分析するにあたって、男性キャラクターの身体をめぐる腐女子の言説に焦点を当て、議論を展開していく。本稿は「ファンタジー」に軸を置いてBLを考察するというアプローチを提示し、理論の検討を行うことで、作品や実践が主な分析対象とされる従来のBL研究において十分に行われてこなかった理論構築を補うことを目指したい。

II. BL研究の軌跡

BLに関する日本国内外の研究において、腐女子の主体的な欲望——彼女らはどうして、どのように男同士の親密関係を「妄想」するのか——は最も核心的な研究関心とさ

1 「腐女子」とは男同士の親密関係を扱う作品が好きな女性ファンの自虐的な自称である。

れてきた。少女マンガの領域において、女性が男の体を語る主体として可視化され始めたのは、「花の24年組」²と呼ばれるマンガ家による「少年愛」サブジャンルにおいてであった。70年代から80年代にかけて、繊細な身体を持つ美少年同士の官能的な性愛関係を描写する耽美な少年愛は、多くの女性読者を魅了してきた（水間 2005; 石田 2008）。「少年愛」は後に「やおい」（「ヤマなし、オチなし、イミなし」の頭文字を取って作られた造語）という主に男同士の性愛関係を描写するジャンルに発展する（石田 2008; 榊原 1998）。90年代以降、「ボーイズラブ」というジャンルの定着とともに、男同士の親密関係に関する物語の多様化とメディアミックスも進んでいった。男同士の親密関係がフォーカスされ、女性キャラクターの存在が希薄化（もしくは不在）になっているというBLの構造の中で、作り手と読み手の女性は初めて「男を見る主体」としての立場を獲得する（藤本 2007; 上野 2007）。このような腐女子の主体的欲望は、BLのコンテンツの多様化とともに可視化されつつある。

では、「男を見る主体」の立場を獲得した腐女子は、何を見ているのだろうか。これまでの先行研究においては、男同士の親密関係に向ける腐女子の眼差しが焦点とな

り、男同士の関係性が意味することを解明するという流れで議論が展開されてきた。たとえば、上野千鶴子（2002）によると、同じ性別の身体を持つ男同士は、「異質だが対等」な関係性を表し、腐女子を従属的なジェンダー構造から解放させ、自分を妄想の対象に置き換えずに妄想する空間を保ってくれる「安全装置」の意味を持つ。また、男同士の身体は妊娠出産と無縁³なので、女性を強制的な母性のジェンダー規範から解放する役割を果たす、という指摘も挙げられる（金田 2007; 溝口 2015）。

このように、腐女子の主な関心は男同士の関係性にあるので、たとえば、堀あきこ（2019）は肉体的、社会状況、精神的側面をめぐる「攻め」と「受け」⁴の可変的な権力関係から、BLの恋愛関係における力の拮抗とバランスを説明している。さらに、あらゆる男同士の関係性を同性愛的な親密関係に読み替えるという二次創作の文脈を含め、男同士の親密関係を「見る」、「解釈する」ことにより、新たな作品の楽しみ方が開拓されるだけでなく、腐女子という「妄想の共同体」が形成される（東 2010）。

以上のように、BLは女性の主体性と集合意識の獲得、及びジェンダー規範からの解放において「進化的な」（溝口 2015）役割を果たすとされている。男同士の関係

2 萩尾望都、竹宮恵子、大島弓子、山岸涼子などは、1970年代に多くの少年愛名作を生み出した「花の24年組」の代表的なマンガ家として挙げられる。

3 後述するように、男性キャラクターが妊娠・出産するという設定のBLもあるが、一般的には、BLの男性キャラクターは妊娠できない体となっている、と考えると妥当だと思われる。

4 BLの中で、男同士の親密関係は「攻め×受け」と表記されている。「攻め」が比較的マスキュリン／能動的／支配的な役割であるのに対して、「受け」は比較的フェミニン／受動的／従属的な役割である。とりわけ性的場面においては、攻めが挿入する側、受けが挿入される側とされている。

性の描写に関する分析が進んでいく中で、BLと異性愛中心主義の構造との対峙関係をめぐる議論が展開している。まず、少年愛とBLのキャラクターの造形の変化は注目に値する。BLの攻めと受けのキャラクターと比べて、少年愛作品に描かれる中性的（もしくは「両性具有的」）な美少年の方がよりファンタジー性が高いが、そのファンタジックな造形とキャラクターのモノログにより、描き手と読み手の女性は自らの心情を寄託するという読み方が提示される。一方、BLにはマスキュリンな攻めとフェミニンな受けの二極分化が見られ、この二極分化は従来のジェンダー規範を強化・再生産してしまうという指摘もある（藤本 2007; 守 2010）。また、現実とかけ離れたファンタジックなキャラクター造形は、ゲイの当事者への誤解や偏見を招くという批判もある（石川 2009; 堀 2010）。

男性キャラクターの関係性への腐女子のこだわりは、特に性的描写に特化したBL作品⁵において明白に示される。こうした作品には、攻めが挿入し、受けが挿入されると明確に役割が分かれるという点に異性愛のジェンダー構造を踏襲する部分はあるものの、性的客体のキャラクター（＝受け）の身体に特化して描写されるわけではない。関係性の重視というBLの基盤に基づき、性的描写に特化した作品においてもキャラクターの属性と関係性の設定が細かく描写されるので、キャラクターが「物化」されることが回避できる。これは女性の身体が断

片化して描写される男性向けのポルノとの最大の違いと指摘されている（堀 2020）。また、BLにおける性暴力もフェミニズムの視点の下で争点とされてきた。一方では、様々な脱暴力の仕掛けがBLに仕込まれているからといって、性による支配、または「愛ゆえのレイプ（溝口 2015）」という性暴力の神話などのジェンダー構造の影響を看過できない。他方では、女性が性暴力をめぐる欲望を抱くという点に対するラディカルな解釈もある。たとえば、男性キャラクターに性暴力を受けさせることを「男性ジェンダー規範に亀裂をもたらす」（堀 2020: 146）とし、女性が「社会から眉をひそめられるような欲望」（堀 2020: 148）を抱くことの意義を見いだすという捉え方が挙げられる。すなわち、BLにおける性及び性暴力の描写はタブー視される女性の欲望を可視化するだけでない。そうした描写は性をめぐるジェンダーの権力関係とその自明性を男同士の身体を通して表現することにより、顕在化させながら脱構築を試みる装置として捉えられよう。

腐女子の眼差しはマンガ、アニメなど「2次元」のジャンルにとどまらず、アイドルや俳優といった「3次元」（陳 2014; 西原 2020）、または声優、舞台、ミュージカルといった「2.5次元」（田中 2018）、さらには女性のみが演じる宝塚歌劇団（東 2015）も、男同士の親密関係の解釈ゲームが愉しめる題材となっている。こうしたジャンルをめぐる腐女子のファンタジーの構築はさらに

5 性的描写に特化する作品には、性行為における攻めと受けの役割を明確に表現するために、性器の挿入シーンが詳しく描かれることは珍しくない。しかし、すべてのBL作品に必ず性的場面が含まれるわけではなく、攻めと受けも性行為の役割のみによって分けられるのではない、という点を改めて強調したい。

ダイナミックで複雑になる。1つ目に、たとえばアイドルグループの中で強く示される上下関係や友情は腐女子の萌え要素と捉えられるが、事務所や演出者、または腐女子でない一般のファンに迷惑をかけないように、腐女子は隠語の使用などでBLの妄想を自重する(陳 2014; 西原 2020)。2つ目に、公共の場におけるBLの妄想に対する規制があるものの、こうしたメディアコンテンツを受容、要請するのは女性ファンなので、彼女らがアンダーグラウンドの形で妄想を絶えず生産することにより、「強靱に思われる男性主体のホモソーシャルにいくらかのほころびを生じさせ」(西原 2020: 183)、異性愛中心主義の構造を揺るがすきっかけを生み出し続けると捉えられる。3つ目に、生身の人間による演出が2次元作品によりリアルな感じを持たせるのは、キャラクターの造形がより立体的になるだけでなく、ファンタジーは現実と交差して人間の身体によって現前化されるからと考えられる。生身の男性に向けた腐女子の眼差しに焦点を当てる研究にはまだ十分な蓄積があるとは言い難く、この点をめぐって議論を深める必要があると考える⁶。

もちろん、BLを愛好するのは腐女子だけではなく、「腐男子」(BLが好きな男性)やゲイの読者もいる。たとえば、BL好きのお笑い芸人・サンキュータツオと映画評論家・春日太一は対談において、男性キャラクターの人間性と関係性の描写などBLの魅力について語っていたが、男性キャラクターの

身体や性的場面の描写への自己同一化に抵抗する傾向にも言及している(サンキュータツオ・春日太一 2016)。一方、前にも触れたが、90年代において、男性同性愛の過剰な美化やゲイの現実と乖離した描写により、BL・やおいはゲイの表象の横奪、ゲイ差別ではないかという「やおい論争」(堀 2010)が起きたが、BLの多様化につれ、ゲイのリアリティに接近するようになりつつあるため、ゲイ・コミュニティにおけるBLの受容も広がっていく(前川 2020)。この「リアリティ」はゲイ・コミックにおける男性の身体や性的場面のリアルな描写と違い、自然に表現されている男同士の恋愛関係に、ゲイ男性の読者がリアリティを感じ取り、自己同一化しやすい、ということの意味する(前川 2020)。これら男性のBLとの関わり方と比べると、「男」「同士」の「関係性」の三者をめぐってファンタジーを構築するという腐女子の眼差しの特徴が明確になる。

以上のように、「腐女子の眼差し」を軸にこれまでのBL研究を検討すると、フィクションとしてのBLを女性たちのファンタジーを具現化する装置として捉えるという共通点が浮き彫りになった。そこで、フィクションと現実の関係性を精緻に再考しなければならない。女性の主体性を読み解こうとするフェミニズムの立場にしる、異性愛中心主義を攪乱する可能性を見出そうとするクィア研究の立場にしる、いずれもBLから現実のジェンダー構造を揺るがす可能性

6 「生身の男性の身体」に関する議論は、「BLファンタジー」をめぐる理論構築を目指す本稿の趣旨を超えるため割愛するが、本稿の議論を踏まえ、「生身の男性の身体」をめぐる腐女子のファンタジーをより精緻に分析することを今後の課題としたい。

を探るための議論ではあるが、この試みはファンタジーと表象の次元にとどまっているように思われる。すなわち、ファンタジーと現実が複雑に絡み合っているBLを、女性たちの欲望が投影され、まだ実現されていない何か具現化される場と捉えられるなら、女性たちが欲望する現実の「一歩先」の地点はどこに着地するのだろうか、その場の着地点でどのような景色が見えるのだろうか。そこで、BLにおける欲望、ファンタジーと現実の関係性を総合的に分析する必要が浮上する。BLをファンタジーと現実が交差し、女性の欲望を具現化する場として捉える理論を構築するために、欲望、ファンタジーと現実の関係性を論じてきた精神分析からヒントを探り、それをめぐるフェミニズムの議論で考察していく。

Ⅲ. BLにおけるファンタジーの構造

1. ラカンの精神分析とBL

ゲイル・ルビン (Gayle Rubin 1975)、ジュディス・バトラー (Judith Butler 1989=1999)、ジョン・スコット (Joan Scott 2011)、など多くのフェミニストはフロイトやラカンの精神分析の議論との対話と批判を通じて、ジェンダー・セクシュアリティ研究の理論構築を試みた。フェミニストたちは構造的な性差、男女の支配—従属関係を解釈しつつ、精神分析における男根中心主義の反論を通じて、あらゆる女性に対する抑圧を脱構築しようとしてきた。その中で、とりわけ女性が欲望の客体とされてきたジェンダー構造への批判、女性の欲望の分析は重要な課題となっている。ここでは、こうしたフェミニズムの議論を用いてBLにおける欲望、

ファンタジー、現実の関係性を論じる前に、まずはその土台となるラカンの精神分析を改めて検討しておこう。

ラカンの精神分析は「鏡像段階論」から始まると言えよう。彼は人間のアイデンティティ形成プロセスについて、フロイトのエディプス・コンプレックスを継承しながら、独自の論点を展開していく。鏡像は子供の自我の形成過程において重要な基盤となる。子供が初めて自分が母親に抱かれる姿を見る時に、これまで諸感覚によってしか寄せ集められなかった分断した自己のイメージの統合が始まる。鏡の中に映っている自分のイメージと、様々な他者との接触経験によって認識された自分のイメージは、あくまでも自分の外部にあるイメージに過ぎない。つまり、人間は自我の外部のイメージに自分を同一化し、自分のアイデンティティを作り上げていくのである。ラカンはこうしたイメージの構造を「想像界」と呼ぶ (新宮 1995; 向井 2016)。

そして、子供は鏡像を通じて、自分を抱いている母親という絶対的他者の存在を認識することになる。子供の自己形成も絶対的他者の承認によって保証されるので、それは人間を支配する法の世界となる。ラカンはこの世界を「象徴界」と呼ぶ。象徴界とは普遍的かつ純粋な構造であり、この構造の秩序を支配する象徴は言語である。人間は他者のイメージへの同一化を通じて自我を形成すると同時に、自我の根源的な象徴も探求しようとする。しかし、言語を獲得して自我を象徴化する過程において、自我を消去することも余儀なくされる。ここにエディプス・コンプレックスにおける「去

勢」との接点が見られる。フロイトによると、エディプス・コンプレックスにおいて、子供（ここで想定されるのはあくまでも男児）は母親への欲望を断念し、父親と同一化することで、男性のジェンダーアイデンティティを形成していくわけだが、ラカンの文脈においては、子供はペニスの象徴＝ファルスを作り出すことによって、母親が欲望する父親と同一化するのである。ラカンはファルスがあらゆる言語の根源において特権的な存在とし、ファルスという象徴の獲得は言語の獲得でもあるとしている。しかし、この象徴の獲得は実在のモノの放棄（＝去勢）をも意味する。したがって、子供は去勢という対価を払い、言語を獲得することで、人間のアイデンティティを手に入れるのである（新宮 1995; 向井 2016）。

最後に残っている現実界は象徴界とも想像界とも違い、言語によって把握しきれず、接近もできない次元である。それにもかかわらず、現実界に接近しようとする動きは常にある。このように、現実界は接近と不可能の反復の中で位置づけられており、そこに世界の体系をうまく機能させる可能性が提示されている（新宮 1995; ライト 2001 = 2005）。

次に、ラカンの文脈における「欲望」について見ておこう。ラカンによると、欲望は満足できる本能的な欲求と違い、満足できないものである。そして、欲望は他者の承認によって意味を持つとされるので、欲望は常に「他者の欲望」であるといえる。我々は言語化を通じて欲望を獲得するが、その欲望の対象を掴むことができないが故に、満足することもできない。そこで、欲望の対象

として現前するものを、ラカンは「対象 a 」と呼ぶ。対象 a はまた「小文字の他者」とも呼ばれる。象徴界を指す「大文字の他者」とは対照的で、「小文字の他者」としての対象 a は、自我と密接するものであり、そこに様々な幻想が投影される。我々の欲望の対象として対象 a が現前するのも、この理由である。一方、対象 a は常に「余剰」であり、欲望の原因でもある。というのも、欲望は求められ続けても充足できないため、その求めきれない部分、つまり「余剰」が常に残っている。この余剰はさらに我々の欲望を掻き立てるので、欲望の原因にもなるのである（新宮 1995; 向井 2016）。

上記のように概観したラカンの重要な論点を、どのように BL ファンタジーの理論化に応用すれば良いだろうか。まず、BLにおいて、男同士の親密関係をめぐるファンタジーはいわば「お約束」または「型」（溝口 2017）など、一定のロジックに基づいて構成される。このロジックは BL ファンタジーの「文法」であり、BL という世界を支える法である。ラカンの文脈に当てはめると、ファンタジーの構造は「象徴界」に該当する。次に、様々な題材、媒体の BL 作品に描かれる男同士の関係性はこのファンタジーの構造を具現化するイメージである。つまり、ラカンの言う「想像界」に該当する。そして、BL はそもそもフィクションであり、作り手も受け手も絶えず妄想することを通じて、この触れられないフィクションの世界に接近しようとする。よって、このフィクションの性質は「現実界」として捉えられる。

以上のように、BL のファンタジーをラカ

ンの論点で構造化してみたが、腐女子の欲望、彼女らの眼差しをどのように解釈すれば良いだろうか。前節で検討したように、BLの中には、ジェンダー規範における女性への支配と抑圧を脱構築する希望が寄託されている、という先行研究の指摘がある。ジェンダー規範からの解放という欲望はまだ実現できていないため、腐女子はBLを描き／読み続ける。この欲望の対象として現前するのは、ジェンダー構造の抑圧と支配から脱却するユートピアであり、腐女子の欲望を引き起こし続ける要因でもある。つまり、このユートピアは腐女子の欲望の「対象a」として捉えられるのである。

以上の議論を通して、BLファンタジーを構造化し、この構造の「法」を理論化する土台が整えられる。しかし、男同士の親密関係をめぐるこの妄想の「法」は一見して定着したと思われるが、少年愛からBLまでのキャラクターの造形や関係性の描き方の変容からもわかるように、この「法」は完全に腐女子を外在する不動かつ自律的な構造ではない。むしろ、それは可変的だからこそ、BLコンテンツの多様化とその受容の拡大が可能になる。続いては、ラカンの論点をめぐるフェミニズムの批評を取り上げ、BLファンタジーの構造の絶対性や不変性を問い直す。

2. BLファンタジーという構造

フェミニストたちがすでに批判しているように（バトラー 1989=1999）、象徴界を「父の法」という絶対的存在と位置づけるラカンの捉え方では、ファルス中心主義による非対称的なジェンダー関係が露呈す

るだけでなく、この構造はまるで「前一言説的」に存在しているかのように自明的である。まず、象徴界の自明性と不変性を批判的な視点で捉えつつ、BLファンタジーの構造を再考するために、バトラー（1989=1999）とスコット（2011）の論点を検討する。バトラー（1989=1999）は『ジェンダー・トラブル』の中で、女というカテゴリーが「首尾一貫した安定した主体」（p.25）として構築されたジェンダー構造を批判し、その統一性は異性愛中心主義の中で規制された実践の反復と沈殿の結果に過ぎないと指摘している。バトラーがジェンダー構造はパフォーマティブに形成されると主張するのは、ジェンダーは厳密に規制された実践が繰り返され、長い年月の間に凝固した結果と捉えるからである。しかし、ジェンダーの首尾一貫性を批判しているバトラーは、ジェンダーをめぐる実践は単純に繰り返されるだけでなく、その反復の過程に模倣、パロディーや失敗が伴うということも主張している。すなわち、バトラーはジェンダーが反復を通じて重層的に沈殿していった構造とし、このプロセスからこぼれ落ちるものがジェンダー構造の攪乱の契機になりうると捉える。

一方、女というカテゴリーは主体の存在に先行するという文化構築論の観点を批判し、このカテゴリーの構築過程の不安定性を指摘しているスコット（2011）は、バトラーと類似した立場を取ると言えよう。しかし、バトラーが精神分析論を批判しつつ論点を展開していったのに対し、歴史学者であるスコットは、むしろ精神分析論から得た知見を女性史研究に応用することを試

みた。スコットは構造と主体を二項対立の図式と捉える従来のジェンダー観を批判し、精神分析論の中のファンタジーという概念に注目する。夢や空想に織り込まれるファンタジーは、一見するとバラバラな要素が矛盾のない配列で再編成されているが、実際には首尾一貫したものではない。この論点に即して、スコットは次のように指摘している。スコットによると、女というカテゴリーが首尾一貫の連続体であるという捉え方はファンタジーに過ぎず、むしろ、このカテゴリーの形成過程はまさにファンタジーのように、様々な要素が偶然かつ不安定の中で、首尾一貫に見える形に構造化されていったのである。すなわち、時代背景、社会文脈、個人史など様々な差異、及び女性間の不連続性は、最大公約数的な女というカテゴリーに収斂される。しかし、この収斂の過程には必然性もなければ、女というカテゴリーが不動のものとも言えない。スコットはこのカテゴリーの形成過程を「反響 (echo)」というメタファーで捉え、歴史の出来事の不完全な複製と継承を通じて形成されていくのだと指摘している。すなわち、女性をめぐる様々な出来事は歴史の時間軸の違うところに位置するが、女というカテゴリーが歴史的に構築され続けたのは、個別の女性の存在が単に蓄積されたからではない。それらの差異が最小限に抑えられ、共通点のみが引き継がれ、繰り返され続けるからである。そして、歴史学者であるスコットは、女性史を書くことを通じて、女性をめぐる重要な出来事や共通点が選択、伝承され、女というカテゴリーが反響のように形成されてい

くと指摘し、歴史学者のフェミニストにこの過程への参入を呼びかけている。

以上のように、スコットもバトラーと同様に、カテゴリーの形成過程の反復、偶然性と可変性を重視していることがわかる。しかし、バトラーの視点では、ジェンダーは反復やパロディーが凝固、沈殿する結果とされるが、スコットが用いる反響というメタファーでは、ジェンダーがエコーのように、徐々に彼方へと伝わっていき、完全に消失するわけでもなく、終点も見えないというイメージを持っている。言い換えれば、両方とも系譜学のアプローチの必要性を訴えつつ、バトラーがジェンダーの構造化の軌跡を遡るのに対し、スコットはこの構造を終わりのないプロセスと捉える姿勢を示す。

バトラーとスコットの議論を踏まえて、前節でラカンの「象徴界—想像界—現実界」の枠組みを参照して論じたBLファンタジーの構造は、次のように精緻化できる。少年愛からBLまで、腐女子は様々な妄想を通じて、このフィクションの世界に接近しようとしてきた。フィクションの世界に触れることは不可能なので、次頁の図1には緩めの波線のフレームでそのぼんやりとしたイメージを表現している。この世界を維持する男同士の親密関係をめぐる妄想という「法」(=象徴界)は、多様な形の作品(=想像界)において、様々な「萌え要素」で具現化される。しかし、この「法」は一定の型が維持されているものの、絶対的かつ揺るぎない構造ではない。萌え要素がファンタジーの欠片のように、互いに共鳴しながら模倣、反復していくこの過程の中で、ズレや失敗なども生じうるので、BL

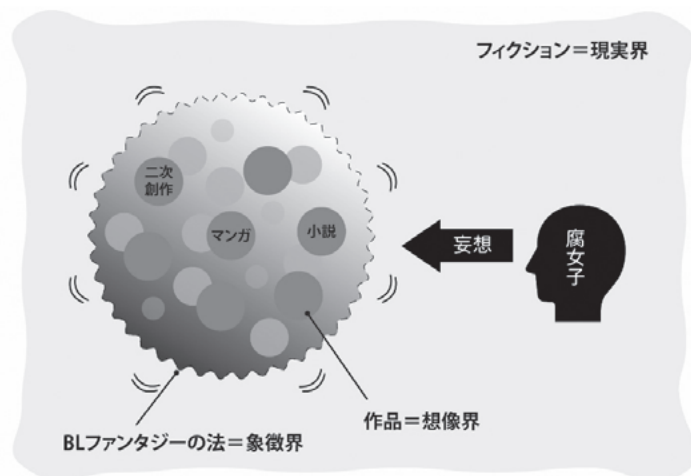


図1 BLファンタジーの構造（筆者考案、張瑋芸に作成を依頼）

ファンタジーも硬直した構造ではなく、不規則かつ可変的なものである。図1のように、この不規則性を突起のある球体のイメージで表現し、可変性を点線の枠と外側が跳ねるイメージで表現している。そうした意外な結果こそ、BLファンタジーを「進化」させ続ける重要な動力である。

以上のように、BLファンタジーを構造化してみたが、BLファンタジーはなぜ「男」「同士」において現前するのか、つまり、「男」「同士」の必然性は何だろうか、というBLファンタジーの根本的な部分を掘り下げたい。男性キャラクターそのものをファンタジーが現前する場として捉えられるならば、そこに、このファンタジーと異性愛中心主義のジェンダー構造との複雑な関係性も反映されると考えられる。次節では、BLにおける「男」「同士」の身体に焦点を当て、ファンタジーにおける身体の

役割を論じる。

IV. BLにおける意義のある諸身体 (Bodies that matter in BL⁷)

1. ラディカルな男性キャラクターの身体

言うまでもなく、腐女子は「攻め×受け」の関係性のみをめぐって妄想するわけではない。男性キャラクターたちは腐女子のファンタジーを具現化する装置として描かれ、語られるので、腐女子の言説はキャラクターの外見やセックスシーンの体勢などをめぐっても展開している。たとえば、研究者の金田とライターの本山は対談の中で、受けのすね毛や尻毛を描いた作品に対して、萌えの表現や選択肢の開拓と評価している⁸。さらに、マンガ作者の創作過程を見ると、彼女らがどのように男性の身体好みや理想的なイメージを絵に具現化させるかが明確にわかる。マンガ家の雲田はる

7 本節のタイトルはジュディス・パトラー (2011) *Bodies that matter* からヒントを得た。元々の英語タイトルは言葉の遊びであり、日本語に訳すとその遊びの部分が反映されにくいいため、英語タイトルも付けている。

8 「萌える座談会」(金田淳子×福田里香×山本文子)より。(『美術手帖』2014年12月号:69-77。)

こが描いた下着のみ着用の男性数名が並んでいるチャートは、それぞれの男性キャラクターの身長、体や髪型の特徴、すね毛の生え方などが詳しく描かれている⁹。また、マンガ家の宝井理人¹⁰はインタビューにおいて、キャラクターの指や筋肉へのこだわりを語っており、この記事には、2枚の絵が掲載されている。一つは、彼女が特注した人体模型を使ってマンガを描いている姿が映っている写真である。もう一つは彼女のマンガの男性キャラクターである。彼のシャツが開いており、胸と腹部の筋肉のラインが鮮明に描かれており、その下には「美しく、麗しく、妖艶」という記事のタイトルがついている。男性性と女性性が混合されて男性キャラクターの身体に現れるということは、彼女のインタビューと絵柄から読み取れる。また、マンガ家のスカーレット・ベリ子は研究者の溝口彰子との対談において、男性の筋肉へのこだわりを表現するために、ゲイ向けのアダルト・ビデオを参考にしてしていると述べながら、BLのキャラクターに仕上げるためには「男の色気、艶っぽさ」（溝口 2017: 205）を表現するように意識していると強調している。さらに、ゲイ・コミックと比べると、BLの男性キャラクターの造形の特徴が明らかになる。たとえば、ゲイ・コミック作家の田亀源五郎の作品には、キャラクターの筋肉が大きく、体毛が濃く、顎が四角いといった特徴が見られる¹¹。それに対し、BLのキャ

ラクターは相対的に見て華奢で繊細な造形になっている。こうしたBLの男性キャラクターの造形を見てみると、BLのキャラクターはリアルな男性身体の描写というよりも、むしろ松井が指摘する「女性が描く男性への擬態」（松井 2014: 137）と言えるだろう。

こうした擬態は「攻め×受け」の関係性にも反映されている。前述した「やおい論争」におけるゲイ当事者の批判にもあったように、「攻め×受け」は男同士の同性愛的関係ではあるが、現実の男性同性愛（＝ゲイ）を忠実に反映するものとは言いがたい。では、なぜゲイと異なる形の「攻め×受け」でなければならないのか。すなわち、「攻め×受け」の関係性は何を、どのように擬態するのか、この擬態は何を意味するのか。続いては、「攻め×受け」という形に焦点を当て、バトラーの論点を取り上げて考察してみたい。

バトラー（1989=1999）は反復、パロディーなどを通じて、異性愛中心主義の構造が維持されると指摘している。この過程において、全てが完璧に複製されるわけではなく、予想外の結果も生まれるし、むしろこの過程を通じて、異性愛中心主義も自分自身の絶え間ない複製とパロディーに過ぎないということが暴露される。この論点を踏まえて、「攻め×受け」と異性愛中心主義の関係性を見てみよう。「攻め×受け」の関係性には二項対立のジェンダー関係やホ

9 雲田はこのインタビューより。（『美術手帖』2014年12月号: 21-27。聞き手・文：ヤマダトモコ。）

10 宝井理人のインタビューより。（『美術手帖』2014年12月号: 90-95。聞き手・文：平松梨沙。）

11 田亀源五郎のインタビューより。（『美術手帖』2014年12月号: 114-119。聞き手・文：エスマラルダ。）

モフォビアなど、異性愛中心主義の影響が内面化される部分があることは否めないものの（石田 2008; 堀 2010）、実際にそれと異性愛中心主義の構造の関係性は単なる複製や再生産より複雑なはずと考える。むしろ、「攻め×受け」は異性愛と同性愛を模倣しながら、少しずらしたパロディーとして生まれた意外な結果、という捉え方のほうが適切ではないだろうか。

このパロディーと意外性は男性キャラクターの表現、とりわけ受けの造形から窺える。多くの場合、攻めと比べて、受けのほうが背が低く、目が大きく、体が華奢で、性関係において受動的など女性的な要素が多い（西原 2013）。しかし、なぜ受けは女性っぽく描かれるのだろうか。女性的要素を取り入れることで、女性たちが感情移入しやすいとも考えられるが、ここでは、精神分析論のフェミニズム批判によく言及される「仮装」という概念で解釈してみたい。「仮装」は一種の隠蔽である。バトラー（1989=1999）の文脈におけば、女はファルスであり、絶対的女性というものは存在しない、ということの隠蔽するための仮装である。また、エリザベス・ライト（Elizabeth Wright 2001=2005）は別の角度から女性性の「仮装」を説明している。彼女は「フィルムノワール」というジャンルの映画を挙げ、それは一見して男性的な視線に支配されると捉えられているが、実は「脱構築的に楽しめる女性の観客に提供された能動的な場になりうる」（ライト 2001=2005: 62）と主張する。その理由は、いわゆる「悪女」とされる

役が自分の女性性の魅力を利用して男を虜にするということ、社会的に構築された女性性がいかに根深く叩き込まれているかという仮装の問題が縮図的に示されるからである。このように、「仮装」は一見してジェンダー構造における女性の従属性を強化するように見えるが、ジャクリーン・ローズ（Jacqueline Rose 2006）は「仮装」の政治性を次のように訴えている。女性はいつも政治的に正しいジェンダー観を持っているわけでもなければ、常にジェンダーの政治性を明確に意識しているわけでもない。しかし、それは「女性性を仮装した女性」が従属的な立場を無批判に甘受していることを意味するわけでもない。仮装のヴェールに隠される無意識の次元には、ジェンダー構造への異議申し立ての政治的な渴望が隠れているかもしれないからである。

このような論点に従えば、受けをジェンダー構造における、ある種の「仮装」として捉えることもできるだろう。すなわち、ペニスを持つ男の身体に女性的な要素が盛り込まれ、従属的な属性で描写される受けは、女性への抑圧と支配のジェンダー構造の受け皿であり、その男の身体はこの権力構造を隠蔽する仮装として捉えられるのではないだろうか。

BLの男性キャラクターの身体をめぐる、さらにラディカルに解釈できるケースがある。たとえば、一部の作品では、男性キャラクター（特に受け）が妊娠する設定¹²になっている。これを母性の回復と捉えることもできるが、男性の身体を経由して母

12 これは「オメガバース」というジャンルである。オメガバースは北米のファンフィクションに由来

性が表現されるという点から見ると、身体と母性の関係性をより精緻に考え直す必要がある。バトラー(1989=1999)は女性の身体をめぐる、クリステヴァとフーコーの論点を検討している。クリステヴァは母の身体は「前一言説的なもの」、つまり原始的な欲望として存在すると主張するが、フーコーはこの考え方に対して、母の身体の神聖化は、母性を女性の本質と規定する特定のセクシュアリティの制度の結果に過ぎないと批判している。この2つの論点を参照しながらBLにおける男性キャラクターの妊娠を考えると、たとえ「前一言説的な」身体が存在するとしても、それを女の身体に依拠することへの拒否により、男性キャラクターが代わりに生殖の機能を担うものになると捉えられる。さらにいうと、妊娠する男性キャラクターは女でも男でもない、母性や生殖から完全に切り離される身体である。そのような概念を表す男性キャラクターが妊娠する身体であることは、母性や生殖と女の身体の必然性へのラディカルな否定を意味するのではないだろうか。

2. 男性キャラクターの身体にみる異性愛中心主義の首尾(不)一貫性

以上のように、攻めと受けの身体に着目することにより、ジェンダーと身体の統一性の自明性を問い直すことになる。バ

トラー(1989=1999)は、身体、セックス、ジェンダーの首尾一貫した関係性について、ボーヴォワールとウイティッグの論点を挙げている。一方では、バトラーはボーヴォワールの「ひとは女に生まれず、女になる」という主張を踏まえ、セックスとジェンダーが首尾一貫する必然性を問うている。バトラーが「セックスとジェンダーが根本的に別々のものならば、所与のセックスであることは所与のジェンダーになることではない」(バトラー 1989=1999: 200-1)と示唆するように、ジェンダーが性別化された身体によって規定されるものであれば、そもそも身体はセックスとジェンダーの首尾一貫性を固定させる場として捉えられる。他方では、バトラーが引用するウイティッグの「レズビアン身体」の論点において、セックスは「そもそも不連続な属性の塊であるものに、人工的な統一を押し付けているもの」(バトラー 1989=1999: 205)であり、とりわけセックスと関連する身体部位をペニスや膣などいわゆる身体の性感帯に限定することによって、身体が断片化されてしまう、という指摘がなされている。つまり、バトラーは性別化された身体に首尾一貫性を要求するというジェンダー規範を問題視しているのである。

このようなバトラーの指摘を踏まえ、BLの男性キャラクターの身体を考察すると、

すると言われており、日本語圏では2013-14年頃から二次創作に利用され、2015年頃からは商業BLにおいても導入されるようになる。オメガバースにおいて、男性と女性にそれぞれ α (アルファ)、 β (ベータ)、 Ω (オメガ)という3つの性区分が設定され、計6種類の性が存在する。 β は最も数の多い中間階層で、 α は「産ませる」質を持っているため、高い社会的地位を持っている。「産む性」の特質を持つ Ω は発情期があり、社会的地位が最も低いとされている(高島2020)。オメガバースがBLに導入されると、「産む性」としての Ω は「妊娠する男性」となる。

身体的首尾一貫性を強要するジェンダー規範、及びこの規範のゆらぎが垣間見える。たとえば、マンガの性的場面におけるペニスや乳首などの身体部位の描写や、射精時の表情と体液の強調は、「男」というジェンダー化された身体的首尾一貫性を示唆する。それに対して、どのようにフェミニンな受けでもペニスと射精の描写が欠かせないことや、妊娠する男性キャラクターの存在は、逆にセックスとジェンダーの首尾一貫性の揺らぎを示す。この考察から見ると、BLの男性キャラクターの身体は、まさに身体、セックス、ジェンダーの首尾一貫性を強要するジェンダー構造を暴く装置として捉えられるのではないだろうか。

最後に、「攻め×受け」の関係性を包摂する「男同士の親密関係」の次元を検討する。バトラー(1989=1999)は法は常に禁止と生産の機能を同時に果たしているというフーコーの論点を参照しつつ、異性愛中心主義の法をめぐる議論を次のように展開している。異性愛中心主義の法は、認められるセクシュアリティ(=異性愛)を規定し、認められないセクシュアリティ(同性愛など異性愛でないセクシュアリティ)を禁止する。しかし、認められないセクシュアリティを禁止するためには、そういう禁止されるべきセクシュアリティを生産しなければならない。すなわち、異性愛中心主義の強制力と合法性を維持するためには、同性愛を生産して抑圧することが不可欠である。よって、一方では、BLの男同士の親密関係は従来の少女マンガにおける女性に抑圧的な異性愛中心主義からずらすための装置とされるが、その反面、BLへの抑圧に

より、それが対抗しようとする異性愛中心主義の法が強化されることになる。他方では、繰り返しになるが、BLに描かれた「攻め×受け」の関係性は異性愛と同性愛の模倣とパロディーの中で生まれた意外な結果として捉えられる。BLはこうして、異性愛中心主義が自身の維持のために禁止と模倣を必要とするほど自明的ではない、ということを暴く役割を果たしている。

上記の議論を通して、「男」「同士」の「関係性」をめぐるBLファンタジーにおける身体的重要性が見られる。繰り返しになるが、「攻め×受け」という関係性は、女性の欲望を可視化し、女性が完全なる「見る主体」の立場を確保するための安全装置の役割を果たす(藤本 2007; 上野 2007)。そして、この関係性は男同士の姿を通して表現されるが、それは、性別化された身体的首尾一貫性の強要、及び同性愛関係の禁止によってしか維持されえない異性愛中心主義の構造のほころびを示すためには、男同士の身体が必要となるからである。とりわけBLが2次元作品に限定するものでなくなった今日において、BLファンタジーにおける男性の身体の自明性を問い直すことは重要ではないだろうか。たとえば、近年増えつつあるBLマンガの実写映画やドラマの場合、生身の男性の身体により原作の攻めや受けを再現するためには、髪型、服装、メイクなど外見の役作りが重要である。BLマンガの攻めと受けが生物学的な男性身体のパロディーであるならば、それらを再現するキャストたちは、パロディーのパロディーとも言えよう。キャストたちが演技、役作りを通して2次元キャラク

ターの特徴を刻みこんだ生身の身体はキャラクターのパロディーであるし、彼らが再現した「攻め×受け」の関係性も男性同性愛のパロディーである。それらが現実世界に現れることによって、身体、セックス、ジェンダー、セクシュアリティの首尾一貫性を要求する異性愛中心主義の強固さとゆらぎが露呈するのである。

V. おわりに

BL マンガの実写ドラマ『30歳まで童貞だと魔法使いになれるらしい』（通称「チェリまほ」）の人気ぶりが日本のみならず、海外でも注目されていた。実写ドラマが原作者も絶賛するほど多くの腐女子の心を掴み、さらに実写版の描写と展開をめぐる議論を生み出している¹³という反響を見ると、BL ファンタジーはどのように具現化されているか、ということが重要な点になるだろう。腐女子の脳内にしか存在し得ない、男同士の親密関係をめぐるファンタジーは、数々のBL 作品を通して具現化されている。腐女子は男同士の親密関係に何を託してきたのか、彼女の眼差しが向けている攻めと受けをどう捉えれば良いだろうか。これまでの先行研究において、これらの問題を具体的な事例分析を通じて議論するものが多いが、包括的に議論するための理論構築はまだ確立しているとは言い難い。本稿では、精神分析論とフェミニズムの議論を基に、BL ファンタジーの構造を包摂する論点を、異性愛中心主義に位置づ

けて構築することを試みた。ラカンの精神分析論から得た知見は、次のようにBL ファンタジーの構造化に応用できる。腐女子は数々の作品（＝想像界）を描くことで、BL ファンタジーの法則という抽象的な構造（＝象徴界）を具現化しようとしている。そして、彼女らは男同士の関係性に「萌える」ことで、BL というフィクションの世界（＝現実界）に接近しようとし続ける。作品に描かれる男同士の親密関係には、女性の従属的、抑圧的な位置から解放されるユートピアに接近したいという欲望（＝対象a）が投影される。そこには必ずしも政治的に正しいジェンダー平等の世界が描かれているとは限らないが、抑圧からの解放というユートピアへの想像は、腐女子にファンタジーを構築させ続けるのである。

多くの先行研究では、BL は異性愛中心主義のジェンダー構造に対して転覆や攪乱の力を持っていると論じられているが、BL と異性愛中心主義が拮抗する動態的關係は十分に論じられているとは言い難い。この議論を深めるためには、攻めと受けの身体の造形への着目が重要だと主張したい。すなわち、腐女子たちの無数の妄想の反復と共鳴を通じて、BL ファンタジーは凝固されながらも、少しずつ変容・拡張していく。このファンタジーが「攻め」と「受け」の身体で表現されることを、異性愛中心主義の模倣、引用、パロディーから生じた意外な結果と捉えることで、異性愛中心主義という構造自体も絶え間ない自分自身の反

13 本ドラマの脚本家・吉田恵里香が評論家・横川良明との対談の中で、BL の捉え方や原作中の腐女子キャラクターの設定変更について語ったことがきっかけに、BL への偏見や周縁化の問題をめぐる議論が醸し出されている。(https://mi-mollet.com/articles/-/27045 https://mi-mollet.com/articles/-/27046 2021/01/13 アクセス)

復とパロディーの結果（バトラーの言葉ではこの結果は「喜劇」とも捉えられる）ということが暴かれるのである。こうした観点からBLの持つ異性愛中心主義に対する転覆や攪乱の効果を見出すことこそ、BLを「クィアする（queering）」姿勢を示していることになるのではないだろうか。

また、実写ドラマや映画の増加により、BLは腐女子の限界を超えて、より多くの人々に触れられるようになりつつある中で、「クィアする」姿勢はさらに重要になる。実写化を通じて、BLファンタジーが異性愛中心主義の隙間をすり抜けて具現化される場合もあるが、ホモフォビアが原因で具現化できず、犠牲にされたファンタジーも多々ある。そのいずれの場合においても、生身の人間の演出により、異性愛中心主義のほころび——その絶対性に隙間が

あるからこそ、それを維持するために禁止が必要とされること——が露呈するのである。このように、BLと異性愛中心主義との相対関係に焦点を当ててフェミニズムで議論することで、BLが腐女子以外の女性・男性にもたらず波及効果、及びジェンダー研究が目指すジェンダー構造の攪乱と解放の具現化など、BLの射程を広げることが期待できるのではないだろうか。

本稿では、BLファンタジーを構造化することにより、BL研究を新たな次元に導くルートの開拓を試みた。この視点を実際の作品分析に応用し、BLファンタジーという構造がこれまで多様化・進化し続ける作品の中でどのように「存在」してきたか、という「BLファンタジーの存在論」を系譜学のアプローチで考察することを今後の課題としたい。

付記

本研究はJSPS科研費JP20K20094の助成を受けたものである。

参考文献

- 相田美穂, 2008, 「腐女子とオタクの欲望／身体／性」金井淑子編『身体とアイデンティティ・トラブル—ジェンダー／セックスの二元論を超えて』明石書店。
- 東園子, 2009, 「女性のホモソーシャルな欲望の行方——二次創作〈やおい〉についての一考察」大野道邦・小川伸彦編『文化の社会学：記憶・メディア・身体』文理閣。
- . 2010, 「妄想の共同体——〈やおい〉コミュニティにおける恋愛コードの機能」東浩紀・北田暁大編『思想地図vol.5特集・社会の批評』日本放送出版協会。
- . 2015, 『宝塚・やおい、愛の読み替え—女性とポピュラーカルチャーの社会学』新曜社。
- 美術出版社, 2014, 『美術手帖』2014年12月号。
- Butler, Judith, 1989, *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, New York and London, Routledge. (竹村和子訳, 1999, 『ジェンダー・トラブル：フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社)。
- . 2011, *Bodies That Matter*, Abingdon and New York, Routledge.
- 陳怡禎, 2014, 『台湾ジャニーズファン研究』青弓社。
- 張瑋容, 2013, 「『執事喫茶』における『BL的妄想』とセクシュアリティ—台湾人腐女子の『妄想実

- 践』事例から』『人間文化創成科学論叢』（お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科）第15号：pp. 291-299.
- 藤本由香里, 2007, 「少年愛／やおい・BL —— 2007年現在の視点から」『ユリイカ』第39巻第16号：pp. 36-47.
- 堀あきこ, 2009, 『欲望のコード：マンガにみるセクシュアリティの男女差』臨川書店.
- . 2010, 「やおいはゲイ差別か？」好井裕明編『差別と排除の〔いま〕⑥ セクシュアリティの多様性と排除』明石書店.
- . 2019, 「ラブ&エロの『やさしい世界』のクィアな欲望」ジェームズ・ウェルカー編著『BLが開く扉』青土社.
- . 2020, 「ポルノとBL」堀あきこ・守如子編『BLの教科書』有斐閣.
- 石田美紀, 2008, 『密やかな教育——「やおい・ボーイズラブ」前史』洛北出版.
- 石川優, 2009, 「やおい論についての批判的考察と今日の課題」『人文研究』（大阪市立大学大学院文学研究科）第60号：pp. 221-236.
- Rose, Jacqueline, 2006, *Sexuality in the Field of Vision*, London, Verso.
- 金田淳子, 2007, 「やおい論、明日のためにその2」『ユリイカ』第39巻第16号：pp. 48-54.
- 前川直哉, 2020, 「ゲイ男性はBLをどう読んできたか」堀あきこ・守如子編『BLの教科書』有斐閣.
- 松井みどり, 2014, 「少年の器、少女の愛——24年組とBLマンガの交差点」『美術手帖』2014年12月号：pp. 131-137.
- 溝口彰子, 2015, 『BL進化論：ボーイズラブが社会を動かす』太田出版.
- . 2017, 『BL進化論 [対話篇]：ボーイズラブが生まれる場所』宙出版.
- 水間碧, 2005, 『隠喩としての少年愛』創元社.
- 守如子, 2010, 『女はポルノを読む：女性の性欲とフェミニズム』青弓社.
- 向井雅明, 2016, 『ラカン入門』ちくま学芸文庫.
- 西原麻里, 2013, 「女性向け男性同性愛マンガの表現史：1970年から2000年まで」同志社大学社会学研究科博士論文.
- . 2020, 「男性アイドルとBL —— BLのまなざしで男性集団の〈絆〉の描かれ方を読み解く」堀あきこ・守如子編『BLの教科書』有斐閣.
- 新宮一成, 1995, 『ラカンの精神分析』講談社現代新書.
- Rubin, Gayle, 1975, "The Traffic in Women: Notes on the 'Political Economy' of Sex" In Rayna R. Reiter (ed.), *Toward an Anthropology of Women*, New York, Monthly Review.
- 榊原史保美, 1998, 『やおい幻論』夏目書房.
- サンキュータツオ・春日太一, 2016, 『俺たちのBL論』河出書房新社.
- Scott, Joan W, 2011, *The Fantasy of Feminist History*, Durham, Duke University Press.
- 高島鈴, 2020, 「オメガバースを読む：乱反射する欲望と現実」『ユリイカ』第52巻第11号：pp. 142-148.
- 田中東子, 2018, 「2.5次元ミュージカルのファン」『新社会学研究』第3号：pp. 50-68.
- 上野千鶴子, 2002, 『発情装置——エロスのシナリオ』筑摩書房.
- . 2007, 「腐女子とはだれか？サブカルルのジェンダー分析のための覚え書き」『ユリイカ』第39巻第16号：pp. 30-36.
- Wright, Elizabeth, 2001, *Lacan and Post Feminism*, London, Icon Books. (椎名美智訳, 2005, 『ラカンとポストフェミニズム』岩波書店).

(掲載決定日：2021年5月14日)

Abstract

The *Fujoshi*'s “Fantasy Trouble”: Body, Desire, and Imagining in the Ontology of Boys' Love Fantasy

Wei-Jung CHANG

The extant boys' love (BL) studies have focused on the *fujoshi*'s desire for romance between men and their resistance to the oppression of women. The increase of mainstream live-action adaptations of BL manga have resulted in the genre's exposition to wider audiences beyond the *fujoshi* community; hence, a more comprehensive theory must evolve to analyze BL's subversion to heterosexuality. This paper applies feminist criticism of Lacan's theory to structuralize the multi-layered fantasy of romance between men. First, it utilizes Lacan's concepts of the symbolic, the imaginary, and the real to structuralize BL fantasy. Next, it attends to the visualization of BL fantasy in the *seme/uke* relationship and illuminates its parodic confrontational connection to heterosexuality. It concludes its argument by coining the term *ontology of BL fantasy* to expose the rigidity and absurdity of heterosexuality and hopes to further develop a new perspective for future BL studies.

Keywords

feminism, sexuality, psychoanalysis, the symbolic/the imaginary, heterosexuality

女性発達障害児者を支援者はどのような対象として考えているのか

—— 支援者に残るジェンダーバイアスとその再生産

向井理菜
(立命館大学大学院)

近年＜女性発達障害＞について注目が高まっており、支援者らが女性発達障害児者やその保護者・家族向けに書いた著作（支援者本とする）が続々と出版されている。本研究では、支援者らは＜女性発達障害児者＞をどのような存在として捉えているのかを明らかにすることを目的とした。支援者本をM-GTA（修正版グラウンデッド・セオリー）を用いて分析した。その結果、支援者らは、女性発達障害児者は発達障害であることが気づかれにくいことで困難を抱え、二次障害を起こしやすく、思春期・結婚生活・仕事上で問題が表出する存在であると考えていることが明らかとなった。女性発達障害児者の困難さの要因にジェンダーロールの存在を挙げながらも、支援者らの中には一般的な女性像に対するジェンダーバイアスが残されていた。また、支援者本の記述は、発達障害というレッテルを受けることで女性らしくしなくてもよいとするような、免責を生むものでもあった。

キーワード

発達障害、女性発達障害、複合差別、インターセクショナリティ、ジェンダーバイアス

I. 問題・目的

1. “女性発達障害児者”への注目 が集まっている。従来、発達障害¹とは男性の
近年、＜女性の発達障害＞について注目 性のものであると考えられてきた。初めて

1 発達障害とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。(文部科学省『発達障害者支援法（平成十六年十二月十日法律第百六十七号）』2005年施行 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1376867.htm (2021年4月3日取得))。

自閉症²を報告したレオ・カナー (Kanner, Leo, 1943) が紹介したのは8名の男児症例と3名の女児症例であり、その後アスペルガー症候群や高機能自閉症の原型の最初の報告となったハンス・アスペルガー (Asperger, Hans, 1944) の論文で紹介されたのは男児のみであった。アスペルガーは「完全な自閉的特徴を備えた女子はいない」として、高機能自閉症者が男性に限定されている何らかの遺伝的要因が存在する可能性を示唆した。神尾 (2005) は、「自閉症は男性に多い。これは数多くの調査報告に基づいた、時代や地域を超えて一貫した、一つの事実である」「知的障害、読み困難、注意欠陥／多動性障害など、他のタイプの発達障害においても、同様に男子に多いことが知られている」と述べている。

一方で、自閉症当事者の体験記やエッセイは、女性当事者らが記し始めたと言って過言ではない。高機能自閉症当事者のテンプル・グランディン (Temple Grandin) やドナ・ウィリアムズ (Donna Williams) が1980年代後半から1990年代に著作を発表している。ドナ・ウィリアムズの『自閉症だったわたしへ』は「世界で初めて自閉症の精神世界を内側から描いた同書は、十数

カ国語に翻訳されてベストセラーとなった』³と新潮社ホームページにより紹介されている。日本では『自閉症だったわたしへ』に影響を受けた森口奈緒子が自伝を発表し、さらに彼女らに影響を受けた当事者らが続々と本を出版している現状がある⁴。神尾 (2005) は、女性の自閉症者が少ない一方で、著名な自伝作家に女性が多いのはなぜだろうか」と問いを發している。

医学論文では、本田ら (2000) が高機能広汎性発達障害の女子例に関する論文を発表し、その後浅井ら (2005) が高機能広汎性発達障害の母子例への対応に関する論文を発表している。浅井らの論文では、特に子どもの虐待が絡み入院治療に至った高機能広汎性発達障害の症例で、母親への対応に苦慮する事例があり、その場合に母にも発達障害と同質の社会性の問題が潜んでいることを想定し介入した例を検討している。すなわち、発達障害児童を育てる資源としての母親への注目が生まれている。2009年には高山が自身の体験談を元にした文章を発表し、「ADHD⁵のある女性が適切な治療を受けられないことによる子育てへの悪影響は、次世代の社会の構成員のQOLにも関わることであり、緊急な課題と言える。」と

2 自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害は、アメリカ精神医学会による精神疾患診断・統計マニュアルである DSM- Vにより、自閉スペクトラム症という一つのスペクトラムとして認識されるようになった。情緒的な関係、非言語的コミュニケーション、対人関係の維持などの困難さや、こだわりの強さが特徴とされている (American Psychiatric Association 2013=2014:49-50)。

3 新潮社ホームページ『ドナ・ウィリアムズ著者プロフィール』<https://www.shinchosha.co.jp/writer/561/> (2021年4月3日取得)。

4 立岩真也, 2014, 『自閉症連続体の時代』みすず書房。

5 ADHDとは注意欠陥多動性症のことである。注意欠陥多動性症とは、「多動・衝動性」と「不注意」の二つの診断基準があり、これらのうちの片方、または両方の症状がある場合に診断をつけることができるとされている (American Psychiatric Association 2013=2014:58-59)。

述べ、ここでも子育ての資源としての母親への言及がなされている。以降、性差に言及したものや、女性発達障害児者にまつわる論文が発表されていく。

このような流れを受けてか、2013年に『レディを育てる親と支援者たちへ』という女兒の高機能自閉症スペクトラム支援について書かれた小冊子が神奈川県発達障害者支援センターから発行された後、後に検討するように、2015年ごろから「女性の発達障害」という言葉を冠した、「女性発達障害児者」やその家族に向けた著作が続々と出版されるようになっていく。「女性発達障害児者」への注目が高まっていることが現れている。

2. 発達障害と社会モデル

障害学では、障害を個人の「医学的モデル⁶」に対峙して、障害者の身体ではなく障害者に不利益を与える社会を問題の中心と捉える「社会モデル」を提唱した(榊原 2019)。イギリスのマイケル・オリバー(Michael Oliver 1983)によって、「障害の社会モデル」という名称が誕生した。オリバーによると、従来障害は、身体の欠損や機能不全(損傷)から直接生じる帰結とみなされてきており、そういったインペアメント(損傷)を持つものが社会的困難を経験するのは当然であると考えられてきた。しかし社会モデルとは、そういったインペアメントと社会的条件との間で起きる難しさをディスアビリティ(障害)とし、それ

こそが障害者に困難さをもたらしているものとした。

これらの考え方は、自閉スペクトラム症をはじめとする発達障害についても、同じようなことが言えるだろう。発達障害の特性を持っているだけでは「障害」にはならず、社会によりその特性が困難さへ変貌したときに「障害」となる。発達障害の診断に広く用いられているDSM-5でも、特性を抱えている上で「これらの症状が社会的、職業的、または他の重要な領域における現在の機能に臨床的に意味のある障害を引き起こしている時」や「社会的、学業的、または職業的機能を損なわせているまたはその質を低下させている」という明確な証拠がある場合」などというように、生活上の適応に障害をきたしている際診断をするようにとされている(American Psychiatric Association 2013=2014: 49-50,58-59)。

3. ジェンダーと障害

女性発達障害児者は女性と発達障害という二つのマイノリティ性を抱えている。瀬山(2006)は、障害を持つ女性は「ディスアビリティ」と「ジェンダー」という二つの異なる社会的文脈双方により差別的状況に置かれる集団であると述べ、女性障害者が「誰と暮らしていても、どんな状況、環境下でも、だれか、あるいは何かの管理や庇護のもとにはなく、自分の意志で選び、決めて生活すること」の実現のためには、性別によって異なる障害者施策が必要とな

6 寺島(2001)によると、マイケル・オリバーは医学モデルと社会モデルという用語で障害モデルを概念化した。オリバーは、現在は医学モデルについて個人モデルと呼ぶようになっているものの、英国の障害者運動においては、そのまま医学モデルと呼ばれていることが多い。

ると結論付けている。第三回世界女性会議では、家事をはじめとする性別役割が、障害を持つ女性の社会参加の付加的な困難要因となりえるという認識が示され、女性の家事責任を軽減するための援助サービスの必要性が提示されていた。瀬山（2006）のいうように、こうした方策は、現状の社会へのアクセスを目的とし、障害を持つ女性が、障害を持たない女性同様に、既存の女性役割を担えるように支援することを目的としている意味で、性別秩序維持型の方策と位置付けることができ、現行の社会の中で女性らしく生きることを目的とした支援策を講ずるということは、必要性の観点から求められる方策だとも考えられる。しかし瀬山（2006）は、このような現行の社会での性別役割は、男性に比べ女性により負担を強いる固定した性別役割分業に基づくものであり、そうした規範を維持させたまま、障害を持つ女性がそこに参加していく事は、障害を持つ女性たちに、新たに過度な負担や困難を強いることにつながるとも指摘している。このように、社会の中で女性はどのような存在として位置付けられているのか、そして専門職をはじめとした支援者がどのような支援を行おうとしているのかについて、意識的で批判的な目を向けていなければ、支援の手を差し伸べているように見せながらも新たな負担を当事者に強いることにつながりかねない。そのため、支援者が当事者をどのような存在として考えているのかを明らかにすることは重要なことである。

以上述べてきたように、女性発達障害児者へ注目が高まり様々な支援方法が提案さ

れているが、それらの支援方法はどのような視点から提案されているのだろうか。発達障害は社会との間で起きる障害であり、その解決には社会モデルの視点を持ち支援にあたることが重要である。さらに女性発達障害児者の問題においては、ジェンダーについても視野に入れ検討する必要がある。現在の支援者が女性発達障害児者をどのような存在として考えているのかを明らかにすることで、現在行われている支援について再検討を行い、より良い支援について考える契機とすることができるのではないだろうか。

4. 研究目的

以上を踏まえ、〈女性発達障害児者〉への注目が高まっている中で、支援者が〈女性発達障害児者〉をどのような存在として捉えているのかを明らかにすることを本研究の目的とする。本論で述べる支援者とは、発達障害についての診断を下す医師や医療関係者、そして診断が降りたあとの発達障害児者をサポートする心理職や放課後等デイサービス職員などを示す。現在、医師や医療関係者のみが当事者やその家族の支援を行なっているわけではない。そのような現状を反映し、医師や医療関係者だけではなく、より広い専門職を支援者として対象に含むこととした。そして支援者が当事者やその保護者、家族向けに出版した著作を本研究では、〈支援者本〉と名付ける。支援者本において、あえて〈女性〉や〈女兒〉を冠するものがあるということは、従来的一般向け（もしくは男児、男性向け）とは違うものが〈女性発達障害児者〉

にはあると想定されているのであろう。

また、これまで述べてきたように、発達障害の困難さはその社会や文化との摩擦により起きる。社会や文化というものはその捉え方によりさまざまな単位があると考えられるが、本研究では、日本という社会においての〈女性発達障害児者〉の困難さを検討したい。日本で、女性はどのような存在として考えられているのか、その上で、日本の〈女性発達障害児者〉は、どのような摩擦を起こしたり、社会の不適応を起こしたりすると考えられているのかを明らかにすることを目的とする。そのため、女性発達障害児者当事者、もしくはその保護者や家族に向けて書かれたと考えられる著作の中で、国内で支援を行なっている著者による著作を調査対象とした。表1は対象とした著作の一覧である。

II. 分析方法

支援者が〈女性発達障害児者〉をどのような存在として捉えているのかを明らかにするにあたり、木下康仁(2003)の修正版グラウンデッドセオリーアプローチ(M-GTA)を用いて、これらのデータを分析することとした。M-GTAは変容のプロセスを体系的に見るのに適している分析方法である。支援者は女性発達障害児者を、どのような生活を送り、どのような人生を送り、どのような困難を抱え、その中でどのような変容があるとしているのか、そういったプロセスに注目することとした。資料に繰り返し目を通す際、研究テーマの一端をよりよく明らかにすることができるよう、「支援者は、女性発達障害児者が困難を

抱えるようになるプロセスをどのように考えているのか」という点に着目し、これを分析テーマとした。このことが現れている記述を抽出し、類似のものをまとめて概念を生成するワークシートを作成した。その後概念同士の関係性などを検討し、図にまとめた。

なお、分析対象である支援者本には、発達障害や自閉スペクトラム症、ADHDの診断基準についての説明や、薬に関する記述なども含まれていた。今回はそれらの部分は除外を行い、着目した分析テーマに即したことが書かれている記述のみを対象とした。また、支援者本においても、「当事者の声」や「ケース例」のようなものが書かれている場合も多かった。今回これらは先述の理由から除外し分析を行った。

III. 分析結果

1. モデル図の概要

分析の結果、41の概念が抽出された。それらは9つのカテゴリーによって、図1のようにモデル化された。モデル図は左から右に向かう時系列として表されている。女性の発達障害児者は【気づかれにくさから困難を抱える】ものとされており、そのため適切な診断や医療に携わることができず、【二次障害を起こしやすい】とされている。そのように気づかれづらい女性の発達障害であるが、【思春期に問題が表出する】【結婚生活で問題が表出する】【仕事上で問題が表出する】という3つのタイミングで問題が表出し、医療につながると考えられている。女性の発達障害児者に問題が表出する際の背景には、【従来の発達障害の姿】

女性発達障害児者を支援者はどのような対象として考えているのか

表1

出版年月	タイトル	著者・監修者	出版社	著者・監修者情報
A	2013年2月 レディを育てる親と支援者たちへ	神奈川県立中央やまゆり園 神奈川県発達障害支援センター ターカナガワ A (エース)		高機能自閉症女子の親グループ「レディを育てる会」で話し合われた内容をもとにしたもの。
B	2015年3月 女性のアスペルガー症候群	宮尾益知	講談社	精神科医。女性発達障害者向けの著作を多数出版。
C	2015年11月 なんだからうまくいかないのは「女性の発達障害」かもしれません	星野仁彦	PHP出版	心療内科医。発達障害を専門とする児童精神医学の第一人者。
D	2015年12月 女性の ADHD	宮尾益知	講談社	既出
E	2016年10月 女の子の発達障害「悪春期」の心と行動をサポートする本	宮尾益知	河出書房新社	既出
F	2017年2月 マンガでわかる 私って、ADHD なの？	司馬理英子	大和出版社	精神科医。医学博士。1997年に『のび太・ジャイアン能幹評』を刊行し、ADHD を初めて日本に本格的に紹介した。
G	2017年3月 女性の発達障害 女性の悩みと問題行動をサポートする本	宮尾益知	河出書房新社	既出
H	2018年3月 発達障害の女の子のお母さんが、早めに知っておきたい「47のルール」	藤原美保	エッセンシャル出版	健康運動指導士、介護福祉士。発達障害の女児むけ放課後等デイサービス「LUCE」を設立。
I	2018年6月 わたし、ADHD ガール。恋と仕事で困ってます。	司馬理英子	東洋館出版	既出
J	2018年11月 発達障害の女の子の「自立」のために親としてできること	藤原美保	PHP出版	既出
K	2019年1月 よくわかる女性のアスペルガー症候群	司馬理英子	主婦の友社	既出
L	2019年2月 最新図解女性の ADHD サポートブック	藤原洋一・高山恵子	ナツメ社	藤原洋一：お茶の水女子大学名誉教授。医学博士。長年発達障害児の医療に携わる。／高山恵子：ADHD 当事者。臨床心理士。ADHD 支援団体 NPO 法人えいそくくらぶ代表。
M	2019年3月 最新図解女性の発達障害サポートブック	本田秀夫・額田みおり	ナツメ社	本田秀夫：医学博士。専門は発達精神医学。日本自閉症協会理事、日本自閉症スペクトラム学会常任理事。／額田みおり：カルフォルニア大学ロサンゼルス校教育学大学院心理学修士課程修了。臨床発達心理士。
N	2019年3月 発達障害のある女の子・女性の支援—「自分らしく生きる」ための「からだ・心・関係性」のサポート—	川上もひろ・木谷秀勝編著	金子書房	川上もひろ：医学博士／木谷秀勝：山口大学教育学部附属教育実践総合センター教授。女性の ASD 者グループの「アスペルガーの集い」のスタッフ。
O	2019年3月 ASD、ADHD、LD 女性の発達障害 会話/職場編	宮尾益知	河出書房新社	既出
P	2020年3月 よくわかる女性の ADHD 注意欠如・多動症	司馬理英子	主婦の友社	既出
Q	2020年6月 医者も親も気付かない女性の発達障害	岩波明	青春出版社	医学博士。昭和大学附属島山病院院長を兼任、ADHD 専門外来を担当。
R	2020年8月 女性のための発達障害の基礎知識	宮尾益知	河出書房新社	既出

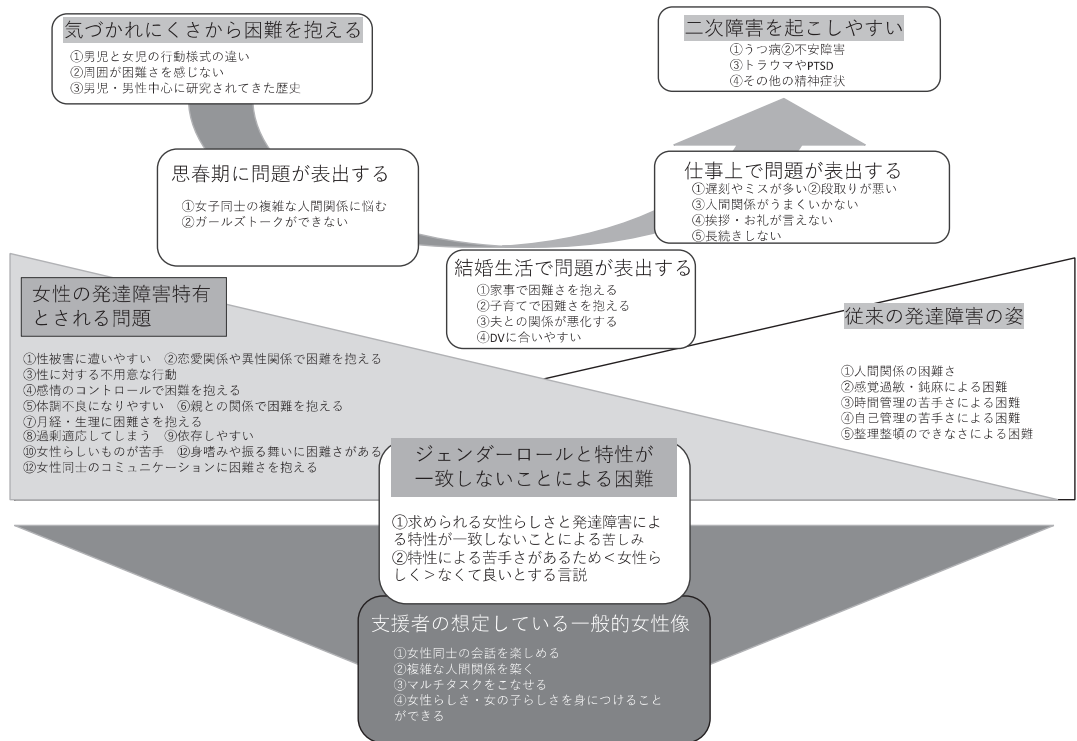


図1 M-GTAモデル図

と【女性の発達障害特有とされる問題】の二つの要素があると考えられた。これら二つの要素を検討すると、全年代に【女性発達障害特有とされる問題】と【従来の発達障害の姿】の両方が背景にありつつ、年齢が若いうちには【女性発達障害特有とされる問題】が関わっている問題が表出しやすく（特に【思春期に問題が表出する】に顕著である）、年齢が進むにつれ【従来の発達障害の姿】の要因の問題が表出しやすくなっている（特に【仕事上で問題が表出する】に顕著である）、というような姿がわかる。さらに、【女性発達障害特有とされる問題】【従来の発達障害の姿】の問題だけにとどまらず、発達障害の特性と求められる女性らしさが一致しないことにより、さら

なる困難さを生活全般の中で抱えることになる。これを【ジェンダーロールと特性が一致しないことによる困難】と述べ、その対応策として【特性による苦手さがあるため<女性らしく>なくて良いとする言説】が伝えられていた。これらのすべての基盤に【支援者の想定している一般的女性像】が存在していた。

2. モデル図の詳細

以下に、分析結果の詳細を記述する。なお、カテゴリーを【】、概念を[]で表す。なお、特徴的な言葉について<>で表す。

1) 【気づかれにくさから困難を抱える】

(B,C,D,E,G, H,J,K,L,M,N,O,Q,R)

女性の発達障害は、幼少期や児童期に目

立った問題を起こさないために気づかれにくいとされている。それは、「男児と女児の行動様式の違い」(B,D,E,F,G,M,N)があり、女児の発達障害児は男児の発達障害児のように授業中に立ち歩いたり暴力行動を起こすなどの問題行動を起こさない上、一般的に女性は男性よりも協調性スキルが高く(司馬 2018: 28)、物事への適応能力が非常に高くつまづきをカバーするために、無理をして周囲に合わせる事が一時的にできてしまい(榊原・高山 2019: 22)、女性の方が社会性がある対人関係にすぐれ、こだわりも少ない(宮尾 2020: 23)ために起こるとされている。そのため女性発達障害児者は「大人しい女の子(司馬 2018: 28)」「ちょっと変わった女の子(司馬 2018: 28)」「おとなしくてほんやりした子(司馬 2020: 22)」とされ、「障害の問題ではなく性格の問題(星野 2015: 157)」とされてしまうようだ。つまり女性発達障害児者は「周囲が困難さを感じない」(C,E,G,J,K,O,Q,R)存在なのである。

相談の中で出会った中高生の例で言うと、学校生活で彼女たちに規律違反があるわけではないため、特に問題視されなかったという背景がありました。前髪は眉毛にかからない。ショートヘアの子が多いため頭髪チェックも引っかからない。パーマをかけたりヘアカラーをしたりすることもない。そもそも、髪を伸ばしたいとかブローしたいとか、おしゃれに意識が向かない子も少なくないため、保護者も教員も「言うことをよく聞く、おとなしくて

真面目な子」と思ってしまい、彼女たちが抱えている困りごとに気がつかないのです。(藤原 2018b: 56)

この記述は、学校運営上で支障のない子どもはあまり目がかげられないという現状が現れている点で興味深い。授業中にじっとしていなかったり、よくケンカをしたり、感情が大爆発するなどの<問題行動>があれば問題視され診断につながるが、そうではない児童は<気づかれぬ>。藤原(2018b)は、「記憶力が弱くてミスが多い、忘れ物が多い、注意力散漫で人の話を聞いていないなどの『本人にとっての困りごと』があるはず」とも述べている。しかしこれらは教室内では目立たないために気づかれぬ。女性は男性と違い、目立った問題行動を起こさないために<気づかれぬ><見逃される>ということのようだ。

さらに、気づかれにくさには、[男児・男性中心に研究されてきた歴史](B,D,E,G,L,K,N)も関係している。

このように発達障害の女性の診断の難しさを抱える問題点が顕在化しにくい背景には、多数を占めていると思われた発達障害の男の子・男性(以下、発達障害の男性)に特徴的な行動や問題点を中心にした診断基準や問題行動への対処法が研究されてきた経緯があります。(川上・木谷 2019: 7)

アスペルガー症候群の特徴を持つ児童を最初に紹介したハンス・アスペルガーは、その症例報告で男児のみを紹介した(宮尾

2017: 32) ため、アスペルガー症候群の女兒がいると想定されないまま研究が続けられてきた。ADHDについても同じように男性有意な障害であると考えられ、ADHDの女性は少ないとされてきた歴史がある。

このような要因から、女性の発達障害児者は気づかれないままに困難を抱え、適切な医療に繋(正字)がれず、【二次障害を起こしやすい】とされている。

2) 【思春期に問題が表出する】

(B,C,D,E,G,H,I,J,K,L,M,N,Q,R)

女性発達障害児者は、思春期に問題が表出することが一番多いと支援者は考えているようであり、支援者本ではこの点についてかなり多くの記述があった。思春期になると[女子同士の複雑な人間関係に悩む](A,B,C,E,G,K,L,M,R)ようになり、周囲とのズレを感じるようになると考えられている。例えばADHDの、思ったことをそのまま話してしまう特性から、つい秘密の話を別の人に漏らしてしまったり、「洋服が似合っていないよ」「あなた太ったね」など相手が傷つくような不要なことを話してしまったりするため、仲間外れにされてしまうことがあるとも述べられている。さらに、この頃になると周りの女子たちは<ガールズトーク>を始めるとされており、発達障害の女兒は[ガールズトークができない](B,E,G,H,K,M,R)ためにいじめられたり、疎外感を感じたりすると考えられているようだ。

支援者本において、ガールズトークとは①曖昧で抽象的な他愛のない会話、目的のない会話②恋愛やファッションの話や、噂

話や陰口③話題の移り変わりが激しい④女性同士に必須のもの⑤<暗黙の了解>や<裏>がありそれらを読み取る必要がある、というようなものとして捉えられていた。曖昧な表現や抽象的な表現を理解することが難しい女性発達障害児者は、<ガールズトーク>のような目的のない会話をこなすことができないとされている。曖昧な言葉や態度が会話の中で出現するのは女の子特有だとされ、発達障害の女兒について「男の子との方がしゃべりやすいと感じて、自然と男の子とばかり仲良くなる女の子もいます」(司馬 2019: 51)というように述べられることもあった。また、女性発達障害児者は、恋愛やファッションの話題、噂話や芸能人の話などに興味がなく、そのため<ガールズトーク>に入れないともされていた。これらの話は女性なら通じるような話であり、男性にはあまり見られない女性特有の会話パターンであるとされていた。

話題の移り変わりが激しい会話も、女性発達障害児者にとっては対応が困難なものであるとされていた。一つの話にこだわっている間に周りの話題が変わっていつてしまったり、そもそも聴覚情報の処理の困難さから、複数人の会話自体が難しいとも述べられていた。

私も以前、女兒会SSTを企画してみました。内容を聞いて、会話の移り変わりの激しさに諦めてしまいました。患者さんの中にはある程度ガールズトークができるようになった女性があります。10年以上女子大でSSTを行い、小学校3年生からは女子だけの

SST を続けてきた女性だけでした。このようなことは通常不可能ですから女の子と付き合わなくても、一人でも自分の趣味に生きることや同じ趣味を持つ人といつか出会うことを信じた方が現実的だと思います。(宮尾 2017: 29)

このように、一般の女性たちにとっては「**くガールズトーク**」が必須であるものの、女性発達障害児者にとっては、訓練を行ってもすることができない、とても難しいものである、と考えられているようだ。

「**く暗黙の了解**」や「**く裏**」が読めないことも、女性の発達障害児者が「**くガールズトーク**」が苦手なことの要因として考えられていた。「**く暗黙の了解**」には、集団間のヒエラルキーを読み取った行動をとる、仲間同士であれば似たような服装をする、グループ内で話したことを他のグループには漏らさない、などの例が挙げられており、一般的な女性はこのようなことをしながら集団としての密着感を高め、親しい人間関係を形成していくが、女性発達障害児者は字義通りのこと以外のものは読み取りにくいので同じような行動ができず、集団から外されてしまうことになるかとされていた。

女性同士のコミュニケーションでは、特に「おしゃべり」が大切です。子どもの頃から、男の子同士は、黙ってそれぞれ好きなおもちゃや本、ゲームなどに夢中になっていても問題なく、それで人間関係が成立しますが、女の子同士は、常におしゃべりを交わし、ああでもない、こうでもないと他愛の

ない会話を楽しむことでコミュニケーションが成立します。その「おしゃべり」が苦手なため、AS の女性は、女性同士の人間関係でつまづくことが多いのです。割り切って男性っぽい付き合いができる集団に入ってしまった方が、居心地が良いケースも多いでしょう。(星野 2015: 79)

このように、【支援者の想定している一般的女性像】は「おしゃべり」を通してコミュニケーションを成立させているが、女性発達障害児者はそのようなことが苦手なため女性集団に入ることができないと考えられている。支援者本では、そういった「**くガールズトーク**」が苦手な女性発達障害児者に対し、男性は黙って好きなおもちゃや本、ゲームに夢中になっていればそれで人間関係が成立するため、そういった集団に入っていくことを勧めている。

3) 【結婚生活で問題が表出する】

(B,C,D,G,I,J,L,L,M,P,R)

結婚生活で問題が表出することも多いと考えられている。結婚して妻、嫁、母など求められる役割が増えるとともにその生きづらさも増す(岩波 2020: 110) ようだ。学校や職場ではある程度の枠組みが用意されているため、言われたことをこなしていればやり過ごすことができる。しかし結婚生活では主体的に動かなければならないためにうまくいかないが増える。さらに、妻として家事を担ったり、子ども・夫をサポートしたりする必要があるが、その特性上、物の管理が苦手であったり、時間管理

が苦手であったりするために「家事で困難さを抱える」(C,G,I,K,L,M,P,R)、[子育てで困難さを抱える」(C,D,G,K,L,M,P,R)とされている。片付けや段取りが悪いために、または仕事で疲れて帰ってくる夫に対しまとまりのない話をする事で夫をイラつかせ、「夫との関係が悪化する」(C,K,L,M,N,P)、[DVに合いやすい」(B,C,G,J,K,R) こともあると述べられている。

さらに、義父母との関わりも必要となってくる。このようなことを宮尾(2020: 150)は「つまり、女性は結婚すると“マルチプレイヤー”になることが求められるわけです。ところが、発達障害のある女性は、複数のことを同時にこなすことが苦手なのです」というように述べている。女性発達障害者の問題が結婚生活で表出するのは、役割が増え、マルチプレイヤーとして行動しなければならぬことから起こるものであるとされている。

4) 【仕事上で問題が表出する】

(C,D,F,G,I,K,L,M,O,P,Q,R)

仕事上での困難さは、主には【従来の発達障害の姿】で述べられているようなことに起因する。[遅刻やミスが多い」(C,D,F,G,I,K,L,M,O,P,Q,R)、[段取りが悪い」(C,F,G,Q) ことで業務遂行自体にストレスを抱えてしまう、[挨拶・お礼ができない」(G,K,O,R) ことで「人間関係がうまくいかない」(C,G,I,K,L,O,Q)。これらが重なり仕事が「長続きしない」(C,D,G,O,R) ことも問題として挙げられている。社会性の乏しさから「あいさつ」「お礼」「社交辞

令」などができないためトラブルが起き(宮尾 2020: 60)、会社をやめてしまうことにもつながるとも述べられていた。

また、ここでも「女性同士のコミュニケーションに困難を抱える」ことが取り上げられている。職場の女性職員とうまく「ガールズトーク」できないためコミュニケーションが取れず、困難さを抱えるといったものである。「女性同士のコミュニケーションに困難を抱える」ことは、主には思春期に大きな問題として現れるとされているが、その後生涯にわたって続くものとしても捉えられているようだ。

5) 【二次障害を起こしやすい】

(B,C,D,F,G,J,L,M,N,O,Q)

以上見てきたような様々な問題があるのにもかかわらず、女性の発達障害児者は気づかれにくいために、過剰適応気味に無理をして過ごしていることが多いとされている。そのため、「うつ病」(B,C,D,F,G,K,L,M,O,Q)、[不安障害」(B,C,D,F,G,L,M,O,Q)、[トラウマや PTSD」(B,C,L,M)、[その他の精神症状」(B,C,G,L,M,Q)などを引き起こしてから医療にかかり、その結果発達障害が発覚する女性が多いのだと述べられていた。

6) 【女性の発達障害特有とされる問題】

【女性の発達障害特有とされる問題】は、思春期以後全年代に起きやすいと考えられているものである。しかしながら特に思春期にこれらの問題が主要な問題として現れるとされている。

女性発達障害児者は「性被害に遭いやすい」(A,B,E,G,H,I,I,J,K,M,O,Q,R) 存在として

描かれている。女性発達障害児者は男性に騙されやすい存在であるように表現されており、「休憩していこう」など声をかけられると疑うことなくそのままホテルについて行ってしまったり、断れない・Noと言えない性質があるために男性の誘いを断れないような存在であると考えられているようだ。同じ理由から「恋愛関係や異性関係で困難を抱える」(C,D,E,G,H,I,J,K,L,M,N,O,P,R)とも述べられていた。恋愛に関しては一方的に熱くなり、ストーカーのようになってしまうこともあると考えられており、さらに、セックスの意味や社会的な価値を理解しないまま関係を結んだり、ADHDの衝動性から気軽にセックスをしてしまうということも問題視されている。これらは「性に対する不用意な行動」(C,D,E,G,I,J,K,O,R)として表現されている。

「依存しやすい」(C,D,I,L,Q)ことも述べられていた。脳の報酬系の問題から、もしくは自己肯定感の低さ、ストレス耐性の低さなどから、お酒、買い物、セックス、タバコやカフェインなどに依存しやすいとされていた。

「感情のコントロールで困難を抱える」(B,C,D,F,H,I,K,L,P,Q)ことについては、突然キレたり、パニックを起こしたり、ヒステリックな対応をしたりしてしまうという表現で述べられていた。さらにはADHDの特性から、衝動的に怒るなども問題として現れるとされていた。

また、女性の発達障害児者は男性とちがいで、問題が内在化しやすいため、ストレスや困難さをため込んだ結果、胃腸の調子が悪くなる、睡眠障害が起きる、疲

労感を常に感じている、自律神経失調症が起こる、など「体調不良になりやすい」(B,E,G,L,M,N,O,R)存在として述べられていた。

感覚過敏の問題でナプキンをつけることを嫌がる、目に見えない身体の変化に対応できないなどで「月経・生理に困難さを抱える」(A,B,C,H,K)ともされている。一般的な女兒は友人たちから生理についての対処法を学ぶが、女子同士の友人関係を築きづらい発達障害の女兒たちは生理にまつわることを学べないために困難さも生まれる。発達障害の女兒たちは多くのことを親に頼らなければならないし、親も積極的に多くのことを教えなければならないようだ。生理に限らず、身嗜みやファッション、恋愛や性についても、当事者に、母をはじめとした家族に教えてもらうことを推奨している。

ここでは母や家族は頼れる存在であり、関係が良好であることが前提となっている。しかし一方で、母娘関係は複雑になりがちで、「親との関係で困難を抱える」(D,E,G,K,M,N,P)とも記述されている。母にとっては目の前の娘が過去の自分であり、過去の自分のつらさを娘を通して再体験することから難しさを抱えると述べられていた。そのように「親との関係で困難を抱える」と記述されているにもかかわらず、親との関係が良好であることが前提とされたアドバイスが掲載されている現状がある。親との関係で困難を抱えている当事者がどのように生理や性について学んでいくのかは考えられておらず、また、親との関係に頼りがちであるから母娘関係がより複雑になってしまう可能性も考慮されてい

ないようである。

気づかれづらいという特性と相互作用して、[過剰適応してしまう] (K,L,M,R) という問題も起きているようだ。女性は男性よりも特性をカバーしようとする真面目に努力する人が多く、困難さをうちに秘めながらも過剰に適応しようとするため、【二次障害を起こしやすい】のだと考えられている。

[女性らしいものが苦手] (A,B,C,E,G,J,O,P,Q) な存在であることも、数多く述べられていた。女性的な行動や女性としての習慣が身に付かず、化粧やムダ毛の処理などがなかなか身に付かない、ボーイッシュな服装を好み、女性的な服装を嫌がる、足を開いて座るなどの女性が一般的に避ける仕草をよくする、仕草が全体的に荒っぽい、男性的になろうとするなど、[身嗜みや振る舞いに困難さがある] (A,C,F,G,H,I,L,K,M,O,P,R) こととされ、そもそも女性らしさに価値を感じていないために、こういった行動が身に付かないとする説明もあった。

[女性同士のコミュニケーションに困難さを抱える] は、【思春期で問題が表出する】に主な要因として述べられていたが、全年代の発達障害の女性にとっても問題となると述べられていた。内容としては女性らしい気遣いができないために同性から嫌われてしまう、話を仕切りたがるために嫌われる、ガールズトークができない、などが挙げられていた。

7) 【従来の発達障害の姿】

(B,C,D,E,F,G,H,K,L,M,N,O,Q)

発達障害の特性として、診断基準として

言われていることや、その特徴として従来言われてきたことと同じことが述べられてもいる。これらは、女性特有のものとはされずに語られているものである。

「対人関係の困難さ」と「こだわりの強さ」という特性があり、人とのコミュニケーションでつまずきやすい傾向がある(本田・植田 2019) とされている。これは、DSM-5にある自閉スペクトラム症の診断基準である、「対人コミュニケーションの領域」と「限局された行動・興味の領域」という二つの領域を、一般にも伝わりやすいもの書き換えたものであると理解できる。そしてこういった診断基準から直接言えることとして、[人間関係の困難さ] (E,G,I,K,L,M,N,R) があるとされる。

同様に[感覚過敏・鈍麻による困難] (B,C,G,H,K,M,N,Q,R) も言われている。これも、DSM-5による限局された行動・興味の領域に関して特徴として挙げられていることである。

感覚刺激に対する過敏さまたは鈍感さ、または環境の感覚的側面に対する並外れた興味(例：痛みや体温に無関係のように見える、特定の音または触覚に逆の反応をする、対象を過度にかいだり触れたりする、光または動きを見ることに熱中する)(American Psychiatric Association 2013=2014: 49)。

ADHDの特性として、[時間管理の苦手さによる困難] (C,D,F,G,I,L,M,N,Q,R)、[自己管理の苦手さによる困難] (C,D,E,F,

G,O,P,Q)、[整理整頓のできなさによる困難] (C,D,E,F,I,L,M,P) も挙げられているが、これらも、DSM-5による記述から直接的に考えられるものである。

しばしば日々の活動(例:用事を足すこと、お使いをすること、青年期後期および成人では、電話を折り返しかけること、お金の支払い、会合の約束を守ること)で忘れっぽい。(American Psychiatric Association 2013=2014: 58)

このような「忘れっぽさ」から、時間管理や自己管理の苦手が生まれるとされており、そこから主に仕事上での困難が生じるとされている。また、

課題や活動に必要なもの(例:学校教材、鉛筆、本、道具、財布、鍵、書類、眼鏡、携帯電話)をしばしば無くしてしまう。(American Psychiatric Association 2013=2014: 58)

というように整理整頓に関してもまた診断基準に載っている通りのことである。こちらも、主に仕事上で困難が生じるとされている。

そして、これらは社会が想定する女性の姿との不一致と関連し、女性発達障害児者を苦しめるとされている。

さらに、なくす、忘れる、散らかすといった行動は、社会が期待する女性像からもかけ離れています。そのため「片付けられない女」というレッテルを

貼って、暗に“ダメな女”と非難の目を向けてしまいがちです。それが特性のある女性の心を傷つけ、自信を失わせる要因にもなります。(宮尾 2020: 28)

8) 【ジェンダーロールと特性が一致しないことによる困難】(E,K,L,M,N,P,Q,R)

以上、女性発達障害児者のさまざまな困難をまとめてきた。一方で、もう少し大きな括りから見ると、女性に特徴的なものとして、【ジェンダーロールと特性が一致しないことによる困難】があるとされていた。

封建的文化が色濃く残る日本では、男性と同じように女性が社会に進出して自分の能力を発揮し、評価されることが難しい場合もあります。こうした文化のもとでは、女性は家庭にとどまり、家事や育児に専念して「家」を守ることが求められてきました。そして、そうした役割を担うためには、奥ゆかしく、周りの空気をよく読んで気が利き、家事を上手にこなし、人の世話をするのが得意な女性がふさわしいと考えられてきました。つまり、これらの資質を備えた女性の方が、社会的に高く評価されてきたということです。このような、型にはまった「女性らしさ」が求められる社会では、発達障害の特性を持つ女性は、肩身の狭い思いをしなければなりません。(本田・植田 2019: 128)

このように、発達障害の特性は、<求められる女性像>や<求められる女性の役割>と一致せず、女性発達障害児者は苦し

むことになるかとされていた。この苦しみに
ついて、ある程度の適応を目指すための整
理整頓の仕方や女性らしさの獲得の方法に
ついて述べられることもあったが、主には
特性があるのだから女性らしくしないで
いい、特性からくる苦手さを無理に克服し
なくても良い、というような〔特性による
苦手さがあるため＜女性らしく＞なくて良
いとする言説〕(A,B,C,D,E,G,K,L,M,N,R)が
支持されていた。特に女性同士のコミュ
ニケーションにまつわる問題についてはこの
対応策が支持されることが多く、「男性的
なコミュニケーションをする」「複雑な女
性の人間関係には入らないようにする」な
どと述べられることが多かった。

9) 【支援者の想定している一般的女性像】

(A,B,C,D,E,G,I,K,L,M,N,O,P,Q,R)

このように、支援者本において女性発達
障害児者をどのような存在として想定して
いるのかを見ていくと、その裏側に＜定形
発達の女性＞、つまり一般的な女性をどの
ような存在として支援者が考えているのか
も現れてくる。発達障害であるから苦手と
されていることが問題にならないのが＜一
般的女性＞である。一般的女性は、＜ガ
ールズトーク＞という、目的のない会話を
楽しむものとされ、恋愛、噂話、ファッ
ション、身近な交友関係、アイドルなど
の女性であれば通じる会話をテンポ良く
しており、それらは一般の男性には理解
ができなかったりついていけなかったり
するものであるようだ。つまり、〔女性
同士の会話を楽しめる〕(A,B,C,E,G,K,L,M,R)存在であり、〔複雑な人間関係を築く〕(D,G,K,N,R)ことで

生活していると考えられているのである。

また、ここで述べられているような【支
援者の想定している一般的女性像】が持つ
＜女性同士の関係性＞は、以下のような言
説によって、より特殊性を強調されている
こともある。

「男性的な人付き合い」に変えてみる。
人間関係での失敗が多い人は、
いっそのこと、付き合いの幅を狭めて
しまいましょう。女子のグループから
離れ、仲の良い人とだけ付き合うよう
にします。(宮尾 2015a: 60)

共通の趣味を持つ男友達と“ボーイ
ズトーク”をするのも一つの考え方で
す。アニメや鉄道など特定の分野に詳
しい複数の仲間と、ワイワイガヤガヤ
と情報交換するのも楽しいものです。
相手の顔色や場の空気を意識しながら
のガールズトークと違い、感じたこと
や知っていることをストレートに口
に出しながら、会話のキャッチボールを
学ぶことができます。(宮尾 2020: 50)

＜ガールズトーク＞に入らないようにし
たり、女性集団から距離を置くというこ
とが述べられる際に、「『男性的な人付き
合い』に変えてみる」「男性っぽい付き
合いができる集団に入ってしまった方が、
居心地が良いケースも多いのでしょう。」
というように、女性的な人付き合いでは
なく男性的な人付き合いにする、と勧
められている。支援者本では、男性的な
付き合いについての詳細な説明や具体
的な説明は述べら

れていない。すなわち男性的な付き合いは自明なものや一般的なものとしてされている。このことは女性的な付き合いが特異なものであり、特殊なものであり、女性特有のものであるという前提があるということを示している。

また、家事などの複雑なマルチタスクをこなす、結婚してマルチプレイヤーになることができるなど、[マルチタスクをこなせる] (C,D,E,I,K,L,P,Q,R) ことも特徴として述べられている。さらには

「女性らしさ」は形のないもの。誰にとっても、わかりにくいものかもしれません。しかし多くの女性は、大人になるにつれ、必要最低限の習慣やマナーは身につけていきます。(宮尾 2015a: 18)

といったように、[女性らしさ・女の子らしさを身につけることができる] (B,E,N,P,Q,R) 存在としても考えられている。この〈女性らしさ・女の子らしさ〉には、異性愛規範が埋め込まれているとも言えるだろう。多くの著作で、男性との恋愛が前提とされており、恋愛をして結婚し子育てをすることが前提とされる記述があった。

また、恋愛がわからないという女性発達障害児者に対するアドバイスとして、

親しくなりたい男性に対する話し方、好意の示し方、相手の気持ちの読み取り方などを、映画を通して視覚的に学びます。自力では習得しにくいこ

とを、映画という手本によって理解するのはです。(宮尾 2015a: 88)

基本的なスキルを学ぶことが重要なので、奇をてらった作品ではなく、古い作品や王道的な作品が良い。(宮尾 2015a: 89)

ということも述べられている。男性と恋愛をし、そして映画のストーリーに見られるような典型的な恋愛をする存在として〈一般的女性像〉が想定されているということであろう。そして、これまで述べられてきた〈一般的女性像〉は揺るぎのないものとして描かれているのである。

IV. 考察

1. 男児・男性の発達障害と女児・女性の発達障害の違い

これまで発達障害は男児・男性に多いとされてきたため、研究が男児・男性を中心に行われてきた。そのため、女性の発達障害の特徴は未だ検討されているところであり、現行の診断基準には当てはまらないが生きづらさを抱えている女性が存在する、ということであるようだ。アスペルガー症候群は、提唱者のハンス・アスペルガーが男児についての研究としてまとめたが、その裏には、同じような特性を持つ女児は子宮性のヒステリーとして処理されたために、アスペルガー症候群として記述されなかったという歴史もある (E.Sheffer 2018=2019)。また、学校生活において目立つ特性を示す男児には注目が集まっていたが女児は見逃されてきたということについても、周りに迷惑をかけているのかどう

か、学校適応ができるかどうか、が基準になっており、本人の苦しさを見ようとされてきていなかったということが言えるかもしれない。女兒が教室の中で教員の指示を拾えず、次の動きがわからず一人で静かに困っていたり、忘れ物が多いために困っていたりするような場合には、その悩みには気づいてもらえない現状があった。そのため支援者の反省的な言説として、女性の発達障害は周りに迷惑はかけないが、その内には生きづらさを抱えているのだ、という言説が生まれているとも考えられる。

2. 支援者本に残るジェンダーバイアス

〈女性の発達障害児者〉がどのような存在として語られているのかを明らかにすると同時に、〈一般的女性像〉がどのように想定されているかも明らかになった。ここでは〈ガールズトーク〉を用いてコミュニケーションをとったり、〈暗黙の了解〉と〈気づかい〉を重んじ、グループを形成して生活している姿が明らかとなった。そしてこれらはゆるぎのないものとして描かれている。

しかし一方で、掃除や洗濯、家事などについては「ジェンダーロール」という言葉や「世間で求められる女性の姿」といった言葉で言及されることもあり、ジェンダーバイアスに意識的でもある支援者の姿がうつしだされている。【ジェンダーロールと特性が一致しないことによる困難】というカテゴリーが示すように、支援者は、ジェンダーロールやジェンダーバイアスといったものが〈女性発達障害児者〉の困難さにつながると問題視しているのである。

いろいろな女性像があってもよいはず。本来、一人一人の個性は異なるものですから、全ての女性が共通の性質を持つということはありません。細かいことに気がつく女性もいれば、大雑把な女性もいます。世話好きの女性もいれば、人の世話を焼くのが苦手な女性もいます。同じことは男性にも言えます。性別に基づいた固定観念にとらわれる必要はありません。(中略) 妻が100人いれば、100通りの「妻像」がある、母親が100人いれば100通りの「母親像」があるということが、自然に受け入れられる社会が求められます。(本田・植田 2019: 137)

というような記述もある。支援者も「いろいろな女性像」や「性別に基づいた固定観念」といった言葉で、ジェンダーバイアスが女性発達障害児者にとっての生きづらさとなっていることに言及していたり、それらを打ち破る方向を向いていたりはするはずなのである。しかし、〈一般的女性像〉に対してのジェンダーバイアスは保持される構造がある。さらに、これらの言説が広まることは、ジェンダーバイアスの再生産を行なっているということでもある。女性発達障害児者が困難さを抱える元になっているものを保持するだけでなく、作っている可能性もあるのである。このように、ジェンダーバイアスが女性発達障害児者にとっての生きづらさの要因となっていることに言及しながらも、〈一般的女性像〉に対してのジェンダーバイアスが保持されている現状から、支援者の個人モデル的な支援の

あり方も垣間見える。支援者は、女性発達障害児者が現行の社会のなかで、いかに自分の特性を理解し問題に直面せずに生きていくか、という視点で支援をしており、社会の側に問題を見出しながらも、現行の社会の規範のあり様を変えていくことは積極的に目指さず、発達障害とされる個人に、意識の変容や行動の変容を促しているのである。

3. 発達障害を受け入れることによって ＜女性らしさ＞から免責される構造

【ジェンダーロールと特性が一致しないことによる困難】に対し、支援者本では＜女性らしく＞しなくて良いとする提案をしている。例えば女性集団が苦手なのであれば、「男性的なコミュニケーションをする」「複雑な女性の間人間関係には入らないようにする」という対処法を勧めていた。これらは、「特性による苦手さがあるのであれば」というように、括弧付きのものでもある。これは免責を生むものである。つまり、女性発達障害児者に対し、発達障害というレッテルを受け入れるのであれば＜女性らしく＞しなくて良いということを伝えているのである。定型発達であれば女性らしくできるのであるが、発達障害があるから＜女性らしく＞することが苦手なのである、という言説が形成される。このようにして、＜一般的女性像＞は固定化されたままであり、ジェンダーバイアスは保持され続ける。女性発達障害者は発達障害というレッテルを受けることで＜女性らしさ＞や＜女性特有のもの＞から逃れることができる一方で、その生きづらさの原因

である＜女性らしさ＞＜女性特有のもの＞は崩れないのである。発達障害であるからジェンダーバイアスから逃れることが重要なのではなく、全ての女性にとって重要であるという言説を用いなければ、ジェンダーバイアスは保持され続け、支援者が対象としている女性発達障害児者の生きづらさを打破することは難しくあり続けるのである。

V. 結論

以上、女性発達障害児者を支援者がどのような存在として捉えているのかを、支援者本を分析することにより明らかにしてきた。女性発達障害児者は気づかれにくく見逃されやすい存在であるとされてきた。その理由には、行動が目立たず、周囲が困らないこと、そして診断が男児・男性を主として作られていることが挙げられている。そういった気づかれにくく見逃されやすい存在である女性発達障害児者も、思春期以降に＜ガールズトーク＞ができなかったり＜女性の集団＞に馴染めないことで問題が顕在化するとされている。＜ガールズトークができない＞＜女性の集団に馴染めない＞のは発達の特徴からくるものであるため、そういったものから距離をおくことを対策として勧めている。一方で、そう語る際に表現される＜ガールズトーク＞や＜女性特有＞という言葉には、＜一般的女性像＞へのジェンダーバイアスがかかっているのである。支援者本で言われるような＜女性らしくなくて良い＞というものは、＜発達障害であるから＞という括弧付きであり、免責の効果を生んでいる。このよう

な語り方により〈一般的女性像〉に対するジェンダーロールは保持・強化され、女性発達障害児者が苦しむ原因となっている〈女性らしさ〉〈女性特有のもの〉は崩れない。そして、〈一般的女性像〉に適合することができない女性、つまり女性発達障害児者への〈女性らしくできない〉というレッテルもより強まっていくのである。

なお、本研究において十分に触れられなかったが、なぜ女性発達障害児者へ注目が集まるようになったのかという問いについても今後考える必要があるだろう。女性発

達障害児者への注目の裏には、ジェンダースtereotypeに基づく支援者側の問題提起があるとも考えられる。時代が変わるとともに女性に対する視線も変わり、そのため現在女性発達障害児者に注目が集まっているとも言えるかもしれない。

さらに、〈ガールズトーク〉や〈女性同士の関係〉以外にも、性被害にまつわる言説には支援者のジェンダーバイアスが隠れていたり、いわゆるレイプ神話が信仰されているような記述が見られたりもした。これらの点については、今後の課題としたい。

謝辞

本論文執筆にあたり、常に的確にご指導いただいた立命館大学大学院人間科学研究科村本邦子教授に厚く感謝申し上げます。

参考文献

- 浅井朋子・杉山登志郎・小石誠二・東誠・遠藤太郎・大河内修・海野千畝子・並木典子・河邊真千子・服部麻子, 2005, 「高機能広汎性発達障害の母子例への対応」『小児の精神と神経』（一般社団法人日本症に精神神経学会）第45号4巻：pp353-362.
- Asperger, Hans, 1944, "Die 'Autistischen Psychopathen' im Kindesalter." Archiv für Psychiatrie und Nervenkrankheiten 117, 76-136.
- 藤原美保, 2018a, 『発達障害の女の子のお母さんが、早めに知っておきたい「47のルール」』 エッセンシャル出版.
- . 2018b, 『発達障害の女の子の「自立」のために親としてできること』 PHP 出版.
- Grandin, Temple & Scariano, Margaret M. 1986 Emergence: Labeled Autistic, Arena Press (カニングハム久子訳, 1994, 学習研究社.)
- 本田秀夫・清水康夫・日戸由刈・今井美保, 2000, 「高機能広汎性発達障害の女子例に見られる発達精神医学的問題」『研究助成論文集』（明治安田こころの健康財団）第36号：pp29-38.
- 本田秀夫・植田みおり, 2019, 『最新図解 発達障害サポートブック』 ナツメ社.
- 星野仁彦, 2015, 『なんだかうまくいかないのは「女性の発達障害」かもしれません』 PHP 出版.
- 岩波明, 2020, 『医者も親も気付かない女性の発達障害』 青春出版.
- 神奈川県立中井やまゆり園神奈川県発達障害支援センターかながわ A, 2013, 『レディを育てる親と支援者たちへ』.
- Kanner, Leo, 1943, "Autistic Disturbances of Affective Contact", Nervous Child, 2, pp.217-250.
- 神尾陽子, 2005, 「自閉症に見られる性差」, 『教育と医学』（慶應義塾大学出版会）第53巻5号：pp.85-93.

女性発達障害児者を支援者はどのような対象として考えているのか

- 川上ちひろ・木谷秀勝, 2019, 『発達障害のある女の子・女性の支援——「自分らしく生きる」ための「からだ・こころ・関係性」のサポート』 金子書房.
- 木下康仁, 2003, 『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践 質的研究への誘い』 弘文堂.
- 宮尾益知, 2015a, 『女性のアスペルガー症候群』 講談社.
- . 2015b, 『女性のADHD』 講談社.
- . 2016, 『女の子の発達障害“思春期”の心と行動の変化に気づいてサポートする本』 河出書房新社.
- . 2017, 『女性の発達障害 女性の悩みと問題行動をサポートする本』 河出書房新社.
- . 2019, 『ASD、ADHD、LD 女性の発達障害 就活／職場編』 河出書房新社.
- . 2020, 『女性のための発達障害の基礎知識』 河出書房新社.
- 村中直人, 2020, 『ニューロダイバーシティの教科書 多様性尊重社会へのキーワード』 金子書房.
- Oliver, Michael, 1983, *Social Work with Disabled People*, London : Macmillan
- 榎原賢二郎, 2019, 「障害社会学と障害学」 榎原賢二郎編 『障害社会学という視座 社会モデルから社会学的反省へ』 新曜社.
- 榎原洋一・高山恵子, 2019, 『最新図解 女性のADHDサポートブック』 ナツメ社.
- 瀬山紀子, 2006, 「国連施策の中にみる障害を持つ女性——不可視化されてきた対象からニードの主体へ」, 『F-GENS ジャーナル』 (お茶の水女子大学 21 世紀 COE プログラムジェンダー研究のフロンティア) 第6号 : pp.63-69.
- Sheffer, Edith, 2018, *Asperger's Children : The origins of Autism in Nazi Vienna*, WW Norton&co Inc (山田美明訳, 2019, 『アスペルガー医師とナチス 発達障害の一つの起源』 光文社.)
- 司馬理英子, 2017, 『マンガでわかる 私って、ADHD脳!?!』 大和出版.
- . 2018, 『わたし、ADHD ガール 恋と仕事で困ってます』 東洋館出版.
- . 2019, 『よくわかる女性のアスペルガー症候群』 主婦の友社.
- . 2020, 『よくわかる女性のADHD 注意欠如・多動症』 主婦の友社.
- 高山恵子, 2009, 「女性とADHD」 『そだちの科学』 (日本評論社) 第13号 : pp.100-105.
- 立岩真也, 2014, 『自閉症連続体の時代』 みすず書房.
- 寺島彰, 2001, 「米国および英国の障害モデル」 『国立身体障害者リハビリテーションセンター研究紀要』 第22号 : pp.1-7.
- Williams, Donna, 1992, *Nobody Nowhere: The Extraordinary Autobiography of an Autistic*, Doubleday (河野万里子訳, 1993, 『自閉症だったわたしへ』 新潮社.)

(掲載決定日 : 2021年5月14日)

Abstract

How women with developmental disabilities are seen by their supporters: Persisting gender bias and its propagation by supporters

Rina MUKAI

There has been a growing interest in female developmental disabilities in recent years, and several books have been written and published by professionals (e.g., doctors, psychologists, etc.) and the parents and families who assist women with developmental disabilities (called “supporters’ books”). This study clarifies how these advocates perceive women with developmental disabilities. Supporters’ books were analyzed using the modified grounded theory (M-GTA). The results revealed that the advocates of women with developmental disabilities believe that women confront numerous difficulties because their developmental disorders are not easily recognized, they are prone to secondary disabilities, and they have problems that manifest during adolescence, marriage, or work life. Citing gender roles as a factor influencing the difficulties faced by women with developmental disabilities, the supporters exhibited a gender bias toward the general image of women. Supporters’ books also grant women with developmental disabilities the disclaimer of not needing to be feminine by accepting the label of developmental disability.

Keywords

developmental disabilities, women with developmental disabilities, intersectionality, gender bias

若者の性の問題化の構造

—— 保健体育科教科書における性感染症の記述を例に

反橋一憲
(早稲田大学大学院)

本稿は、若者の性がどのように問題視されて、どのようにコントロールされようとしてきたのかを明らかにするために、戦後に発行された中学校・高等学校用の保健体育科教科書における性感染症に関する記述を分析した。

保健体育科教科書では、出産・育児のための健康を害する点で性感染症が問題とされた。結婚前の性行為も、出産・育児に関連しない点で問題となり、結婚までの純潔が求められた。若者の性は、出産・育児のための健康を害さないようにコントロールされる必要があり、具体的には結婚まで純潔を維持するようコントロールされた。そして、純潔規範を説明するために、都合のよい科学的な知見が教科書に記述され、規範に不都合な部分は捨象された。若者の性をコントロールする手段として、性感染症に関する科学的知見が規範と結びつけられたのである。その後、規範が弛緩して科学的知見が重視されるようになり、その結びつきは弱まった。

キーワード

性感染症、若者の性、純潔規範、性教育、教科書

I. 本稿の関心

本稿は、戦後に発行された中学校・高等学校用の保健体育科教科書における性感染症に関する記述を分析することで、若者の性がどのように問題視されて、どのようにコントロールされようとしてきたのかを明らかにする。

若者の性行動は常に問題化されて課題が見出され、対策が講じられてきた。例えば、厚生労働省の「健やか親子21(第2次)」で

は、「次世代の心身の健康づくりに直結する重要な課題」(厚生労働省 2014: 72)として、10歳代の人工妊娠中絶率や性感染症罹患率の減少が目指されている。しかし、若者の性に課題が生じる原因を若者のみに求めるだけでは不十分である。若者の問題を論じる際には、それが本当に若者の問題なのかを問うことが求められる(羽瀨編 2008)。つまり、若者の行動を問題化する大

人の側の視点も考慮に入れる必要がある。大人が若者の性にどのような課題を見出して、どのようにコントロールしようとしてきたのかは、検討すべき問いなのである。

大人が若者の性を問題視する背景には、若者があるべき姿を逸脱しているのではないかという危惧が挙げられる。例えば、1970年代には、若者に「性の乱れ」が生じているという憂慮が大人の側にあった（林 2019）。「性の乱れ」とは婚前性交を指し、（結婚前の）性交経験が増加していると危惧されたのである。1970年代は、「女性が性的な解放も含めて新たな生き方を選択できるようになった時代」（永田 2008: 156）と指摘されるように、性に寛容な考えが普及し始める時期である。寛容な考えに影響された若者が、純潔規範を逸脱して、性行動を活発化させているという危惧が大人にはあった。そのため、大人は若者に規範を守らせ若者の性をコントロールしようと試みてきたのではないか。

本稿は、大人が解決を試みようとした若者の性の具体的な課題として性感染症に着目する。性感染症への対応が課題とされる直接の理由は、性感染症が健康を害する点にあると言える。すなわち、性感染症は医学的な面から課題にされる。一方で、性感染症は性の問題でもあるから、規範的な側面も有していよう。そうだとすれば、性感染症の科学（医学）的な事実が、性の問題を解決するための規範的な説明に用いられるのではないか。性感染症という課題を解

決するために、単に科学的な知識を伝えればよいのか、あるいは規範的な要求もされるのか。性感染症に着目することで、このような科学的な知識と規範的な言説のせめぎ合いを観察できる。なお、性感染症以外に人工妊娠中絶も解決すべき課題として挙げられる。しかし、人工妊娠中絶は性感染症と違い、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から女性の課題として限定されてきたのではないか。性の問題は女性のみならず男性も当事者である。そのため、本稿は男女に共通する課題として性感染症を取り上げる。

大人が若者の性感染症にどのように対応しようとしてきたのかは、性教育を手掛かりに検討できる。例えば、前述した「健やか親子21」でも、人工妊娠中絶率や性感染症罹患率の減少を達成するために、「学校における教育内容の充実・強化：性に関する指導の推進（性感染症、人工妊娠中絶の心身への影響、妊娠出産、生命の尊重等）、妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発」が提示されている¹（厚生労働省 2014: 78）。性教育の目標には「自己の性に対する認識」の確立、「人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かな男女の人間関係」の構築もあるが、「性の諸問題」に対処する能力の育成もまた目標である（文部省 1999: 9-10）。性教育に着目することで、若者の性にどのような課題が見出されて対策が講じられようとしてきたのかを観察できる。

ところで、学校での性教育は学校の教育

1 日本の教育行政においては「性教育」ではなく、専ら「性に関する指導」という語句が用いられるが、本稿では「性教育」という語句で統一する。

活動全体を通して行われるとされる（文部省 1999）。そこで本稿は、教科学習における性教育、特に保健体育科での性教育に分析対象を限定する。教科学習での教育内容は学習指導要領に示されている。そして、学習指導要領に示された教育内容は、国による検定を経た教科書に具現化されて児童生徒に教えられる。教科書は学習指導要領に基づき作成されて検定を経ている点で国の意向が反映されている。しかし、国の意向が直接反映されているわけではなく、教科書には執筆者や発行者の意向も加えられている。そのため、学習指導要領と教科書の双方に着目することで、大人が若者の性をどのようにとらえてきたのか、総合的に把握できる。さらに、教科書は「学校知を集約的に提示する媒体」（岡本 2018: 386）である一方で、教科書での性に関する記述は商業誌と比べて規範的だとされる（小坂 2009）。したがって、教科書には科学的な知識（学校知）が規範的な様相で記載されているのではないかと考えられる。本稿が関心を有する科学的な知識と規範的な言説のせめぎ合いを観察するために、教科書は格好の分析対象となる。そして、教科学習の中でも保健体育科に着目する理由は、学習指導要領において病気の予防が保健体育科の教育内容として示されてきており、性感染症の予防もその中に含まれてきたからである（詳しくはⅡで述べる）。

Ⅱ. 課題の設定

1. 分析課題の導出

戦前の（男子向け）性教育では、性感染症の予防はオナニーの禁止に並ぶ性教育の目的であった（澁谷 2013）。澁谷知美によれば、性感染症は花柳界で感染すると認識されており、「花柳病」と呼ばれていた²。そして、花柳病には①自己への害（自身が発症すること）、②妻への害（妻に感染させること）、③子孫への害（不妊になる、あるいは生まれてきた子どもに先天性の病気が生じること）という3つの害があり、これら3つの害を伝えることが「正しい知識」であった（前掲書：344-350）。これらの「正しい知識」を伝え、男子学生の恐怖心をあおって禁欲へ向かわせ、性感染症を予防しようとした（前掲書：307, 317）。性感染症の原因は買春にあり、性感染症に罹患すると個人のみならず家族に害を及ぼすとされたのである。そして、性感染症を予防するために若者には結婚までの純潔が求められた。戦後も、1950年代の保健体育科にて性感染症³が「不健全な男女関係」あるいは「結婚」「遺伝」と関連付けられていたように（茂木 2012: 5）、性感染症が引き続き個人ではなく家族の問題としてとらえられた。

以上を総合すると、戦前は性感染症の原因が買春による性行為にあり、本人だけでなく家族の問題ともみなされ、結婚までの純潔が予防法とされた。戦後も引き続き性感染症が家族に悪影響をもたらすために解決すべき課題とされていた。しかし、1960

2 花柳病は梅毒、淋病、軟性下疳の総称であった（澁谷 2013: 298）。

3 戦後から1980年代までは「性感染症」ではなく「性病」と呼ばれていた。本稿では基本的に「性感染症」で統一する。

年代以降の状況は、罹患率の低下とともに記述量が減少し、その後、HIV/AIDS や性器クラミジアの罹患率が増加するとともに再び記述量が増加したという知見に留まる(茂木 2006, 2012)。具体的な記述の中身、すなわち性感染症がなぜ解決すべき課題とされ、どのような予防法が示されたのかに関しては、十分な分析が施されているとはいえない。1950年代まで家族の問題という観点から説かれていた性感染症の負の影響と予防法は、エイズ対策に主眼が置かれるようになるのとどのように説かれてきたのか。本稿はこの変遷をたどり、若者の性がどのように問題化され、コントロールの対象となってきたかを明らかにする。

2. 時期区分の設定——保健体育科における性感染症の取り扱い方への着目

反橋 (2020) によれば、これまでに改訂されてきた学習指導要領の各版にて、性感染症は保健体育科の教育内容として表 1 の通り示されてきた。

1969年・1970年版までは性感染症が教育内容として示されてきたが、1977年・

1978年版、1989年版では、学習指導要領で明確に示されなくなった。その後、1998年・1999年版以降は「エイズ」が教育内容として示されるようになった。この推移は、茂木 (2006) が指摘するように、性感染症罹患率 (図 1・2 参照) の推移に対応していよう。すなわち、戦後すぐは性感染症罹患率の高さが突出していたが、その後 1950 年代後半から減少した。そのため、1977 年版・1978 年版では性感染症を取り上げる必要性が弱くなったのだろう。しかし、1980 年代後半から 1990 年代にかけてエイズ対策が急務になったことで、1998 年・1999 年版以降はエイズを中心に性感染症を取り上げる必要が出てきた。

ただし、性感染症が学習指導要領で教育内容として明記されていない場合であっても、教科書には示されていた。反橋 (2019) によれば、1977 年版の学習指導要領に基づく中学校保健体育科用教科書や、「中等学校保健計画実施要領」(1949 年) の時期に出された保健体育科教科書にも、性病に関する記述があった。高等学校保健体育科でも、「中等学校保健計画実施要領」や 1978 年版

表 1 学習指導要領に示された性に関する内容のうち性感染症にかかわるもの

中学校	高等学校
1958 年版 病気の予防 (性病)	1960 年版 国民優生 (性病の予防)
1969 年版 病気とその予防 (性病)	1970 年版 疾病予防活動
(1977 年版と 1989 年版には明記なし)	(1978 年版と 1989 年版には明記なし)
1998 年版 感染症の原因とその予防 (エイズ、性感染症)	1999 年版 健康の保持増進と疾病の予防 (エイズ)
2008 年版 感染症の予防 (エイズ、性感染症)	2009 年版 健康の保持増進と疾病の予防 (エイズ)

注 2017 年版・2018 年版は、教科書を分析対象としないので省略した。

出典：反橋 (2020) を参考に筆者作成

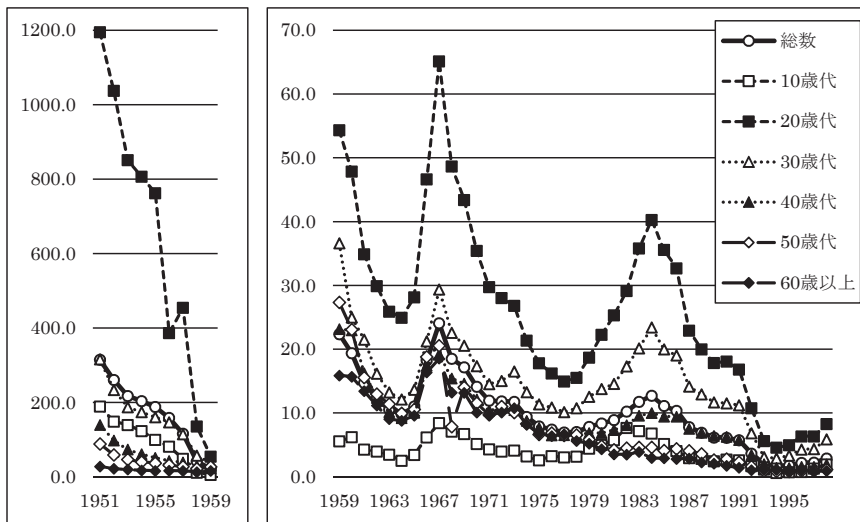


図1 (左) 1951～1959年における性感染症罹患率(人口十万対)の推移
 図2 (右) 1959～1998年における性感染症罹患率(人口十万対)の推移

注 集計されている性感染症は梅毒、淋病、軟性下疳、鼠径リンパ肉芽腫症の4種である。罹患率(縦軸)は総数・各年齢階級とも人口10万人あたりの罹患患者数である。1950年代の罹患率(特に20歳代)が高かった点を考慮して、1959年で図1・2を区切っている(凡例は共通)。なお、厚生省による性感染症の集計方法が変化している点と、本稿が1960年代の罹患率減少に関心を有する点を考慮し、1999年以降は省略した。

出典：分子となる罹患患者数は厚生省大臣官房統計調査部(1954)、同(1955-1959)、同(1960-1981)、同(1982)、同(1983-2000)を、分母となる各階級の人口は総務省統計局編(2003)を参照して、筆者が作成した。

と1989年版の学習指導要領に基づいた教科書に、性感染症に関する記述が載っていた(茂木2006)。そのため、学習指導要領に性感染症が示されていない時期の教科書も分析対象とする必要がある。

以上を踏まえ、本稿では、①性感染症罹患率の高さが課題になっていた1969年・1970年版まで(Ⅲ)、②学習指導要領で明確には性感染症が示されなくなる1977年・1978年版と1989年版(Ⅳ)、③エイズ対策が求められるようになる1998年・1999年版以降(Ⅴ)に時期を区分する。この3つの時期ごとに、性感染症が負の影響をもたらすものとしてどのように問題化され、性感染症の負の影響を防ぐためにどのような予防法が提示されてきたのかを分析する。そして、この3つ

の時期によって、大人によって若者の性が問題化される構図や、コントロールされる方法が異なっていたのかを論じる。

3. 分析対象

本稿が分析対象とする、戦後に発行された中学校保健体育科教科書、および高等学校保健体育科教科書は表2に示している通りである。なお、教科書を収集した時点では、2017年・2018年版の教科書が使用されていないため、本稿は2008年・2009年版までを分析対象とする。入手できた教科書の中から、性感染症に関する記述が記載されていた箇所を参照し、性感染症がどのように問題視されていたのか、そして性感染症の予防法がどのように示されていたかを抜

表2 分析対象となる保健体育科教科書

中学校				高等学校			
学習指導要領	使用開始	発行者	教科書	学習指導要領	使用開始	発行者	教科書
1949年版	1951年	16社	51点	1949年版	1951年	14社	41点
1958年版	1962年	7社	31点	1960年版	1963年	12社	28点
1969年版	1972年	5社	15点	1970年版	1973年	9社	23点
1977年版	1981年	3社	12点	1978年版	1982年	7社	30点
1989年版	1993年	3社	6点	1989年版	1994年	4社	10点
1998年版	2002年	3社	6点	1999年版	2003年	3社	9点
2008年版	2012年	4社	8点	2009年版	2013年	2社	6点

注1 学習指導要領が法的拘束力を有する以前は「1949年版」とした。この時期は主に「中等学校保健計画実施要領」が保健教育の内容を示した。なお、1949年版中学校用の51点中3点、同高等学校用41点中2点は入手できなかったため、これら5点は分析対象から除外した。

注2 「教科書目録情報データベース」では、発行者名や発行者記号が変更になると新規教科書として登録されるが、本稿では教科書記号・番号が同一であれば同一の教科書とみなす。これに該当する事例は、1976年度に発行者名が学研書籍から学習研究社へ変更になった『高校保健体育』と、2010年度に学習研究社から学研教育みらいへ変更になった『新・中学保健体育』である。また、中学校用教科書『どうしたら健康が増進されるか』（日本教図 1951）は上下巻合わせて1点と数えた。

出典：公益財団法人教科書研究センター「教科書目録情報データベース」（2020年12月23日取得、https://textbook-rc-lib.net/Opac/search.htm?s=-cKZ-xZqMVYzA_3dOR9f0IzB6wh）をもとに筆者が作成した。

き出して分析する。

Ⅲ. 優生問題としての性感染症（1969年・1970年版まで）

1. 「中等学校保健計画実施要領」（1949年）に基づく教科書

戦後間もなく、性感染症の罹患率が問題となっていた時期は、性感染症は子孫にまで影響を与える病気と説明されていた。中学校用の教科書では、性感染症に罹患することで「本人が苦しむばかりでなく、子孫にまで害毒をおよぼして悲惨な運命におちいる」（講談社『中学保健』1951: 161, 1952: 169, 1953: 156, 1955: 160-1)⁴と子孫の問題とされ、性感染症は「亡国病」（教育図書

『健康のよろこび』1951: 203）と、国に影響を及ぼす病気とされた。高等学校用の教科書でも「その人をいため、子孫にまで害を残す病気」や「国民の質が著しく悪化する」（教育図書『健康と生活』1950: 185-6）のように、本人だけでなく子孫にまで悪影響を及ぼし、ひいては国にも影響を及ぼすという説明がなされていた。

中学校用教科書では、子孫、そして国に悪影響を及ぼす性感染症には、「誘惑に負け理性を失ったとき」にかかり（学校図書『中学保健』1952: 199）、「健全でない青年期の交際」や「おとなたちの正しくない生活」（実教出版『私たちの健康』1951: 176）など、不健全な男女交際が原因とさ

4 本稿では、分析対象として引用した教科書の出典は発行者、教科書名、使用開始年、ページ数でその都度示し、本文後の参考文献への提示は省略する。改訂版を同時に記す場合は同一著者による複数の文献とみなし、発行者と教科書名は省略している。

れた。高等学校用教科書では、性感染症が「花柳界にひろがっている」（教育図書『健康と生活』1950: 185）や、「性病に感染する機会は売春婦との性交渉によることが多い」（大修館書店『高等保健』1955: 148）など、不健全な男女交際の意味がより直接的に買春だと示された。性感染症を予防するには、「一時の感情にかられて行動することなく、不潔な性生活をさける」こと（中教出版『りっぱなからだ』1951: 183）、「未婚者」が「一時の感情におぼれて不潔な場所に近づかない」こと（東京書籍『新しい健康教育』1954: 213）など、不健全な男女交際をせず純潔を守ることが予防法とされた。より具体的に言えば、「本能的な欲望にかられ」た「不純不潔な行為」を避けること（中等教育研究会『健康と幸福』1952: 190）、「感染の危険にあるところに近づかないこと」（大日本雄弁会講談社『高等保健』1952: 183）という、特に結婚前に買春などの不健全な性行為をしないことが予防法とされた。このような予防法は「正しい知識、断固たる意志」をもって「純潔を守り、真の愛情に生きること」（教育図書『輝く健康日本』1953: 216）を意味した。「健全な男子と女子が結婚し、その夫婦の行いが正しい時は生涯かかることがない」（教育図書『健康と生活』1950: 185）とあるように、純潔を維持しパートナー以外との性行為をしないことが正しい行いとされた。

2. 1958年・1960年版学習指導要領に基づく教科書

1958年・1960年版でも引き続き、性感染症の負の影響は、中学校用の教科書では

「本人はもちろん子孫にまでおよびやすく、幸福な家庭をこわし、社会にもわるい影響をおよぼす」（大修館書店『中学保健体育』1962: 167）や、「国民全体の健康までも低下させるようになる」（大日本図書『中学校保健体育』1962: 170）のように、本人だけでなく子どもにも及び、家庭や社会の問題とされた。高等学校用の教科書でも、「性病に感染すれば、一生苦しみ、子孫にまで害毒を及ぼす」（中日本スポーツ研究会『高等保健体育』1963: 229）と、本人だけでなく子どもにも悪影響を及ぼすとされた。さらに、1960年版の高等学校学習指導要領では性病が国民優生の問題として示されていたことから、教科書には「性病やアルコール中毒が家庭生活を破壊し、社会に大きな負担を及ぼすことも、優生の問題と関連して重要である」（講談社『標準高等保健体育』1963: 218）というように、性病を国民優生と関連付ける記述がみられた。「子孫の素質にも悪い影響をあたえる」（学研書籍『高校保健体育』1968: 235）のように、性感染症が子孫の質を下げるという端的な記述もあった。

このような性感染症の予防法は、中学校用の教科書では「性病は、自分の意志によって防ぐことができる」ため、「正しい性知識をもち、それにもとづいて、清潔な行動をしなければならない」（学研書籍『中学保健体育』1962: 166）、あるいは「かるはずみなことはしないで、男女の交際を正しく、明るい生活をおくる」こと（大日本図書『中学校保健体育』1962: 170）、「ふしだらなことをしない」（教学社『中学保健体育』1963: 161）というように、正しい知識を持

つことと、禁欲的に生活を送ることが必要とされた。高等学校用の教科書でも、感染の原因が「不純な性行為」(学習研究社『高校保健体育』1968: 235, 1971: 235)、「不潔な性行為」(中日本スポーツ研究会『高等保健体育』1963: 229, 1967: 229, 1970: 229)など、純潔に反する行為にあるとされた。そのため、「性欲をスポーツや快適な勤労や趣味活動などに転化して、結婚までは純潔を維持することがたいせつである。」(同前1963: 229, 1967: 229, 1970: 229)と、純潔の維持が大切とされた。国民優生に関連して、以下のように生まれてくる子どもが性感染症に罹患していないことが求められた。

梅毒も胎盤を通じて胎児に感染し先天梅毒となる。よい子孫を得るためには、このような疾病の予防にも注意しなければならない。性病予防法に、結婚する場合は健康診断書を取りかわすようにさだめてあるのも、このような意義があるからである。(開隆堂『保健体育』1963: 230, 1967: 227, 1970: 225)

3. 1969年・1970年版学習指導要領に基づく教科書

1969年版の中学校用教科書でも、性感染症の負の影響は、梅毒の母胎感染によって「発育不良の子どもが生まれたり、胎児が育たないこともある」(学研書籍『中学保健体育』1975: 182)、淋病が「不妊の原因」になる(学研書籍『中学保健体育』1972: 182, 1975: 182, 1978: 174)、「子孫にまで害をおよぼし、家庭生活を不幸にする伝染病」(教育出版『新版 標準中学保健体育』

1972: 190)のように、本人だけでなく、生まれてくる子どもにも影響を与え、家庭に悪影響を及ぼすとされた。

1970年版の高等学校用教科書では、性病予防法の制定や保健所による活動が紹介される。「性病は国民の心身をおかして、子孫にまで害を及ぼすので、その治療および予防をする目的で、性病予防法による対策が実施されている。」(講談社『標準高等保健体育』1973: 230, 1976: 230, 1979: 230)のように、生殖と関連付けられる記述もあった。さらに、「結婚と優生」の項目でも記述があった。例えば、「性病は不妊の原因となったり、胎児にわるい影響をあたえたりするので、ぜったいに予防しなければならない」(大修館書店『高等保健体育』1973: 179)や、「性病は相手に感染させるだけでなく、生まれてくる子どもにも影響する」(一橋出版『保健体育』1973: 174)という記述である。

性感染症の予防法はどうか。中学校用の教科書では、「病気について正しい知識をもち、危険な機会をつくらないようにする」ことや(東京書籍『新しい保健体育』1972: 179)、「社会には、性的欲求を刺激する要素が多く、意志の弱い人のなかには、それに負けて、誤った行為に陥る人もいる」ために「性病の恐ろしさを正しく理解し、誘惑に負けない強い意志をもって生活することが必要」(学研書籍『中学保健体育』1972: 182-183)など、誘惑に惑わされず感染する機会を設けないという、禁欲を示唆する説明がされた。高等学校用の教科書では、『新編保健体育』にて「性病の多くは、不潔な性交による接触感染である

から、不純な交友を避ける」(第一学習社 1973: 183)と説明されたが、他の教科書にはあまり書かれていない。むしろ、以下のような、結婚と関連付けられ、結婚前の純潔を示唆する説明が見受けられた。

さらに重要なことは、優生上問題になる点がないかということである。それには、(中略)アルコール中毒や性病の有無などを検査してもらい、健康診断書を取りかわしてから結婚生活にはいるのがよい方法である。(講談社『標準高等保健体育』1973: 190)

IV. 優生問題からエイズ対策への過渡期 (1978・1979年版と1989年版)

1. 1978年・1979年版学習指導要領に基づく教科書

1978年・1979年版学習指導要領では性感染症が明示されなかった。だが、性感染症に関する記述は僅かながらも記載された。中学校用教科書では、1980年代に使用が開始された9点のうち7点が、学習指導要領の「傷害の防止と疾病の予防」に該当する項目で性感染症に言及していた。7点のうち5点は病名(主に梅毒)を示すのみだったが、大日本図書の2点では、以下のように患者数が多く、青少年も感染していることが問題とされた。

りん病や梅毒などの性病は、統計上患者の数は少ないが、実際の患者は多

く、青少年にも感染して問題となっている。患者が医師の診察を受けたがらないこと、完全に治療しないとからだ全体がおかされることなどから、対策を強化するよう望まれている。(大日本図書『中学校保健体育』1981: 115, 1984: 115)

一方、高等学校の教科書30点のうち12点は、学習指導要領の「健康な家庭生活」に該当する項目で説明していた。例えば「性病は、家庭生活に与える影響が大きいので、異常がある場合は、はやく完全に治療しておかなければならない」(開隆堂『保健体育』1982: 182)のように、性感染症が家庭生活に影響を与えると説明された。あるいは、以下のように、生殖への影響を説明する記述があった。

梅毒の場合では、妊娠中の母親がり患していると、胎盤を通して胎児に病原体が移り、先天梅毒児が生まれることもある。淋病は、卵管や子宮内膜などの炎症によって、不妊の原因になり、子宮外妊娠の破裂などを生じて生命の危険をもたらすこともある。また、男性の場合も不妊の原因になる。(一橋出版『保健体育』1982: 196)

また、高等学校用教科書では本文中で性病予防法に言及する教科書が11点あったが、あくまでも法令の紹介である⁵。個人レ

5 国による施策の紹介(「公衆衛生活動と保健・医療制度」の項目内)か、結婚前の健康診断の根拠(「結婚と健康」の項目内)として記述されている。

ベルでの具体的な予防法を説く教科書は中学校・高等学校ともなかった。

しかし、エイズが日本でも確認されると、1990年以降に使用が開始された中学校用教科書は3点とも、「傷害の防止と疾病の予防」の本文中や巻末資料として、エイズを紹介していた。例えば、感染を予防するために「エイズ患者だけでなく、キャリアとの性行為」や、その他血液を避けることが必要であると説明され（学習研究社『改訂中学保健体育』1990: 199）、あるいは「原因がはっきりしており、さらに感染経路が限られているので、その点では、けっしておそろしい病気ではない」（同前）、「一般の生活のなかで感染する危険性はほとんどない」（東京書籍『新訂 新しい保健体育』1990: 179）など、決して恐ろしい病気ではないことが示されていた。一方、高等学校用教科書の4点（1988年使用開始の1点、1991年使用開始の3点）には、学習指導要領の「公衆衛生活動と保健・医療制度」に該当する箇所ではエイズに関する記述が載った。ただし、『現代高等保健体育』（大修館書店1991）が感染の原因や患者数が増加していること、エイズ予防法が制定されたことなどをせいぜい説明していた程度で、中学校に比べて詳細な記述は見られなかった。いずれにせよ、エイズに関する記述では、生殖や家族への影響は見受けられなかった。

2. 1989年版学習指導要領に基づく教科書

1989年版でも、学習指導要領では明確に示されなくとも、エイズに関する記述が引き続き載った。中学校用教科書は全6点で、

学習指導要領の「疾病の予防」に該当する項目に記載され、「世界中で急激に患者・感染者が増え続け、社会的健康問題として注目されています。」（東京書籍『新しい保健体育』1997: 105）、「HIVに感染した人がホテルで宿泊を断られたり、外国では、感染した子どもが登校を拒否されたりした例がある。」（大日本図書『新版 中学校保健体育』1997: 117）など、HIV感染者・エイズ患者の増加や感染者・患者に対する差別が問題になっていると述べられていた。

高等学校用の教科書全10点も学習指導要領の「疾病の予防活動」に該当する項目でエイズに言及し、うち4点では節単位でエイズ（または性感染症）を説明していた。病名のみを取り上げている教科書もあるが、「性的接触によるHIV感染者が増加しつつあり、深刻な社会問題になっている」（大修館書店『新高等保健体育』1994: 193）のようにエイズ感染者の増加や、「エイズの原因がよく知られていなかったために、エイズに対する誤解や偏見が広がった」や「今もなお、患者・感染者やその家族への差別がみられる」（一橋出版『保健体育』1995: 141）など、エイズへの誤解や偏見、患者への差別が問題になっていると説明している教科書もあった。なお、エイズだけでなく性感染症全般について、本文中や巻末の用語説明で言及する高等学校用教科書も5点あった。この時期より、「性行為でうつる病気は20をこえ、これらをまとめて性感染症、あるいは性行為感染症といいます」（大修館書店『最新保健体育』1998: 96）など、「性病」ではなく「性行為感染症」あるいは「性感染症」という語句が使用され

るようになった。

それでは、エイズの予防法はどのように提示されたか。中学校用教科書では、「不特定多数との性的接触をさけること、コンドームを使うことなどが有効であること」(学習研究社『新・中学保健体育』1997: 113) や、「HIVに感染するような行動をしないことがたいせつであり、「次々に相手をかえるような性行為は、HIVに感染する可能性のある危険な行動」(大日本図書『新版 中学校保健体育』1997: 117) と説明された。不特定多数との性行為をしないことがまず挙げられ、性行為をする際はコンドームを使用することが挙げられた。高等学校用の教科書でも、「エイズは日常の社会生活で感染することはなく、正しい知識を学び、リスクの高い性行為をさけることで予防できる病気」と説明され(一橋出版『保健体育』1995: 141)、「不特定多数との性交をしないこと、性交するときにはコンドームを正しく使用すること」が予防法とされた(同前)。中学校、高等学校ともに、教科書で説明されたエイズの予防法は不特定多数との性行為をせず、性行為をする際はコンドームを使用することであった。

V. エイズ対策と生殖の問題への回帰 (1998年・1999年版以降)

1. 1998年・1999年版学習指導要領に基づく教科書

1998年版中学校学習指導要領ではエイズと感染症が、1999年版高等学校学習指導要領ではエイズが、教育内容として明確に示されるようになった。ただし、高等学

校用教科書でも性感染症について説明されるようになった。

性感染症について、中学校用の教科書では、「近年、若年層のあいだで性器クラミジアが増加傾向にあることから、今後の性感染症の増加が懸念されている」(東京書籍『新しい保健体育』2002: 116) と、若年層での性感染症が増加していることが説明された。そして、性感染症が「不妊の原因になること」や「母親から赤ちゃんに感染(母子感染)すること」(学習研究社『新・中学保健体育』2006: 95)があるなど、生殖に影響を与えるという説明もされるようになった。高等学校用の教科書でも、性感染症が「性行動の活発な青年層と壮年層に多くみられ、感染に気づかずに性行為を重ね、感染を広げていることも少なくない」(一橋出版『明解保健体育』2003: 27) など、若者の間で増加していると説明されていた。

エイズについても、「HIV感染者の年齢構成をみると、20歳代までの若い感染者が全体の約1/3をしめており、わたしたちが身近な問題として考えなければならない」(大日本図書『中学校保健体育』2002: 133) や、「わが国でも、感染者は増加傾向にあり、とくに10代、20代の増加が懸念されている」(第一学習社『高等学校 改訂版保健体育』2007: 30) など、中学校・高等学校用の教科書ともに、若年層を中心にHIV感染が増加していることが説明されている。性感染症とエイズ(HIV感染)は若者の問題として説明されるようになった。

中学校用教科書では、性感染症やHIV感染の予防は以下のように示された。

エイズもふくめた性感染症の主な感染経路は性行為であり、性的接触により感染が拡大します。そのため、無防備な性行為や多数の相手との性行為はしないというのが適切な選択です。また、コンドームは、正しく使えば、自分のからだの細胞と相手の体液（精液または膣分泌液）とが接触するのをさけることができるので、性感染症の感染予防のためには有効な手段です。（大日本図書『中学校保健体育』2002: 135）

このように、性行為（特に無防備な性行為や不特定多数との性行為）をしないこと、性行為をする際にはコンドームを使用することが予防法として挙げられていた。高等学校用の教科書も以下のように、性行為を避けることを基本としつつ、性行為を行う際はコンドームを使用するよう説明していた。

性行為による感染を防ぐためには、危険な性行為を避けることが重要である。具体的には、相手がHIVに感染していないことが確実にない場合は性行為を避けるか、あるいはコンドームを正しく使用するなどの予防行動があげられる。（大修館書店『新保健体育』2003: 130-131）

2. 2008年版・2009年版学習指導要領に基づく教科書

性感染症の影響について、中学校用の教科書では、「近年は、10代で感染する人も多く、低年齢層への感染の拡大が心配され

ています。」（東京書籍『新しい保健体育』2012: 105, 2016: 136）のように、低年齢層で感染が増加していると説明されていた。あるいは、治療を受けないと「尿道や子宮、卵管などに炎症を起こし、不妊症や子宮外妊娠の原因になる」や「性感染症に感染している母親から胎児へ感染し、流産や早産などの原因になる」（東京書籍『新しい保健体育』2012: 105, 2016: 137）など、生殖への影響が挙げられていた。高等学校用の教科書でも、「性感染症は、感染予防への意識の低さなどもあり、10代後半から急増します。」など若者での感染の増加や、性感染症を「放置すると不妊症になったり子宮外妊娠を起こしたりすることもあります。」（大修館書店『最新高等保健体育』2013: 40, 2017: 40）など、生殖への影響が挙げられていた。

エイズについても、「HIV感染者、エイズ患者は年々増加しており、若い世代にも広がっています」（学研教育みらい『中学保健体育』2012: 100）や「わが国でも、近年、HIV感染者が急増しており、とくに30歳代までの男性の感染者が多く、社会問題となっています。」（第一学習社『高等学校保健体育』2013: 31）のように、中学校、高等学校用ともに若い世代での増加が説明されていた。

性感染症の予防法は、中学校用の教科書では「性的接触を避けること、とくに多くの人との性的接触は感染の危険性を大きくするため、避けることが必要です。また、コンドームを使うことなどにより直接接触を避けることも重要です。」（大修館書店『保健体育』2012: 143, 2016: 145）のよ

うに、まずは性的接触をしないことが挙げられ、その次にコンドームの使用が説明されていた。エイズも同様に、「他の性感染症と同じく、性的接触をしないことが最も有効です。また、コンドームは、正しく使用すれば感染の危険性を少なくするのに有効です」(学研教育みらい『中学保健体育』2012: 101, 2016: 117)と、まずは性的接触をしないこと、その次にコンドームの使用が挙げられていた。

高等学校用の教科書では、性感染症とエイズの予防法が一緒に説明され、具体的には「コンドームを正しく使うことで粘膜同士の直接接触を避け、感染を防止すること」(大修館書店『現代高等保健体育』2013: 37, 2017: 37)や、「まず、性行為のときに、コンドームを必ず、しかも正しく使用すること」(第一学習社『高等学校保健体育』2013: 31, 同改訂版 2017: 31)のように、性行為時にコンドームを使用することが挙げられていた。

VI. 分析結果の要約と考察

1. 分析結果の要約

戦後から1970年代までの教科書では、性感染症が優生⁶と関連付けられ、本人だけでなく生まれてくる子ども、そして家庭に悪影響を与えると考えられた。特に、1950年代には「亡国病」という言葉が示すように、性感染症が国の発展を脅かすという説明が見受けられた。このような性感染症を予防するには何よりも結婚前の純潔が求められ

た。結婚前の純潔を破るような行為は「不潔」や「不純」とみなされた。特に、1950年代には性感染症に罹患する機会を買春にあると明記され、買春を戒める記述が見受けられた。

その後、1978年・1979年版にて性感染症は、学習指導要領で示されなくなっても、教科書では僅かながら言及される。ただし、当初は若者への感染や、家族や生殖への影響が説明される程度であり、予防法は示されなかった。しかし、エイズが問題になり始めると、主に中学校用教科書でエイズに関する記述が見受けられるようになる。そして、1989年版学習指導要領でもエイズは教育内容として示されてなくとも、中学校・高等学校用教科書ともにエイズに関する記述が載り、エイズ患者の増加や差別・偏見が問題とされた。さらに、予防法も示されるようになり、不特定多数との性行為をしないことや、性行為をする際はコンドームを使用することが説明された。

1998年・1999年版学習指導要領で中学校と高等学校ともに、エイズが(中学校では性感染症も)教育内容として示されると、エイズを含む性感染症について教科書で説明されるようになる。性感染症が若者の間で増加している点で問題とされた。そして、予防法として、無防備あるいは不特定多数との性行為を避けつつも、性行為をする際にはコンドームを使用することが挙げられていた。2008年・2009年版になると、性感染症が若者の間で増加しているこ

6 学習指導要領や教科書では、遺伝面に限らずに、広く子どもを無事に出産して健康な子孫を残す、というニュアンスもあったようである。

とだけでなく、生殖にも影響を及ぼすことが問題とされた。予防法としては、中学校と高等学校ともに性行為時にコンドームを使用することが示され、中学校用では性行為を避けることも示された。

2. 考察

まず、教科書では出産・育児が性の問題の判断基準であることがわかる。保健体育科での性教育は「生殖家族」を前提として「責任の持てる育児のための性行動」を問題の判断基準にしていると指摘される（ましこ 2019: 125）。性感染症はまさにこの基準によって課題とされている。1970年代までは性感染症の悪影響が本人だけでなく、生まれてくる子どもや家族など他人にも及ぶことが紹介されていた。その後、1980年代になると、性感染症の罹患によって他者の健康に影響を与えるという記述はなくなったように見受けられる。しかし、2010年代（2008年・2009年版）になると、性感染症が生殖機能に影響を及ぼすものとして問題とされるようになった⁷。したがって、保健体育科において性感染症は、出産・育児のための健康を害する点で問題視されていた。

次に、結婚前の性行為も出産・育児に関連しない点で問題となり、結婚まで純潔を維持すべきという規範が求められた。さらには性感染症の予防法としても純潔が挙げられた。戦後すぐは性感染症（特に梅毒）の治療が容易ではなく、売買春で性感染症

に感染するとも考えられていたため、感染を予防するには夫婦間以外の性行為をしないことが最善とされたのだろう。しかし、その当時に性行為をしながら性感染症を予防する方法がなかったわけではない。医学博士の市川篤二が若者向けに性病の知識を説く『性教育ハンドブック——性と性病のはなし』では、夫婦間以外の性行為をしないことが一番の予防法としつつも、性欲を抑えられず「夫婦以外の性交」をする際は、「コンドームまたはフィッシュスキン」といった「器械」の着用や「予防薬」の塗布が推奨されていた（市川 1948: 71-72）。しかし、教科書では器械や予防薬には言及されていない。器械や予防薬の使用は夫婦間以外の性行為を助長するものとして捨象されたのではないか。結婚まで純潔を維持すべきという規範を説明する際に、器械や予防薬の存在は不都合なものとされとともに、夫婦間以外の性行為をしないことが一番の予防法であるという点が都合よく使われた。科学的な知見のうち、規範の根拠として都合のよい部分のみが使用され、規範に不都合な部分は捨象されたと言える。

一方で、戦後直後には性感染症の悪影響を示して性行為を戒める方法を脱却する動きもあった。例えば、教師や親に向けて出版された『性教育はどのように行うか』では、性感染症を教える際に恐怖をあおるのではなく「純粹に医学的に教えらるべき」（大島ほか 1953: 271）という主張がみられた。しかし、教科書では器械や予防薬

7 2010年代には国が若者に少子化対策として結婚を求めるようになったことから（斉藤 2017）、少子化対策の一環で若者に出産・育児を求める動きが背後にあらう。

の使用が説かれることはなく、純潔を維持すべきという規範的な説明のみが記載された。この背景には、性教育が単なる知識教育だけでは不十分であり、道徳教育としての側面も重視されてきた点が挙げられる。文部（科学）省が学校教員向けに発行してきた『中等教育資料』には、性教育では道徳面も重視すべきだという主張が見られる。例えば、文部省の教科書調査官を務めた植村肇は「性に関する正しい知識と道徳を確立してほしい」と述べ（植村 1963: 31）、1980年代にも、保健教育研究者である国崎弘が「科学的な知識を教える」ことが「あまりにも強調されていて、いわゆる道徳教育にかかわる」面での教育がおろそかになっているのではないかと述べた（田能村ほか 1986: 7）。このような道徳を重視する姿勢が、規範にそぐわない科学的知見を捨象したのであろう。

1960年代以降は、性感染症の罹患率減少に呼応して（罹患率の推移は図1・2を参照）、教科書における性感染症の記述量も減少した（茂木 2006）。学習指導要領にも性感染症が明記されなくなった理由は、国にとって罹患率を減らすという保健的な動機が弱くなったからかもしれない。しかし、教科書には性感染症に関する記述が僅かながらも記載されていた。性感染症は保健的な動機に関係なく、若者に規範を示して性をコントロールするための根拠として好適だった。1970年代は依然として、純潔規範が性感染症予防の根拠となり、性感染症が純潔規範に都合よく使われていたのである。

ところが、1990年代以降になると、結婚

までの純潔を求めるような規範的な記述は見られなくなる。むしろ、コンドームの使用を挙げる点で性行為を認めてさえいる。この背後には、結婚前の性行為を容認しない人の割合の減少や（NHK放送文化研究所編 2020）、若者の性交経験率の上昇（片瀬 2019）が想定される。純潔規範が弱くなって若者の結婚前の性行為が珍しくなり、結婚前の性行為を認めざるを得なくなったのだろう。あるいは、「特定の価値観を押しつける」のではなく、「科学的な学びを通して価値観の問題」を生徒に考えさせようとする昨今の保健学習のあり方（高橋 2000: 14）も想定される。規範を前面に出さず、科学的知見をもとにして思考を促そうとする保健学習の性格も、規範と科学的知見の結びつきを弱めたのかもしれない。

ただし、結びつきが弱くなったとはいえ、若年のうちは性行為を経験しないほうが望ましいという規範は依然として残っている。2010年代の中学校用教科書では性的接触を回避することが望ましいと記述されている。中学生の性交経験率は高校生と比べて低い（片瀬 2019）。経験率の低い中学生には、できればそのまま安易に性行為を経験しないよう求めているのかもしれない。

保健体育科教科書では、出産・育児のための健康を害する点で性感染症が問題とされた。結婚前の性行為も、出産・育児に関連しない点で問題となり、結婚まで純潔を維持すべきという規範が求められた。若者の性は、出産・育児のための健康を害さないようにコントロールされる必要があり、具体的には結婚まで純潔を維持するようコントロールされた。そして、純潔規範

を説明するために、都合のよい科学的な知見が教科書に記述され、規範に不都合な部分は捨象された。若者の性をコントロールする手段として、性感染症に関する科学的知見が規範と結びつけられて用いられたのである。その後、規範が弛緩し、保健学習が科学的知見を重視するようになると、規範と科学的知見の結びつきは弱まったようだが、規範の影響は見受けられる。

VII. まとめと今後の課題

本稿は、若者の性がどのように問題視されて、どのようにコントロールされようとしてきたのかを明らかにするために、戦後に発行された中学校・高等学校用の保健体育科教科書における性感染症に関する記述を分析してきた。

若者の性は、若者が出産・育児を担えるかという点で問題視された。そして、大人は問題に対応するために、若者に対して科学的な知見を都合よく根拠にして規範的な要求を出してきた。科学的な知見を重視するようになって、規範に沿った科学的知見を提示していたのである。若者の性は、若者が出産・育児を担えるようにコントロールの対象とされた。そして、コント

ロールのために、科学的知見が取捨選択を経て利用された。

最後に今後の課題を挙げる。性感染症以外の若者の性に関する問題を分析することが挙げられる。例えば、2000年代以降の中学生と高校生とに対する規範的要求は、性感染症予防とは別のテーマに関連付けられるようになった可能性がある。1998年版以降の中学校学習指導要領では、「心身の機能の発達と心の健康」において「異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択」が、1999年版以降の高等学校学習指導要領でも「生涯を通じる健康」で「異性を尊重する態度」「性に関する情報への対処」が教育内容として示されるようになった（反橋2020）。結婚まで純潔を維持するべきという規範が弛緩するとともに、若者の性交経験率が上昇することで、教科書の記述においても結婚前の性行為が追認されるようになったという本稿の結論を確認するには、2000年代以降に教科書で説明される性に関する情報の増加という新たな問題を検討する必要がある。あるいは、Iで言及した人工妊娠中絶も、若者の性の問題が出産・育児に関連するという本稿の知見を踏まえれば、今後の検討が求められる。

参考文献

- 羽濑一代編, 2008, 『どこか〈問題化〉される若者たち』 恒星社厚生閣.
林雄亮, 2019, 「はじめに」日本性教育協会編 『「若者の性」白書 第8回 青少年の性行動全国調査報告』 小学館: pp. 2-3.
市川篤二, 1948, 『性教育ハンドブック——性と性病のはなし』 ハンドブック社.
片瀬一男, 2019, 「第8回『青少年の性行動全国調査』の概要」日本性教育協会編 『「若者の性」白書 第8回青少年の性行動全国調査報告』 小学館: pp. 9-28.
厚生省大臣官房統計調査部, 1954, 『伝染病精密統計年報』.
———. 1955-1959, 『伝染病及び食中毒精密統計年報』.

- . 1960-1961, 『伝染病および食中毒統計年報』.
- . 1962-1981, 『伝染病および食中毒統計』.
- . 1982, 『伝染病食中毒統計』.
- . 1983-2000, 『伝染病統計』.
- 厚生労働省, 2014, 『「健やか親子 21 (第2次)」について 検討会報告書』, (2020年12月23日取得, <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000041585.html>).
- ましこ・ひでのり, 2019, 『身体教育の知識社会学——現代日本における体育・食育・性教育・救急法等をめぐる学習権を中心に』 三元社.
- 茂木輝順, 2006, 「保健体育教科書における性感染症記述の変遷」『性と健康』第5号: pp. 42-46.
- . 2012, 「性教育の歴史」荒堀憲二・松浦賢長編『性教育学』朝倉書店: pp. 1-7.
- 文部省, 1999, 『学校における性教育の考え方、進め方』ぎょうせい.
- NHK放送文化研究所編, 2020, 『現代日本人の意識構造 [第九版]』NHK出版.
- 岡本智周, 2018, 「学校知と権力」日本教育社会学会編『教育社会学事典』丸善出版: pp.386-387.
- 小坂美保, 2009, 「学校教育における『性』の語られ方と商業雑誌における『性』の語られ方」『日本 = 性研究会議会報』第21巻第1号: pp.20-32.
- 大島正雄ほか, 1953, 『性教育はどのように行うか』講学館.
- 斉藤正美, 2017, 「経済政策と連動する官製婚活」本田由紀・伊藤公雄編『国家がなぜ家族に干渉するのか—法案・政策の背後にあるもの』: pp.87-120.
- 澁谷知美, 2013, 『下半身と立身出世——男子学生の性的身体の管理の歴史』洛北出版.
- 反橋一憲, 2019, 「戦後の中学校保健体育科教科書における性に関する項目の変遷」『中研紀要 教科書フォーラム』(公益財団法人中央教育研究所) Vol. 21: pp. 42-53.
- . 2020, 「戦後の小・中・高等学校保健体育科における性に関する教育内容の変遷——学習指導要領や同解説等の検討を中心に」『保健科教育研究』第5号: pp. 15-31.
- 総務省統計局編, 2003, 「我が国の推計人口——大正9年—平成12年」, 政府統計の総合窓口「e-stat」, (2021年3月31日取得, <https://www.e-stat.go.jp/>).
- 高橋浩之, 2000, 「基礎・基本の定着を図り、個性を生かす教育を充実するための保健の授業」文部省教育課程課編『中等教育資料』第12巻第10号: pp. 30-31.
- 田能村祐麒ほか, 1986, 「[座談会] 中・高校生と性に関する指導」文部省教育課程課編『中等教育資料』第35巻第11号: pp.4-21.
- 植村肇, 1963, 「高校保健体育教科書における性の取り扱い」文部省教育課程課編『中等教育資料』第12巻第10号: pp. 30-31.

(掲載決定日: 2021年5月14日)

Abstract

The Constitution of Problematization of Youth Sex: An Analysis of Physical and Health Education Textbooks

Kazunori SORIHASHI

This paper analyzes the contents of junior high school and senior high school physical and health education textbooks published after World War II to elucidate how youth sex has been problematized and controlled in Japan.

Sexually transmitted diseases have been problematized as damage to youth health and prospective reproduction. Premarital sexual intercourse has also been described as problematic because it does not lead to procreation. Young people has been asked to obey the norm of remaining pure until they were married. Young people's sex needed controlling in order not to harm their health and prospective reproduction. Concretely, they were controlled to remaining pure until they were married. Convenient scientific knowledge explicating this social norm was described in textbooks, while inconvenient knowledge was neglected. In order to control youth sex, scientific knowledge was associated with the norm. Later, the norm weakened, and scientific knowledge was emphasized. Then, the association between the norm and the scientific knowledge appeared to become less evident.

Keywords

sexually transmitted disease, youth sex, norm of purity, sex education, textbooks

ポストフェミニズムとしてのトランス？

—— 千田有紀「「女」の境界線を引きなおす」を読み解く

藤高和輝
(京都産業大学)

本論文は、千田有紀の論考「女の境界線を引きなおす」を批判的に読み解くことを通して、現代の日本社会におけるトランス排除的言説の構造を明らかにすることを試みるものである。千田の論考は2020年3月に出版された『現代思想』臨時増刊号「フェミニズムの現在」に掲載されるや否や、トランス当事者を含めた多くの人たちからトランス排除的な論考であると批判され、物議を醸したものである。本稿では、千田の論考を読解することを通して、その背後にあるトランスフォビックな認識論的枠組みを明らかにする。その枠組みとは「ポストフェミニズムとしてのトランス」という図式である。そして、その図式が千田個人だけではなく「トランス排除的ラディカル・フェミニズム」に広く共有されている可能性を提起する。以上を通して、現在のフェミニズムが抱える問題点を浮き彫りにし、インターセクショナルな視点をもったトランス・インクルーシブなフェミニズムの必要性を主張する。

キーワード

トランス、想像的逆転、ポストフェミニズム、LGB fake-T、インターセクショナルリティ

「フェミニストは人種、階級、セクシュアリティ、障害といった区別を学んできたし、擁護してきた。それでは、このアポリアはなぜ、ジェンダーの領域では頑なに存続しているのか。」

(Salamon 2010=2019: 207)

I. はじめに

2020年3月に出版された『現代思想』臨時増刊号「フェミニズムの現在」に掲載さ

れた千田有紀の論考「「女」の境界線を引きなおす」が物議を醸した。2018年夏頃のお茶の水女子大学のトランス女性受け入れの報道以降 Twitter を中心に「トランス排除的ラディカル・フェミニズム (trans-exclusionary radical feminism)」の言説が活発になり氾濫するなかで出版された千田の論考は、この間トランス排除的な言説によって傷つけられた多くの人たちに大きな失望を与えるものであり、そのためトランス

ジェンダー¹ 当事者を含めた多くの人からの批判を受けた。例えば、トランスジェンダー当事者であるゆなは千田の論考をかなり詳細に取り上げて批判した(ゆな 2020)。これに対して、千田はゆなに応答し、彼女の解釈は「誤読」であるとして、むしろ「女」というカテゴリーを生物学的な本質主義から解放し、「共闘」しようという、トランス女性へのメッセージでもある」と述べた(千田 2020b)。

しかし、そうであるならば、なぜ、トランスジェンダー当事者を含めた多くの人たちから「トランス排除的」との批判を受けたのか。その論考の何が問題だったのか。私たちは改めて考える必要があるだろう。そして、そこで考察されるべきは、千田自身の「意図」ではなく、そのテキストがどのような認識の枠組みによって可能になっているかという問いであり、その認識論的な構造を明らかにするために、テキストが語っているもの——「作者」にとっては「枝葉末節」に映るものさえ含めて——を批判的に読み解く必要がある。

したがって、本稿は千田の論考「女」の境界線を引きなおす」を批判的に読解するものである。しかし、その狙いは千田個人を批判することにあるわけではない。また、千田の論考を「正確に」読み、その「意図」を理解することにあるわけでもない。ましてや、「中立的立場」から「論争」を整理することにあるわけでもない。むしろ、私がここで千田の論考を読解すること

で行いたいのは、千田個人だけではなく、広く「トランス排除的なフェミニズム」に通底している認識論的な枠組みとは何かを明らかにする作業である。したがって、その論考を批判的に読み解くことはひとり彼女の論考が抱える問題を指摘することに留まるものではない。それは「フェミニズムの現在」が抱える問題を考察することであり、引いては「フェミニズムの未来」を考える作業につながるだろう。

そのためにまず第一節では、「想像的逆転」という概念を用いながら、千田の論考の全体的な構造を確認する。その上で第二節以降では、本論の主題へと議論を進める。そこで私が着目したいのは、千田の論考から浮かび上がる「ポストフェミニズムとしてのトランス」という認識論的な図式である。第二節では、千田の論考を内在的に読解することを通して、この図式を析出する作業を行う。第三節では、このような「ポストフェミニズムとしてのトランス」という図式に関する一種の系譜学を行うことで、「トランス排除」の問題が現在のフェミニズムに突然降って湧いた問題ではなく、むしろ歴史的に反復された問題でもあることを確認する。そこで取り上げたいのが、ジェンダーフリー教育をめぐる生まれた「中性人間」に関する議論である。第三節が「ポストフェミニズムとしてのトランス」と「中性人間」というそれぞれの言説の共通性を考察するものであるなら、第四節で考察するのはむしろ現在生じてい

1 本稿では、トランスジェンダー(あるいはトランス)を「出生時に割り当てられた性別に違和感を持ち、それとは異なる性を生きる人」を指す言葉として用いる。なお、「シスジェンダー」とは「非トランスジェンダー」を指す言葉で、「性別違和をもたない人」を指す。

る差異や変化の方であり、そこではジェンダーフリー・バッシングの時代から現在においてトランスをめぐる言説の状況がどのように変化したのかを考察する。

II. 「[女]の境界線を引きなおす」と「想像的逆転」

まず、千田の論考を読み解いていく上で、その論考の全体的な構造を確認しておこう。ここで確認しておきたいのは、「トランス排他的ラディカル・フェミニズム」の言説が「想像的逆転」に構造化されており(藤高 2019a)、千田の論考も例外ではないことである。「想像的逆転(imaginary inversion)」とは、マイノリティの立場に置かれている主体がどういうわけか「暴力的主体」として表象されるメカニズムを指すものである²。トランス排除の文脈で言えば、トランスジェンダーはこの社会のなかで周縁化されており、例えば性暴力を受けることも多いにもかかわらず、むしろ「性暴力を行う可能性のある主体」として表象されている点がそれである。本節でまず確認しておきたいのは、そのような「想像的逆転」のメカニズムが千田の論考にも働いているという点である。

彼女の論考は「いま、日本のTwitterでは「ターフ戦争」とでもいうべき事態が起こっている」という言葉とともに始まり、

(「トランス排他的ラディカル・フェミニスト」の略語である)「ターフ」という用語が現在「中傷の言葉」として、「侮辱や暴力的なレトリックとともに使われている」と説明される(千田 2020a: 246)。このように、彼女がはじめからクローズアップしているのは、「ターフ」という言葉が「中傷の言葉」として用いられていると彼女が考える状況であり、その目的は、それによって生まれる「不必要な(と私は信じている)争い」(千田 2020a: 247)に終止符を打つためである。すでに、この冒頭部から透けて見えるのは、一部のフェミニストに向けられる「ターフ」という言葉が「中傷」や「暴力」として機能しており、したがって、そのような暴力からフェミニストを守ろうという問題意識である。彼女にとって、「ターフ」とは、トランスの活動家やトランス・アライによる、一部のフェミニストを攻撃するための用語である、と言えるだろう。そこでは、トランス活動家やトランス・アライは、フェミニストに対する「暴力的主体」として表象されている。

このような構図は結論部ではより明白になる。彼女はその結論部で、トランス(かもしれない人)の「破壊行為」(千田 2020a: 254)に言及する。

先に例に出したバンクーバーの女性

2 「想像的逆転」とは“imaginary inversion”の訳語である。その働きに関しては、ジュディス・バトラーがロドニー・キング事件を例に考察している(Butler, 2004a)。ただし、この論文に直接“imaginary inversion”という表現は出てこない。この表現を用いたのは酒井隆史であり、彼はバトラーの論文も挙げながらその概念について論じている(酒井, 2016)。しかし、彼はそれを「想像的転倒」と訳している。本稿では“inversion”の訳語として「逆転」の方がわかりやすいと考え、「想像的逆転」と訳して用いている。

センターが破壊された事件では「ターフを殺せ」「ファックターフ」「トランスパワー」という落書きが施設に対して行われた。その数週間前には、ネズミの死骸がドアに釘づけられていたという。これが誰によってなされたかはわからない。トランスはたんに、破壊行為の口実として使われている可能性すらある。しかし、ターフはある種のステイグマとして機能しており、ターフに対しては何をしてもいいのだという意識が醸成されていることも事実である。

例えば、terf(s) に rape、fuck、punch などという言葉を引き付けて検索すれば、目を覆うようなニュースや写真が出てくる。サンフランシスコの公立公園では、「ターフをぶん殴る I PUNCH TERFS」と血塗られたタンクトップが展示された。ほかにも、斧とともに「死ね、シスのカスども Die Cis Scum」というスローガンが描かれたシールド、なかには有刺鉄線をまかれたものもある色とりどりのバッド、これまた色とりどりの斧やトンカチ、などが展示された。これらは主催者の HP 上で通信販売されており、こうしたバッド（や刀、斧）などの武器を携えて「ターフ」をしばくと宣言する写真は、SNS 上でしばしばみられる。（千田 2020a: 254）

このように彼女は最後に、トランス（かもしれない人）による「破壊行為」に言及する。このような言及の仕方によって生み出される効果は、トランスは「危険な人」なのだという印象ではないだろうか。たとえ彼

女に「差別意識」がなくとも、このような操作は明らかに読者に、トランスを「危険人物」とみなすよう誘導するものである。

先の引用部の直後に続くのは、この論考の最終段落にある次のような彼女の主張である。「このような暴力に陥ることなく、私たちが多様性に基ついた社会を設計するには何が必要なのだろうか。今一度立ち止まって、私たち全員が考えてみる必要があるのではないだろうか。それは「ターフ」を見つけ出して、制裁を加えることではなく、問題の構造を見据えた私たちの社会的合意の達成によってなされるものであると信じている」（千田 2020a: 254）。「多様性に基ついた社会」は「私たちの社会的合意の達成によってなされるものである」と、彼女はその論考を締め括る。このような提言は特段問題のない主張に思えるかもしれないが、しかし、ここで着目すべきは、この提言が先の引用部の直後に置かれている点である。すなわち、先の引用部と併せてこの最後の主張を読むなら、「社会的合意の達成」を妨害しているのはトランス及びそのアライの側だ、と彼女が想定しているのは明白なのである。あるいは言い換えれば、たとえ彼女にそのような「意図」がなかったとしても、結果として、彼女の主張は読者にそのような「効果」を与えるものである。

このような、トランスが「私たちの社会的合意の達成」を妨害する主体として表象されている点に関して言えば、次のサラ・アーメッド（Sara Ahmed）によるトランス排除の分析が見事に当てはまっていると言えるだろう。アーメッドは論文“An Affinity

of Hammers”で、「私たちは本当に話し合うことができないのか」という希望に満ちたりべらな問い」さえトランスに対する「殴打」になりうると述べている (Ahmed 2016: 31)。というのは、「そのような問いは、この問題の話し合いに参加することを拒絶する人々を、不和の原因にしてしまうからだ。そのため、圧力をかける「トランス活動家」、話を聞かず、関わろうとしない「トランス活動家」、フェミニストの批評をブロックするために「トランスフォビア」という言葉を使う「トランス活動家」たちは、和解というリベラルな約束 [.....] を邪魔する人とみなされてしまうのだ」 (Ahmed 2016: 31)。千田の提言は明らかに、トランスを叩くハンマーとして機能していると言えるだろう。そこでは、トランスは「和解というリベラルな約束 [.....] を邪魔する人」として表象されているのだ。

したがって、トランスという形象は千田の論考において、「破壊活動」を行う暴力的主体として、そしてまた「私たちの社会的合意の達成」を妨害する主体として、表象されていると言える。社会的混乱を引き起こしているのは彼女にとってトランスの側なのであり、一部のフェミニストの「不安」に寄り添わないのもトランスの側なのだ。そこには明らかに、「想像的逆転」のメカニズムが働いていると言えるだろう。

Ⅲ. ポストフェミニズムとしてのトランス

このような「想像的逆転」に貫かれた千田の論考はまさにそのために、多くの人から批判されることになったが、本節では、それらの批判のなかでもあまり注意を引か

なかった点を考察することにした。それは、千田がトランスを「ポストフェミニズム」に「親和的」な主体として描いている点であり、まさにそこにこそ、トランス排除的なフェミニズムの認識論的枠組みが透けて見えるように思われるからである。

順を追ってみていこう。彼女はトランスジェンダーを「ポストフェミニズム」に「親和的」な主体として表象する上で、ジェンダー論の歴史を三期に分けて説明する。この「ジェンダー論の第三段階」なるものはジェンダー研究者にとっても「新奇」なものであるが、ここでは千田によるジェンダー論の整理を確認しておくに留める。トランスジェンダーは千田によれば、このジェンダー論の「第三期」に位置づけられる。以下、彼女の整理をみていこう。

千田によれば、ジェンダー論の「第一期」は、「ジェンダー」という概念が出現した時期」(千田 2020a: 250)であり、ロバート・ストラー (Robert Stoller) やジョン・マネー (John Money) らの名が挙げられる。そこでは、「身体」は不可視化され、ジェンダー・アイデンティティやジェンダー・ロール [.....] が社会的に創造されることが焦点になった」(千田 2020a: 250)。「第二期」では、ジュディス・バトラー (Judith Butler) の名が挙げられている。そこで彼女が述べているのは、この「第二期」において「身体」までも社会的に構築されているのだという考え方」(千田 2020a: 251)が波及したということである。そして、「第三期」はこの「第二期」の考え方をさらに推し進めたものであるとされ、「身体もアイデンティティも、すべては「フィクショ

ン」であるとされるのであったら、その再構築は自由におこなわれるべきではないかという主張」(千田 2020a: 251) にまとめられる。

ここで重要なのは、トランスジェンダーがこの「第三期」の考え方に則ったものであると考えられている点である。彼女曰く、「これはトランスに限らない。美容整形やコスメ、ダイエット、タトゥーなどの身体変容にかんする言説を検討すれば、身体は自由につくりあげてよい、という身体加工の感覚は私たちの世界に充満している」(千田 2020a: 251 強調引用者)。あるいは、「たまたま、「割り当てられた」身体やアイデンティティを変更して何の不都合があるだろうかという論理は第三期的ななにかである」(千田 2020a: 251 強調引用者)。このように、千田はトランスジェンダーを、「第三期的ななにか」によって生み出された存在、あるいは「第三期的ななにか」と密接に関連している存在として捉えていることがわかる——千田自身はこのような「第三期的ななにか」とトランスの関連を否定しているが(千田 2020b)、傍点を付した箇所は明らかにトランスを想起させる記述である。

このようなトランスジェンダー理解が明らかに不正確かつ不十分であるのは、すでに先に触れたゆなによる論考でも指摘されている。例えば、彼女は次のように述べている。「私たちトランス女性は不自由にも、自分たちにもどうしようもできない仕方

ですが、そのひとつもまた、男女二分法の外部に

いることを自ら自由に選んだわけではなく、おそらく当人にもどうしようもない仕方

方でいずれの性別にも属せないのだろうと想像します」(ゆな 2020)。トランスにとってのアイデンティティは自由に選択したり再構築したりする代物ではない。それは語の厳密な意味で感じられるものである(トランスの経験をこのような「感じられる」という観点から考察したものとして、拙論(藤高 2019b)を参照)。

さて、ここで私が焦点を当てたいのは、この「第三期的ななにか」が「ポスト・フェミニズムの時代と親和的である」(千田 2020a: 251) という彼女の次のような主張である。

こうした感覚〔身体やアイデンティティは自由に再構築されるという感覚：引用者注〕は、ポスト・フェミニズムの時代と親和的である。男女平等は、現実には達成されていない。男女の賃金格差から女性の政治参加から、不平等はそこかしこにある。なんといっても日本のジェンダーギャップ指数は一二一位である。しかし、にもかかわらず、男女平等は達成されたという前提で、様々な問題を個人の「選択」や「責任」に帰する時代が、ポスト・フェミニズムである。男女の差はあたかも消滅し、男女平等がすでに達成されたかのように扱われる。[.....] ここでは、男女平等を主張するフェミニストは、自ら「女」というジェンダー・アイデンティティを「選択」したにもか

かわらず、その結果が気に入らない、不平等だと、「性別」というカテゴリーを利用して文句をいう人たちにすりみえる。自分の「自由な」「選択」にもかかわらず、「性別」などという窮屈なカテゴリーを改めて持ち出して、自己正当化のためにひとびとを「性別」に押し込めてくるひとたちとすら表象される。(千田 2020a: 251)

彼女によれば、ポストフェミニズムとは「男女平等は達成されたという前提で、様々な問題を個人の「選択」や「責任」に帰する」ものであり、そして、それは、「フェミニスト」に対して「自己正当化のためにひとびとを「性別」に押し込めてくるひとたち」と非難するものであるから、要するに反フェミニズムであり、フェミニズムに対するバックラッシュである。トランスを含む「第三期的ななにか」は彼女にとって、ポストフェミニズムであり、フェミニズムに対するバックラッシュなのである(千田はジェンダー論の各々の「段階」は「理念系」にすぎないと断っているが(千田 2020a: 251)、しかし、「第三期」をポストフェミニズムに「親和的」と表象している点で明確に価値判断を下している)。

ここから、「ポストフェミニズムとしてのトランス」という構図が彼女の論考から浮かび上がることになる。トランスジェンダーは「たまたま、「割り当てられた」身体やアイデンティティを変更して何の不都合があるだろうかという論理」によって規定され、その感覚／論理は「第三期的ななにか」であるとされる(千田 2020a: 251)。こ

の「第三期的ななにか」が「ポストフェミニズム」と「親和的」とされるのは、それが「性別」という「社会的な問題」を「個人の選択の問題」に還元するものだからであり、それはフェミニズムを攻撃するものと想定されている。「トランスジェンダー」とは彼女にとって、「第三期的ななにか／ポストフェミニズム」の象徴的な例であり、フェミニズムの基盤と考えられているもの——要するに、性別——を瓦解させる存在として想像されているのだ。

重要なのは、この「ポストフェミニズムとしてのトランス」という図式が程度の差はあれ「トランス排除的なフェミニズム」に共通して認められる点である。実際、「トランスジェンダーの存在を認めれば女性の権利や安全が守られない」といった類の主張はとりわけネット上でよく見かけられる。そこでは、トランスジェンダーは「女性の安全」や「フェミニズムの基盤」を脅かす「脅威」として想像されている。トランス排除的言説においてたびたび話題になる銭湯やトイレの議論で問題になっているのは「トランスジェンダーの存在を認めれば、トランス女性を装う性犯罪目的の男性の存在も許してしまう」ということであるが、このような認識の背景には、「トランスジェンダーの存在を認めれば、二元論的な性別そのものが瓦解してしまう」という「不安／恐怖」があるのではないだろうか。

ここで、千田の論考以外の例を取り上げよう。それは、杉田水脈の物議を醸した文章「[LGBT] 支援の度が過ぎる」である。ここでは、その文章を千田の論考との共通点に着目しながらみていこう。両者のテク

ストの興味深い共通点とは、その「性同一性障害者／トランスジェンダー」の位置づけである。千田の論考において、「性同一性障害／トランスジェンダー」はあの「ジェンダー論」の「第二期」と「第三期」にそれぞれ割り振られている。彼女は次のように述べている。「『ジェンダー・アイデンティティ』は生まれながらにして所与であり、変更不可能であるからこそ、手術によって身体を一致させたいという GID をめぐる物語が典型的に第二期的なものであるとしたら、たまたま、「割り当てられた」身体やアイデンティティを変更して何の不都合があるだろうかという論理は第三期的ななにかである（どちらが優れていると断言しているのではない。これらは理想型であり、現実には両者の論理はもちろん混在する）」（千田 2020a: 251）。トランスの存在をこんな風に理論によって分断してみせるのかなり暴力的だが、「どちらが優れていると断言しているのではない」——そんなことは当たり前である——と述べながら、しかしすでに指摘したように、「トランスジェンダー」は「第三期」の「産物」とされ、そしてこの「第三期」は「ポストフェミニズム」に「親和的」なものとして描かれるのだから、彼女は明白に、「性同一性障害者」よりも「トランスジェンダー」を問題視しているのである。そして、このような彼女の「性同一性障害者／トランスジェンダー」の区別は、杉田の論考「『LGBT』支援の度が過ぎる」で表明されているものとはほぼ一致する。杉田は「LGBT」に税金を使うべきではないと主張したことで批判されたが、「性同一性障害」は「障害」だから

「医療を充実させるべき」とも主張している（杉田 2018: 59）。しかし他方で、「自分が認識した性に合ったトイレを使用することがいいことになるのでしょうか」と問い、「Tに適用されたら、LやGにも適用される可能性だってあります。自分の好きな性別のトイレに誰もが入れようになったら、世の中は大混乱です」（杉田 2018: 60）とも述べており、明示的に「トランスジェンダー」を攻撃している。

もちろん、千田は杉田の政治的立場に賛同しないだろう。しかし、ここで着目したいのは、「性同一性障害／トランスジェンダー」をめぐる奇妙な図式が両者において共有されている点である。杉田にとって、「性同一性障害」は「障害」だからやむをえないが、「T」と略語で呼ばれているものは「自分の好きな性別」を自由に選ぶことができる主体である。千田の論考においても、「GID」は「『ジェンダー・アイデンティティ』は生まれながらにして所与であり、変更不可能である」というそのやむにやまぬ状態によって規定されており、その表象は「たまたま、「割り当てられた」身体やアイデンティティを変更して何の不都合があるだろうかという論理」によって規定される「トランスジェンダー」と対照的である。

杉田の「自分の好きな性別のトイレに誰もが入れようになったら、世の中は大混乱です」という世界観はまさに「ポストフェミニズムとしてのトランス」という認識論的図式によって可能になっている。「ポストフェミニズムとしてのトランス」は、身体やアイデンティティを自由に再構築し、性別を「個人の選択の問題」に変え

る存在だからだ。その図式の下では、あたかも、トランスジェンダーの存在を社会的に認めることが即、性別を解体することを意味するかのような、一種の陰謀論的な議論が展開されていくことになる。

IV. 「トランス」から「中性人間」へ

千田の論考からみえてきたのは、「ポストフェミニズムとしてのトランス」という形象だった。そこではトランスジェンダーは、身体や性差を自由に再構築することのできる存在、いわば「性差をなくす」存在であり、フェミニズムに対するバックラッシュとして表象されていた。ここで私は千田の論考からいったん離れて、このような「ポストフェミニズムとしてのトランス」の「前例」を考察することにしたい。それによって、千田の論考が抱える問題がなにも突然噴出した新たな問題ではなく、過去のフェミニズムの負の遺産を継承したものであることを確認したい。そこで思い起こされるのが、ジェンダーフリー教育をめぐる肯定派と否定派の議論であり、両陣営から排除された「中性人間」という形象である。

風間孝はその論文「『中性人間』とは誰か?——性的マイノリティへの「フォビア」を踏まえた抵抗へ」で、ジェンダーフリー教育をめぐる肯定派・否定派双方の言説に共通している「中性人間」の排除について考察している。「中性人間」という形象はジェンダーフリー教育否定派の言説から生まれたものである。風間は、当時の民主党議員の中山義活の国会質問を否定派の典型的な言説として分析し、次のようにまと

めている。

ここで、中山の主張にみられるジェンダーフリー批判を行うための二重の戦略を読み解き、それがひとつの典型であることを指摘したい。その戦略とは、つぎの二つからなる。①ジェンダーフリー教育を、性差を否定する教育として批判をおこない、その結果「中性人間」が生まれることになることを主張する。②その一方で、ジェンダーフリー教育批判をおこなうときの性差の是認という自らの立場が性差別を肯定するものではないとの弁護を行う（性差別主義者でないことの弁解）。性差の強調もしくは「らしさ」の保持は、性差別を擁護しているのではないかという疑念を人々に抱かせかねない。そこでジェンダーフリー否定派は、性差別を肯定していないと弁解しつつ、性差の必要性を説くという綱渡りをしているのだ。こうしたリスクを冒す中で用いられるのが「人間の中性化」というフレーズなのだ。（風間 2007: 26）。

否定派の言説は、ジェンダーフリー教育が性差や「女／男らしさ」をなくし、その結果「中性人間」なるものを生み出す、という論理からなる。これが否定派の典型的な言説であり、そこには同性愛者やトランスジェンダーへのフォビアが背景にある。「ジェンダーフリーの行き着く先は同性愛の肯定」「『意識改革』の後に待っているのは“オカマの授業”」といった主張に端的に示されているように、ジェンダーフリー

教育や「過激な性教育」を批判する書籍には、同性愛（者）やトランスジェンダーへの嫌悪や恐怖（ホモフォビア／レズボフォビア／トランスフォビア）がしばしば顔を出す」（風間 2007: 23）。

このように否定派が言及している「中性人間」とは一体誰のことなのか。風間は、「第一五六回国会参議院 国民生活・経済に関する調査会」において参考人として呼ばれた深層心理学者の林道義の発言を分析して、次のように述べている。

すなわち、ジェンダーフリー教育によって「男女の区別がはっきり」しなくなると、「アイデンティティの確立」に支障が生じ、その結果異性との関係がうまくつくれなくなり、「同性愛に傾」く者が生まれ、子孫を残す行動に支障が生じるというのである。林は男／女というジェンダー・アイデンティティ（性同一性）に支障、すなわち「障害」をもつようになった結果、異性と性的に親密な関係を持つことのできなくなったセクシュアリティを同性愛として理解している。林にとって中性人間とは、性同一性障害と同性愛を重ね合わせた存在なのである。（風間 2007: 27 強調引用者）

否定派にとって、「中性人間」とは「性同一性障害と同性愛を重ね合わせた存在」なのである。その論理に従えば、ジェンダーフリー教育によって、ジェンダー・アイデンティティになんらかの「支障」が生じ、その結果、セクシュアリティが同性へと「傾

く」ことになるのであり、したがって、ここで語られている「中性人間」とはいわば「同性愛者」と「トランスジェンダー」の混合物なのである。だからこそ風間が述べているように、「ゲイやレズビアン、トランスジェンダーを「中性」と位置づけ「フォビア」を煽る性別二分法の枠組み自体を問題化する方向性を模索していく必要がある」（風間 2007: 31）のだ。

それでは、このような否定派の主張に対して、肯定派はどのように応じてきたのか。否定派が語る「中性人間」に、肯定派はどのような言説戦略を行ったのか。たしかに風間も述べているように、「こうした「フォビア」に対抗してジェンダーフリー肯定派は性的マイノリティを含む多様なアイデンティティを包含した「平等」を主張し、バックラッシュに対抗してきた」（風間 2007: 23）側面がある。しかし、風間が問題にしているように、否定派が語る「中性人間」あるいは「人間の中性化」については、肯定派は往々にして「否定形で語る」（風間 2007: 23）ことによって応じてきた。肯定派の主な主張は次のようなものだった。曰く、ジェンダーフリー教育は性差をなくすものではない、中性人間を作り出すものではない、「中性人間」は否定派が捏造したフィクションである、と。このような応答はしかし、セクシュアル・マイノリティへのフォビアを温存・再生産してしまう効果をもつものである。

現存する性的マイノリティと結びつけて語られる中性人間に対し、ジェンダーフリー教育はこのような人々を生

み出さないと、その存在を否定形で語ることは、否定派と肯定派との間で「中性人間は好ましい存在ではない」とする共通認識をつくりだすことになる。「女っぽい男」や「男っぽい女」、ジェンダー・アイデンティティに「支障」を生じた人間、同性愛の欲望をもつ人間、異性にあこがれをもたない人間は、ジェンダーフリー教育によって生み出されないと主張することになってしまう。(風間 2007: 30)

ここで問題なのは、「中性人間は好ましい存在ではない」とする認識が肯定派の言説においても温存されていることである。「性差をなくす存在」としての「中性人間」という形象は、「ジェンダーフリー教育は性差をなくすものではない」と肯定派が「否定形で語る」ことによって、肯定派の言説においても否定的な存在として温存されてしまったのである。

以上の考察から浮かび上がるのは、千田が語っていた「ポストフェミニズムとしてのトランス」がジェンダーフリー・バッシングの時代に生まれた「中性人間」という言説と構造的に重なっている点である。なぜなら、それらの言説のいずれにおいても、「トランス」や「中性人間」は「性差をなくす脅威」として否定的に表象されているからだ。また、両者の言説においてフェミニストと保守派の言説が奇妙にも一致してしまっている点も共通している。千田の「ポストフェミニズムとしてのトランス」という問題は過去のフェミニズムの負の遺産を継承・反復してしまっているの

ある。

本節での考察は、「ポストフェミニズムとしてのトランス」と「中性人間」それらの言説の構造的な重なりを明示するものであった。しかし、それは同時に、「中性人間」から「トランス」へのあいだにある差異や変化をも指し示す。ジェンダーフリー・バッシングの時代において排除の対象になっていたのは「同性愛者」と「トランスジェンダー」の「混合物」である「中性人間」だったが、現在、その対象は移行し、「中性人間」から「トランス」へと移っていると見えるかもしれない。次節では、このような歴史的な変化について考察する。

V. 「中性人間」から「トランス」へ

「中性人間」から「トランス」への歴史的変化を考察する上で、以下の鈴木みりの言葉をまず取り上げたい。鈴木は、2018年の杉田水脈の「生産性」発言に対する抗議街宣でスピーチを行った経緯について語っている箇所で次のように述べている。

メディアで「LGBT」という看板が使われるとき、それらアルファベットのどの属性に関する話題で、その文字の奥にいる「誰」にとって、そしてその「誰」の生活においてどのように、差別的な言動や社会構造が危機をもたらしているのか、見えないことが多い。数も声も大きいシスジェンダーの男性／女性であるゲイやレズビアンの人々の一部が、切実に解決を求める問題のためだけに自分の存在の一部を「T」として利用されなくなかった。可視化が

大事ともよく聞くけれど、望むと望まざるにかかわらず見た目や声から勝手に有徴性を拾われて「トランスだ」と名指しされ、可視化されている・しまう、それゆえの困難については意識すらされない状況は居心地が悪かった。(鈴木 2020: 38)

このような状況はディーン・スペイド (Dean Spade) の表現を借りれば、「LGB fake-T」と言える (Spade; Salamon 2010=2019)。鈴木が述べているように、「トランス」は「T」という頭文字で表面上は表象されながら、その社会的困難は不可視化される。「LGB fake-T」とはまさに、「数も声も大きいシスジェンダーの男性／女性であるゲイやレズビアンの人々の一部が、切実に解決を求める問題のためだけに」「T」が「利用」される状況を指すと言えるだろう。

また、例えば元参議院議員でゲイであることを公表している松浦大悟は、2019年1月5日のAbemaTV「みのもんたのよるバズ！」での発言などをはじめ、LGBT差別解消法案を批判するために、その法案を認めれば「男性器のついたトランスジェンダーを女湯に入れないと差別になってしまう」といった発言を繰り返している。ここでは、トランスは不可視化されているだけでなく、「危険な存在」としてスケープゴート化されていると言える。

アメリカ合衆国の文脈においてはあがあるが、スーザン・ストライカー (Susan Stryker) は同様のことを「クィア」という語の使用の変遷に即して次のように指摘している。

クィア・スタディーズはトランスジェンダーの課題を理解するのにもっとも適した場でありつづけている一方で、大抵クィアは「ゲイ」や「レズビアン」の婉曲表現になっており、異性愛規範とは異なる主要な手段としてセクシュアル・オリエンテーションとセクシュアル・アイデンティティを優先するレンズを通してトランスジェンダーの現象は大抵誤解されている。もっとも私が懸念しているのは、「トランスジェンダー」がますますあらゆるジェンダー・トラブルを含む場として機能していることであり、それによって、同性愛と異性愛をともに人格の安定した、規範的なカテゴリーとして保証するのに用いられていることである。これは壊滅的で、隔離的な政治的な帰結である。これと同じ論理が、現在、反同化主義的な「クィア」ポリティクスを、より口当たりの良いLGBTの市民権運動へと変質させている。(Stryker 2004: 214)

ここでストライカーが指摘しているのは、「ゲイ」や「レズビアン」の影でトランスが不可視化されているとともに、トランスの存在が「ジェンダー・トラブル」とみなされることで「同性愛と異性愛をともに人格の安定した、規範的なカテゴリーとして保証する」ためにスケープゴート化されるというトランスをめぐる二重の苦境である。そして、トランスを「ジェンダー・トラブル」として表象する後者の立場こそ、

先に言及した松浦の立場であり、本論で検討した千田の論考やトランス排除的なフェミニズムである。

このようなトランスをめぐる現状を概観すると、セクシュアル・マイノリティに対する排除的な言説がジェンダーフリー・バッシングの時代から変化している可能性を指摘することができるだろう。かつて「中性人間」と呼ばれていたものは、「同性愛者」と「トランスジェンダー」の「混合物」であった。当時において、「中性人間」は「性別をなくす」脅威として考えられており、そこでは「同性愛者」も「ジェンダー・トラブル」とみなされていた。しかし、現在において、排除的言説はより明示的に「トランスジェンダー」を標的にしたものに変化しつつある。そして、そこで標的にされている「トランスジェンダー」のイメージこそ「ポストフェミニズムとしてのトランス」である。

そこで想像される「トランス」は、身体やアイデンティティを自由に再構築し、「たまたま、「割り当てられた」身体やアイデンティティを変更して何の不都合があるだろうか」（千田 2020a: 251）と居直ってみせる主体である。Twitter上のトランス排除的言説においてしばしば引き合いに出される尾崎日菜子のツイート「あたしとか、チンコまたにはさんで、「ちーっす」とかかって、女風呂は行ってんのやけど、意職が低す

ぎ？」は、まさにこのような「ポストフェミニズムとしてのトランス」を言語的に表したイメージである³。逆に言えば、トランス排除派にとっての「トランス」とはまさにこれなのである（あるいはさらに言い換えれば、尾崎のツイートはトランス排除派が想像するトランス像を結果的に暴くものだったとも言えるだろう）。実際には、このツイートは「クエアな友人」が自らの「Xジェンダー性にナーバスになっていたので別の視点を導入するため」という文脈で語られた「冗談／フィクション」であり、また尾崎は「フィクションであっても、その後、こちらの意図とは違う別の混乱を招いてしまったことについては謝罪」している⁴。そして、実際の経験に関しては次のように述べている⁵。「例えば、旅行先ではシャワーの個室のある部屋に泊まったり、予め予約の時にトランスであることを告げ、大浴場の営業後に浴場を使わせてもらったりしています。それでも、宿を予約する時、入浴に難色を示されることがあります。その時はどんなに泊りたい宿でも、宿を代える場合もあります」。「また、銭湯に行きたいことも多くありますが、多くの場合、事前に電話で問い合わせると、それとなく断られます。入ることができたとしても、着衣での岩盤浴などです」。これらの経験の方がずっとトランスの「リアル」を伝えるものと思われるが、しかし、トランス排除派に

3 尾崎のこのツイートに関する重要な考察として、清水 2020 を参照。

4 詳しくは、twitter.com/hinakoozaki/status/1111895157295579136?s=20 を参照。

5 以下の尾崎の一連のツイートに関しては、「トランスジェンダーが自分自身を説明する際に要するコストと、回答を求めるものとのコストの非対称性について」（2021年4月2日取得、<https://togetter.com/li/1245003>）を参照。

としては「チンコまたにはさんで、「ちーっす」の方こそが「トランス」の「リアル」なのである。それはそのツイートの文脈はもちろん、そのツイートの語り主である尾崎自身からさえも離れて、「これこそがトランスだ」という「リアル」を構成していく。このような「^{リアル}現実」の上書きによって、実際のトランスの生きられた経験や語りは「なかったことにされて (derealized)」いく。

「ポストフェミニズムとしてのトランス」(あるいはより広く一般にトランス排他的な言説) のもっとも破滅的な効果とはこのような「^{リアル}現実」の上書きである。それはジュディス・バトラーが「非現実化=なかったことにすること (derealization)」と呼んだものである。

^{アンリアル}非現実だと言われること、そう呼ばれること [.....] は、人間なるものがそれを引き換えに作られるところの者(あるいはモノ)である他者になることである。[.....] コピーと呼ばれること、^{アンリアル}非現実と呼ばれることは人が抑圧される方法の一つだが、しかし、考えてみてほしい。抑圧されるということは、あなたはなんらかの主体としてすでに存在していること、支配的な主体に対して可視的で抑圧された他者として、少なくとも可能的、潜在的には主体として存在していることを意味する。しかし、^{アンリアル}非現実であることはそうではない。抑圧されるには、あなたはまず理解可能であらねばならない。あ

なたが根本的に理解不可能だということ [.....] を見出すことは、あなたはまだ人間へのアクセスをもっていないことを見出すこと、あなた自身が^{あなた}あ^たかもただ人間であるかのようにつねに語っていること、しかし、あなたはそうじゃないという感覚をもって語っていることを見出すこと、あなたの言語は空虚であり、どんな承認もやってはこない、なぜなら承認が生じるところの規範はあなたのためには存在しないから、ということを見出すことである。(Butler 2004b: 30 強調原文)

この記述はまさにトランスが置かれている現在の状況を照射しているだろう。「ポストフェミニズムとしてのトランス」という幻影がトランスの「^{リアル}現実」になるとき、トランスである^{あなた}あなたの語りは「^{アンリアル}非現実」の烙印を押され、「なかったことにされる」。そこでは、その幻影の方が^{あなた}あなたの具体的な存在や経験よりも「^{リアル}現実」として優先されるからである。トランスの「^{リアル}現実」が上書きされるとき、「私はあなたの隣で生きている」というたったそれだけの「^{リアル}事実」が政治的な争点になる。それは、トランス排他的な言説において、トランスが「人間」へのアクセスを奪われ、その「生きている」という「^{リアル}現実」が「なかったことにされる」からである。だからこそ、そのような暴力に対して声をあげるトランスたちは、^{あなた}あ^たかもただ人間であるかのように語りながら、しかし「私」は「そうじゃないという感覚を

もって語っていること」を見出さざるをえない⁶。「ポストフェミニズムとしてのトランス」とは、トランスの「^{リアル}現実」を上書きする「非現実化」の暴力である。

VI. おわりに

現在、トランスにとって、「フェミニズム」も「LGBT」も十分には「安全なスペース」（あえてこの表現を用いよう）足りえていないのが現状である。とりわけ、「トランス排除的ラディカル・フェミニズム」の言説に触れて、「フェミニズム」に自らの居場所はないのだと感じるトランス当事者は多いだろうと推察される。これが「フェミニズムの現在」の姿なのか——トランスの傷や痛みを後回しにし、黙殺し、さらにはその傷を抉りさえするフェミニズムが？そしてたしかに、それが「フェミニズムの現在」の「一側面」なのだと言わざるを得ないだろう。

しかしながら、フェミニズムのすべてが

「トランス排除的なフェミニズム」であるわけではもちろんない。むしろ、フェミニズムは「ともにあるためのフェミニズム」でもあった／ある。フェミニズムは「女たち」内部の多様な差異をいかに思考し、そして、いかにして「私たち」が「ともにある」ことができるかを模索してきた思想であり、運動である。なぜ、このようなインターセクショナル・フェミニズムの系譜⁷があるにもかかわらず、トランスはフェミニズムの「敵」であるかのように考えられているのか。そこに「フェミニズムの未来」があるとは到底思えない。むしろ、「フェミニズムの未来」とは、これまで「ともにある」ことを模索してきたフェミニズムの歴史的实践のなかにこそあるのではないだろうか。「私たち」がなすべきことは、その系譜を手繰り寄せ、現在に結びつけていく実践である。

参考文献

- Ahmed, Sara, 2016, "An Affinity of Hammers," in *TSQ*, vol. 3, no. 1-2: pp. 22-34.
- Butler, Judith, 2004a, "Endangered/Endangering: Schematic Racism and White Paranoia," in Salih, Sara & Butler, Judith ed., *The Judith Butler Reader*, Singapore, Blackwell Press: pp. 204-211.
- . 2004b, *Undoing Gender*, New York and London, Routledge Press.
- 藤高和輝, 2019a, 「後回しにされる「差別」——トランスジェンダーを加害者扱いする「想像的逆転」に抗して」『Wezzy』(2021年1月2日取得, <https://wezz-y.com/archives/67425>).
- . 2019b, 「感じられた身体——トランスジェンダーと『知覚の現象学』」『立命館大学人文科学研究紀要』120号: pp. 217-231.
- . 2020, 「インターセクショナル・フェミニズムから／へ」『現代思想』48号, 4巻: pp. 34-47.
- 風間孝, 2007, 「「中性人間」とは誰か? ——性的マイノリティへの「フォビア」を踏まえた抵抗へ」

6 夜のそら: Aセク情報室が語っている「未来からの産業廃棄物」という比喩はこの感覚を表現しているように思われる(夜のそら: Aセク情報室2020)。

7 この系譜に関しては、拙論(藤高2020)を参照。

- 『女性学』15号：pp. 23-33.
- 菊地夏野, 2019, 「憧れと絶望に世界を引き裂くポストフェミニズム——「リーン・イン」、女性活躍、『さよならミニスカート』」『早稲田文学』21号：pp. 4-12.
- 酒井隆史, 2016, 『暴力の哲学』河出文庫.
- Salamon, Gayle, 2010, *Assuming a Body: Transgender and Rhetorics of Materiality*, Columbia University Press. (=サラモン, ゲイル, 2019, 『身体を引き受ける——トランスジェンダーと物質性のレトリック』以文社.)
- 千田有紀, 2020a, 「「女」の境界線を引きなおす——「ターフ」をめぐる対立を超えて」『現代思想』48号, 4巻：pp. 246-256.
- . 2020b, 「「女」の境界線を引直す意味——『現代思想』論文の誤読の要約が流通している件について」(2021年4月4日取得, <https://note.com/sendayuki/n/n62aebf2fcd7e>).
- 清水晶子, 2020, 「埋没した棘——現れないかもしれない複数性のクィア・ポリティクスのために——」『思想』第1151号：pp. 35-51.
- Spade, Dean, “Remarks at Transecting the Academy Conference (rough notes),” (Retrieved January 9, 2021, <http://www.makezine.org/transecting.html>).
- Stryker, Susan, 2004, “Transgender Studies: Queer Theory’s Evil Twin,” in *GLQ: A Journal of Lesbian and Gay Studies*, vol. 10, no. 2: pp. 212-215.
- 杉田水脈, 2018, 「「LGBT」支援の度が過ぎる」『新潮45』436号：pp. 57-60.
- 鈴木みのり, 2020, 「取るに足らないおしゃべりの中から」井上彼方編『私・からだ・社会についてフェミニズムと考える本』社会評論社：pp. 33-42.
- 夜のそら：A セク情報室, 2020, 「未来人と産業廃棄物——千田先生の「ターフ」論文を読んで」(2021年4月5日取得, <https://note.com/asexualnight/n/n8ef173987d74>).
- ゆな, 2020, 「千田有紀「「女」の境界線を引きなおす：「ターフ」をめぐる対立を超えて」(『現代思想』3月臨時増刊号 総特集フェミニズムの現在』)を読んで」『ゆなの視点』(2021年1月2日取得, <https://snartasa.hatenablog.com/entry/2020/02/20/034820>).

(掲載決定日：2021年5月14日)

Abstract

Trans as Postfeminism?: Critically Reading Transphobic Discourse in Japan

Kazuki FUJITAKA

This article clarifies the structure of transphobic discourse in Japan, focusing on Yuki Senda's "'Onna' no kyokaisen wo hikinaosu"(2020), a text constantly criticized for its transphobic description since its publication. A critical reading of the article indicates its disclosure of the epistemic framework of trans-exclusionary radical feminism in Japan, or "trans as postfeminism." According to this worldview, transgender people deny feminism because they represent the elimination of the differentiation of biological sex. This analysis of Senda's article reveals the mechanism of transphobic epistemology in trans-exclusionary radical feminism. In so doing, it highlights the importance of an intersectional perspective and the necessity of trans-inclusive feminism.

Keywords

transgender, imaginary inversion, postfeminism, LGB fake-T, intersectionality

◆書評◆

ケイト・マン著／小川芳範訳

『ひれふせ、女たち

ミソジニーの論理』

(慶應義塾大学出版会 2019年 ISBN 9784766426359 3200円+税)



林 美子

(お茶の水女子大学大学院 博士後期課程)

2020年2月、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の森喜朗会長(当時)が「女性が多い会議は時間がかかる」と発言し、女性蔑視だと非難を浴びた。森は辞任し、会長職を自らと同世代の男性に引き継ごうとして再び批判を受け、最終的に橋本聖子五輪担当相(当時)が後任に就いた。橋本は過去に男性元アスリートへのセクシュアルハラスメントが報じられ、政治家として森を「父」と呼ぶことでも知られる。これで問題が解決したと言えるのか、疑問が残る落着である。

この顛末は、マンが本書で強調している主題にそのまま当てはまるだろう。ミソジニーは、それを行う個人の偏見に焦点をあてると本質を見失う。ミソジニーは構造的・社会的な現象であり、家父長制的規範がその背景にある。マンが言及するように、ミソジニー男という「腐ったリング」を取り除けば済む話ではない。リングの比喻をさらに使わせてもらおうと、リ

ングの腐敗にはリング箱が置かれた場所の湿度や温度などの環境と、箱の構造が関係する。だから、問題を解決するには箱の置き場所を変えるか箱の構造そのものを改める、つまり、社会の構造そのものを揺り動かしていく必要がある。

言い方を変えると、森発言は、古今東西の女性たちがさらされてきた天文学的な数の排除、侮辱、冷笑、暴力、殺人等に新たな一例を加えたにすぎない。繰り返されるパターンに共通する問題の本質を、マンは専門領域である道徳哲学のアプローチから解明を試みる。

マンによると、ミソジニーは非対称な道徳的援助の関係を使って、男性が女性を利用することにかかわっている。非対称な道徳的援助とは、女性が、特権的な立場を占める男性のために養育、慰安、無償労働といった援助をこなす存在だということである。ミソジニーの機能の大部分は、これらの役割が果たされるように監視し、女性から道徳的な財や資源を引き

出すことにある。それ以外の機能は、このような役割を果たさない女性著名人のような存在に対して向けられる攻撃である。彼女たちはケアする存在としての女性ではなく、権力欲が強く、思いやりがなく、支配的だとみなされる。彼女たちは誤った道德規準に照らして道德的に誤っていると評価され、ミソジニーの標的となり、それらの攻撃は女性に割り振られたケア役割を強化する機能を果たす。

まず必要なのはミソジニーの定義である。マンは一般的な定義を「素朴理解」と呼ぶ。「素朴理解」ではミソジニーを、ある個人が女性に対し、女性というだけの理由で嫌悪、敵意などの感情を抱く傾向を指すとし、個人の心理のレベルで説明しようとする。しかし、個人の内面は外部からは事実上ほとんど認識できない。その結果、ミソジニーの被害者からみてミソジニーは認識不可能となり、被害者の口封じにもつながりかねないとマンは指摘する。

この「素朴理解」に対してマンは「改良的フェミニズム理解」を提案する。ミソジニーは、第一義的にシステムまたは環境全体の属性である。女性に向けられる敵意は社会的・構造的な理由を持ち、政治的な現象であり、家父長制的性質の規範や期待なしには存在しない。それは個人的な偏見ではなく、旧来の社会規範体系が解体される過程で一部の人が覚える不快と敵意によってもたらされる。ジェン

ダー化された社会規範により自分が得ているはずの権利を奪われるという感覚が、それらの社会規範を崩そうとしていると見なされる存在への攻撃となって現れるのだ。

このように考えると、たとえば女性やノンバイナリー・ジェンダーの人でもミソジニストでありうるということが理解しやすい。マンは、自分自身を含め、だれもが無自覚のうちにジェンダー化された規範や期待の執行や監視に加担している可能性がある」と述べる。リンゴ箱の比喻をもう一度使わせてもらおうと、女性と男性とが別々のリンゴ箱に入っているのではなく、家父長制的な道德規範が支配する社会という同じ箱の中の存在である以上、女性がその影響を受けることが十分ありうるということだ。だから、女性が権力を持つことは、それが家父長制の維持に貢献する限りにおいて許容される傾向がある。他方で、本書にたびたび登場するオーストラリアのジュリア・ギラード元首相やヒラリー・クリントン米元国務長官のように、家父長制に対する脅威と見なされる女性たちは壮絶なミソジニーの標的となる。

ミソジニーを行う者たちは、ジェンダー化された社会階層において優位を占めている。下位集団の者が何らかの主張を行おうとすると、下位集団にあること自体をもってその信用性が否定され、上位集団の者に共感が集まる。マンはこの現象を、「彼(he)」と「共感(sympathy)」を合わせて「ヒ

ムパシー (himpathy)」と名付けた。男性優位社会では「良いやつ (good guy)」は悪さをしないと的前提が共有され、性暴力の被害者ではなく加害者が同情される。加害者と被害者の位置関係が逆転し、被害者は不可視化される。それが集団間の上位—下位の構造に基づくことから、ミソジニーはしばしば人種差別と交差する。マンによると、多数の黒人女性が男性警官から性暴力を受けた事件で、白人フェミニストはほぼ沈黙したのである。

ではどうしたらいいのだろうか。本書は明確な答えを提示していない。ただ、ミソジニーを行う者にも耳を傾けることを主張する知識人の融和的な態度を批判して、マンは、いささかためらいつつも、言うべき言葉は「連中なんてクソ食らえ (ファック・ゼム)」ではないかと記す。耳を傾けるべきは否定され、沈黙させられた被害者の声であろう。下位集団に属する者からの異議申し立てをきっかけとする連帯と、そこから生じる集団間の序列の転覆の可能性が、豊富なエピソードの読み解きの中に通奏低音のように響いている。

本書は、ミソジニーにまつわる数々の疑問、もやもやに脱出口を提供する。「なぜ加害者が被害者のようにふるまい、人々もそのように認識するのか」「なぜ被害者の主張は疑われるのか」「なぜ女性がミソジニーに加担するのか」……。家父長制的秩序を背景とした非対称な道徳的援助という概念を用いることで、ミソジニーという現象の切断面が鮮やかに浮かび上がってくる。

とはいえやや物足りなく感じるのは、本書が様々な先行研究を縦横に引用しているにもかかわらず、イヴ・K・セジウィックが指摘した男性間のホモソーシャル連続体とホモフォビア、ミソジニーの三位一体構造への言及がないことである。セジウィックによると、男女間に権力の不平等がある社会の中心にはホモソーシャル連続体があり、女性と「男らしくない男」は排除され、女性は男同士による交換の対象となり、性的少数者の弾圧によってホモソーシャルな絆は強固となる。マンがセジウィックに触れなかったのは、セジウィックの議論がどちらかというとミソジニーよりもホモソーシャル連続体とホモフォビアとの関係に重点を置いているからだという推測も可能だろう。ただ、セジウィックの議論を踏まえることで、ミソジニーに関してより立体的、動的な理解が可能になると筆者は考える。そういった作業は読者に残されているということなのかもしれない。

参考文献

イヴ・K・セジウィック, 上原早苗・亀澤美由紀訳, 2001,『男同士の絆 イギリス文学とホモソーシャルな欲望』名古屋大学出版会.

◆書評◆

Mire Koikari 著

Gender, Culture, and Disaster in Post-3.11 Japan

(Bloomsbury Academic 2020年 ISBN 9781350122499 US\$115.00+税)



高橋 麻美

(お茶の水女子大学大学院 博士後期課程)

本書評を記した2021年は、マグニチュード9.0の大地震とそれに伴う大津波、原発災害により、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から10年目となる年である。震災以降、「危機管理」や「国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)」をキーワードとする安全・安心の社会構築に向けた新しい文化が日本に創出された。そして、その推進に当たっては、「がんばろうニッポン!」の掛け声のもとに、市民、ビジネス界、官僚、自衛隊、フェミニストなど、多様なアクターが動員されながら、数々の言説・実践が展開されている。ハワイ大学女性学部教授であり、アジアと太平洋における女性・人種・国家・軍国主義の関連を研究するMire Koikari氏による本書は、ポスト3.11の日本におけるレジリエンス文化を取り巻くダイナミクスを詳細に検証したものである。

上記を検証する上で、本書はまず、災害は決して自然ないし中立的に発生するもので

はなく、個人と組織が多層にわたる意味付けに参加する文化的・政治的なものである、ということ強調する。そうした側面を理解するためには、過去の実例が有効となる。ポスト3.11の日本におけるレジリエンス文化は、関東大震災や第一次・第二次世界大戦、冷戦時など「国家の危機」が謳われる際、世界各地に登場する「国家防衛」言説の一端として理解すべきだと筆者は指摘する。またこうした言説は常にジェンダー化されたダイナミクスの中にある。男女を異なる在り方で復興・再建に動員するジェンダーへの注視も本書の強調の一つである。さらに、日本のレジリエンス文化は、国内に留まらず、国境を超えて拡大している。いかに超国家的なダイナミクスの中でレジリエンス構築が推進されているのか、本書はローカル、ナショナル、グローバルの関連性にも焦点を当てて議論を行っている。

具体的には、Introductionを経て第2章では、復興において中心的なアジェンダと

なったレジリエンス文化が男性権威的な言説であり、ネオリベラリズムと新保守主義、軍国主義を埋め込んでいることが指摘される。その最たる言説が「国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)」である。民主党政権化の自民党内で創出された国土強靱化は政権交代後、政策の重要概念として位置づけられ、その流布においてはレジリエントな国土の構築が、絶え間ない努力によって得られた屈強な男性身体と関係づけられるなど、男性性が中心に置かれている。また、国土強靱化のロジックは自己責任・自己啓発といったネオリベラリズムの原則を内包するとともに、「日本人らしさ」の回復の呼び掛けなど、新保守主義による道徳の遵守を要請する言説ともなっている。

第3章は、レジリエンス構築における女性の動員を考察したものである。東日本大震災以降、将来の災害への不安が日常化する中、家庭における備蓄品の準備や防災訓練への参加が推奨され、女性がその主たる担い手として強調されるようになった。特に、そうした言説・実践の創出・流布には、防災専門家たる女性が中心的な役割を担うなど、女性のエンパワメントの場ともなっているとされる。さらに、こうした取組はジェンダー視点からの防災の先進事例として日本の国際的

なブランド力を高め、その推進にはフェミニストも関わってきた。ただ、レジリエンス構築は、上記のとおりネオリベラリズムと新保守主義、軍国主義を内包する言説であり、女性をジェンダー化されたケアの担い手として構築する負の側面を持つ。特に、防災言説に関わるフェミニストは、既存の支配的言説を問いたずことなく、むしろ強化している、という著者の指摘は、震災以降ジェンダー政策の一つとして政府・地方自治体が推進する「男女共同参画の視点からの防災」への取組に対して批判的検討を促している¹。

レジリエンス構築において、次代を担う子ども・若者の動員は欠かせない要因である。第4章では、3.11以降、一見無垢で無害な若年向け啓発や支援が、レジリエンス構築の意味付けの場として生じていることが論じられる。例えば「生きる力」を掲げレジリエンスを育むことを目的とする教育ビジョンや、東北をその先進事例とする「OECD 東北スクール」は、国家と超国家権力の双方が、それぞれのアジェンダを推進すべく、被災地を資本化している側面を持つ。また若年層向け読本では、地域伝統や災害時の絆、自衛隊の災害派遣をハイライトすることで、レジリエンス構築に関する言説を脱政治化

1 内閣府男女共同参画局が2020年2月に発行した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」では、女性が参画することで「きめ細やかな」支援が行えると記載するなど、本質主義的な「女性の視点」の強調が目立つ。

し、ジェンダー役割、軍隊、国家を道徳化していると筆者は指摘する。

第5章では、東日本大震災以降、美德としてクローズアップされた「常磐ハワイアンセンター」成功の格言「一山一家」や、「RJK(Rainbow for Japan Kids)」におけるハワイと東北の絆は、一見被災者が「輝かしい将来に向けて前に進む」ことを推奨する言説に見えるが、過去の軍国主義、帝国主義の言説を援用し、かつそれを隠蔽・脱政治化する歴史的・地政学的ダイナミクスが明らかにされる。東北を含むアジアとハワイの関係はあまり研究されていないテーマであり、本章は被災地を多層的に捉える上で示唆が多い。

不安定な現代において、安全・安心への呼びかけは日増しに正当性を拡大しており、本書の意義は、そうした言説・実践に対して批判的視点を提供した点にある。一見無害で理想化されているレジリエンス文化は、安全・安心を希求する人々の生に根付いてその政治的意図を曖昧にしながら、ネオリベラリズム、新保守主義、軍国主義のダイナミクスを反映・強化していることを、本書は震災後の政策、イベント、発行・出版物など多岐にわたるテキストから明らかにした。そして、この指摘は、著者が Acknowledgments で言及したとおり、終わりのない新型コロナウイルス感染症の感染拡大に直面する今日において、特に重要性が増している。目下、世界規模で展開される危機管理の政治の

中、どのような言説・実践が推奨され、またその流布に誰がどのようなアジェンダを持って関与し、動員を促しているのか。本書を踏まえ考察することで、「ウィズ・コロナ」の時代において日常的となった安全・安心に関する言説・実践に、新たな視座がもたらされるだろう。

同時に、評者は本書において、レジリエンス文化と他の言説との関連性について、より掘り下げる余地があると感じる。いわば、ポスト 3.11 に表出した安全・安心に関わる言説は、レジリエンス文化だけではなく、脱原発・反原発、放射能汚染をはじめとする言説も含まれる。本書ではレジリエンスに関する一部の言説において、メルトダウンなど原発災害への言及を避けているという指摘(本書 64 頁)があるが、他方で、脱原発・反原発などの言説において、レジリエンスの概念はどのように使用されているのか。さらに、レジリエンス文化を批判・対抗する言説もあったのだろうか。本書で描かれたレジリエンス文化が、異論をはさむ余地のない脱政治化・理想化された言説として拡大していく中、それを批判し再度政治化していくうえでも、対抗言説の存在は重要であると考えられる。繰り返しにはなるが、不安が拡大する現代において、本書を踏まえ安全・安心に関する言説を批判的に検証するとともに、そうした言説による動員の政治性に対抗し、問い直していくことも今後の課題となってくるだろう。

◆書評◆

ジョアン・C・トロント著／岡野八代訳・著

『ケアするのは誰か？

新しい民主主義のかたちへ』

(白澤社発行／現代書館発売 2020年 ISBN 978476847982-7 1700円+税)



山根 純佳

(実践女子大学 人間社会学部)

家庭では子育てや介護の時間を見つけることができず、市場化されたケアは低賃金で働く人に委ねられている。この「ケアの危機」の時代に「ケアするのは誰か Who Cares?」。本書は、この問いを誰もが自分の問題として引き受け、望ましいケアのあり方について議論する「共にケアする民主主義」(39頁)へと読者を誘う。第1章は、政治学者ジョアン・トロントがブラウン民主主義賞受賞を機に執筆した講演録「ケアするのは誰か？」(翻訳)、第2章3章では訳者岡野がトロントの思想を解説している。「フェミニスト的なケアの民主的倫理」「新しい責任論」(8頁)がコンパクトに整理された良書である。

第1章では「新しい民主主義」の構想が紹介される。ケアとは「この世界を維持し、継続させ、そして修復するためになす」(24頁)道徳的实践であり、市民が生涯を通じてこの「ケアを共にする」(38頁)政体こそが新しい民主主義の理念である。

ケアする市民は、他者のニーズに関心を向けるゆえに注意深く、配慮するがゆえに責任をもち、ケアを提供するゆえに有能で、ケアを受け取る敏感な市民である。この市民は「ケアに対する責任」(39頁)を平等に引き受け「いかにしてその責任が配分されるべきか」(39頁)を議論する。この議論には、これまで公的領域から排除されてきたケアを受ける人、ケアを実践する人たちも参加し、新しいニーズをもとに、よりよいケアを実現する制度や実践の実現が目指される。

注視すべきは、トロントがこの新しい民主主義によって、市場を財とサービスの配分の最も効率的な方法とみなす「市場第一民主主義」(44頁)による社会的不平等の乗り越えを図ろうとしている点だ。新自由主義におけるケアの自己責任化は、ケアをめぐる不平等を拡大している。中産階級は「自分自身と自分の家族のケア」のために市場をとおして、子ども

に機会と選択肢を与え、また他の誰かのケアを買うことができる。他方、貧しい人たちはわずかな有給休暇と限られた時間のなかで、自分でケアをまかなっている。こうした不平等の是正のためには、「ケア第一の市民」(60頁)による「共にケアするための革命」が必要とされる。この革命は、まず私たちが常におこなっている「ケア活動」の価値に気づき、ケア責任を再考することからはじまる。不平等なケア配分を強化する「私はケア活動に向いていない」「私は仕事で忙しい」「私は自分の家族の世話をしている」「自分自身のことは自分でする」といった言い訳は「免罪符」にはなりえない(54-59頁)。そのうえでケア第一の市民は、身近な職場、学校、教会、クラブに民主的な方法でケアに携わる。こうして真に民主的な社会では「ケアに満ちた生活」、すなわち必要な時には他者からよくケアされ、また自分自身で自分をケアできる、そして他者のためにケアを提供する余裕のある、平等にケアし／される社会が実現される(66頁)。

第2章は岡野によってトロントの研究の軌跡が解説される。トロントの問題関心は、平等を志向するリベラル・フェミニズムの目標や〈差異か、平等か〉のディレンマのなかで、女性が担っているケアの価値をいかに評価するかにあった。この課題を乗り越える「ひらめき」をトロントに与えたのが「他者に対する気遣いや責任」の倫理を論じたキャロル・ギリガンの

『もうひとつの声』である。トロントはケアの倫理を女性の道徳ではなく、ケア活動にかかわる人の道徳と再定義し、市民社会の政治に拡大することを求めた。このケアの倫理の政治化は、道徳／政治、公的／私的という境界線の政治性を問う。たとえばこれらの境界線は、「ケア」を誰かに委ねることで、公的領域の中心にいる者たちが特権を握ることを可能にしている。ケアを最低賃金ぎりぎりで移民に委ねる「無責任な特権者」はまさにその例である。「市民であることから排除されている者たちに、誰がケアを押しつけているのか」(114頁)は、移住労働者にケアを委ねる白人中産階級フェミニズムに対する痛烈な批判となっている。第3章で岡野は、市民権をもたない外国人労働者にケアを委ねる日本社会も、政治的平等からのケア労働者の排除という公私二元論の政治の延長にあると喝破する。「ケア実践から異なりを抱えた人びとの尊重のあり方」を学び「ケアに関わるひとたちの声や要請にしっかりと応えられるしくみ」(152頁)を備えよとの提言と共に本書はとじられる。

以上「新しい民主主義」の提案は、フェミニズムにおける平等論に対して新たな地平を切り開く。フェミニストの「ケアの脱家族化」という目標は、「市場第一主義」に回収されケアの平等を実現しなかった。これに対しトロントが提案するのは、市民みなケアされる人／にかかわる人の

声に傾注し責任の配分について議論する「ケアの政治化」である。このケアを中心にした民主主義論は、ジェンダー、エスニシティ、階層間の平等に取り組む政治理論として高く評価できる。家庭であれ、市場であれ、他者のニーズを察知し何をすべきかを考えるケアの実践なしに、ケアを必要とする人の生活は維持されえない。それにもかかわらず、社会はその担い手の生活を保障する資源配分を怠ってきたのである。

問題はその目標達成のための道程である。トロントがいう私たちが市民として「共にケアする」とはどのようなことなのか。ケアとは具体的個別的な実践であり、特定の他者のニーズを配慮し考える責任を担う人が、あらゆる人に対してケアできるわけではない。障がいのない子をケアしている親が、高齢者介護のことを考えられるわけではないし、障がい児の生活ニーズがわかるわけではない。同様に白人女性が自分の子のニーズのために低賃金の移住労働者を雇う、もしくは自分は子のケアに専念し家事労働をナニーに委ねるとき (Elden and Anving 2019)、そこにある権力関係や移住労働者の置かれた脆弱性に想像力が及ぶわけではない。白人中産階級の女性がケアを貧しい女性

に委ねて平等を実現する「フェミニストの悪夢」(85頁)は、「ケアする市民」が非現実的であることを物語っている。

それでもトロントは社会には「多くのタイプのケアが存在している」(61頁)として「ケアの価値」に希望を託す。犬の散歩、病院での介護士、料理人、教師、結婚プランナー、自動車整備まであらゆることがケア実践にかかわっているのだと。しかしこのような広いケア概念によって、私たちが失うものはなんだろうか。示唆的なのはトロントが、フェミニストが手に入れた「ケア労働」という概念を手放しケアの価値を再考しようとしている点だ。労働概念には、その労力が評価されるべき、または支払われるべきという規範的な力がある。たとえばエヴァ・キテイは、他者からのケアがなければ生存が危ぶまれる存在に向けた労働を「依存労働」と呼び、依存労働者の脆弱さの保護を平等理論の目標に含める (Kittay 1999)。ケア労働の配分に対する母親たちの異議申し立てや、ケア労働者として正当な賃金を求める運動など「ケア労働をめぐる政治」こそが、あるべきケア配分を再考し、平等にケアする／される社会の実現に向けた近道ではないだろうか。

参考文献

- Kittay, E. F., 1999, *Love's Labor: Essays on Women, Equality and Dependency*, New York and London: Routledge.
- Elden, S. and T. Anving, 2019 Nanny care in Sweden: The inequalities of everyday doing of Care, *Journal of European Social Policy*, 29(5) 614-626,

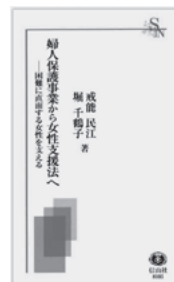
◆書評◆

戒能民江／堀千鶴子著

『婦人保護事業から女性支援法へ』

—困難に直面する女性を支える—

(信山社 2020年 ISBN 9784797281033 1200円+税)



小川 真理子

(東北大学 男女共同参画推進センター)

本書は、社会福祉学の立場から婦人保護事業の研究を行ってきた堀千鶴子氏と法律学の立場からDVなど女性に対する暴力を研究してきた戒能民江氏による女性支援法の立法化に向けての議論の過程と展望を複合的視点から描き出した貴重な研究書である。

本書は、4部構成から成る。第一部では婦人保護事業の60年を振り返り、売春防止法の制定過程と課題を抽出している。第二部では、女性支援法制定へ向けて政府の検討会の内容を考察する。第三部では、なぜ女性支援法が必要なのかについて、婦人保護事業の支援を受けた女性たちの現実を踏まえ、制度と運用面の齟齬を点射する。第四部では、女性支援法制定に向けての課題と構想を提示している。

第一部「婦人保護事業の六〇年とその限界」は、第一章から第三章で構成されている。戦後の公娼制度から売春防止法の制定、婦人保護事業創設の意味と社会的

意義の考察、支援制度を概観し、課題を抽出している。第2次世界大戦後、政府は占領軍による性暴力対策として「性的慰安施設」を設置し、公娼制度が開始した。しかし、1946年にGHQは、公娼はデモクラシーの理想に違背するという理由から日本政府に対し公娼制度の廃止を要望し、日本政府は廃止を決定した。だが、これは建前であり、GHQは私娼を容認し、米軍将兵の買春行為も容認するなど、売買春自体を禁止するものではなかった。敗戦後の婦人保護対策は、非合法な存在とされた「闇の女」の発生防止と保護対策として始まった。買売春問題を「婦人全体に関する重大問題」と捉え立法化を重要視した民間団体が複数現れ、立法への機運が高まった。こうした運動が功を奏し、1956年に売春防止法が成立し、売春業者は処罰の対象となった。同法は、公衆の目に触れる形で女性が客を勧誘することを補導処分とする規定がある一方、買春側

は補導処分とならない片罰規定などの問題を含んでいた。また女性に対する差別性、管理性の問題も内在していた。

婦人保護事業は売春防止法を設置根拠とし開始した。その対象は、「性行または環境に照らして売春を行うおそれのある婦女(以下、「要保護女子」と記す)」に留まらず、生活上の困難なども含め拡大解釈され、社会福祉制度の狭間にある様々な女性たちを受け止めることとなった。2001年に制定されたDV防止法では、新たにDV被害者が婦人保護事業の対象になった。その後ストーカー、人身取引、性暴力被害者等対象が拡大されている。しかし、婦人保護事業対象者を通知のみによって付け加え、根拠法は全く改正しないという方策は、支援における矛盾を生じさせている。婦人保護事業三機関である、「婦人相談所」「婦人相談員」「婦人保護施設」は、DV被害者支援に関する役割を強く求められ、三機関の機能の変容、業務の多様化など、婦人保護事業制度の趣旨は不明確になっている。また各自治体独自のルールの下で運営されているため支援格差があり、公平性が担保されていない。以上のことから婦人保護事業のシステムを再構築する必要性を説いている。

第二部「女性支援法制定に向けて」は第一章から第三章から構成されている。1998年の「婦人保護事業懇談会」、2012年の「婦人保護事業等の課題に関する検討会」、2016年の「困難な問題を抱える女

性への支援のあり方に関する検討会」の設置背景や議論の過程、婦人保護事業の運用改善や女性支援法立法化に関する提案について検討している。いずれの検討会においても、現場で支援に携わる支援者などが、問題意識のもと議論を重ねている。2012年の「検討会」では、婦人相談所や婦人相談員の業務に関する指針がないことや婦人相談員の専門性の確保のための方策の必要性が指摘された。また婦人保護事業における施設の役割や、母子生活支援施設、民間シェルター等も総合的に検討するべきであるという意見が出された。これを受けて、2013年度に婦人相談所ガイドラインを策定、2014年度に婦人相談員相談・支援指針の策定、2015年度には国による初の全国婦人保護施設調査実施、2016年度に婦人保護事業研修体系調査等が行われ運用改善が図られた。

全国の婦人保護施設の連携を担う全国婦人保護施設等連絡協議会(以下、「全婦連」と記す)は、売春防止法の早急な見直しが必要であるという認識から検討会を設置し、同法改正にかかる要望書を厚生労働大臣等に提出した。2018年の「検討会」では、全婦連の複数のメンバーが構成員として審議に参加し議論を重ねた。他方、2018年の「検討会」開催の契機となったのは、与党の性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実に関するプロジェクトチーム(PT)の「性犯罪・性暴力被害根絶のた

めの一〇(10、原文まま)の提言」である。与党PTは性犯罪・性暴力の被害を受けた人への支援は極めて重要だとし、「一〇の提言」の中に婦人保護事業の見直しを含めている。2019年「検討会」の「中間まとめ」では、女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度について、新たな枠組みを構築していく必要があるとした。中でも注目すべきは、「売春防止法第四章」の廃止が明記された点であった。

第三部「なぜ女性支援法が必要か」は、第一章、第二章から成る。売春防止法は特別刑法であるが、第四章のみ「保護更生」があるという捻じれた構造をもつ。また現行の売春防止法に基づく婦人保護事業では、人権保障の理念と権利擁護の視点が欠けている点も指摘されている。売春防止法の射程範囲は狭く、単身女性を支援の対象にしていることで女性の同伴する子どもや若年女性の支援ニーズに応えていない。また婦人保護事業の対象は、「要保護女子」ではなく、困難な問題を抱え支援を必要とするすべての女性であるべきだが、現行では、多様化、複合化し専門的対応が必要な支援ニーズへの対応が困難である。

第四部「新たな女性支援法の制定をめざす」は、第一章、第二章から成る。「中間まとめ」で示されなかった課題も含めて示し、全婦連PTによる新法構想(案)が

提示される。新法は、具体的な女性支援の根拠法であること、婦人保護事業三機関の機能の明確化や役割分担、専門職の配置などの見直し、市区町村との体制整備、国の責務の明確化等の課題が提示された。

新法構想(案)では、盛り込むべき内容として、上記のほかに、関係機関の連携・協働や財政措置、権利擁護及び第三者評価などが提示された。

以上の通り、本書の内容を概観してきたが、1956年の売春防止法制定後、婦人保護事業の役割や責務は、60年にわたる社会経済状況の中急激に変化してきたことが窺われた。婦人保護事業は、国による直接・包括的な女性支援事業を担う唯一の福祉事業であるが、単独事業でありその財政基盤は圧倒的に脆弱である。困難に直面する女性を支える最後の砦となっているにもかかわらず、その実態は社会的にほとんど知られていない。支援の現場で奮闘してきた支援者と関係者が声を上げ、研究者らとともに「女性支援法」の制定を目指す取組を検証した本書の意義は大きい。

本書は2020年に出版されているが、コロナ禍により、予定されていた新法にかかわる会議やヒアリングが延期されている。これまでの長い道のりを経て、新法の成立が早急に進むことを期待したい。

◆書評◆

小浜正子著

『一人っ子政策と中国사회』

(京都大学学術出版会 2020年 ISBN 9784814002627 3000円+税)



田間 泰子

(大阪府立大学 名誉教授)

生殖に関わる諸権利は、一般にリプロダクティブ・ライツ(再生産の諸権利)と表現され、ジェンダー平等とエンパワメントの「基本」であり(第4回世界女性会議北京宣言)、そのポリティクスはフェミニズムの「核心」(上野, 2009)である。

近代以降、国家の枠組みのなかで生きる大半の女性にとって、自らの人権を考えるに国家との関係は不可避の要素である。生殖に関わる諸権利(および生まれる子どもの諸権利)のために、国家はどのようにあればよいのか? 「性のアナーキー」(ショウォールター, E.)ならぬ、「生殖のアナーキー」は可能か? フェミニズムからジェンダー論への思潮において、アナキズムは少数派であるが、生殖に関わる権利の構想は、その可能性も含めあらためて検討されねばならない。

本書は、この課題に中華人民共和国(以下、「中国」という事例をもって挑む。もちろん、ポリティクスは人と国家との間だけでなく、あらゆる関係性において作

動する。よって本書は、「産む女性だけではなく、そのパートナー、家族、彼らの属する組織や職場、地域のコミュニティ、さらに国家などの多様な行為主体(ないしは利害関係者)」を見据え、人口政策の定着の過程を「女性の視点を重視しつつ、跡づけ」ることを目的とする(6-7頁)。

序章では基本的視点や構成が示され、解説「アジア近代のリプロダクションの変容」でアジア諸国の概要が述べられる。

第一部「中国の人口問題と計画出産」は第一章「中国の人口と人口政策」と第二章「非合法墮胎から計画出産へ」から成る。現代までの人口変動が戸籍や『漢書』などの古典も参考にしながら概観される。また、1938年から49年までの新聞記事分析は、避妊や中絶の意味が政治的に「統御」される過程をまざまざと示す。

第二部「上海の計画出産」は第三章「都市の女性に浸透する計画出産」と第四章「上海における一人っ子体制の成立」から成る。上海では1950～60年代に人口政

策によって少産少死への人口転換が生じたが、1970年代から80年代に一人っ子がほぼ100%になった様子が、統計における変化と女性たちの声、政策に関連する報告書等の資料から描かれる。

第三部「中国農村の計画出産」の第五章「先進的農村における計画出産の展開」と第六章「『遅れた』農村における計画出産の紆余曲折」では、女性たちの声や資料に加えて村の「行政幹部や医療幹部」のインタビューも用いられ、両村での政策の展開が対比的に描かれる。そして、終章は本書全体のまとめである。

ジェンダーを視野に入れ、政策から個々の女性の身体にわたって繰り広げられる生殖のポリティクスを綿密に描く本書は、中国の人口史・ジェンダー史研究の金字塔であり、かつ今後の様々な研究可能性を大きく切り拓く秀書である。語句説明を兼ねたコラムや多くの図版類、精練された文章により、専門書であるにもかかわらず大変読みやすいことも、本書の優れた点である。

以下では、本書に刺激を受け、重要と感じた論点について述べる。

第一に考えたいのは、何年もかけて得られた女性たちの語りである。大変貴重な多数の語り、特に女性たちの産むことへの否定的な語りに評者は圧倒された。人口抑制政策に適合的ではあるが、その時代・社会の状況下で身をもって生殖を担った彼女たちならではの語りである。

リプロダクティブ・ライツの原点、夫や親との交渉の起点は、女性たちがその身体から発する言葉（「証言」（エムケ、2019））にある。それらは、産みたくない一人一人の意志とともに、「絶育」（不妊手術）しなければ失職させ罰金を取り、逃げても捕まえる政府（具体的には地域の幹部など）、男児を望む夫の両親や夫との交渉の様相を描き出す。ある女性は「私はダンナに『男の子でも女の子でも、一人しか産まない』と言った…」と語る（266頁）。政府の人口政策と結託しつつ女性たちが生殖を拒否する語りが何を意味するのか、さらに議論を重ねたいと思わせる。

第二に、本書の重要なもう一つの意義は、一国内での地域比較である。強力な政府方針と雖も、各地域の生活水準や慣習、そして「政策執行の構造」（342頁）との関係によってその実現の過程が大きく違っていたことが丁寧に考察されており、一人っ子政策（農村部では「一・五子体制」54頁）にそれだけ長い時間をかけねばならなかった政府の困難さ、そして第4回世界女性会議が北京で開かれる直前の1990年代前半には、政策執行は非常に強制力をもって実現されるものにまでなっていたことがよく理解される（省みれば、冒頭で言及した宣言が北京で行われた意義は誠に大きかった）。

他国においても、中国ほどではなくとも地域差は存在する。日本については歴史人口学で指摘されているような地域差

に留意する研究は、澤田(2014)など管見の限り僅かである。本書を機にアジア諸国内の地域比較研究の進むことを願う。

第三に、生殖をめぐるポリティクスにおけるジェンダーについて。本書が指し示すのは不妊手術、中絶や戸籍の未登録、捨て子等にみられる苛酷なジェンダーである。国家と家父長制の相克のはざまに女性たちの身体があり、結果的に中国の女性たちはジェンダー公正を手にいれつつあるのかもしれない(346頁)。この事例は、他国との比較研究に重要な仮説となろう。加えて述べておきたいのは、ジェンダーをもたらした意味空間の歪さである。男性の絶育／射精は男性の肉体的な力と結び付けられ、女性の絶育／出産はそうならない。中国において人々が身に付けていたこの知はいったいナニモノで、いかに解体できるかを考えねばならない。

第四に、筆者は「上海の事例」が意外と戦後日本と似通っていると指摘する(167頁)。確かに似ており、結託という点でも日本では企業による新生活運動において、労働組合(夫たち)の動きに対して妻たちが会社と結託することがあった(田間,

2006: 123, 137頁)。

しかし、1950～60年代の上海では70年代以降ほどではないにしても、医療のみならず住居や仕事など重要な生活手段を統制する「巨大な政府」は存在した。日本でも大企業の場合、社宅や職場で受胎調節実地指導が行われたから、強制力は確かに存在したが、その力は中国政府と比べればやはり小さかったのではないか。とはいえ、女性たちの生活現場で生じる「力」の有りようは重要な論点であり、本書を契機としてその水準の交渉／力関係に着目する比較研究が今後望まれる。他にも、「生殖のアナーキー」に関連して非嫡出子など重要な論点があるが略す。

筆者は、アジア諸国の「多様なあり方を比較史的に考察することから、リプロダクティブ・ヘルス&ライツの保障された生殖を実現する道筋を考えていくことが可能になるのではなからうか」(35頁)と述べる。近年、Sexual and Reproductive Health and Rightsとして理解されつつあることも踏まえ、本書から、アジアを中心に比較研究が始まることを期待する。

参考文献

- 上野千鶴子, 2009, 『家父長制と資本制—マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店。
 エムケ, カロリン, 浅井晶子訳, 2019, 『なぜならそれは言葉にできるから—証言することと正義について—』みすず書房。
 田間泰子, 2006, 『「近代家族」とボディ・ポリティクス』世界思想社。
 澤田佳世, 2014, 『戦後沖縄の生殖をめぐるポリティクス—米軍統治下の出生力転換と女たちの交渉』大月書店。

◆書評◆

シンシア・エンロー著／佐藤文香監訳

『〈家父長制〉は無敵じゃない

日常からさぐるフェミニストの国際政治』

(岩波書店 2020年 ISBN 9784000614252 2900円+税)



児玉谷 レミ

(一橋大学大学院 社会学研究科)

序章において、本書の執筆動機は次のように記されている。彼女を執筆に向かわせたのは、ドナルド・トランプという規格外の政治家による家父長制的な陰謀に目を奪われ、それに拘泥することが、家父長制的な関係性を存続させている、より目立ちにくく、陰湿なものへの探求を忘れさせてしまうという懸念である。なるほどその問題意識のとおり、国境や時代を超えて、ややもすれば見落としてしまいそうな仕方で、家父長制がどのように維持され、人々はどのように抵抗してきたか、エンローの「フェミニスト的好奇心」は描き出していく。

その記述の丹念さゆえに、なかなか話が展開しないように感じる読者もいるかもしれない。エンローがこのような執筆スタイルを選んだのは、おそらく些末で家父長制と無関係に思える日常の出来事に目を配ろうとしたからであろう。本文中で、彼女はフェミニストの学びは劇的な

ひらめきとしては訪れず、何時間も、何日も、傾聴、観察、そして内省を積み重ねたうえに得られると主張しており、この執筆スタイルはまさにそれを体現している。本書は序章から終章までの十章から成る。

第一章は、2016年のアメリカ大統領選挙の結果を受けたウィメンズ・マーチの描写から始まる。エンローは同時期にヨーロッパなどで行われていたウィメンズ・マーチやデモに話を広げていきながら、その参加者たちが闘っていたそれぞれの家父長制のあり方を描き出す。あわせて本章では「家父長制の持続可能性」というキーワードが用いられ、あらゆる事例を引きながら、いかにして家父長制が存続しているのか示される。

第二章では、シリア紛争と和平交渉のプロセスに焦点が当てられる。エンローは自身が招待されたシリア和平交渉の様子を日記の形で記していく。家父長制が露骨にあらわれるシリア紛争のなかでは、多くの

女性活動家たちが市民活動を展開し、紛争がジェンダー化されていたことを明らかにした。彼女たちが家父長制の存続を回避する仕方と和平合意にたどり着くために働きかけていたことが語られる。

第三章は、エンローが国際政治をフェミニスト的に理解することを試みた最初の著作である『バナナとビーチと軍事基地』の改訂作業を題材に、国際政治を成立させる家父長制をひも解いていく。グローバルに展開される基地や労働、外交などが成立するにあたり、それは階層化された「男らしさ」や「女らしさ」に依拠していることが示される。

第四章の主題は、軍事化されたツーリズムである。この章では、戦跡が観光地となり、女らしさと男らしさ、両者の不平等な関係性についての家父長制的理解を持続させている側面が指摘される。ここでは、エンロー自身の過去を振り返って軍事化されたツーリズムへの自らの「居心地の悪い」共犯について記述がなされ、エンロー個人の経験にもフェミニスト的な分析が向けられる。

「歴史というのはたんに『過去』のことではない。それは現在、そして未来のことだ」(87頁)という記述からはじまる第五章は、戦争物語を中心として、歴史の語られ方と家父長制の持続に焦点が当たる。歴史が語られるとき、何が重要でないこととして排除されるのか、誰によってその語りが担われるのか。そのことを注意

深く観察する歴史家たちの営みを記述しながら、歴史をどのように語り何を記憶に残そうとするのが家父長制を維持するか解体するかを決定づけるとエンローは述べる。

第六章では、国際政治と結婚の関係にフェミニスト的好奇心が向けられる。カナダ・ハリファクスで軍事主義に反対する活動を展開する女性たちとの語りから始まるこの章では、軍人の妻に焦点が当たる。彼女たちが軍人である夫を支える存在として軍事化を成立させるのに大きな役割を果たしているにもかかわらず、政治学の領域では結婚は私的領域のこととして論じられてこなかったことが指摘される。

第七章は、エンローのフェミニストとしてのライフストーリーを描く。「フェミニストへのまがりくねった道」という章タイトルに象徴されるように、それは一筋縄ではいかないものだ。いったい何が重要ではないとみなされ、何が語られずにいるのか明らかにしようとする、エンローのフェミニスト的好奇心の軌跡が描かれる章といえる。

第八章ではある対比的な立場に置かれた女性たちの労働環境への平等を求めた闘いが描かれる。ランチ・レディとして低賃金で働き家庭を支える、ボストンはエバレットの女性たちの賃金平等をめぐる運動。そして国連事務局で働く女性たちの労働環境をめぐる運動である。

終章では家父長制の脆弱さが語られる。家父長制はつねに更新されながら存続してきたが、それはフェミニストたちが絶えず家父長制の網の目を断ち切り続けてきたからであるともいえる、とエンローは述べる。つねにフェミニスト的好奇心を持ち続け、フェミニスト的な問いを投げかけ続ければ、家父長制には勝ち目がない、と力強い言葉で締めくくられる。

このように本書では、いかに日々の出来事に家父長制が入り込み、更新されながら維持されてきたか、同時にどれだけの抵抗があったのかつづさに記述される。長きにわたってフェミニスト的好奇心を保ち続け、それを共有する活動家や研究者たちとの交流を持ち、一見家父長制やジェンダーとは無関係に思える事象にも切り込んできたエンローだからこそなせたことである。家父長制が形を変えて持続するさまが丹念に描かれるがゆえに、絶望感を抱く読者もいるかもしれない。しかしエンローは随所で、「家父長制は無敵ではない」と繰り返す。どのように家父長制が持続してきたかを明らかにすることでその解体に効果的に取り組むことが可能になると、各章で力強くそう述べる。

家父長制に問題意識を持つ人々、その問題意識を行動に移している人々にとって、本書の内容はいわば応援歌と呼べるようなものかもしれない。過去に、そして現在世界中で家父長制と闘う人々を描き出し、「家父長制は無敵じゃない」ことを示して

くれる本書は、現状の手ごわさにくじけそうなときにその背中を押してくれる。

本書への要望を加えるとしたら、すでに問題意識を持ち行動に移している人たちだけでなく、家父長制の解体に関心を抱けずにいる人々、フェミニストの名を引き受けることに躊躇がある人々にさらに届く書き方ができたのではないか、ということである。エンロー自身もそうした人々の存在は意識していると思われ、日本語版の序文には家父長制を魅力的だと思う少女・女性たち（「日本語版への序文」v-vi）への言及がある。

評者はこれまで、講演などの機会を得てフェミニズムについて語るとき、特に若い人の間で戸惑いや葛藤にしばしば直面した。今まで当たり前を受け取ってきたことを揺るがされる際、それをポジティブな原動力にできる人もいれば、自分を不必要に苦しめてしまう人もいる。そのような人々にとって、家父長制の存続はフェミニスト的好奇心の欠如、注意力の不足、怠慢というエンローの言葉はいささか辛辣に響き、彼ら彼女らを家父長制解体の取り組みから遠ざけてしまうかもしれない。もっともこの要望は、評者自身もまた、その答えをもとめて道筋を探っていかなければならない課題でもある。家父長制が無敵ではないからこそ、どうすれば戸惑う人々とも手を取り合って解体に向かっていけるのか、本書を読んで改めて考えさせられた。ぜひ一読をおすすめしたい。

◆書評◆

中嶋泉著

『アンチ・アクション』

日本戦後絵画と女性画家』

(ブリュッケ 2019年 ISBN 9784434264696 C1070 3800円+税)



小勝 禮子

(京都芸術大学 非常勤講師)

本書は、著者が冒頭に概括するように、「日本の第二次世界大戦後、一九五〇年代から六〇年代の美術史をジェンダーの観点から読み直し、この時代の女性美術家と作品の再解釈を行うものである。」(7頁)。ここで重要であり、本書の核心となるのは、なぜこの時代を選んだのかということ、「女性美術家と作品の再解釈」はどのように行われるのかという2点であろう。

まず第一の疑問に対する答えとして、著者は「はじめに—フェミニズム美術史に向けて」において、第二次大戦後の占領軍による指導のもとに実現した男女平等の法制化によって、短いながら女性美術家が前衛美術の領域で活躍し、注目を浴びたことを挙げる(7頁)。しかしそれに続けて、現在知られている「戦後美術史」にはこうした女性の創作活動についての記述はほとんどなく、研究が進んで(広く共有されて)いないことも挙げている(8頁)。

その理由として著者は、戦後の「女性解

放」が一時的なものとして終わり、女性の社会的役割が一九六〇年代半ばまでに家庭内再生産労働を担う主婦へと収斂していったこと、女性美術家もまたそうした社会的風潮の中で、活動を縮小し、美術から離れていった人も多かったことを挙げる。しかしそれ以上に根本的な要因として、日本の近現代美術史において批評や歴史的叙述を担ってきたのはほとんど男性であり、「男性主体の歴史観、価値観、必要性が反映されている」ため、「女性の物語は排除されるか「後回しに」され」てきたことを指摘している(9頁)。美術館の学芸員として、昭和初期から戦後の70年代にいたる日本近代美術史における女性美術家の作品を調査して展覧会を企画開催し(小勝禮子 2001, 2005)、当時の女性美術家をめぐる制度や批評言説について論文をまとめた(同展図録) 評者もまた、まったく同じ結論に達していた。

こうした「日本戦後美術史」をめぐる諸

問題について、著者は『『日本戦後美術史』とジェンダー』(第1章)において、まず本書の議論の前提となる根本的な課題を掘り下げている。ここで著者が現在に至るまで影響力が大きい著作として注目するのは、千葉成夫『現代美術逸脱史』(1986年)と榎木野衣『日本・現代・美術』(1997年)である。この両者の共通の基盤として、「アンフォルメル旋風」を日本美術史の変化の起点と考えていること、また両者の著作では女性美術家の姿がほとんど顧みられていないということを指摘する(33-34頁)。こうした「戦後日本の美術批評や美術史が、女性の活動を書き込む余地のないジェンダー化された物語」(34頁)となってしまったのはなぜなのか。

ここが本書による卓抜な指摘の一つなのだが、1950年代末にフランスの批評家ミシェル・タピエによって日本に紹介、導入されたアンフォルメルという美術運動の受容と落胆、拒絶の過程において、ジェンダー論による再解釈が極めて重要であり有効なことが論じられる。すなわち、アンフォルメルを介した国際交流が「過去に例を見ない好機」であり、「自国の美術の同時代的価値を見直し、文化的遅れを取り戻すことに繋がる」と捉えられ、批評家にとって「批評言説を作り出す者としての希望や野心を刺激するものだった」(43頁)が、欧米人批評家によってその期待が裏切られるや、アンフォルメルは「アンフォルメル旋風」と呼ばれて否定的に

受け取られるようになる。そこには、バート・ウィンザー＝タマキの記述を引いて著者が指摘するように、「戦後抽象絵画における日本と欧米の文化交流にも、歴史的に繰り返されたジェンダー化された構造があり、『日本』に与えられた役割はそもそも女性性を付与される『他者性』だった」(53頁)という背景があった。こうした異文化の交流をめぐるジェンダー論による解釈は、日本の平安時代の美術をめぐる唐との関係に対して、千野香織によって逸早く導入されていた(千野香織 1993)。時代と場所にかかわらず、ジェンダー論の導入は新たな美術史の読解と記述を導くものであることは言を俟たない。

これはジェンダー論を学んだ研究者には常識的なことだが、残念ながら日本の戦後美術史の記述には現在に至るまでジェンダー視点による解釈が抜け落ちてしまっている。その意味において本書は、戦後日本美術史を研究する者にとって、必読の基礎文献であろう。

さらに続けて冒頭に挙げた第二の問い、「女性美術家と作品の再解釈」はどのように行われるのかということに関して、著者は、『アンチ・アクション』に向けて「戦後美術と女性」(第2章)でまず、戦後の女性美術家が置かれた位置をていねいに読み直すことから始める。本書で扱う福島秀子、草間彌生、田中敦子をはじめとした戦後に美術家として活動を始めた

「新人女性」たちは、その出発において著者が「戦前の父」と呼ぶ、瀧口修造、阿部展也、吉原治良らの指導と支援を受けた「戦後の娘」というような状況があったこと(89-99頁)、こうした中で男性批評家によって評価されたのは、戦前から女性の発表機会を求めて苦闘して来た三岸節子や藤川栄子などの年長世代ではなく、彼らが育てた「新人女性美術家」であったことも指摘される(126-128頁)。

著者はここで、女性美術家たちの作品を戦後の絵画運動や批評から切り離すことなく、その垂流ともしないための解釈の枠組みとして、1960年代の主流となった「アクション・ペインティング」に与しない、「アンチ・アクション」という鍵になる概念を提示する(129-140頁)。そして当時、女性美術家の活躍の先鋒にいた福島、草間、田中を例にして、「唐突に外界を開いてみせた戦後抽象の表現、思想、それが作りだす人脈、価値の変化、変容する価値観を十分に活用し、それらを制作に大いに反映させた」(134頁)ことを実作品に即して記述していく。それが、草間彌生の「ネット・ペインティング」であり(第3章)、田中敦子の「円と線の絵画」であり(第4章)、福島秀子の『「捺す」絵画と人間

のイメージ」(第5章)であった。

その個々の内容についてはぜひ本書を読んでいただきたい。著者の丹念な調査と資料の読み解きによる新知見が多数記述されている。そしてこうしたジェンダーの視点による戦後日本美術史の再解釈は、著者の師でもあるG.ポロックら欧米のフェミニズム美術史家たちによる、リー・クラズナーやフランケンサーラーら米国抽象表現主義に参加した女性美術家の再評価と足並みをそろえる作業でもあり、また忘れられた、あるいは評価が不十分な女性美術家の再発見ということに留まらず、日本の1950～60年代の美術の全体像の読み直しや、男性批評家の被害者意識によって歪められた「アンフォルメル旋風」の歴史的な意味がより豊かで複雑な様相をもって理解されることにつながるだろう。著者も喝破するように、「これは女性だけの問題ではない」(128頁)のである。

最後に付け加えれば、本書は、第42回サントリー学芸賞(芸術・文学部門2020年)と第35回女性史青山なを賞(2020年)を合わせて受賞するなど、芸術学および女性史の双方の分野から高い評価を受けている。早い再版が待たれるものである。

参考文献

- 千野香織, 1994, 「[シンポジウム]日本美術史のジェンダー」『美術史』43(2): pp. 235-246.
 小勝禮子, 2001, 「奔る女たち—女性画家の戦前・戦後1930—1950年代」展 栃木県立美術館
 小勝禮子, 2005, 「前衛の女性1950—1975」展 栃木県立美術館

◆書評◆

跡部千慧著

『戦後女性教員史』

日教組婦人部の労働権確立運動と産休・育休の制度化過程』

(六花出版 2020年 ISBN 9784866170817 4800円+税)



佐藤 智美

(大阪大学大学院 人間科学研究科)

本書は著者が博士論文(2015)に大幅な加筆修正を行い出版されたものである。

副題が示すように、「産休代替法」(1961)と「女性教員等の育児休業法」(1975)成立過程における日本教職員組合婦人部(現女性部)の運動を取り上げている。

著者は女性教員を、民間企業事務職の高学歴女性が「主婦化」の担い手となった1960～70年代に、産休・育休制度を利用しその多くが結婚・出産後も継続就労してきた注目すべき女性労働者群と見なし、上記の運動を高学歴女性労働者の継続就労の道を拓いた足跡として位置付け直すことを目的としている。

第1章では、先行研究を通して本著の課題が示されている。「産休代替法」における代替教員の処遇をいかに捉えていたか、「女子教員等の育児休業法」成立過程において、母性保護、近代家族の母性イデオロギーおよび女性の労働権確立の主張がどのように関わり労働権運動に位置付

けられたのかという2点の解明である。

こうした今日に連なる問題を捉える視点を一方に据えつつ、第2章で、運動が展開された時代のコンテクストに即して、当時の女性運動に影響力をもった論者の言説展開に留意し運動過程を捉える分析視点が提示されている。

第3章では、日教組婦人部が設立以来「実質的な男女平等の獲得」を基本方針に掲げ、社会主義的女性解放論を基盤としながら、時代に応じて「母性保護」「人事闘争」「労働権の行使」と運動のタームを変えてきたこと、運動の中心人物として、初代婦人部長高田、二代目千葉、五代目奥山、当時影響を与えた論者として山川菊栄や丸岡秀子があげられている。

第4章、5章では二つの法案の制定化に至る運動が詳細に取り上げられている。1950年代の産休代替法制定運動では、山川の「母性保護は社会的に保障されるべきもの」という主張を根拠とし、「母性保

護」が戦略的なタームとされた。参議院議員となった高田らが1954年議員立法として提出。1955年に自由党が日教組要求を部分的に加えた法案を提出し成立した。日教組は代替教員を義務設置とした改正案を要求し、1961年現行法が成立した。与党自由党が同調せざるを得なかったのは、日教組婦人部が「母と女教師の会」「日本母親大会」と連携していたため、母親たちの世論を無視できなかつたことが大きいという。その後、臨時雇用となった代替教員の処遇改善運動も続けられた。

著者は、日教組婦人部が母親との連携や女性が多い臨時代替教員の処遇改善運動を行ったのは、他の立場の働く女性たちに対する視点も有していたと評価している。運動過程では、「母親である女性教員こそが教育に適している」(138頁)という論理が多く用いられた。

しかし1970年代の第二波フェミニズムの台頭により、「母性」に基づく主張や従来女性運動が性別役割分業を前提に展開していたことが批判される。そのため運動は新たな発展段階を迎え、次の育児休業法制定運動では、「母性保護」ではなく女性労働運動研究家の嶋津千利世が使った「労働権」をタームとした。1967年に初めて社会党案として「女子教員等の育児休業法」が提出されてから成立までには8年余りを要した。1970年代前半には、日教組婦人部内で家族責任における男女平等も提議され始めていたが、育児

休業に男性も対象とする議論はおこらず法案に反映されなかつたとされる。

1975年自民党が法案に合流し成立したが、法案には、自民党が唱える乳児期の子育ては母親という近代家族の母性イデオロギーが挿入されることになった。著者は、その後、国の社会保障政策等に「主婦化」が取り込まれる中でも女性教員は継続就労し、日教組婦人部は「主婦化」を教え込むカリキュラムに反対し、「男女平等」を児童生徒に提議するという教育実践のオルタナティブな方向を探ったという評価で、運動が締め括られている。

終章では、歴史的な運動を分析する意義として、今日に連なる問題を捉える視点に加え同時代の理論の到達点という視座を持ち込む必要性を明らかにしたこと、労働運動史から捉える意義として、組合員だけでなく多くの労働者に共有される運動方針の提示と多様な労働者を含むネットワークの構築の重要性を示唆できたことが挙げられている。

本書は、産休・育休を巡る日教組婦人部運動についてその時代の背景や理論的到達点という視点から綿密な掘り起こしを行い、女性労働運動史に位置付け直したもものとして大いに評価できる。フェミニズムの第一波から二波への移行期に一つの労働組合婦人部がいかなる対応をしたのかというテーマは興味深く、著者は果敢にこれに挑戦した。本書の意義としてあげた2点にも説得力がある。

評者は、1979～2015年まで地方県で教職にあり日教組組合員でもあった。これらの運動過程の究明に感謝しつつ、読後に残る少しばかりの疑問点を述べたい。

著者は、議論の前提で1960～70年代に「主婦化」の担い手となった民間企業事務職の高学歴女性と継続就労した女性教員を対置している。しかし、両者の環境は大きく異なっている。前者の多くは大都市に居住し、夫は大企業等勤務の転勤・長時間労働者で共働きが困難な層であろう。

一方、後者は全国津々浦々、大半は自分か配偶者の地元で勤務し血縁・地縁的援助を得られる場合も多く、夫は教員か公務員が多い。加えて当時の民間企業における事務職女性の職務内容や賃金体系などが教職と比べ継続就労に堪えられ得るものであったかという差異は大きい。そうした中での女性教員の継続就労とそれを支えたとする産休・育休に対する高い評価の前提が、時に日教組婦人部運動に好意的な評価を下すというバイアスを幾分与えていないだろうか。

それは、1975年女性のみの育児休業法制定運動の論述に、今日に連なる視点を十分捉えているかという疑問として感じられた。同年の育児法はあくまでも性別役割分業を前提としている。それについて、1970年代には日教組婦人部内でも両性の育児責任の提議があったが育休制度にそれは反映されなかった等、比較的簡潔な記述に留まっている。しかし、同時期に家庭科の

男女共修運動や性別役割分業等を問う「男女平等教育」も各地で提唱が始まっている。1975年時点では、議論が熟さず法案に盛り込むに至らなかっただろうとは十分推察できる。しかし、著者はもう少しこれらの日教組婦人部内の矛盾や議論に向き合う必要があったのではないだろうか。

法案成立後は「主婦化」に反対する「男女平等教育」を探り続けたとの評価で終わる記述は、運動理論の整合性で留まった印象も受ける。本書の射程を1975年から1991年現行法成立にまで広げ、その17年間日教組婦人部が両性対象の育児法成立に向け、どんな議論や運動を展開したのか否かという究明も必要だったのではないか。教員社会で17年間女性教員のみが育児休業の対象とされたことの影響は大きい。選択制とは言え1年間の育休取得は慣習化し、乳児を持つ女性教員は労働軽減が図られた一方、「乳児期は母の手で」という意識を否応なく内面化した。多くの育休明けの女性教員は半人前扱いしかされないと自尊感情を低下させてもいる。また教員自らが性別役割分業から脱却できていないことは、その見直しを子どもに問う「男女平等教育」の広まりや成果を限定的にしたのではないか。

両性対象の育児法成立から約30年経った現在でも、男性教職員の取得率は2.8% (H.30文科省調査) にすぎない。今も多く女性教員が、母性イデオロギーを内面化しつつ多忙化と闘い継続就労している。

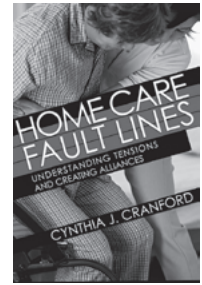
◆書評◆

Cynthia J. Cranford 著

Home Care Fault Lines

Understanding Tensions and Creating Alliances

(Cornell University Press 2020年 ISBN 9781501749254 \$ 26.95+税)



大野 恵理

(神奈川大学 法学部)

本書は、カナダ及びアメリカにおける高齢者や障がい者に対する個別生活援助(Domestic personal support: 介護、身体的介助や家事援助を含む)のケアプログラムについて、各地域の政策や事業運営組織、雇用主と労働者との関係性を比較分析し、労働市場と親密な労働における「柔軟性」と「安定性」を問うものである。比較対象となる4つのプログラムの分析を通じ、社会政策や社会運動内部の複数のアクターがいかに配置され組み合わせられているのか、それにより柔軟性と安定性の緊張関係や境界線はどのように連動し形成されているのかという点を明らかにしている。具体的には政治的イデオロギー、社会運動のダイナミズム、地域ごとの特性(エスニック・コミュニティや人種、階層など)を検討材料に含めながら、様々な

アクターの関与の程度を紐解いている。その上で、ケアを受ける人々とケアワーカー¹それぞれの求める柔軟性と安定性のある介助や介護、労働を実現させるための知見が明らかにされる。

本書の特徴として、被介護・介助者が直接ケアワーカーを雇用するプログラム(DFプログラム: Direct Funding Program及びIHSS: In-Home Supportive Service)と、営利/非営利のエージェンシーを介した雇用形態のプログラム(ホームケア Home Care 及び訪問家事支援事業 Service Attendants)といった様々な形式のプログラムが取り上げられている点あげられる。またケア労働の実態をとらえるための視点として「時間」、「業務(作業)」、「スキル」、「知識」が示され、それぞれの組み合わせによって緊張関係や

1 ここでは本書で用いられている「ケアワーカー」を使用する。著者によれば、「ケアは労働である」ことを強調するために用いられている。本書の文脈に沿い、訪問介護者や介助者、生活援助者、家族介護者を包括する用語として使用する。

安定的な労働について検討されている。また著者は10年以上にわたり、ケアプログラムの関係者や被介護・介助者、ケアワーカーなど300人以上の男女への聞き取り調査を行っている。様々な年齢層や障がいの種類、多様な人種や移民的背景をもつ対象者から聞き取った内容は、筆者の主張を支え議論の骨組みを形成するものとして随所に引用されている。とりわけケア労働における生活支援や身体的介助と、家事労働との境界線をめぐる議論では、現場の労働実態が被介護・介助者とケアワーカー双方の語りから具体的に示される。それにより、実態にそぐわない線引きがなされていることと、それが労働状況の悪化を引き起こしていることが明らかとなり、興味深い。

そして既存の家事やケア労働の研究と、高齢者や障がい者研究の知見の接合が試みられている点も大きな特徴といえる。既存のケア労働の研究で重視されてきたジェンダー、人種、エスニシティといったカテゴリーの交差性に、年齢、障がいという軸がどのように交差するのかという問題意識が全体に貫かれている。それにより、ケア労働を軸としながら極めて複雑で交差的な差別や抑圧の現実が描き出されている。さらに、既存の介護や介助支援に関する労働の研究では十分に取上げられてこなかった、被介護・介助者である高齢者や障がい者の感情的側面や関係性構築のための方略等についても視

野に入れられている。

時に表出する両者の緊張関係から目を背けることなく、検討材料として捉えなおそうとしている点は鋭く、その過程では、無意識な差別意識もまた浮き彫りになることが指摘されている。例えば、白人男女の被介護・介助者は、ケアワーカーに対し高い英語能力や「適切」とされるアクセントを要求しているが、彼らは人種的選好や移民に対する差別はしていないと認識しているという。これに対し著者は、特定の集団に関連する文化的な側面(アクセントやふるまい方など)もまた、長年にわたり人種差別の問題として議論されてきたと指摘している。ケアプログラムにおける潜在的な人種差別が親密な労働場面で対立や緊張をもたらし、ケアワーカーの安定的な就労を阻むと言及している。

本書は序章及び第1章から第7章で構成されている。序章では研究背景や本書の既存の研究における位置づけ、概念の定義、理論的枠組みが提示される。続く第1章と第2章では、北米におけるケア労働の歴史的背景とグローバルなケア労働移住をめぐる政策の変遷をおさえながら、人種、ジェンダー、年齢、障がいによる差別等の交差性の問題とケア労働の不安定化が提示される。そして被介護・介助者とケアワーカーの双方がともに社会的に不安定な立場にあることが示される。第3章から第6章では、既述のカナダとアメ

リカにおける4つのケアプログラムの事例を中心に、関係者やキーパーソン、対象者へのインタビューの事例に基づき構成されている。主に雇用関係(被介護・介助者とケアワーカーの直接/間接雇用)や中間エージェンシーの存在、プログラムの財政的な裏付け、ケアワーカーの組織化を軸としながら制度を分析している。第3章と第4章では、被介護・介助者が直接ケアワーカーを雇用する方法を採用しているプログラムとして、DFプログラム(カナダ・トロント)とIHSS(アメリカ・ロサンゼルス)、第5章と第6章ではエージェンシーが仲介するプログラムであるホームケア(カナダ・トロント)及び訪問家事支援事業(カナダ・オンタリオ)がそれぞれ検討される。そして終章である第7章では、全体の議論の整理や枠組みの再検討、今後の研究の展望について述べられている。

著者が提示した複数の分析枠組みによって、外部からは見えにくかった介護・介助労働の実態が詳らかになり、プログラムの制度的側面が批判的に検討される。例えば被介護・介助者は、ケアワーカーがプログラムの研修等により身に付けた「スキル」よりも自らの「身体知」に基づくケアの「スキル」を求めるという点や、制度上ケアワーカーに組織化のための権利が与えられないことで結果的にケ

アの質が低下しているという指摘は、制度の問題点として浮かびあがるものである。最終的には4つのプログラムの比較分析を通じ、新自由主義的なケアの論理が、いかに年齢、障がい、人種、ジェンダーなどの交差によって周辺化された人々に対して、経済的及び精神的負担を課しているかが明らかになる。それを乗り越えるために、社会運動のダイナミズムにもとづいた制度設計を重視することで、労働市場及び親密な労働場面における緊張関係が取り除かれ、柔軟性と安定性が同時に実現されるべきだと結論づけている。

全体を通して豊富な聞き取り調査の語りが見られ、被介護・介助者とケアワーカーの細かな感情の揺れ動きなど個々の事例については非常に説得的であるものの、ジェンダーや階級などの様々なカテゴリーの交差性を問うことを真正面から検討しているが故に、結論部分はやや理論的な検討に欠けると読むこともできるかもしれない。しかし様々なアクターや労働場面の交差性を丁寧に描写しようという試みによって、ケア労働における柔軟性と安定性の境界線自体が常に揺れ動かされるものであることを改めて認識させられもする、示唆に富んだ内容となっている。

◆書評◆

鈴木彩加著

『女性たちの保守運動』

右傾化する日本社会のジェンダー』

(人文書院 2019年 ISBN 9784409241288 4500円+税)



具 裕珍

(東京大学 東アジア藝文書院)

日本の政治社会における「右傾化」現象や活動について、多くの研究者が不思議に思っていることがある。それは様々な場所で活躍する女性たちの存在である。過激なナショナリズムや家父長的秩序が色濃く表れている伝統的価値の維持を掲げる保守運動に、女性たちはなぜ参加するのであろうか。本書は、女性たちの保守運動をジェンダーの観点から捉え直し、そこに内在する社会構造とジェンダー間の緊張関係を紐解くことで、女性たちの保守運動を理解する手掛かりを提供してくれる。

本書の主な問いは、あらゆる女性が生きやすい社会の実現を目指すフェミニズムに反対する保守運動に多くの女性が参加するのはなぜなのかというものである。こうした興味深い問いに、本書は方法論的にも挑戦している。差別的主張や攻撃的な活動方式を展開する極右運動には、研究者にとって賛同しがたい場合が

多く、調査の困難さが指摘されてきた。本書は濃密なフィールドワークを行うだけでなく、保守団体の刊行物からインターネット上にアップロードされた動画まで多様なデータを用いて、閉鎖的な性格を有する保守運動研究への新たな実証的アプローチを試みている。

以下では各章の内容を見ていこう。

まず、序章「保守運動の台頭とジェンダー」では、上記のような問題提起と「保守運動」の定義が提示されている。実際、分析対象となっている集団は論者によって「右翼」「排外主義」「レイシスト」とも呼ばれており、用語をめぐる議論はいまだ不十分といえよう。そこで著者はとりわけ保守主義と保守運動を区分し、左右という政治的対立構図の有効性を再確認した上で、それに基づき「保守運動」を「戦前の旧体制と日米安保を支持し、福祉制度の充実と市民の平等な政治参加には否定的な立場をとり、「愛国心」を唱えるナ

シヨナリズムと結びついた運動」と定義している(34頁)。こうした用語の選択と定義はこの運動の捉え方をめぐる議論を豊かにする¹。

第一部「女性たちの保守運動を捉える視点」では、女性たちの保守運動の分析枠組みとして、戦後日本社会における保守運動の系譜(第一章)と米国の右派女性研究(第二章)という二つの軸が提示されている。女性たちの保守運動は日本の保守運動史においてどのように位置付けることができるのか。興味深いのは、本書が日本の保守運動の始点として日本遺族会の靖国神社公式参拝運動を取り上げている点である。これは、日本の最大保守系団体と言われている「日本会議」の源流を元号法制化運動に見いだす多くの研究と異なる点である。

著者は1990年代に日本の保守運動には「組織化された保守運動」(日本会議)と「草の根保守運動」(新しい歴史教科書をつくる会)という二つの潮流ができ、それを背景にして2000年以降に「男女共同参画反対運動」と「行動する保守」グループによる日本軍「慰安婦」バッシングが現れたと主張する。いずれも草の根の女性たちが主な担い手となる保守運動であることが新しいと指摘している(77頁)。さらに、著者は米国の右派女性研究を整理し、そこから、右派女性を捉える(1)

被害者、(2) 運動主体、(3) フェミニスト(101-103頁)という三つの観点を導き出し、それに照らして日本の女性たちの保守運動を考察している。

こうした分析枠組みに基づいて、第二部「保守運動と家族」では、男女共同参画反対運動の事例を通して、「母親」の立場で活動する女性たちの保守運動の実態について、彼女たちを取り巻く構造としての「家族」に着目し、その関係から考察している。第三章では、その「家族」という構造の変遷を日本遺族会の会報を分析することで明らかにしている。戦後直後、日本遺族会における家族言説は“苦勞する母親”像(126頁)を中心として構築されていたが、運動主体と世代の変化に伴い、「家族」と国家や愛国心に傾きはじめ、さらには稼ぎ手である夫と専業主婦である妻およびその子どもという家族イメージの「家族の価値」(115, 134頁)へと移行していったのである。

では、今日の「家族の価値」はどのように語られているのか。第四章では男女共同参画反対運動が盛んになった時期の保守系雑誌記事の語り手に着目して、その言説が分析されている。著者は発言主体によって「主流派バックラッシュ」と「主婦バックラッシュ」にその言説を分類し、両者の間に論理のずれが内在していることを指摘する。「主流派」は、「家族」は国家

1 関連する議論として具裕珍(2021)「日本政治における保守の変容への一考察:1990年以降の「保守市民社会」の台頭に着目して」『東洋文化研究所紀要』179号を参照。

や社会秩序を維持するために必要な基盤だから、という論理で、その基盤を破壊する男女共同参画に反対している。一方「主婦」は、家事や育児・介護といった家庭内ケア労働を通して構築された家族の人間関係を重視し、それが男女共同参画によって損なわれる、という論理で反対しているという。この点から著者は「主婦バックラッシュ」が、「自己防衛」といった消極的な動機にもとづいたものではなく、むしろ「ケアの倫理」や「ケア・フェミニズム」とも類似した積極的な理由にもとづいている」と、目新しいスリリングな主張を行う(166, 172頁)。こういった言説は愛媛県の市民団体A会でのフィールドワークでも確認されている(第五章)。

第三部「保守運動と女性の生／性」では、「慰安婦」バッシングを行う「行動する保守」を取り上げ、「女性」という立場からの保守運動の実態を考察する。インターネット上の動画の内容分析を通して、「行動する保守」の女性たちが置かれた立場の複雑性を明らかにする(第六章)。その複雑さは日韓の歴史認識問題である以前に、女性の性に関する問題として、「女性」が性的客体化される社会構造を認識していることに起因する。こうした認識は東京の市民団体B会へのフィールドワークから再確認されている(第七章)。

以上の議論から得られる知見を元に、終章「日本社会で生きる女性たちの保守運動—その困難と展望」では、女性たちの

保守運動を生み出した要因、女性たちの保守運動が持つ両義性、そして「女性運動」としての保守運動の可能性が論じられ、締め括られている。

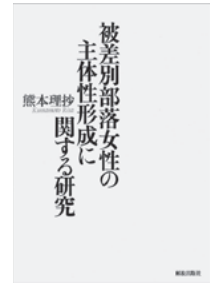
最後に本書の持つ意義を整理して筆をおくことにしたい。第一に、本書は日本の保守運動を保守運動自体ではなく、参加する女性にフォーカスして参加理由とその実態を明らかにしている点において、保守運動の研究を豊かにしている。第二に、本書は日本社会における保守運動を“ジェンダー観点”から分析することで、日本社会におけるジェンダー論との接点を見出している。入り口は「保守運動としての女性運動」であったが、終章で本書は「女性運動」の文脈の中でこの運動が捉えられるのではないかとといった「保守フェミニズム」の可能性も論じている(314頁)。まだ日本の文脈では時期尚早かもしれないが、こうした枠組みを用いれば、本書で示された事例と知見に加え、日本社会における世代間の性別役割規範や性差別規範の変化と相違から、保守運動の新たな実態が浮かび上がってくるのではないか。これと関連して、第三に、ジェンダー規範をめぐる日本と類似した社会構造を持つ他の国々との国際比較も可能であるだろう。例えば、韓国でも保守運動が存在し、その中で「オンマブデ(母親部隊)」は類似した言説や活動を展開している。本書を発端とした多様な比較研究が期待されるところである。

◆書評◆

熊本理抄著

被差別部落女性の主体性形成に関する研究

(解放出版社 2020年 ISBN 9784759201222 5000円+税)



徐 阿貴

(福岡女子大学 国際文理学部)

同和対策審議会答申により部落差別の早急な解決が国の責務と明言され(1965年)、同和対策事業特別措置法(1969年)に基づき生活環境改善や社会福祉、産業振興などの事業が行われた。特別措置法は2002年に終了したが、部落差別が解決したわけではない。それは部落差別解消法が、障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法とともに2016年に制定されたことにも明らかである。むしろポスト特措法時代において、同和対策事業の陰に隠されてきた問題領域が可視化されている。この文脈のもと、部落女性の主体性形成に焦点をあてた本書は、これまで等閑視されてきた部落内外のジェンダーの問題に取り組み、家族、部落コミュニティや解放運動との関わりから考察している。部落民、女性、多くが不就学低学歴、低賃金不安定非熟練労働者という逃れがたい条件の絡み合いの中に位置づけられ、部落女性は、必然的に部落男性とは異なる形の解放を求めてきた。著者は90人におよぶ

聞き取りおよび運動資料から部落女性の主体性の形成過程を描き出し、部落解放運動が展開してきた差別論と主体性論の再構築を試みる。さらにブラック・フェミニズムによる「複合差別」概念の日本への導入過程を検討している。本書はすぐれた部落研究であると同時に、主流フェミニズムに再考を迫る批判的ジェンダー研究となっている。

第一章では研究目的が示され、分析概念である「複合差別」および「主体性」に関する先行研究を概観している。第二章では「部落民であること」についての個人の語りを分析している。部落民の規定をめぐり非対称な権力関係が存在し、他者規定を通じた差別の内面化が部落女性の主体性形成を阻害する。このため部落女性の主体性は、自己教育運動および部落解放運動への関与により遂行的に形成されてきたとする。第三章は「女性であること」についての語りの分析である。私的領域、生育家族、とくに部落解放運動において、

部落女性が女性としての自己言説化や女性差別の意識化を抑制してしまう過程を示している。差別と貧困に対する相互扶助と抵抗運動がコミュニティの共同性を高め、内部で異議を唱えることを困難にする。解放運動への関与を通じ主体性を形成しようとする部落女性は、家庭、コミュニティ、部落解放運動でのケア役割を一身に引き受けるために、ジェンダー体制が維持強化されるという矛盾が起きる。さらに、部落男性による女性差別を部落差別の結果とする認識枠組みを取り入れるため、運動内の女性差別批判も困難になる。他のマイノリティ集団の女性にも重なる点である。

第四章では、戦後の部落解放同盟の運動方針、部落解放同盟が主催する全国婦人集会(のちに部落解放全国女性集会と改称)の資料分析から、運動組織が部落女性の主体性形成に果たした役割を考察している。1950～60年代、部落解放運動は女性を組織拡大の対象とし、そこでは部落差別と女性差別が階級支配の産物とされた。生活保障を求める行政闘争に寄与しても意思決定過程から排除される部落女性たちは、性差別的な組織の改善を求めた。また大衆運動としての発展をめざし日本母親大会との共同闘争を模索したが、そこでは非部落女性との大きな生活格差を認識し、「人間外の人間」という扱いを受け、女性運動から距離をとることとなった。1970年代は特措法を根拠に

行政闘争が活発化し、闘争を展開するうえでコミュニティ活動を担う婦人部および指導力強化が運動方針となった。しかし動員要員とみなされた女性たちは組織批判を強め、より周辺化されていった。他方、国際女性年を機に女性の権利が意識され、部落女性は労働運動と共闘を模索した。もろさわようこは、共働きを当然とし、負の状況を正に転化してきた部落女性たちの姿勢に女性解放としての先進性を見出だしている。しかし、もろさわをはじめ日本の女性運動の権利要求は個人をベースとしていた。それは、部落コミュニティの共同性と歴史性を運動思想の基盤としてきた部落女性にとり異質なものであった。部落女性は、包摂しながら抑圧する部落解放運動と、包摂せずに部落女性を不在とする女性運動に関与し、結局前者を選択したと著者はいう。1980年代、部落女性は国際人権言説に影響を受け、自身の経験と社会的位置を可視化し言語化する可能性を「複合差別」概念に見出す。そして世界の女性運動や在日朝鮮人女性、アイヌ女性など国内のマイノリティ女性との連携をめざしていく。

第五章では、ブラック・フェミニズムが生み出した複合差別(compound discrimination)と交差性(intersectionality)概念を検討し、その国連による採用と部落女性の闘いへの導入を概観したうえで、日本における複合差別論への批判的考察を行っている。ブラック・フェミニズムは、複数の

抑圧が相互に影響し、結合、交差、連結して女性たちにのしかかる状況を明らかにし、複数の差別が交差し複合するところに別種の様相の差別が現出することに注意を促した。複合性と交差性を強調することで、奴隷制という歴史社会的支配関係と権力構造の分析が深化した。ブラック・フェミニズムは、白人女性フェミニズムが普遍を僭称し、マイノリティ女性にのしかかる差別の複合体を女性内部の差異、女性差別の多様性として論じることでマイノリティ女性を他者化、周辺化してきたと批判し、抵抗思想として大きく発展したのである。

しかしながら日本語概念の「複合差別」は、差別の加算的分析を前提とし、交差性や複合性の意味が希薄であり、ましてやフェミニズムの限界やバイアスを問うツールとして機能していないと熊本はいう¹。このため複合差別の視角から部落解放運動とコミュニティ内の女性差別が指摘されてきたものの、部落男性を主体としてきた運動や実践に部落女性の経験を付加するだけで、構造としての性差別認識および部落差別認識の分析に至っていないと、長年部落女性の闘いに関与してきた熊本は自身を含めて批判している。マジョリティ・フェミニズムの本質、普遍、

規範を問いなおす対抗言説や実践という原点に立ち返り、〈マイノリティ女性〉を周辺化する性差別や人種主義が組み合わさった構造それ自体を包括的に解明するツールとして複合差別概念をより有効に使用するべきという主張に、評者も目を開かれる思いである。

部落女性は女性運動にずっと関与してきた。にもかかわらず、部落女性が過酷な生活の中で手探りで展開してきた解放の闘いが「フェミニズム」と呼ばれてこなかった。実際、女性の権利を推進する運動や政策から部落女性をはじめマイノリティ女性を取り残されている。複合差別の概念は、第3次男女共同参画基本計画(2010年)において、障害、在日外国人、アイヌ、部落・同和問題等に加え、「女性であることからくる複合的に困難な状況」という文言により、ようやく位置を与えられた。しかし度重なる国連女子差別撤廃委員会勧告にもかかわらず、在日朝鮮人や沖縄女性は基本計画で言及されていない。ジェンダーという変数が人種や階級という変数を隠蔽してきたと告発するマイノリティ女性の声を無視するのなら、それは誰のためのいかなる解放のためのフェミニズムなのか？それが問われている。

1 国連用語である multiple discrimination を、上野千鶴子の複合差別論(1996)に着想を得て「複合差別」と翻訳したのは熊本自身であるという。反差別国際運動の中でこの言葉の普及にかかわった当事者として、熊本は複合差別をめぐる日本の現状に異議申し立てを行っていることに留意したい。

Contents

- 1 Forward
Ki-young SHIN

Special Section: The COVID-19 Pandemic and Gender

Research Article

- 5 Impact of the COVID-19 pandemic on face-to-face sales of Japanese life insurance companies
Kaoru KANAI
- 25 COVID-19 pandemic as a crisis of global governance and feminist knowledge
Hisako MOTOYAMA

Research Note

- 47 A Review of Kara Walker's *Fons Americanus* from the Standpoint of the UK's Black Lives Matter Movement during the COVID-19 Pandemic
Naoko UCHIYAMA
- 57 Impact of COVID-19 on gender-related measures: Reporting the current state of Germany's Gender Equality Strategy
Atsuko SANO
- 67 COVID-19 and "Home": From a Feminist Geographical Perspective
Minako KURAMITSU

Articles

- 95 Self-Representation as "Being *X-jendā*": Narratives Focusing on Coming Out to Parents and Partners
Kyoko TAKEUCHI
- 113 The *Fujoshi*'s "Fantasy Trouble": Body, Desire, and Imagining in the Ontology of Boys' Love Fantasy
Wei-Jung CHANG
- 131 How women with developmental disabilities are seen by their supporters: Persisting gender bias and its propagation by supporters
Rina MUKAI
- 153 The Constitution of Problematization of Youth Sex: An Analysis of Physical and Health Education Textbooks
Kazunori SORIHASHI
- 171 Trans as Postfeminism?: Critically Reading Transphobic Discourse in Japan
Kazuki FUJITAKA
- 189 Book Reviews
- 224 Editor's Postscript
- 226 Editorial Guidelines

編集後記

『ジェンダー研究』24号が完成した。今号は「パンデミックとジェンダー」を特集テーマとし、研究論文、研究ノート、現場・事例報告、そして資料紹介の枠を設けて公募にて論文を募った。結果、研究論文2本、研究ノート3本、現場・事例報告3本が厳格な審査を経て掲載となっている。この未曾有の危機の時代に生きていること、その危機にジェンダー研究がなしてきたこと、そしてジェンダー研究だからこそ成しうることが本特集には詰め込まれているように思う。また編集長のコンセプトをもとに、和田さん主導でエッジの効いた表紙作りも進行した。いつものことながら、特集コンセプトをこのような素敵な表紙として具現化して下さるデザイナーの塩飽さんに感謝申し上げたい。

今号の投稿論文数は最も多かった。よって、携わっていただいた査読者の数もこれまでで一番多く41名の学内外の研究者にご協力いただいている。ここでお一人お一人のお名前を挙げることはできないが、貴重なお時間を割いての先生方のご尽力に心より御礼申し上げます。掲載された論文5本はこうした学内外の査読者による厳格な審査を経て掲載可となった論文で、力作揃いである。残念ながら掲載がかなわなかった論文もあるが、査読コメント、またそれへの応答から私自身が多くを学ばせていただいた。

また、上述のように、今号はこれまでで最も多い数の投稿が寄せられたため、特集および投稿論文すべてを扱うことは私の能力の限界を超えていると判断したことから、仙波さんにヘルプを求め、途中から特集原稿の一部の作業を分担いただいた。忙しい中、快く引き受けてくれた仙波さんに感謝している。

ところでこの編集後記はいつも、すべての原稿をチェックし終えたのち、入稿直前に書く。今号もここまでこぎつけることが出来たのは、上述した方々や編集長、編集委員会委員の先生方、編集スタッフに加え、滝さん(会計)、梅田さん(送付先の管理)、稲垣さん(ポスター等広報)のおかげでもある。IGSスタッフの皆さんのご協力に感謝している。そして、特集、一般投稿論文の校閲を担当して下さった西澤千典さん、いつも様々な要望に応じて下さる能登印刷・遠藤さんにも御礼申し上げます。

平野恵子

(お茶の水女子大学ジェンダー研究所 特任講師)

『ジェンダー研究』24号は、私がこの編集事務局のスタッフとしてかかわるようになって4回の発行である。今号では、「パンデミックとジェンダー」という特集が生まれ、論文の他に研究ノートや現場・事例報告論文も公募することとなった。通常よりも多くの論文が集まり、編集事務局の論文担当の平野さんの負担が増えたため、今号では私も通常の書評編集に加え、はじめて特集の研究ノート、および、現場・事例報告論文の編集も担当することになった。自分が担当した研究ノート3本、現場・事例報告論文4本はどれも興味深く、コロ

ナ禍、何が起きているのかを考えさせられるものばかりだった。また、ジェンダー関連の研究に取り組む人に様々な示唆を与えそうな11本の最新の書籍の書評も紹介できた。

研究ノート、現場・事例報告論文はその分野を専門とする教員や研究者に閲読審査を依頼し、忙しい中、審査を快諾していただいたことに心から御礼申し上げたい。また、書評用の書籍選定や評者候補の方々の紹介等では、『ジェンダー研究』編集委員会の委員をはじめ、お茶の水女子大学の学内外の様々な分野を専門とされている教員や研究者にも支援を賜った。こうした多くの方の協力に心から感謝している。またお忙しい中、書評の執筆を快く承諾してくださった具裕珍さん、林美子さん、児玉谷レミさん、小勝禮子さん、小川真理子さん、大野恵理さん、佐藤智美さん、徐阿貴さん、高橋由美さん、田間泰子さん、山根純佳さん、(あいうえお順)にも御礼申しあげたい。

『ジェンダー研究』24号も質の高い論文や書評で構成され、充実した号になったと自負している。今号も多くの方にお読みいただき、読者の研究の中で何かの形で活かされることを願ってやまない。そして発行に向けて共に作業をすすめた申キヨン編集委員長、編集事務局の平野恵子さん、校閲の和田容子さんと西澤千典さんにも感謝を述べたい。

仙波由加里

(お茶の水女子大学ジェンダー研究所 特任講師)

今号の特集「パンデミックとジェンダー」に相応しい表紙デザインとはどんなものか?編集実務会議では議論を重ね、次のようなコンセプトに至りました。「パンデミックを契機に、私たちは岐路に立っている。このあと世界は、誰もがケアされ生きる権利が尊重される包摂の世界になるのか、それとは真逆の悲劇的な結末を迎えるのか。安易に絶望に陥らず、いつか一筋の光明を見出す希望を携えて、ジェンダーの視点から世界を研究する——というイメージにしたい」。この要望をデザイナーの塩飽晴海さんに伝え、出来上がったのが今号の表紙です。鮮烈でありながら美しく洗練されたデザインにしてくださった塩飽さんに、お礼を申し上げます。

編集実務スタッフとして進行補佐と書評校閲を担当しました。スタッフの一員としていつも快く迎えて下さる申編集長、編集局の平野さん、仙波さんに、心から感謝申し上げます。

和田容子

(お茶の水女子大学ジェンダー研究所 アカデミック・アシスタント)

『ジェンダー研究』編集方針

- 1 『ジェンダー研究』（以下、本誌）は、学際的・国際的なジェンダーに関する最新の研究成果を発信し、グローバルなジェンダー研究の発展に寄与する。
- 2 本誌は、特集記事・投稿論文・書評からなる。
- 3 本誌は特集記事を企画し、時宜にかなったもの、国際的な関心の高いもの、新領域を開拓するものなど、現在のジェンダー研究にとって重要であるテーマで、質の高い論文を掲載する。
- 4 投稿論文は、国内外・学内外を問わず公募し、厳正な審査を経て掲載することで、質の高い学術論文の国内外への頒布を進める。
- 5 書評は、国内外のジェンダーに関する書籍を厳選し、最先端の研究動向の紹介およびそれについての考察を加えた論評を行う。
- 6 本誌の刊行により、国内外・学内外のジェンダーに関する研究の発展を促進し、グローバルかつ有機的な研究交流の構築を目指す。そして、国立大学法人として、男女共同参画社会の実現に貢献する等の、社会的要請にも応える。

『ジェンダー研究』投稿規定

- 1 投稿する論文は、女性学・ジェンダー研究に関する、学術的研究に寄与するものとする。
 - 2 投稿者は、国内外を問わず、学際的に女性学・ジェンダーに関する研究に従事する、原則として修士号取得相当以上とする。
 - 3 投稿する論文は、未発表の論文に限る。なお、この規程に違反した場合、新たな投稿を受け付けられないなど、しかるべき措置をとる。
 - 4 論文執筆における使用言語は、原則として日本語または英語とする。日本語／英語以外の言語による投稿に関しては、編集委員会において検討する。
 - 5 投稿論文は、
 - ・日本語の論文は、注・図表・参考文献を含めて20000字以内。
 - ・英語の論文は、注・図表・参考文献を含めて8500ワード以内。
 - ・なお、1図表500字相当、1ページを要する場合は1000字相当とする。
 - ・挿図の場合は、1ページあたり1000字、刷り上がり20頁内に入ることを原則に、およそ20点までとして全体を構成する。
 - ・挿図に用いる図版の掲載許可については、投稿者が自らの責任において然るべき手続きをとる。なお許可に要する費用は、投稿者負担とする。
- *定められた字数などの制限を超えた場合、形式において甚だしく不備がある場合には、受理できない。

- 6 論文の提出時には、本文・図表・参考文献のほかに、以下についても提出すること。
 - 6-1 表紙。論文タイトル（副題も含む）と投稿者氏名・所属を、日本語と英語とで記す。（タイトル等の英語表記は、確認のうえ編集事務局で変更する場合もある。）
 - 6-2 日本語要旨。400字以内。
 - 6-3 英語要旨。200ワード以内。ネイティブチェック済のもの。
 - 6-4 キーワード。日本語・英語ともに5語以内で、それぞれの要旨の後に記載する。
なお、執筆者を特定するようないかなる情報（謝辞、科研番号）も記載してはいけない。
- 7 投稿論文は、ジェンダー研究所ウェブサイト上の、以下のいずれかの投稿フォームより、必要事項を入力したうえで、メール添付にて送付すること。
日本語投稿フォーム <https://form.jotform.me/72482244933459>
英語投稿フォーム <https://form.jotform.me/72488720633461>
- 8 本文と要旨などのテキストのデータは Word と PDF のファイルにし、図、表のデータは Word または Excel と PDF にし、写真は JPEG と PDF のファイルにして提出すること。
- 9 他の文献等から図、表、写真などの転載を行う場合は、原則として投稿者が自らの責任において必要な手続きを行う。その際の費用に関しては投稿者が負担する。
- 10 本文、引用文、参考文献、注については、別に定める＜『ジェンダー研究』執筆要項＞に従う。英語の投稿論文は *Style Sheet for Journal of Gender Studies* とする。
- 11 投稿論文の掲載の可否は、査読者による審査のうえ、編集委員会が決定する。ただし、本投稿規定・執筆要項や本誌の趣旨に合致しない原稿、また学術的論文としての水準を著しく達していないと判断された場合、審査の対象外とする場合もある。
- 12 編集委員会は、査読者の審査にもとづき、投稿者に論文の修正を求めることがある。求められた投稿者は、速やかに論文を修正し、修正対応表をつけて、メールにて提出しなければならない。
- 13 投稿者による校正は原則2回までとする。
- 14 投稿後、投稿論文を取り下げの場合は、速やかに編集委員会に申し出ること。
- 15 原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。ただし、図・表・写真などが多い場合には、執筆者による自己負担となることがある。
- 16 掲載論文の著作権はお茶の水女子大学ジェンダー研究所に帰属するものとする。転載を希望する場合には、編集委員会の許可を必要とする。

- 改訂 1. 2017年10月27日制定
2. 2021年5月14日改訂

『ジェンダー研究』執筆要綱

<http://www2.igs.ocha.ac.jp/wp-content/uploads/2019/11/yoko2019.pdf>

お茶の水女子大学ジェンダー研究所

『ジェンダー研究』 第24号

編集委員会

編集委員長

申 琪榮 お茶の水女子大学ジェンダー研究所

編集委員

天野 知香 お茶の水女子大学基幹研究院文化科学系
水野 勲 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系
森 義仁 お茶の水女子大学基幹研究院自然・応用科学系
石丸 径一郎 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系
大橋 史恵 お茶の水女子大学ジェンダー研究所
倉光 ミナ子 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系
脇田 彩 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系
板井 広明 お茶の水女子大学ジェンダー研究所 (2021年3月まで)

学外編集委員

三浦 まり 上智大学法学部
金井 郁 埼玉大学経済学部
北原 恵 大阪大学文学研究科
板井 広明 専修大学経済学部 (2021年4月から)
Jan Bardsley ノースカロライナ大学
Karen Ann Shire デューズブルグ・エッセン大学

編集事務局

平野 恵子 (特集、研究論文編集) お茶の水女子大学ジェンダー研究所
仙波 由加里 (特集、書評編集) お茶の水女子大学ジェンダー研究所
和田 容子 (校閲、マネージメント) お茶の水女子大学ジェンダー研究所

2021年7月31日 発行
編集・発行 お茶の水女子大学ジェンダー研究所
〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1
TEL: 03-5978-5846
igsoffice@cc.ocha.ac.jp
<http://www2.igs.ocha.ac.jp/>
表紙・目次デザイン 塩飽 晴海
印刷・製本 能登印刷株式会社

Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

Journal of Gender Studies No. 24

Editorial Board

Editor-in-Chief

SHIN, Ki-young

Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

Editorial Board Members

AMANO, Chika

Humanities Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

MIZUNO, Isao

Human Science Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

MORI, Yoshihito

Natural Science Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

ISHIMARU, Keiichiro

Human Science Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

OHASHI, Fumie

Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

KURAMITSU, Minako

Human Science Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

WAKITA Aya

Human Science Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

ITAI, Hiroaki

Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

(Until February, 2021)

MIURA, Mari

Faculty of Law, Sophia University

KANAI, Kaoru

Faculty of Economics, Saitama University

KITAHARA Megumi

Graduate School of Letters, Osaka University

ITAI, Hiroaki

Faculty of Economics, Sensyu University

(Since April 2021)

BARDSLEY, Jan

University of North Carolina

SHIRE, Karen Ann

University of Duisburg-Essen

Associate Editors

HIRANO, Keiko (Special Section, Articles) Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

SEMBA, Yukari (Special Section, Book Reviews) Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

Managing Editor, Proof Reader

WADA, Yoko Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

Date of Issue:	July 31st 2021
Publisher:	Institute for Gender Studies, Ochanomizu University 2-1-1 Ohtsuka, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8610, Japan Tel : 81-(3)-5978-5846 Email: igsoffice@cc.ocha.ac.jp URL: http://www2.igs.ocha.ac.jp/en/
Cover Design:	SHIWAKU, Harumi
Printing Office and Bookbinder:	Noto Printing Corporation



 **iGS**
Institute for Gender Studies
OCHANOMIZU UNIVERSITY